

平成 20～22 年度プロジェクト研究（「教育条件整備に関する総合的研究」）関連報告書

**全国市区町村教育委員会における小中学校の適正規模や適正配置等
に関する政策動向－学校統廃合答申類の分析**

平成 24（2012）年 2 月

研究代表者 葉 養 正 明
(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

はじめに

本報告書は、全国の市区町村の小中学校統合等に関連する答申類を基礎に、小中学校統廃合に際しての学校の適正規模や適正配置等に関する市区町村教育委員会の政策動向を整理したものである。

本報告書の基礎となったプロジェクト研究は、「教育条件整備に関する総合的研究」（平成20年～22年度）である。その間に収集された答申類が膨大な量にのぼったため、整理や分析に時間がかかり、プロジェクト研究の終了時まで最終報告書が完成できず、このたびとりまとめということになった。

なお、この課題に関連して、2冊の報告書をすでに公にしているが、今回のそれはWEBデータと収集された学校統合答申類実物を基礎にした最終報告書にあたる。WEBデータの資料についてはすでに公になっているが、今回の報告書は最終のものであるためあえて盛り込み全体を構成している。

なお、すでに公にしている報告書は以下の2冊であり、国研のHPで全文をダウンロード可能である。

①『市区町村教育委員会による公立小中学校の統合と再編に関連する答申類リストと内容の分析』（平成22年10月、国立教育政策研究所）

②『少子高齢化社会における小中学校の配置と規模に関する資料集（第二集）－附属資料』（平成22年3月、国立教育政策研究所）

WEBデータを用いた分析としては、2009年4月から2010年7月にかけて市区町村教育委員会のHP上に掲載された審議会等答申類（525自治体が掲載）のなかで、学校の適正規模や適正配置等に言及している178自治体を対象にしている。

平成22年7月から10月にかけて全国の市区町村教育委員会対象に学校統合等に関連する文書の送付を依頼し、WEB上では掲載されていないが学校統合等に関する答申類を作成している自治体についても、分析を試みた。

以上の作業に基づいて、WEBデータとあわせ合計353市区町村教育委員会の学校統合関係の分析結果をまとめたのが本報告書である。

なお、分析の枠組みは従前から同一であり、以下のような柱で分析を進めている。

・「Ⅰ学校の適正規模」に関して・・・各市区町村が設定している小学校と中学校の規模の分析

・「Ⅱ統合の基準」に関して・・・学校統廃合に対する基本方針、統合の対象とする学校規模、校舎の老朽化への対応、統合後の通学距離、基本方針以外の基準等

・「Ⅲ学校規模適正化に関連した方策」・・・通学の支援策、スクールバス運行の有無等、小中一貫校(小中連携)を導入する予定の有無等

・「Ⅳ統廃合に関する検討組織について」・・・検討組織の設置、構成員の種類、委員の身分について

分析対象にした資料等には、全ての項目が含まれていない場合もあり、空欄の箇所は記述が欠けていることを示す。

研究代表者 葉養正明

*なお、本報告書の分析に際しては、西村吉弘（国立教育政策研究所研究補助者）の協力を得た。

目 次

1 掲載する市区町村一覧	……………	1 頁
2 学校の適正規模の概観		
(1) 小学校の適正規模基準	……………	3 頁
(2) 中学校の適正規模基準	……………	4 頁
3 全国市区町村教育委員会の小中学校統廃合の基準や通学の支援策等の状況 (353市区町村教育委員会対象)	……………	6 頁

1 掲載する市区町村一覧

ブロック別件数，都道府県別件数(単位：件)

A 北海道～関東・甲信越

ブロック名	北海道							東北							関東・甲信越																																										
都道府県名	北海道							青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都			神奈川県	山梨県	長野県	新潟県																																
ブロック別件数	29							47							107																																										
都道府県別件数	29							6	10	8	11	7	5	15	3	5	5	15	29			8	5	9	13																																
自治体名	札幌市	網走市	青森市	花巻市	仙台市	秋田市	山形市	小野町	石岡市	那須塩原市	前橋市	行田市	千葉市	千代田区	武蔵村山市	川崎市	北社市	長野市	佐渡市	江別市	夕張市	八戸市	遠野市	登米市	美郷町	上山市	喜多方市	高森町	日光市	桐生市	和光市	魏子市	港区	西東京市	横須賀市	身延町	佐久穂町	三条市	北広島市	千歳市	五戸町	釜石市	東原市	湯沢市	高島町	会津坂下町	北茨城市	那須町	甘楽町	狭山市	松橋市	新宿区	町田市	茅ヶ崎市	大月市	小海町	十日町市
	石狩市	釧路市	弘前市	二戸市	丸森町	にかほ市	山辺町	福島市	取手市		みどり市	高島町	鮎川市	墨田区	東久留米市	小田原市	上野原市	須坂市	南魚沼市	函館市	三笠市	六ヶ所村	一戸町	大和町	八峰町	小国町	いわき市	つくば市		倉敷村	坂戸市	松戸市	江東区	世田谷区	三浦市	南部町	富士見町	新発田市	小樽市	赤平市	釧路町	久慈市	大畑町	由利本荘市	大石田町		常陸大宮市			成田市	大田区	文京区	相模原市		松本市	関川村	
	滝川市	長沼町		八幡平市	角田市	横手市	西川町		稲敷市			富津市	中野区	立川市	横浜市		南木曾町	新潟市	旭川市	杜町		盛岡市	石巻市	男鹿市		桜川市				南原総市	杉並区	目黒区	荻原町		麻績村	魚沼市	名寄市	大樹町	北上市		能代市		神栖市			浦安市	北区	多摩市		信濃町	柏崎市						
	室蘭市	厚岸町		田野畑村		湯上市			行方市			茂原市	板橋区	葛飾区			上越市	伊達市	平取町			三種町			かずみがわ市				柏市	練馬区	台東区					小千谷市	帯広市	新ひだか町					大洗町			船橋市	足立区	渋谷区			糸魚川市						
	釧路市	美瑛町							水戸市			長柄町	八王子市	豊島区				妙高市	別海町	標津町						常総市			香取市	日野市	小平市						猿払村							茨城町			鴨川市	東大和市									

B 北陸・東海～近畿

ブロック名	北陸・東海							近畿					
都道府県名	富山県	石川県	福井県	静岡県	愛知県	岐阜県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
ブロック別件数	30							50					
都道府県別件数	3	3	2	5	8	5	4	5	9	15	9	5	7
	魚津市	七尾市	三春町	浜松市	春日井市	岐阜市	伊賀市	甲賀市	伊根町	大阪市	尼崎市	橿原市	和歌山市
	小矢部市	羽咋市	小浜市	伊豆市	田原市	山県市	尾鷲市	高月町	宇治市	高槻市	淡路市	平群町	新宮市
	高岡市	宝達志水町		熱海市	日進市	中津川市	志摩市	栗東市	京丹後市	大東市	篠山市	奈良市	海南市
				牧之原市	名古屋市長	瑞浪市	名張市	東近江市	八幡市	豊中市	朝来市	宇陀市	田辺市
				静岡市	南知多町	南濃町		長浜市	舞鶴市	枚方市	豊岡市	大淀町	串本町
				田原市					福知山市	東大阪市	奈良市		紀の川市
				岡崎市					与謝野町	泉南市	加西市		橋本市
				東栄町					宮津市	門真市	神河町		
									瑞穂町	寝屋川市	上郡町		
										河南町			
										八尾市			
										吹田市			
										摂津市			
										池田町			
										能勢町			

C 中国・四国～九州・沖縄

ブロック名	中国・四国									九州・沖縄							
都道府県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
ブロック別件数	52									38							
都道府県別件数	8	5	2	12	8	2	6	6	3	13	2	1	6	5	0	8	3
	鳥取市	津和野町	井原市	尾道市	下関市	鳴門市	高松市	今治市	四万十町	福岡市	佐賀市	西海市	水俣市	別府市	該当無し	鹿屋市	那覇市
	琴浦町	益田市	真庭市	三原市	山口市	吉野川市	坂出市	愛南町	大豊町	宮若市	多久市		荒尾市	国東市		垂水市	うるま市
	伯耆町	松江市		三次市	岩国市		丸亀市	内子町	土佐清水市	筑後市			上天草市	佐伯市		曾於市	名護市
	江府町	江津市		北広島町	山陽小野田市		観音寺市	新居浜市		嘉麻市			山鹿市	日田市		南さつま市	
	大山町	浜田市		神石高原町	周南市		小豆町	大洲市		香春町			津奈木町	由布市		大和村	
	雲南市			安芸高田市	長門市		土庄町	宇和島市		岡垣町			天草市			阿久根市	
	奥出雲町			竹原市	田布施町					筑後市						さつま町	
	八頭町			東広島市	周防大島町					上毛町						喜界町	
				大竹市						前原市							
				江田島市						直方市							
				世羅町						嘉麻市							
				庄原市						大牟田市							
										川崎町							

※各自治体名は、平成 22 年度の時点で自治体が公表するデータに基づく。

2 学校の適正規模の概観

学校統廃合に際して争点となる「学校の適正規模」について、あらかじめ全国の動向をブロック別にまとめると、以下のようになる。

(1) 小学校の適正規模基準

全国的に見ると、学校教育法施行規則で標準規模とされる「12～18学級」を基準としている割合は、全体の21.1%である。他方、「自治体独自の基準」は23.1%と標準規模の割合と拮抗している。また、「未定」の自治体は47.3%であり、約半数は適正規模基準を明示していない。

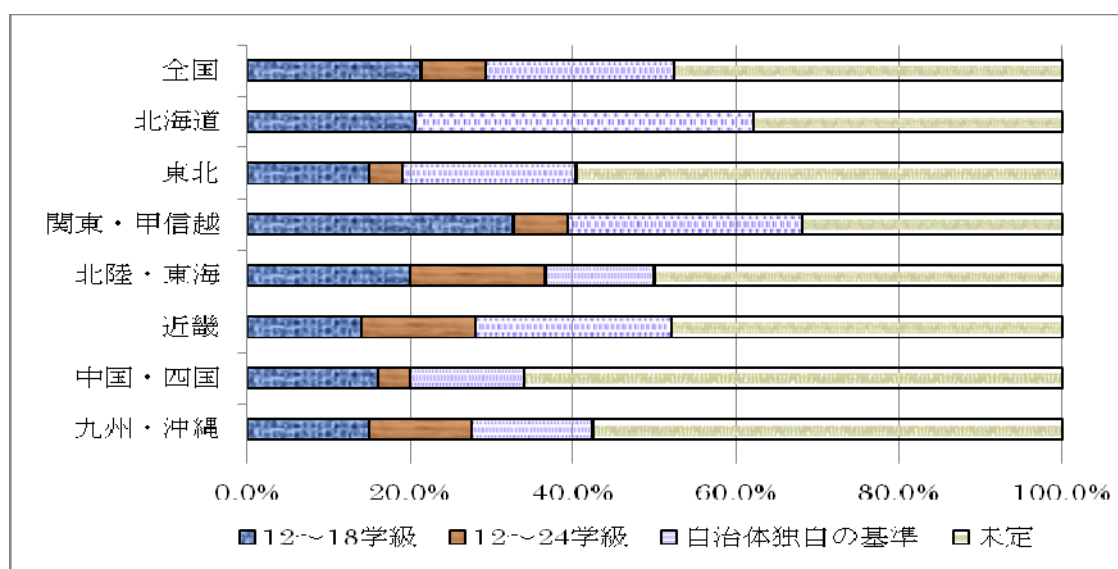
ブロック別に見ると、「12～18学級」の割合は、関東・甲信越ブロックで32.7%となっているのに対し、他のブロックのなかで標準規模に比較的多くの自治体が準拠しているのは北海道ブロックと北陸・東海ブロックである。両ブロックとも20%をやや上回っている。

「12～24学級」を採用しているのは、北陸・東海ブロックで17.9%、次いで近畿ブロック、北陸・東海ブロックが13%台となっている。北海道は該当する自治体はない。

「自治体独自の基準」を採用している自治体は、北海道ブロックが突出し41.4%を占めている。関東・甲信越ブロックが29.0%とそれに続いている。

「未定」(明示していない自治体)は、東北ブロック(59.6%)、中国・四国ブロック(63.5%)、九州・沖縄ブロック(60.5%)と半数を超える。他方、北海道(37.9%)、関東・甲信越ブロック(31.8%)では3割台である。

図1 小学校の適正規模基準の分布



(2) 中学校の適正規模基準

全国的に見ると、「12～18学級」を基準としている割合は全体の12.1%である。他方、「自治体独自の基準」は32.7%とおおよそ3割を占める。また「未定」の自治体は47.6%に達し、おおよそ半数の自治体では適正規模基準を明示していない。

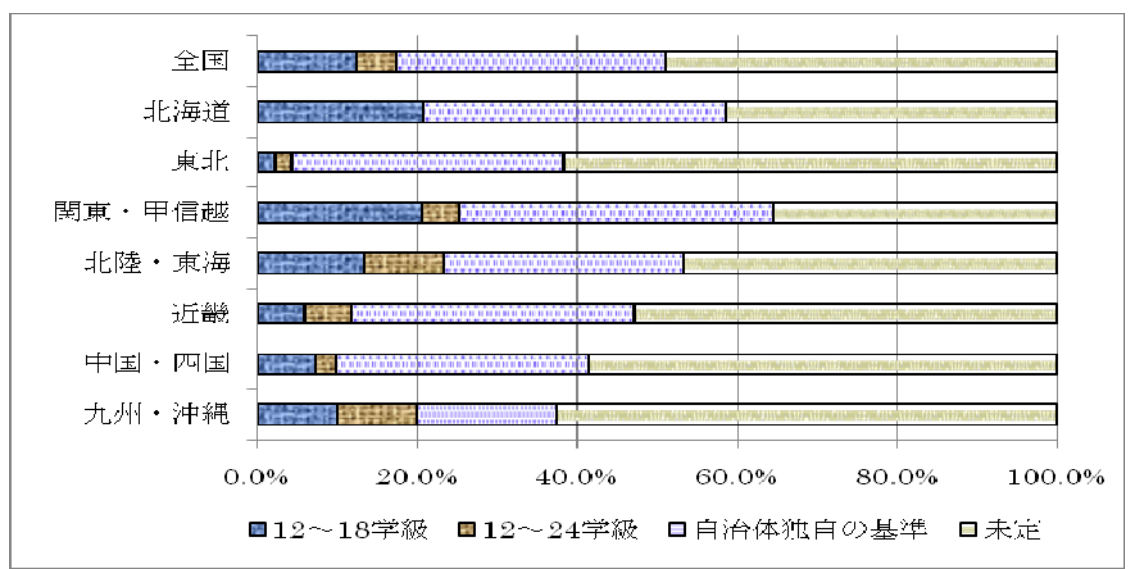
ブロック別に見ると、「12～18学級」の割合は、北海道で20.7%、関東・甲信越ブロックで20.6%と高い値を示しているが、東北ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロックではいずれも一桁台である。

「12～24学級」については、北陸・東海ブロックで10.7%、九州・沖縄ブロックで10.5%とやや高いものの、他のブロックはいずれも一桁台であり、特に北海道では0%となっている。

「自治体独自の基準」について見ると、中国・四国ブロックで25.0%、九州・沖縄ブロックで18.4%と低くなっているが、他のブロックではいずれも3割台と全国平均と同程度となっている。

「未定」については、東北ブロックで61.7%、九州・沖縄ブロックで65.8%と高い値を示している。一方、関東・甲信越ブロックでは35.5%となっているように、地域差が生じている。

図2 中学校の適正規模基準の分布



3 全国市区町村教育委員会の小中学校統廃合の基準や通学の支援策等の状況 (353市区町村教育委員会対象)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統廃合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統廃合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
1	北海道	札幌市	18～24学級	12～18学級	適正配置を検討すべき地域は、将来的に、小学校の場合は12学級未満、中学校の場合は6学級未満の学校が隣接することが見込まれる地域と、小中学校いずれも6学級未満の過小規模校が存在する地域が対象となる。また、適正配置を行う手法としては、①通学区域の変更、②統廃合の2通りが考えられる。	教育環境や指導体制などの面から、適正な学校規模が望ましいが、少なくとも全学年にわたってクラス替えが可能となる学校規模が必要である。 適正配置を検討すべき地域は、小学校の場合は将来的に12学級未満が隣接する地域と、現在単独で6学級未満の学校がある地域を対象とする。 中学校の場合は、将来的に6学級未満が隣接する地域と、現在単独で6学級未満の学校がある地域を対象とする。	老朽化して校舎の建て替え時期を迎えている小規模校は、近隣の敷地を含めて通学区域の見直しや統廃合を検討すべきであると考えられる。 また、校舎の建て替えや増築を伴う適正配置を実施する際には、小学校と中学校の合築などの可能性も含めて多角的に検討を行うことが望ましい。
2	北海道	江別市	12～18学級 下限6学級程度、上限24学級程度。	12～18学級	学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法としては、通学区域の変更・学校の統廃合・分離新設が考えられ、適正規模の安定的な確保と、バランスのとれた学校配置を基本として、児童生徒数の推計、通学距離、通学時の安全性、地理的条件、地域社会との関わりなど十分考慮しながら対応していく必要がある。	①許容できる学校規模の下限(学級数が6学級)に満たない過小規模校については、近接の学校との統合を基本として、学校規模の適正化を図る。 ②特に中学校においては、身体的にも精神的にも大きく成長する時期であることから、学校行事やクラブ活動等を通して様々な活動ができる教育環境を整えることが、より望ましい。そのような意味からも、中学校への対応を早急に考えていく必要がある。 ③大規模校(小学校24学級超、中学校18学級超)については、今後、全学的に児童生徒数の減少が見込まれることから、地域の特性や将来動向、学校の保有教室数などを見極めながら、校舎の増改築や通学区域の変更を基本として、学校規模の適正化を図る。	許容できる学校規模にある小規模校(学級数が6～11学級)については、通学区域の状況、隣接校との距離、地域の特性、将来動向などを見極めるとともに、校舎の老朽改築時期も考慮して、統廃合や通学区域変更等について検討を行い、学校規模の適正化を図る。
3	北海道	北広島市	12～24学級 ただし、特別支援級を除く	12～24学級 ただし、特別支援級を除く	適正規模、集団による教育、市独自の学級編成、児童数の推移などについて協議された。その内容は、児童数は減少していること、集団による教育も重要であること、市内全体のことを考慮すると市単独の学級編成は難しく、現行制度を基本としていくことなどである。 次に、統合の必要性、統合の組み合わせなどについても協議された。その内容は、統合により集団から培われるものの大切さ、通学距離や通学の安全などから隣接した小学校での組み合わせが妥当であることなどである。また、統合の決定、アンケートを含めた判断方法、統合のスケジュールなどについても協議された。その内容は、30回に渡る説明会を行い、学校統合に関する問題点や意見等をお聞きしており、改めてアンケートをとるのではなく、教育委員会の責任において最終的な判断をすること、統合の時期については統合を決定した後協議することなどである。		
4	北海道	石狩市	18学級	12学級	学校の配置については、望まれる学校の規模を確保し、児童生徒の学習や生活環境等を良くするという視点に立って検討することが重要である。ここでは、検討すべき学校を具体化し、改善策を照らし合わせる中で、当該学校の運営や学習指導など、学校に直接関わる内容はもとより、地域との関わりや歴史などを勘案し、総合的に判断されることが必要であり、個々具体的な配置の検討にあたっては、保護者や地域等とのコンセンサスを十分図ることが必要である。	○望ましい1学級の人数・学年当たりの学級数 ①小学校・2学年の1学級の人数は、20～25人、1学年の学級数は3学級が望ましい。 ②小学校3～6学年の1学級の人数は、25～30人、1学年の学級数は4学級が望ましい。	
5	北海道	函館市	12学級以上(12～18学級を目安)	9学級以上(9学級～18学級を目安)	「望ましい学校規模」の確保を基本とするが、地域の実情などを十分に踏まえながら、統廃合や通学区域の変更により、再編を進める必要がある。 小規模校の解消は、単に効率性を追求するのではなく、教育的観点からの取り組みであり、さらに教育環境の充実が図られることを望むものである。		
6	北海道	小樽市	12学級以上	9学級以上	学校の統合にあたっては、ともしれば統合する学校規模等により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起きる懸念があることから、このことが児童生徒に与える影響に配慮する必要がある。したがって、統合を行う際には、関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、統合の事前準備段階はもとより、統合後の児童生徒へのケア対策などを進める環境づくりが大切である。		小中学校の小規模化の問題に加え、本市の教育環境を考える上で見過ごすことのできないこととして、老朽校舎の改修、建て替え、耐震化の問題があります。安全で安心な学校づくりは教育行政の大きな柱だが、改修や建て替えには多額の経費が必要となるため、適正な学校の配置を前提とした学校数の見直しを持って対応することが必要である。
7	北海道	滝川市	12～18学級(1学年2～3学級)	6～18学級(1学年2～6学級)			

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・層書き	3 委員の身分	
	適正配置を実施する際には、通学手段や跡地利用など、様々な行政機関が関連してくる場合があることから、適正配置を円滑に進めるため、行政間のより一層の連携を図ることが望ましい。 また、適正配置の中長期的な方針については、今後の教育環境や社会状況の変化などを考慮しながら、適宜検討していくことが望ましい。						市立小中学校の学校規模の適正化の推進
基本計画では、学校の統合による適正配置を進めることとしており、当然、それに伴って小中学校の通学区域が変更となるが、それ以外の通学区域の見直しについては、計画の対象校に関わる範囲内において検討する。	①江北中学校を江別第三中学校に統合する。 ②角山小中学校を近接の小中学校に統合する。 ③江別小学校と江別第三小学校を統合し、校舎を改築する。 ○下限6学級程度、上限18学級程度。			江別市通学区域審議会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 学校関係者	大学教授 幼稚園園長 自連協副会長 江別市自治会連絡協議会 自連協理事 市PTA連合会会長 小学校・中学校PTA会長 小学校校長 中学校校長 小学校教頭	学校適正配置検討懇談会
	① 広葉小学校と若葉小学校を統合し、新しい学校として使用する校舎については若葉小学校、高台小学校と緑陽小学校を統合し、新しい学校として使用する校舎については高台小学校とする。 ② 新しい学校の開校時期について平成24年4月とする。	通学方法・路線バスの補助制度の確認、通学区域の見直し、区域外通学の対応などについて協議された。その内容は市内の他の小学校の状況と比べても無理な距離ではなく、スクールバスの必要性も無いこと、通学区域の見直しも今回の統合とは切り離して考えること、統合に係わる通学距離等の問題から家庭や児童の状況によっては区域外通学について弾力的に対応することなどである。		北広島市立小学校及び中学校の通学区域審議会	学識経験者 保護者代表 学校関係者 市長部局職員	大学教授 司法書士 小学校PTA会長・副会長 中学校PTA会長・副会長 小学校校長 中学校校長 小学校教頭	北広島島田地内小学校の統合についての報告会資料
	○学校名の決定について 校名の決定方法については、募集を行い、応募された候補の中から準備委員会が選考することと決定され、募集対象を「全市民とする方法」、「校区の市民とする方法」、「2校のこどもみとする方法」などが意見として出されたが、これから一緒に学ぶ子ども達皆で自分たちの学校名を考えるのが良いという主旨のもと、2校のこどもを対象に募集することに決定した。			石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等検討会			石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等に関する報告書
	小・中学校の連携や通学区域の整合性を図りながら再編を進めるためには、学校を単独で捉えるのではなく、地域性等を考慮し、複数校を単位とした。またまりのあるグループごと検討することが現実的と考える。	子どもの体力の低下が指摘される中で、徒歩で通学することは大切なことだと考えるが、地理的条件や通学路の状況を勘案し、子どもに過度の負担がかからないよう配慮する必要があるため、再編にあたってはスクールバスの運行についても検討する必要がある。		函館市学校教育審議会			函館市における市立小・中学校の再編について(答申)
冬期間の雪による通学状況や通学経路に坂が多くなるという小樽市の自然状況、歩道の設置状況、小学校低学年の負担という点にも配慮しなければならない。一方、徒歩による通学は健康・体力づくりに効果があることや教育の体験の場としての側面も考えられることもあり、望ましい通学距離を一律に定めることは難しい。適正配置の結果、著しく通学時間を要する場合、現在一部の地区で実施している通学時のバス利用など通学手段の配慮を行うことが必要である。また、学校での放課後の取り組みにも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要と思われる。	○学級数の上限については、本市の学校規模の現状を勘案し、体育館や音楽室などの特別教室の使用に支障が出ないように18学級を目安とする。	学校の統合により通学区域が広がるため、通学距離が長くなる。学校統合の結果、通学先の学校が徒歩圏内にならない場合は、児童生徒の負担を軽減するためバス利用等の対応を行う。	現状は、27小学校のうち7校が複数の中学校に進学することや、一つの中学校に五つの小学校から進学してくる通学区域がある。これは、学校設立の経過や地域の事情から止むを得ないものだが、小・中学校の連携や地域のコミュニティの視点から考えると、適切とは言えない。新たな学校配置では、中学校へ進学の際に細分化されないよう地区内での小学校と中学校の通学区域の設定を行う。	小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会	学識経験者 教育関係者 保護者 公募市民	大学学長 総連合副会長 中学校長会長 高等学校長協会後志支部支部長 父母と教師の会連合会会長(中学校) 小学校教諭 小樽青年会議所直前理事長 父母と教師の会連合会副会長(小学校) 小学校校長会長 幼稚園連合会会長 短期大学学長 小樽ボランティア会議代表	○小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画原案 ○市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について[答申]
	少人数学級実証研究事業 北海道教育委員会では、小学校1学年及び2学年、中学校1学年で2学級以上ある場合、1学級の人数を35人以下とする少人数学級を実施。			滝川小・中学校のあり方に関する検討懇談会	学識経験者 教育関係者 保護者 公募市民	大学教授 小学校PTA会長 中学校PTA会長 中学校PTA副会長 商工会議所青年部 青年会議所 公募委員 社団法人小樽青年会議所直前理事長 小学校長 中学校長 公募委員	滝川市立小・中学校における学校適正配置のあり方について意見提言書

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
8	北海道	旭川市	12～18学級	9～18学級	<p>学校の適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられる。旭川市の現状を踏まえ、通学区域の変更では限界があり、学校の統廃合を視野に入れて検討せざるを得ないと考えられる。</p> <p>ア. 計画期間は、平成17年度から平成26年度の10年間とする。</p> <p>イ. 10年後(平成26年)の児童生徒数、学級数に基づき対象校を定める。</p> <p>ウ. 過小規模校は、原則として廃校し、近隣の学校と統合することとし、市周辺部に位置する複式学級編制の学校18校(小学校11校、中学校7校)の適正配置に最優先で取り組む。</p> <p>※ 過小規模校は、過疎化が進む市周辺部(25校)、空洞化が進む市中心部(1校)に位置している。</p> <p>エ. 小規模校は、校舎の増改築等を促して、通学区域の変更や統廃合により適正配置に取り組む。</p> <p>オ. 過小規模校、小規模校のうち、一部の学校については、地域拠点校として存続させる。</p> <p>カ. 適正配置を進めるに当たっては、統合方法、スクールバス等の通学手段、校舎等の跡地利用等について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、理解と協力を得て進めていく。</p> <p>キ. 社会経済情勢、学級編制基準の見直し等の教育制度改革、保護者、地域住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて計画を見直すこととする。</p>	<p>学校教育法施行規則では、「12学級以上18学級以下」を標準としているが、旭川市の現状も踏まえ、旭川市における学校の適正規模を次のとおり定める。</p> <p>小学校：6学級以上18学級以下 中学校：9学級以上18学級以下 (より効果的なクラス替えができ、授業時数の多い5教科に複数の教員の配置を可能とし、選択教科が充実する1学年3学級、全校で9学級を下限とする。)</p>	
9	北海道	名寄市	12学級(300～360人程度)	9学級(250～360人程度)	<p>「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(以下、基本方針という。)は、名寄市の小中学校の現状、将来を見通した小中学校の適正な学校規模及び適正配置の基本的な考え方と留意点などを示したものである。この基本方針は、児童生徒数の減少と学校の小規模化が進む名寄市の小中学校の適正配置を進め、適正規模を確保し、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育内容を保障していく取り組みの基本となる。また、この基本方針は、今後の社会経済情勢の変化や教育制度の改正などに合わせて必要に応じ見直しを行う。</p>	<p>学級数については、適切なクラス替えによる児童生徒の人間関係の変化や多様な価値観の発見などの教育指導上の効果や、現行の教職員定数配置基準に基づく教職員数の確保の観点などから、小学校及び中学校ともに6～12学級程度が望ましく、また、学校規模については1学級あたり20～30人の児童生徒数を前提として1校あたり児童生徒数360人程度が望ましい。</p>	<p>市内の小中学校16校のうち、建築後40年以上経過している学校施設が2校(1校は屋内運動場のみの)、建築後30年以上経過している学校施設が6校(校舎・屋内運動場のみの含む)あり、改築・改修等の早急な検討を迫られています。さらに昭和66年以前の旧耐震設計基準により建築された校舎及び屋内運動場を有する学校が12校あり、学校施設の安心・安全の確保の面から耐震化に関する対応を求められている。</p> <p>改築・改修・耐震化などが必要な学校施設は16校中12校にあり、単に老朽・危険校舎の年次的な改築・改修という視点からだけでなく、市の財政運営や後年に過大な負担を残さないという観点から、効率的かつ計画的な学校施設の整備を図る必要がある。</p>
10	北海道	室蘭市	12～18学級	12～18学級	<p>(1)小学校ではクラス替えができること、中学校では主要教科に複数の教員配置が可能となるよう、学校の適正規模を小中学校とも、1校当たり12～18学級を基本とする。</p>		<p>校舎については、建設後の年数を勘案しながら、改築または大規模改修により整備を図る。</p>
11	北海道	伊達市	12～18学級	12～18学級	<p>本委員会は、諮問された「伊達市の小中学校における適正配置のあり方」について、どのような方向で答申を行うか検討した結果、個別の学校のあり方で踏み込んで答申を行うことまでは困難と判断し、全体的な視点における「小中学校のあり方の基準」について検討し、その結果を「適正配置のあり方」として答申することとした。</p>	<p>伊達市の小中学校のうち、平成18年3月に伊達市に編入となった大滝区の小中学校については、既に区内での統廃合を実施しており、各1校づつとなっていること、大滝区を超えた学校の統廃合を論ずることは距離的に難しいことなどから、検討の対象外とした。また、平成18年4月に開校した星の丘小中学校についても、情緒感が高い短期治療施設に伴う小併置校であることから検討の対象外とした。このことから市内の小中学校8校、中学校5校を適正配置検討の対象校とした。小学校においては、5学級以下は、「原則学校の統廃合を検討する規模」とし、6学級以上を「学校存続の規模」とする。</p>	<p>市内の小中学校は、全体的に老朽化が進んでおり、特に小学校において建設後30年以上を経過している学校が6校ある。など老朽化が一層進行している。しかし、財政的にすぐには替えなどを行える状況にはないことから、適正配置の検討結果を踏まえ、計画的に整備を行っていく必要がある。</p>
12	北海道	帯広市	12～24学級	12～18学級	<p>次の3つの視点から、学校の適正規模について整理することとする。</p> <p>① 児童生徒の教育環境の充実 ② 教員体制の充実 ③ 適切な学校運営</p> <p>1学級当りの児童生徒数は、現状の平均的人数である概ね35名以内を前提とするが、教科ごとの必要性に応じて少人数指導や習熟度別授業なども積極的に取り入れ、少人数指導による教育効果の向上にも柔軟に対応することとする。</p>	<p>① 過小規模校 5学級以下の小中学校(複式学級がある小学校及び1学級のみ学年がある中学校)については、統廃合について速やかに検討に着手する。</p> <p>② 小規模校 適正規模に満たない小中学校については、校舎等の改築時期などを考慮し、適切な時期に統廃合や通学区域の見直しを検討する。</p> <p>③ 大規模校 適正規模を超える学校については、全学的に児童生徒数が減少する見直しにあることから、将来の動向を十分に見極めたうえで、必要に応じ通学区域の見直しを検討する。</p> <p>④ 適正規模校 基本的に現状を維持することとする。ただし、校舎等の改築時には、将来的な児童生徒数の推移と全学的なバランスのとれた学校配置を十分に見極め、必要に応じては、学校位置の見直しも含め適正配置について検討する。</p>	<p>現状において、市内小中学校の校舎・体育館総面積のうち約6割が大規模改修の検討が必要な建築後20年以上を経過している。さらに、総面積の約2割が改築の検討が必要となる30年以上を経過している状況にある。今後、これら施設の改築時期が集中的に訪れるとともに、帯広市にとっても大きな財政負担を強いられることが予想される。</p> <p>また、校舎・体育館の耐震化は安全確保の面からも喫緊の課題である。さらに、建設年次が古い校舎では、多目的スペースなど授業形態の変化に対応した教室配置がなされていないなど、施設機能の面においても学校間の格差が生じている。</p>
13	北海道	釧路市	12～18学級	12～18学級	<p>平成14年度から始まる新しい教育課程に柔軟に対応し、よりよい教育環境を創出するために、全学的な通学区域の見直しと学校統合及び特殊学級の再編を推進する。小学校ではクラス替えができること、中学校では主要教科に複数の教員配置が可能となることを基本に、小中学校の適正規模の基準を12学級から18学級とする。</p>		<p>老朽化した学校の改築や大規模改修に努める。</p>
14	北海道	別海町			<p>別海町の将来を見据えた町立小・中学校適正化の基本方針を次の通りとする。</p> <p>ア. 町内を東部地区、中央地区、西部地区に大きく分け、当面は、小・中それぞれ単式校5ないし6校を配置する。</p> <p>イ. 町立小・中学校の1学年当たりの児童・生徒数は、10人以上となること望ましい。</p> <p>ウ. 完全複式校及び児童数30人程度となっている小学校並びに中学校で複式学級を有する中学校を統廃合する。</p> <p>エ. ウ以外の小・中学校については、極小規模化を避けるため、小学校では4学級以下で児童の数が50人以下、中学校では生徒数が25人以下となるときは、統廃合を検討する。</p> <p>オ. 同一地域に小学校及び中学校が設置されている場合は、中学校から(又は、小・中学校同時に)統廃合を検討する。</p> <p>カ. 適正配置を進める中で、通学区域の見直し及び通学区域の弾力化の検討も併せて行う。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
							旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置について～旭川市立小・中学校適正配置計画～
(7) 通学距離は、小学校では児童の順路で概ね2km程度、中学校では生徒の順路で概ね4km程度とする。また、遠距離通学となる児童生徒の保護者に対しては、通学費の助成などによる支援を行う。 (イ) 通学区域の見直し・変更にあたっては、主要幹線道路、鉄道、河川、などの地理的条件や小学校と中学校の通学区域、町内会などの地域コミュニティとの関係を考慮する。 (ウ) 通学路については、交通安全及び生活安全の確保に努め、通学環境の改善を図る。	適正配置の検討時期 ア 普通規模校 適正規模に満たない小中学校について、校舎等の学校施設の改築・改修時期などを考慮し適切な時期に再編を検討する。 イ 小規模校 適正規模に満たない小中学校について、校舎等の学校施設の改築・改修時期などを考慮し適切な時期に再編を検討する。 ウ 極小規模校 将来推計による欠学年(注)の発生が将来にわたって継続していくことが予測されるなど、児童生徒の減少が継続していく小中学校について、速やかに再編の検討に着手する。 (注)欠学年：当該学年に児童生徒が在籍していない状態をいう。	統合により通学距離及び通学時間に支障のある児童生徒に対して、スクールバス等による通学手段の確保などの通学支援を行う。					名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
		学校のシステムや役割については、社会の変化に対応した多様な考え方があがるが、学校統合の実施に当たっては、子ども達がより良い環境で学習できる状況をつくり出すことを第一に考え、あわせて保護者や地域の方々の理解が得られるよう十分協議を行う。	通学距離が小学校2Km、中学校3Kmを超えるときはスクールバスを導入する。				
				伊達市学校適正配置検討委員会	PTA連合会連合自治会協議会 協議会 学校関係者 学識経験者 公募市民	伊達市PTA連合会 伊達市連合自治会協議会 伊達市校長会教頭会 一般教員 幼稚園代表 保育所代表 退職教職員会連合 北海道伊達地区連合会 伊達青年会講所 伊達市婦人団体連絡協議会	伊達市の小中学校における適正配置のあり方について 答申
ア 通学距離は、小学校で概ね2km以内、中学校で概ね4km以内とする。なお、通学に支障を生じる場合には、実態に応じて支援策を検討する。 イ 通学区域の設定に当たっては、次の諸要件についても配慮する。 (7) 幹線道路、河川、鉄道などの通学環境 (イ) 小学校と中学校の通学区域の整合性 (ウ) 地域コミュニティとの整合性	既存の通学区域制度を維持しつつ、適正配置に伴う経過措置として、区域外通学許可制度の弾力的運用を図ります。 ○学校名の決定等について 統合に当たっては、保護者や学校の代表などからなる「(仮称)統合準備協議会」を設置し、教育目標や校名・校歌、通学路、廃校となる学校の歴史の保存方法など、統合による新校への円滑な移行に向けて協議する。			帯広市小中学校適正配置等検討委員会	学識経験者 教育関係者 保護者 公募市民	中小企業家同友会 PTA連合会 PTA青年会講所 公認会計士・税理士 帯広大谷短大 教授 帯広畜産大学 副学長 小学校長会 中学校長会	○帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 ○帯広市小中学校適正配置等検討委員会報告書
通学距離の目安を小学校2キロメートル、中学校3キロメートルとする。				学校のあり方検討委員会			学校のあり方検討委員会最終報告
			統合後の児童・生徒の通学にあたってはスクールバスを運行し、児童・生徒及び保護者の負担が大きくなるよう配慮する。				別海町立小・中学校適正配置計画

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
15	北海道	猿払村 (2009年)			<p>○諮問事項</p> <p>1・猿払小学校の平成13年度統廃合の適否について</p> <p>2・統合先を免志別小学校とすることの適否について</p> <p>○平成12年度末は意向について</p> <p>現在の児童数及び平成18年度までの児童数の推移の状況から、平成13年度当初で7名の在籍数はあるものの、1年生から3年生まで在籍者なしという現状から学校運営の困難さは明白であり、保護者及び地域の訴えも考慮して、平成13年度統合について、やむを得ないと判断するものである。</p>		
16	北海道	猿払村 (2008年)			<p>様々な視点から検討を続けた結果を踏まえ、また、教育関連三法の改正及び市町村合併の行方が不透明などにより、不安定な本村の教育を取り巻く環境から、本学校適正配置審議会としては、現時点でいずれの学校も再編・統合する状況ではなく、当分の間、小学校6校を維持していくことが最良と判断した。</p>		
17	北海道	網走市			<p>○整備概要</p> <p>1・中央小学校の改築 昭和38年建築の現校舎を全面移転改築する。</p> <p>2・東部地区統合小学校 北浜小、音根内小、丸万小、浦士別小の4校を統合し、新設校として開校する。</p>		
18	北海道	夕張市			<p>○具体的な対応</p> <p>1・本町・若菜地区(夕張小、若菜中央小、千代田中)</p> <p>2・清水沢・南部地区(清水沢小、幌南小、清水沢中、幌南中)</p> <p>3・沼の沢・紅葉山・滝の上地区(緑小、のぞみ小、滝の上小、緑陽中)</p> <p>当面、市内に中学校3校、小学校では3~4校程度とするのが望ましいと判断されるが、児童・生徒数の減少の状況によっては、更に検討が必要と考えられる。</p> <p>特に、中学校においては、市内全域で生徒数が200名を割った段階では、将来的に1校体制も視野に入れて検討されるべきと判断する。</p>		
19	北海道	千歳市			<p>○小規模校の対応について</p> <p>今後更に生徒数の減少傾向がある場合、真町中学校は千歳中学校との統合を視野に入れた検討が必要。検討にあたって、生徒の通学距離・方法、保護者や地域の意向など十分な時間を掛ける必要がある。</p>		
20	北海道	蘭越町			<p>1・地域の合意に基づく統合 保護者の意見を尊重し、地域の合意に基づく学校統合を基本とする。</p> <p>2・年次計画的な統合の推進 4校をできる限り短期間に、計画的に統合することが望ましい。</p> <p>3・学童保育所事業との有機的結合 学校統合を検討するにあたって、学童保育所への入所にも配慮する。</p>		
21	北海道	三笠市	12~18学級	9~18学級	<p>現在、市内小学校5校は全て1学年1学級でありそのうち3校は複式学級のある学校になっている。また、中学校は、平成20年度からは1学年1学級と小規模化が進み、複式教育も心配される状況である。</p> <p>今回、現状の中であるべき小中学校の適正な配置計画を論議したことは、単式学校を存続させることだけに拘わらず、自立したまちづくりの観点から将来の全市での適正規模の学校配置を論議した結果である。</p> <p>○適正配置計画について</p> <p>適正配置は1学年2学級以上を基本とし、小学校1校(1学年2学級)、中学校1校(1学年2学級)が適正規模であり、早急に対応する必要がある。また、中心校は三笠市の地理的条件等を考慮し、三笠小・中学校が適正と判断する。</p>	<p>○小学校の場合</p> <p>1・学級編成ができること。</p> <p>2・同一学年で、複数の学級で学級経営や教材指導等ができること。</p> <p>3・特別教室や体育館等の施設が、ある程度余裕を持って使用できること。</p> <p>4・学年2~3学級、学校全体で12~18学級を標準的な規模とすることが望ましい。</p> <p>○中学校の場合</p> <p>1・学級編成ができること。</p> <p>2・5教科に、複数教員が配置できること。</p> <p>3・特別教室や体育館等の施設が、ある程度余裕を持って使用できること。</p> <p>4・学年3~6学級、学校全体で9~18学級を標準的な規模とすることが望ましい。</p>	<p>昭和56年以前に建設された施設は、建築基準法が改正されたことにより、耐震調査、耐震改修などに巨額の費用を要することが想定される。そのため、統合後の校舎については、現状で昭和57年度以降に建設された施設を中心に検討しなければならない。</p>
22	北海道	赤平市			<p>○基本方針</p> <p>今後の教育課程に柔軟に対応し、且つ、より良い教育環境を創出するため、学校統合の推進とそれに伴う一部通学区域の見直しをする。</p> <p>○小学校</p> <p>①百戸小、茂尻小、平岸小、を統合。</p> <p>②赤平小、住友小赤平小を統合。</p> <p>③豊里小は一部美園町地区を通学区域の弾力化地域とする。</p> <p>④赤平小は現状維持とする。</p> <p>○中学校</p> <p>①赤平中(現状維持)</p> <p>②平岸中と茂尻中と中央中の統合で中央中学校の校舎を使用</p>	<p>○小学校</p> <p>複式校の解消を最優先する。</p> <p>○中学校</p> <p>1学年2学級規模の学校を配置する。</p>	
23	北海道	長沼町		9~12学級	<p>○1学級あたりの望ましい児童生徒数概ね20名以上35名以内が望ましい。だが、適正規模確保のための取り組みをどのような段階から着手すべきかについては、単一的な児童生徒数の増減だけで判断すべきではなく、本町のまちづくりの政策を含めた長期的な見通しのもとに判断すべきである。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
○通学区域について 今回の通学区域変更(猿払及び特別一戸を鬼志別小学校の通学区域に加える)については、当該地区の保護者及び地域全員の一致した願いの中から、自らが統合を決定した際の、いわゆる統合の条件となっており、従来の統合問題とは異なる、特別なケースとして捉える必要がある。	○本方針の他に統合に関連する諸事項については、本審議会の審議対象にしない。	地域からは直通のものをとの要望があるが、当該校のみを優先させるのではなく、現在運行中のバスの実態を把握し、特に長時間乗車を余儀なくされている路線の時間短縮の方法、保育所園児との整合性を保ち子どもへの劇に立った、全村的なスクールバスの樹立を検討されたい。		猿払村学校適正規模審議会	小中学校長 児童生徒の父母代表 学識経験者	校長会会長 教頭会会長 小・中学校長 父母と先生の会会長 村議会議員 社会教育委員 女性団体連絡協議会会長 民政児童委員 教職員組合支部長 商工会青年部部長 漁業・農業協同組合青年部部長	猿払村学校適正規模審議会 答申書
	○猿払の子ども達の教育を考えた場合には、今後も引き続き検討する必要があるものとし、次の通り提案し、答申する。 ①学校の統廃合を検討するための基準作りを求める。 ②基準に満たない状況となった場合に速やかに統廃合の議論を始められるルールを作る。			猿払村学校適正規模審議会	小中学校長 児童生徒の父母代表 教育に関し意見を有するもの	小中学校校長 団体職員 漁業・酪農従事者 郵便局長 役場職員	猿払村内における小学校の適正な配置について(答申)
	○当面想定する事業 西部地区統合小学校の4校の統合に努め、統合校として新設する。						第4次学校整備計画終了後における網走市学校整備基本方針
児童・生徒の通学について登下校時に合わせたバス運行や通学バスの運行など通学体制の確保に配慮されるべきである。 特に小学校では、通学距離による長時間通学は、避けるべき。	○小学校再編 6校を統合「ゆうばり小学校」を新設する。 ○中学校再編 3校を統合「夕張中学校」を新設する。	○平日 登校時1便、下校時5便を基本。 ○休日 部活動対応として登校時2便、下校2便。		小・中学校適正配置検討委員会			今後の夕張市における小・中学校の適正配置について
				千歳市の教育を考える市民会議	学識経験者(10人程度) 公募市民(15人程度)		提言書 千歳市の特性を活かした新たな教育の在り方について-地域と共に千歳っ子を育て-
	○統合についての具体的提案 1・目名小学校 今後就学予定児童を持つ保護者には統合への強い要望もあることから、「平成19年度末の統合」を予定できないか。 2・三和小学校 平成19年度から隔年で養護教諭を働かない状況となるため、「平成20年度末の統合」を予定できないか。 3・港小学校 平成19年度の児童数は9人を見込んでいるが、今後更に転出等による減少も予想されている。また平成20年度は2学級編成となり、児童数は5人となる。このため、「平成19年度末の統合」を予定し、協議を進める。 4・御成小学校 現在PTAとの話し合いは行ってないが、近く話し合う予定である。平成21年度に2学級編成になると予想されるため、「平成20年度末の統合」が検討できないか、協議を進めたい。			町教育委員会			小学校統合についての基本方針
	○小学校の統廃合について 1・単式学級規模の存置を基本としつつ、新たに複式学級が想定される時点で、統廃合も含め検討する。 2・既に複式校の場合、実績・成果を考慮し当面複式校の存置を考えたが、実態として教育効果が期待できない学級数、児童数が想定される時点で統廃合も含め検討する。 ○中学校の統廃合について 単式学級規模存置を原則とするが、実態として複式学級が想定される時点で、統廃合を基本として検討する。			小学校・中学校適正配置審議会	・労働、農、商工会、青年及び婦人団体の推薦する者 ・校長、教諭及び父母と先生の会の会員 ・その他教育委員会が必要と認める者		小学校、中学校の小規模化に伴う適正配置に関する答申書
通学区域の目安を小学校2km、中学校3kmとする。ただし、これを超える場合については、スクールバス及び路線バスの検討をする。	○統廃中学校と小学校区との関係 ①赤平中(現状維持)-小学校校区(赤平小、豊里小) ②中央中-小学校校区(赤平小、住友小赤平小、百戸小、茂尻小、平岸小)			市教育委員会	校長会代表 PTAの代表 その他団体の代表 知識経験者	小中学校校長会 PTA連合会 商工会議所 民生児童委員協議会 農業協同組合 地区連合会 青年会議所	学校教育条件整備 具体化構想
	○審議会後の検討事項次の事項については、教育基本法第17条に規定される「教育振興基本計画」及び現在策定中の「第2期生涯学習推進計画」の中で、町教委に検討をお願いする。①特色ある学校づくり②幼小中高の連携方法③小中(高)-貫教育の検討④再編整備を行った際の児童の居場所づくり⑤町の地域特性(田園と都市の共存)を生かした教育の場のあり方			長沼町がめざす学校教育の委検討委員会			長沼町がめざす学校教育の姿

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
24	北海道	壮瞥町			<p>○小学校の基本方針</p> <p>小学校は、地域のシンボル、地域コミュニティの拠点で、学校と地域が一体となって教育活動が展開されているなど、地域にとって非常に重要となっており、小学校は可能な限り地域に存続させることを基本とする。</p> <p>○中学校の基本方針</p> <p>中学校は、集団生活の中で社会での適応力や競争力など集団の中で発揮する力を養うことが求められることから、充実した集団活動の展開や教科指導体制を確立する必要がある。そのため、早期に適正配置を実施し、学校の集約化を図ることが望ましい。</p>	<p>○小学校について</p> <p>学校統合の目安となる規模は、完全複式学級となる3学級以下と考えられる。特に、児童数が14人以下になると教諭・事務職が削減され、更に10人以下になると養護教諭が削減されることになり、好ましい教育環境の確保が難しくなることや教育活動の制約が大きくなるなどが考えられる。</p> <p>○中学校について</p> <p>学校統合の目安となる規模は、多様な考えを持つ集団での協調性や社会性、競争力などを養うことなどを考慮すると、1学級の人数は複式学級の編成基準となる7人～8人程度、全校生徒で21人～24人程度が最小限の存続の目安とすることが考えられる。</p>	
25	北海道	大橋町	24学級	9学級以上	<p>○小学校の適正規模について</p> <p>1・全校児童数30名以下になった場合、学校・学級経営に様々な問題が生じてくる。</p> <p>2・欠学年が生じると、学校経営のリズムが失われる。また、学年の離れている複式はできる限り避けたい。</p> <p>3・教職員配置基準を十分考慮し、学校の機能が損なわれないように配慮しなければならない。</p> <p>○中学校の適正規模について</p> <p>1・進路選択の重要な段階でもあるので、中学校での複式は避けたい。</p> <p>2・複式となる見通しがない場合でも、中学校では特に集団的活動を重視する意味から、生徒会活動、部活動、学校行事等において最低限の生徒数を確保できる人数として、全校生徒数が20名以上を確保することが望ましい。</p>	<p>○小学校規模の最低基準</p> <p>小学校は、当面4学級とする。</p> <p>○中学校規模の最低基準</p> <p>中学校は、単式3学級以上とする。</p>	
26	北海道	厚岸町	12学級以上	6学級以上	<p>○適正配置計画</p> <p>①厚岸小、真龍小、太田小、床譚小、及び太田中は現状維持とする。</p> <p>②厚岸中、真龍中は現状維持とする。ただし、耐震補強の計画を策定する。</p> <p>③上尾幌小、上尾幌中はそれぞれ真龍小及び真龍中に統合する。</p> <p>④尾幌小、厚岸小及び尾幌中については、厚岸小は真龍小への統合、厚岸小中学校は真龍小及び真龍中或いは太田小及び太田中への統合を進める。</p> <p>⑤高知小及び高知中は、当分は統合年度を示さず継続的に協議を進める。</p> <p>⑥方無去小及び方無去中は、当分は統合年度を示さず継続的に協議を進める。</p> <p>⑦現在休校中の糸魚沢小は、平成21年4月を目途に廃校とすべく地域との協議を進める。</p>	<p>○小学校の基本的な適正規模</p> <p>1・1学年3学級以上で、全児童数12名以上。</p> <p>設定理由</p> <p>①教員配置を含む一定の教員数の確保が可能である。</p> <p>②養護教諭の配置が可能(1名以上)である。</p> <p>○中学校の基本的な適正規模</p> <p>1学年2学級以上で、全生徒数6名以上。</p> <p>設定理由</p> <p>授業時数の多い5教科の教員の確保が可能である。</p>	<p>学校施設の老朽化への対応及び耐震化推進計画の策定にあたっては、今回示す一定の学校規模以上であっても、多額の事業費を要する施設整備は困難な状況である。</p> <p>したがって、町における学校施設整備においては、学校の統廃合も含めた適正配置を検討することとする。</p>
27	北海道	平取町			<p>○学校統合の推進方針</p> <p>・小学校 荷真小を貫真別小に統合を推進するものとする。</p> <p>・中学校 貫真別中及び振内中を平取中に統合を推進し、1学年複式学級規模を確保する。</p>	<p>○小学校の適正規模</p> <p>児童数3学級16人以上の学校とし、これ以下の規模校については、統合することが望ましい。</p> <p>○中学校の適正規模</p> <p>1学年複式学級の中学校とすることが望ましい。</p>	
28	北海道	新ひだか町			<p>1・基本的には複式学校を解消する。</p> <p>2・地域性を考慮する。</p> <p>3・通学バスの乗車時間を考慮する。</p> <p>4・既存校舎の地盤状況を検討する。</p> <p>5・5年先を第一段階とし、10年・20年先を視野に入れながら検討する。</p> <p>6・統廃合に対する地域の意見について、在校生と就学前の保護者の意見を尊重する。</p>	<p>○第一次統合計画(平成20年度～24年度)</p> <p>(1)静内東部地区小学校(川合小、東静内小、春立小)</p> <p>①平成20年度、川合小を東静内小に統合。</p> <p>②春立小については父母の意見を参考とするが、将来的に静内小への統合となれば、通学バスの乗車時間が長く児童への負担がかかる。</p> <p>③町教委としては、三石小への統合が望ましい。</p> <p>(2)三石地区小学校 三石川筋～三石小と延出小を三石小に統合。</p>	
29	北海道	美瑛町	12～18学級		<p>○小規模小中学校の適正規模</p> <p>1・小学校について</p> <p>①児童数1学年5人～10人。</p> <p>②全校児童数30人～60人。</p> <p>③学級数3～6学級。</p>	<p>少なくとも、全児童数16人以上、3学級編成ができて、欠学年ができることは避ける。</p>	
30	北海道	標津町	6学級以上		<p>○小学校の適正規模について</p> <p>1・学年の児童数は、10人から25人の単式学級が望ましい。</p> <p>2・学校規模は、6学年6学級で60人から150人程度。</p> <p>○中学校の適正規模について</p> <p>1・学年の生徒数は、10人から25人の単式学級が望ましい。</p> <p>2・学校規模は、3学年3学級で30人から75人程度。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○小学校の適正配置方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杜智小学校 国道が示す適正規模校(1学年3学級以上)には至らない。しかし、1学級の児童数が今後も20人前後を維持することが可能であり、現行を維持することが適当である。 ・久保内小学校 平成23年度からは完全複式になる可能性が高く統廃の対象と思われるが、統廃時期については児童数14人以下、又は10人以下で、その後15人以上の確保が見込めない時期とすることが望ましい。 <p>○中学校の適正配置方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杜智中学校 1学級20人以下の状態が当面続くことから、学習面や適応性の機会に欠如に配慮し、統廃によりこれを解消することが望ましい。 ・久保内中学校 学校存続の目安とした生徒数21人を確保できなくなる平成25年前後に杜智中学校と統廃することが望ましい。 			杜智町教育委員会			杜智町立小中学校適正配置基本方針
○小学校の場合 交通機関を利用する場合は、通学に要する時間を概ね片道0分以内にとどめる。	○適正化基本計画 1・町の将来あるべき姿を示した諸計画との整合性を十分考慮すること。 2・全時的視野のもと長期展望に立つて計画を樹立し、円滑な実施を推進するために地域の協力体制を整えることが前提条件である。			大樹町教育委員会			大樹町小中学校適正配置計画
○中学校の場合 交通機関を利用する場合は、通学に要する時間を概ね片道0分以内にとどめる。				厚岸町教育委員会			厚岸町立学校適正配置計画
				平取町教育委員会	町議会民生文教常任委員長 自治振興会正副会長 小中学校長 町PTA連合会正副会長		平取町学校教育条件整備方針
	<p>○第二次統廃計画(平成25年度以降)</p> <p>(1) 静内東部地区小学校 ① 東静内小を静内小に統合。 ※小学校統廃の前に静内第二中を静内中への統合を検討。 (2) 静内市街地区小学校(山手小、静内小、高静内小) ① 山手小は、存続が妥当。 ② 静内小は、将来静内東部地区小の統合先学校としての位置づけと児童数の推移を考えた時、当分の間は現状のままとする。 ③ 山手小と静内小は、校舎の大規模改修の時期に来ており、将来、新たに新校舎を1校建設することが望ましい。 ※大規模改修経費は、1校あたり7億円。新校舎建設となれば、約10億円で済むことから軽減される。また、2校を1校にすれば、維持管理費の削減効果もある。 (3) 桜丘小学校 地域性と通学バス時間などを考慮し、現状維持が望ましい。 (4) 三石地区小学校 三石小に統合することが望ましい。</p>						新ひだか町立小学校統廃配置計画
				学校統廃検討委員会			学校統廃検討委員会答申
	<p>○小学校が複式校となる場合</p> <p>1・学年の児童数は4人から6人の間を堅持したい。複式校で、最低8人から12人程度である。これを、ばらつきなく各学級に確保したい。</p> <p>2・学校規模は、3学年24人から36人程度の規模となる。尚、次学年や児童が1人もしくは2人の学年が生じないようにすることが好ましい。</p>	現行スクールバスの利用方法及び民間バスの利用を踏まえて、特に冬期間の除雪体制も考慮して考える。		標津町教育委員会			標津町小・中学校適正配置の基本的な考え方について

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
31	青森県	青森市	12～24学級	12～24学級	<p>○将来の児童生徒数の推移を踏まえ、小規模校や大規模校を適正規模化の対象とし、学校の教室数や校地面積といった施設能力などの校舎環境や通学の安全などの通学環境、小学校と中学校の通学区域の関連性、学校と地域の結びつきを可能な限り考慮し、既存学校施設の活用を念頭に、学校の統廃合も含めた通学区域の再編を進める。</p> <p>○適正規模に満たない学校や適正規模を超える学校の中でも、学級編制基準である1学級40名の増えるような学級を有する学校については、ある一定の期間、地域の人口動態などを見極めたうえで、適正規模に達する状況がないと見込まれる場合に再編対象として位置づけ、通学区域の再編を進める。</p>		<p>○学校は知識や技能を習得するだけでなく、子どもが豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあることから、活動内容に応じて適切な規模の集団による多様な教育活動の展開を図り、子どもがその成果を実感し、充実感や達成感を味わい自己認識できる教育環境をつくる必要がある。</p> <p>○このような教育環境の実現には、ある程度の学校規模の確保が必要であり、学校活動の状況を踏まえ、本市では、子どもの学習面や生活面などにおける指導上の観点、学校運営面の観点、学校施設・設備の効率的・効果的な使用などの教育効果と財政効率を相乗的に向上させる観点から総合的に判断し、より良質な環境で教育を行うことができる学校規模(特別支援学級を除く、以下「適正規模」という)を12～24学級と定め、最も望ましい学校規模として18学級を理想とする。</p>	<p>○昭和30年代に建設された校舎が3校、昭和40年代に建設された校舎が16校あり、校舎の老朽化が進んでいる。</p> <p>○学校は児童生徒の学習・生活の場であることに加え、防災拠点としての役割を果たしていることから、安全で安心な施設機能確保の必要があり、学校施設の耐震化については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」における各種の防災対策の中でも重要な位置づけとなっている。</p>
32	青森県	八戸市	6学級以上	6学級以上	<p>○必要な学校規模について小学校では学年1学級、中学校では学年2学級を最低限必要な学校規模として設定し、一つの目安とした。これより本市が小・中学校共に30学級を上限として学校の分離・新設を検討してきたことは妥当である。</p> <p>○学級規模について本市の場合、実際は小学校では約36割が1学級33人以下、中学校の約3割は1学級35人以下の学級となっている。本市では、クラス替えができる規模であることを前提に、少人数学級の実現が望ましい。よって、小中学校共に、1学級20人程度とする。</p> <p>○検討期間検討期間は一つの目安として、早急に対応すべき「短期」、将来の理想として検討すべき「長期」に加えて、丁寧な合意形成すべき「中期」の3つに分類した。</p> <p>1・短期 現在通学する、または数年内に入学する児童生徒の教育環境を考えた時に、早急に対応すべき課題については、概ね3年を目途にその解決を図るべきと考える。</p> <p>2・中期 児童生徒の教育環境や学校を取り巻く地域事情を考えた時、現在の所深刻化していないけれども、今後5～6年の近い将来に顕在化する可能性がある課題については、概ね6年を目途に、丁寧な合意形成のもとに、その解決を図るべきと考える。</p> <p>3・長期 児童生徒の教育環境や学校を取り巻く地域事情を考えた時、現在の所深刻化していないけれども、学校や学校を取り巻く地域ごとで、将来の理想の姿として検討すべき課題については、10年先を見越して考えるべきと考える。</p>		<p>○方向性のまとめ</p> <p>1・第一中学校地区(短期)</p> <p>①一部が柏崎小・第三中学校区となっている南類家1丁目目は、全てを吹上小・第一中学校区とすべきである。</p> <p>②吹上小学校区と中層林小学校区との区分が明確でない田向土地区画整理地区内については、市民病院付近などの幹線道路を基準に通学区域を指定すべきである。</p> <p>2・第二中学校地区(短期)</p> <p>当地区内の学校は、適正配置という観点からは現状維持が妥当である。</p> <p>3・第三・小中野・江陽中学校地区(短期)</p> <p>一部が柏崎小・第三中学校区となっている南類家1丁目目は、全てを吹上小・第一中学校区とすべきである。</p> <p>(長期)</p> <p>狭い範囲に学校が隣接しているため、津学区域のあり方について検討する必要がある。</p> <p>4・長者中学校地区(短期)</p> <p>番屋小学校父母と教師の会からの要望を尊重し、番屋小と因幡小を統合すべきである。</p> <p>5・漢・東中学校地区(短期)(中期)</p> <p>①赤崎町内及び柳町町内は、実態に合わせて指定校を漢小へ変更すべきである。</p> <p>②塩入町内地区への小学校新設及び漢小と青潮小の統合を検討する必要がある。また、このこととあわせて東中学校区内の小学校のあり方について検討する必要がある。</p>	
33	青森県	五戸町			<p>○適正規模について小学校における1クラスの適正人数は、最低10人以上が望ましい。ただし、中学校においては体育の種目によっては最低20人を超える人数が必要となることもあり、適正人数は最低20人以上が望ましい。</p> <p>○小・中学校の教育振興の今後のあり方について</p> <p>1・中学校は、現状のまま五戸中、川内中、倉石中の3校体制とする。また、学区についても現在の各中学校の学区とする。</p> <p>2・小学校は、原則としてそれぞれの中学校学区に2校の統合小学校を配置することが望ましい。ただし、五戸中学校学区については、現状の諸条件を勘案し、次の案とする。</p> <p>①五戸小と姥川小の統合。</p> <p>②豊間内小と南小の統合。</p>			<p>町内12校のうち6校が耐震構造建築物への改修が求められている中で、町内小・中学校校舎・体育館などの学校施設は、一部を除いて老朽化が激しく、必要最小限の簡易補修及び危険度の高いものから優先的に補修をして何とか凌いでいる現状にある。児童生徒の安全を確保するため、できるだけ早く立替えをしなければならぬものと考えられる。</p>
34	青森県	弘前市					<p>12学級に満たない小規模な学校のうち、複式学級編制校は統廃合により複式学級の速やかな解消を図るとともに、その他の小規模校についても、逐次検討を進める。</p>	<p>○校舎など施設環境の整備</p> <p>学校規模適正化の第一段階として複式学級編制校を統合するにあたっては、子どもたちが安全で安心して学習できる学校施設の確保に向けて、老朽化や耐震耐風などの緊急性や必要性を財政の効率的執行の観点から考慮し整備すべきであるとともに、複式学級の果たしてきた教育的役割を十分に理解し統合後に生かす必要がある。</p> <p>また、学校は、災害発生時には、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、耐震性を有し、安全で安心できる施設でなければならない。</p>
35	青森県	六ヶ所村			<p>○統廃合の基本的考え方</p> <p>適正規模化を図るため、小・中学校共に北地区1校、中地区1校、南地区1校とし、村内の小・中学校数を合計6校とする。</p> <p>○統廃合計画</p> <p>1・北地区 泊小学校、泊中学校</p> <p>2・中地区 戸鏡小学校、第一中学校</p> <p>3・南地区 (仮称)七鞍平小学校 第一段階:平沼小、倉内小統合(第二段階:千歳平小統合) 第二中学校(千歳中統合)</p> <p>○統合時期</p> <p>将来的に、小学校3校、中学校3校とするが、具体的な統合時期について次の通りとする。</p> <p>1・小学校の統合について</p> <p>①戸鏡小学校の統合は、平成21年度を目途に進める。</p> <p>②倉内小と平沼小の統合は倉内小が耐震調査の結果、解体撤去後、跡地にプレハブ校舎を建設することとなり、概ね5年以内(平成24年度)を目途に統廃合を進めるとし、新校舎用地などの検討を早い機会に進めることとする。</p> <p>③千歳平小の七鞍平小への統合は、今後の児童数の推移を見ながら長期的な観点に立って10年後に統廃合を目途に検討を進める。</p> <p>2・中学校の統廃合について</p> <p>千歳中の第二中への統合は、地域懇談会など協議の場を設定して、生徒数が40名台となる平成24年度を目途に統廃合を進める。</p>			
36	青森県	鰯ヶ沢町			<p>○適正配置について</p> <p>まずは、望ましい学校規模を確保することが前提で、複式学級の解消、安全性のある学校施設の改修で、小学校2校、中学校1校が望ましいと判断した。</p> <p>○再編時期</p> <p>1・小学校 小学校7校の内、鳴沢小・建石小・中村小を一中学校区の舞戸小に仮称舞戸小として、南金沢小・赤石小を二中学校区の西海小に仮称西海小として、平成23年度に再編する。</p> <p>2・中学校 中学校2校は、現在の鰯ヶ沢第二中に仮称鰯ヶ沢中として、平成23年度に1校に再編する。</p>			<p>平成18年度に鰯ヶ沢第一中の耐震診断、平成19年度に西海小の耐震診断をした結果、鰯ヶ沢第一中は校舎6棟のうち南棟・中央棟・北棟の5棟が、構造体新指標0.7未満となっている。また、西海小も、基準値を下回っている。このため、学区再編する場合でも、鰯ヶ沢第一中及び西海小については、再編までの間の自然災害による安全対策も考慮する。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
<p>○通学区域再編にあたっては、既存の通学区域の再検証と学校配置を考慮し、学校規模の適正化に向け、以下の方法により実施する。</p> <p>【通学区域変更】隣接する学校同士で通学区域の一部を変更する。</p> <p>【統合による通学区域の変更】上記の変更によっても適正な学校規模が確保されない場合は、隣接もしくは近隣の複数の学校との統合により通学区域を変更する。</p> <p>【小・中学校の通学区域の整合性】小・中学校の通学区域の設定については、1 小学校区から3 つ以上の中学校に分かれて進学するコースの解消や、1 小学校区から2 つ以上の中学校に分かれて進学する場合は、種々な偏りの解消に努める。</p>	<p>○自校単独では再編対象ではない場合であっても、隣接もしくは近隣の学校が上記の再編対象校となった場合は、その周辺校として関連があることから、再編対象校と併せて、必要な取り組みを進めます。</p>						
<p>○両論併記必ずしも意見の一致を見たものではないため、両論併記とする。</p> <p>1・地域の学校に通うには、徒歩が原則である。</p> <p>2・学校の統合など、学校適正配置の検討の結果として、通学区域が変更になった場合には、スクールバスや通学費の補助等も検討すべきである。</p> <p>3・路線バス等、公共交通機関での通学については、一定の距離を超えた場合には、通学費の補助を検討しても良いのではないか。</p> <p>4・本市の道路事情を考えると、自転車通学は安全上好ましくない。</p>			<p>○両論併記必ずしも意見の一致を見たものではないため、両論併記とする。</p> <p>1・小中一貫教育は検討すべき義務教育のあり方の1つではあるが、今までにない付加価値として何を行うのかの検討が先である。</p> <p>2・小学校と中学校の円滑な接続を重視するのであれば、建物を1つにする小中一貫教育は検討に値する。</p> <p>3・小学校1校、中学校1校の地域で、複式学級が導入される程に児童生徒数が減少した場合には検討に値する。</p> <p>4・将来の学校建て替え時期には、小中一貫校も検討に値する。</p>	八戸市学校適正配置検討委員会	学識経験者地域代表学校代表公募委員	<p>連合父母と教師の会会長・監事 子ども会育成連合会会長 三八地区高等学校長協会 青少年生活指導協議会 連合会会長 元小学校長 元小学校教員 公募委員 民生委員児童委員協議会会長 元教育長</p>	八戸市立小・中学校の適正配置に関する提言
			<p>青森県内においては東通村が実施しており、三戸町では現在、教育特区の申請をしており、連携方の小中一貫教育を平成21年度から実施の予定である。しかし、五戸町で実施するには、時期尚早と考える。</p>	五戸町小中学校の教育振興に関する検討委員会			五戸町小中学校の教育振興に関する検討委員会 答申書
		<p>学校規模適正化のため統合をする場合、通学路の安全確保や、郊外周辺地域など適正な通学距離を超える場合は、通学手段の確保あるいは支援策としてスクールバスなどの運行について検討すべきである。</p>		弘前市立小・中学校通学区域改編協議会			弘前市立小・中学校規模適正化について 報告書
				六ヶ所村教育委員会			六ヶ所村立小・中学校の統廃合計画について
		<p>学区再編により遠距離通学となったところについては、スクールバス運行などで支援をし、この場合の所要時間はおよそ小・中学校30分程度とする。</p>		鯉ヶ沢町学区再編等検討委員会			鯉ヶ沢町立小・中学校の適正規模及び適正配置並びに学区再編等について

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
37	岩手県	花巻市			「めざす学校のあり方」を踏まえ、子どもたちが様々な個性との出会いやふれあいを通じて、年齢に応じた集団生活のルールと人間関係のつくり方を体験的に学ぶという学校本来の役割を果たすためには、一定の規模が必要である。一方で、一人ひとりに居場所があり、教師の目が行き届くため、学校規模が大きすぎないことも必要である。 【適正規模の考え方】 ① 小学校ではクラス替えができ、通常学級における個別指導の対応の必要からも、教員配置に余裕ができる学年2学級以上が望ましい。 ② 中学校では少人数指導、習熟度別指導等の必要から、主要教科に複数の教員配置ができること、またクラブ活動等の選択授業が相当程度確保できることが望ましい。	学校規模が大きすぎると、教員の目が行き届かない等の弊害がある。学校教育法施行規則では、学校規模の標準を小中学校ともに12学級から18学級と定めている。ただし、通学距離、地域事情等本市の置かれた状況にかんがみ、当面、小中学校ともに1学年1学級以上の確保を目標に再編を推進する。	
38	岩手県	遠野市			中学校再編成の必要性 本市の児童生徒数は減少で推移し、学校が小規模化してきており、これに伴い、免許外教科指導、学校行事、部活動など児童生徒の指導上及び学校経営上多様な課題が顕在化してきている。学校は、集団活動を通じて学習したり、友情をばくんだり、社会生活のために必要なことを学ぶ場であり、児童生徒一人ひとりが充実した環境のもとで、互いに切磋琢磨しながら、頑張ることを応援する役割を担っている。小学校の時期は、日常生活の中で、地域とかがわりを持って、地域を大切にすることを誇りに思いうるを育てる教育課程を進めることの必要性を大きく捉えるも、人間としての生き方についての自覚を深める中学校の時期にあつては、小学校教育の基礎の上に、社会生活に必要な基礎的・基本的な内容を確実に習得させるとともに、個性を伸長させることを重点に教育活動を行なわなければならない。多くの集団の中で社会性や協調性を育み、様々な変化にも主体的に対応できる能力を持った自立した人間形成を育む教育環境を可能とする学校規模を確保することが望まれるものである。	再編成の基本的事項 (1) 統合形態 統合校は、すべて新設校とする。 (2) 学校数 市内8中学校を3校に再編成する。 【理由】 ① 片道通学時間1時間以内が確保できる。 ② 生徒数の減少に伴う諸種の課題に一定の改善が可能である。 ・指導員課題・免許外教科指導、少人数体制 ・生徒側課題・部活動、集団活動、人間関係の固定化 ③ 地域と連携した生徒指導や学校経営が確保できる。 ④ 学校間の交流や切磋琢磨が期待できる。	
39	岩手県	釜石市			○学校統合実施基本計画 1・前期計画平成13から17年度①八重小学校と中妻小学校②金石第一中学校、金石第二中学校、小佐野中学校③釜石小学校と大渡小学校④小佐野小学校と小川小学校 2・後期計画平成18から22年度統合について検討を行う学校①福住居小学校と箱崎小学校(※平成19年4月1日統合)②福住居小学校と白浜小学校③平田小学校と尾崎小学校④甲子小学校と大松小学校(※平成19年4月1日統合)⑤釜石東中学校と橋野中学校(※平成19年4月1日統合) 3・統合が望ましいが、当面、校舎改築について検討が必要な学校橋野小学校 4・後期計画中に検討を行う学校栗林小学校及び橋野小学校		
40	岩手県	二戸市			○通学区域についての意見 1・石切所小学校区である石切所狼穴、中曾根及び荷渡地区 狼穴及び中曾根地区は、福岡小学校区とし、荷渡地区は現状の通りとすることが望ましい。 理由 ①両地区は、福岡小に距離的に近く、現状で指定外就学が多い(狼穴地区は2名中2名、中曾根地区は10名中7名)ことから、福岡小学校区が適当である。 ②荷渡地区は、範囲が広いため一概に距離で括ることは難しいこと、また、現状で指定外就学が少ない(15名中3名)ことから、従来通り石切所小学校区が適当である。 2・中学校の適正な学校規模を実現するための通学区域のあり方 福岡中、金田一中、浄法寺中、の3校体制とし、仁左平中は金田一中と、御返地中は福岡中との統合が望ましい。 理由 ①福岡中は、生徒数は減少傾向にあるが、全国的に見れば中規模校であることから、現状通りが適当である。 ②金田一中は、平成21、22年度において1学級の学年もあるが、その後数年2学級を維持できる。また、現在仁左平中において話し合いが進められている金田一中との統合により、10年先を見据えても2学級を維持できる。 ③なお、仁左平中は、金田一中との統合を引き続き推進すべきである。 ④浄法寺中は、学年により1学級となっているが、当面全校生徒が100人規模で推移すること、また、通学距離や通学時間を考慮すると存続が必要である。 ⑤御返地中は、福岡中と浄法寺中の中間に位置し、両校が統合先と考えられるが、旧二戸市の生活圏ということなどから、福岡中が統合先と考えられる。		
41	岩手県	一戸町			○基本的な考え方 1・複式学級を解消し、より良い教育環境を整備する。 2・小規模校を統合する場合は児童生徒数は、小学校で20名、中学校で30名を基準とする。 3・学校統合を推進するに当たっては、地域住民の理解と協力を得て行う。 ○統合計画 1・奥中山小に福越小、宇別小を統合する。 2・一戸小に鳥越小を統合する。 3・小鳥小に平福小を統合する。 4・一戸中に鳥海中を統合する。 ○その他の学校統合 上記以外の学校は、今後の児童生徒数の推移及び保護者種の要望を踏まえ統合を推進していく。		
42	岩手県	久慈市	6～18学級	3～18学級	○小中学校の適正規模 懇談会では、本市における小中学校の適正規模は、最低限、複式学級の解消が図られる学校規模とすべきという意見が大勢であった。よって、久慈市における小中学校の適正規模は、以下を基本とする。 1・小学校 6～18学級 2・中学校 3～18学級		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
							「花巻市立小中学校の学区再編等に係る基本方針」
	<p>中学校再編成の視点</p> <p>① 今後20年程度の見通しの中で、再編成の効果か期待できる学校規模を目指す。</p> <p>② 各教科指導において免許を所有した教員等を確保することができる学校規模を目指す。</p> <p>③ 男女とも5種類程度の部活動ができる学校規模を目指す。</p> <p>④ 通学距離、学区の歴史、学区の越境などを考慮し、全体として妥当性のある学区設定とする。</p> <p>⑤ 既存校舎、用地の有効活用を図る。</p> <p>⑥ 通学時間は、片道1時間以内とする。</p> <p>⑦ 小学校区と中学校区の整合性を確保する。</p> <p>⑧ 地域と連携した生徒指導や学校経営の確保を目指す。</p> <p>⑨ 学校間の交流や切磋琢磨が期待できる学校配置とする。</p>	<p>スクールバスのきめ細かな運行</p> <p>○ 集落ごとの生徒実態に応じたスクールバス、スクールワゴン等のきめ細かな運行体制により、通学時間の短縮を図る。(新校舎を有しない各町にスクールバス等を配置し、各町の運行路線は3路線を基本に、遠隔地はできるだけ直通とする。)</p> <p>○ 部活動の実態に応じた下校出発時間、休日運行等の体制を図る。(下校時の運行は2回を基本とする。)</p> <p>○ スクールバス通学区域において、自転車通学を希望する生徒における冬期間や悪天候時のスクールバス利用にも柔軟に対応できる運行体制を整える。</p> <p>○ 通学が遠距離になることから、乗り遅れた場合の対応についても検討を行う。</p> <p>○ スクールバス乗降所における生徒の安心安全の確保に努める。</p>		釜石市教育委員会			釜石市立小・中学校統合実施基本計画
	<p>○審議に当たっての基本的考え</p> <p>1・仁左平中は、市内で唯一の併設校であり、仁左平小の校舎改築計画が進む中で依然として併設されることの不合理性、校庭の整備等への支障などの問題を抱えている。</p> <p>2・通学区域調整に際して、考慮すべき適正な学校規模及び通学距離について検討する必要がある。</p> <p>3・今後10年くらい先(平成7年度現在では、平成19年度まで推定可能)を見通し、複式学級を抱える学校とならないようにすること。</p>			二戸市立小・中学校通学区域調整委員会			二戸市立小・中学校の通学区域および就学指定校変更にかかる許可基準について(答申)
<p>定期バス又はスクールバスにより、統合に伴う児童生徒の円滑な通学を確保する。</p> <p>1・奥中山小関係 摺糠小 約9.7km 宇別小 約9.4km</p> <p>2・一戸小関係 鳥越小 約9.7km</p> <p>3・小鳥谷小関係 平糠小 約7.2km</p> <p>4・一戸中関係 鳥海中 約5.2km</p>	<p>○施行期日 この計画は、平成16年7月1日から施行する。</p>			一戸町教育委員会			一戸町学校統合計画
<p>○通学区域の再編への配慮 適正規模を実現しようとするれば、将来的には通学区域の再編が避けて通れない。 また、大規模校学区のあり方なども検討を要する。</p>				学校教育のあり方を考える懇談会	学識経験者 学校関係者 保護者	元市職員 元教育委員 青年会議所理事長 PTA連合会母親委員長 公立学校退職校長会九戸地区会理事 社会福祉協議会副会長 民間保育園長会 小・中学校長 PTA連合会会長	久慈市における小中学校の適正規模・適正配置のあり方について 意見・提言

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		3 校舎の老朽化について
43	岩手県	八幡平市	6学級以上	3学級以上	<p>○適正学校の規模 本市では、地形上から来る人口分布、地域の文化・歴史、各学校の施設等を勘案し、地域に密着したきめ細やかな教育など学校の良さを生かす学級数を次の通りとする。 1・小学校 6学級以上を基本とする。 2・中学校 3学級以上を基本とする。</p> <p>○学校統合の計画 1・学校の枠組み ①流川小、東大更小、大更小を統合する。 ②平笠小と田頭小を統合する。 ③田山中と安代中を統合する。</p> <p>2・計画の期間 平成21年度から平成24年度とする。 ※地域及びPTAへの説明会を進める中で、統合についての早期実施に向けた意見要望等が強く出された場合は、早期に具体化に向けた取り組みを進める。 その後は、児童・生徒数の推移を踏まえこの指針の見直しを図る。</p>		2 統合の対象とする学校規模について
44	岩手県	盛岡市	12～18学級	9～18学級	<p>○基本的考え 1・学校規模 ①小学校 12学級以上で18学級以下が望ましい。 ②中学校 9学級以上で18学級以下が望ましい。</p> <p>2・学区 ①小学校区は、複数の中学校区にまたがらないことが望ましい。 ②中学校区は、小学校区を分割しないことが望ましい。 ③学区と地域活動の区域は、一致することが望ましい。</p> <p>3・指定校変更 ①許可区域は、保護者、地域、学校の要望等を勘案して定める。 ②学区の運用は、現在の運用方法により弾力的に行う。 ③弾力的運用には、一定の条件を付すこと。</p> <p>○留意事項 1・学校規模 中学校において、生徒が望む部活動を行うには、12学級以上が望ましい。 2・学区 ①小学校と中学校の学区は、整合していても支障が少ないこと。 ②地域活動の区域と学区が異なっている場合、隣接する子ども会との連携等により、支障が生じない工夫も必要である。 ③盛岡市教育振興運動は、学区と町内会区域が一致していない中にあっても実績を上げていることから、学区と町内会区域の一致は、必ずしも必要ではない。</p>		3 校舎の老朽化について
45	岩手県	北上市	12～18学級	9～12学級	<p>○望ましい学級規模 小学校 12～18学級が望ましい。 中学校 9～18学級が望ましい。 理由 1・子どもたちは、一定規模以上の中で豊かな人間関係を築きながら主体性や社会性を培い、切磋琢磨していくことが必要ことから、最低限クラス替えの出来る規模が望ましい。 2・中学校では多様な生徒が多くなってきていることから、マナーや規律などの的確な指導、学校行事等が行える規模として、最大でも4学級が望ましい。</p> <p>○1学級当たりの望ましい児童生徒数について 小学校 30人程度。 中学校 30人程度。</p>		<p>○学校規模の区分に応じた適正化の考え方 1・大規模校 今後の児童生徒数の推移、地域の特性、将来動向及び施設の状況等を見極めながら、必要に応じて学区再編の検討も含め適正化を推進する。 2・小規模校 今後の児童生徒数の推移と地域の特性及び将来動向、施設の状況等を見極めながら、望ましい学校規模化に向けて検討を進める。特に、施設の老朽化が進んでいる学校については、検討を急ぐ必要がある。 3・過小規模校 通学区域の状況、隣接校との距離、地域の特性、施設の状況等を総合的に考え合わせながら、望ましい学校規模化を推進する。特に、施設の老朽化が進んでいる学校については、早急に取組む必要がある。</p>
46	岩手県	田野畑村			<p>○小学校施設のあり方田野畑小を除く各小学校が複式学級であり、特に体育、文化面で活動が制約され、教育上支障がある。よって、小学校は、田野畑小1校に統合することが望ましい。○実施時期平成22年度が、望ましい。理由1・中学校の改築が平成21年度に完成し、平成22年度から全生徒が自宅から通学することになり、小学校の統合と合わせて、田野畑の教育にとって、画期的年度となる。2・全校生徒が8学級で、田野畑小に普通教室の増設改修は2教室で済む。○中学校寄宿舎の今後の方向性今日、生活の基盤である道路交通網が整備され、村内のどの地区からも通学することが容易となっている。また、子どもの人間性を培う基本的な生活の場である家庭教育や異年齢集団で子ども達が育む地域社会の教育が重要視されていることは論を待たない。よって、現実と遠距離でも通学する生徒が増加していることなどから、寄宿舎は廃止することが望ましい。○実施時期平成22年度が望ましい。(中学校の新校舎完成移転と合わせる)。</p>		
47	宮城県	仙台市	12 学級以上	9学級以上	<p>●統廃合 学区内の土地利用状況や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、将来的にも人口急増の恐れがない学校を対象とする。ア 一定規模の基準を満たさない学校が複数隣接している場合。 イ 一定規模の基準を満たさない学校が当該学校の他に隣接学区にはないが、隣接する一定規模以上の学校と統廃合しても大規模校になる恐れがない場合。</p> <p>●学区修正 一定規模の基準を満たさない学校と大規模校が隣接している場合。</p>		<p>一定規模確保のための手法は、対象校の相手校となる隣接校の規模により、統廃合と学区修正の2つに分けられる。従って、具体的な方策を検討する際には、次で述べるように隣接校との通学距離とともに、当該隣接校が一定規模未満なのか、一定規模を満たしているのか、あるいは大規模校なのかを将来にわたって把握しておく必要がある。</p>
48	宮城県	登米市	12 学級以上		<p>構想の前期については、望ましい学級編制を実現するために小規模化した学校の中でも児童数が極めて少なく複式学級を余儀なくされている小学校や児童数が100人を下回り小規模化の着しい小学校の統合を、登米市学校統合実施計画として具体的に定める。 後期については、前期実施計画で現在の小学校27校が22校になるが、さらに望ましい学校規模を実現するために旧町域を中心とした小学校の統合を推進し、現在の小学校の半数程度にする。</p>		<p>100人を下回り、小規模化の着しい小学校。</p> <p>小・中学校の校舎・屋体の建築面積は合計で155,490㎡あまりになっており、第2のペビープールに対応して昭和46年から昭和55年までの建築面積が全体の5割を占めている。建物の老朽化の進行が見られ始める建築後20年を経過した建物は、建物全体の79%を超えており、今後、大規模な修繕・改造が必須の状況であり、計画的な整備が必要である。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
1・遠距離通学者となる児童・生徒の通学の利便性の向上を図ると共に、児童・生徒の登下校の安全確保のためにスクールバスを運行する。 2・既存の学校の児童・生徒の遠隔通学者についても、スクールバスを運行する。				八幡平市教育委員会			八幡平市小中学校適正配置指針
通学に要する時間は、概ね1時間を限度とする。 徒歩の場合は、児童4km以内、生徒6km以内が望ましい。 ○留意事項 通学距離については、距離・時間のみならず、通学経路の安全確保の観点からも検討が必要である。	○留意事項 1・宅地開発等について 宅地開発等は、学校規模に影響を及ぼすことがあるため、関係部署間で情報交換などにより、早期の対応が望まれる。 2・指定校変更 ①学校選択制の導入については、教員の配置、学級編制等が不安定な物とならねず、計画的な学校運営が図られなくなる恐れがある。 ②指定校変更の条件については、学校教育に対するニーズが多様化していることを考慮して、検討を行うこと。	公共交通機関がない地域は、スクールバスの活用等を含め、児童生徒にとって通学が負担とならないよう一定の配慮を行うこと。 特に児童生徒の通学に伴う負担の他、課外活動、友人との交流等の時間の確保も配慮すること。		盛岡市教育委員会	学識経験者 地域代表 学校代表	大学教員 中央農業協同組合企画管理部長 盛岡市市民部長 私学協会理事 小学校長会代表 PTA連合会代表 PTA連合会副会長 地域協議会委員 子ども会育成会連絡協議会会長 盛岡東警察署交通課長 町内会連合会副会長 商工会議所常議員	盛岡市小中学校適正配置基本方針
1・徒歩の場合 ①小学校 距離: 3km以内 時間: 45分以内 ②中学校 距離: 4km以内 時間: 45分以内 2・スクールバスの場合 ①小学校 45分以内。 ②中学校 45分以内。 3・自転車の場合 ①小学校 自転車通学無し。 ②中学校 距離: 6km以内。 時間: 30分以内。 ※中学校では、冬季の自転車通学を禁止している。地域の現状に考慮が必要である。		1・市では、小学校で4km以内、中学校で概ね6km以内を基準とし、この基準を上回る児童生徒を対象にスクールバス等を運行してきているが、児童生徒にとって学校生活や学習に影響を与えないためには、時間や距離も短い方がよい。 2・スクールバスを運行している学校を対象に遠距離通学者の学校生活等における問題点について調査を行った結果、下校時刻までの放課後の個別指導が充分に行えない、路線バスの場合、下校時間を配慮する必要がある。日曜・祝日における学校行事等に影響が生じる場合があるなどの回答があった。		北上市学校適正配置等検討委員会	PTAの代表者 地域の代表者 市民公益活動の代表者 学識経験者 学校関係者 その他教育長が必要と認める者	PTA連合会会長 自治組織連絡協議会 行政長協理会長 青年会議所理事長 元県教育委員会学校教育室長 元小学校長 元中学校長 県私立幼稚園連合会地区会長 民間立保育園連絡協議会	北上市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書
1・机地区は、急峻な坂の上り下りがあるため、小学校低学年に対する配慮が必要である。2・下校バスは、低学年と高学年の2回運行が必要である。3・沼袋、浜岩泉地区の場合、集落が点在しているため、複数方向に配車する必要がある。				田野畑村教育委員会			教育施設のあり方に関する建議書
具体的な方策の実施後に通うこととなる学校の通学距離は、一定規模の基準を示しており、小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内である。この基準を超えるような場合にあっても、公共交通機関やスクールバスを利用することが可能と考えられる場合には、児童生徒の負担を考慮しながら検討することとした。 また、徒歩あるいは、公共交通機関やスクールバスを利用した場合においても、児童・生徒の負担や通学の実態などを考慮すれば、所要時間はいずれも1時間程度が限度であると考える。	●小学校については、一定規模の基準に満たない学校の中でも、全学年単学年となっているなど早急な対応が必要となることから検討、実施。 ●小規模化の進捗状況、地理的状況等を踏まえつつ、可能な限り1中学校区複数小学校区を確保する。 ●統廃後の学級数については、一定規模の基準(小学校12学級以上、中学校9学級以上)を満たし、かつ、25学級以上の大規模校とならないことが必要である。			仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会	学識経験者 学校関係者 保護者代表 地域団体代表	弁護士 小学校PTA会長 中学校PTA会長 町内会連合会会長 大学教授 学校法人理事 小学校長 中学校長	「仙台市立小・中学校の一定規模、適正配置に関する基本的な考え方及び具体的方策(最終報告)」
	望ましい学級編制を1学級当たり20人から標準学級の40人とする。 望ましい学校規模を1学年当たり2学級以上の学級編制ができる学校規模とする。						登米市学校統廃合構想

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について
49	宮城県	栗原市	12学級以上(18学級以内を目安)	9学級以上(15学級以内を目安)	本検討委員会は、次の点を基本に据えて教育委員会からの諮問について検討してきた。「教育の質を維持向上するためにどうしたらよいか」と「子ども達の成長にとって何が大切か」であり、「安心して生み育てることのできる教育(保育)環境は何か」である。さらに、これを実現するための「条件整備」や「特色ある学校づくり」も加味し検討してきた。また、新市として誕生間もない市全体の視野に立ち、教育環境をどのように充実させるかという観点からも併せて検討してきた。なお、現段階で市内に居住する乳幼児数を前提にすると、将来の児童生徒数を推測して具体的に検討できるのは、小学校で平成25年度、中学校で平成31年度までとなる。このことから、本答申が示す教育環境の実現は、平成31年度までを目標年度とした。	緊急対策の必要性 ○小学校において、複式学級の編制が想定される場合また、6学級編制が確保されていても、各学年が20人未満の学級となっている場合。 ○中学校において、単学年で複数学級が編制できない場合。 ・児童生徒間、児童生徒と教師間において多様な人間関係をはぐくみ、互いに理解を深め、切磋琢磨し合いながら社会性を養っていく学校規模。 ・グループ学習や部活動、学校行事など一定の規模の集団による教育活動が成立する学校規模。 ・校内で、教職員の教科研究や指導の充実が日常的に可能となる、適正な数の教師集団で構成される学校規模。	
50	宮城県	丸森町			委員の大部分は現状の環境を「是」とは考えず、1校或いは2校に再編して子ども達により良い教育環境を整えたいと考えている。 また、再編する場合には生徒の通学の足の確保(スクールバス等)と遠距離通学となる生徒には寄宿舎等の設備も必要となるであろうことが話し合われた。 さらに、少人数イコール教育環境の悪化ということではなく、少人数のメリットを活かした教育も可能であることなど、各々メリット・デメリットを顕に入れて検討する必要がある。	○地域づくりにおいて、旧町村単位にある小学校については当分の間、再編は行わない。 ○中学校においては、クラス替えのできない状況にある学校は、異常とまではいえずとも、正常ではないことを認識している。住民の理解を得ながら、統合ではなく、再編に進みたい。	
51	宮城県	大和町			1. 大和町の中学校をすべて廃止し、現在の吉岡、吉田、鶴巣、落合を1つの学区、現在の宮床を1つの学区とし計2つの学区とする。吉岡、吉田、鶴巣、落合の学区については現在の吉岡中学校を使用する 2. 宮床中学校は、将来の地域開発に伴う生徒数の増加が予測されるため、単独校とし、新たな学校としてスタートする。 3. 再編は平成19年4月とする。 4. 再編に伴い廃止となる中学校は、放課後児童健全育成に供する施設および児童館並びに地域の生涯学習などに寄与する多目的施設を検討する。 5. 再編に関し、学校の増築、必要施設の変更および生徒のスクールバスなど必要な整備を図る。 6. 再編により、各種組織の再編、教職員の配置などの検討を行う。 7. 中学校再編は地域住民にとって大きな改革となることから、地域住民の意見などを十分に反映し、理解を得られるよう努力する。		
52	宮城県	大畑町	12学級程度	6学級程度	子どもに公平で均等な教育機会を提供する事が教育行政の責務である。従って子どもに「より望ましい適正な教育環境」を整備提供されなければならない。	大畑町は、基本的に小規模校である。 小学校 統合案1 4校を1校に統合する 統合案2 4校を2校に統合する 統合案3 現状のまま4校とするが、平成22年度に新しい校舎ができた時点で1つに統合する。 中学校 統合案1 2校を1校に統合する 統合案2 現状のまま2校とするが、22年度に新しい校舎ができた時点で1つに統合する。	
53	宮城県	角田市			○学校適正規模 1・小学校 クラス替えが可能な1学年複数学級が確保できる12学級から18学級を適正規模とする。 2・中学校 教育活動において生徒の多様な希望に応えることが可能な、6学級から15学級を適正規模と考える。 ○早急な対応を要する規模 1・小学校: 6学級以下、児童120人以下。 2・中学校: 3学級以下、生徒90人以下。 ○適正配置の具体的な方法 1・隣接校への通学区域の変更を考える。 ①通学距離が極端に遠距離にならないよう配慮する。 ②通学路の安全確保。 ③地域社会等との関わりに配慮、歴史的背景・小中学校の学区の整合性を図る。 ④スクールバスの運行検討。 2・通学区域の変更のみで安定的に適正規模が確保できない場合は、学校の統廃合について検討する。 ①児童・生徒への影響をできる限り少なくすること、学校の適正規模を安定的に確保することを考慮に入れて検討する。 ②スクールバスの運行検討。		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
統合・学区再編を行う際の通学距離は適正配置の基準で示したとおり、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とする。 この基準を超えるような場合であっても、公共交通機関やスクールバスを利用することが可能と考えられる場合は、通学上の負担を考慮して、所要時間はいずれも1時間以内に設定した。	単学年の学級数を小学校3学級(学校規模18学級)以内、中学校5学級(学校規模15学級)以内を目安とする上限を併せて設定した。 ●学級編制の標準を35人とする ※ これによって1学級の人数は、最大で35人の学級編制とする ●統合 市全体の地域(生活文化圏)形成状況、交通網や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統合後に一定期間適正規模を維持できることを前提とする。 a 適正規模の基準に満たない学校が複数隣接する場合。 b 適正規模の基準に満たない学校を隣接する適正規模の学校と統合しても問題が少ない場合。	通学距離が想定外の遠距離となる場合は、スクールバスを運行するなど通学条件の整備に努めることが必要となる。		栗原市学校教育環境検討委員会	学識経験者 学校関係者 保護者代表 地域団体代表 市・関係機関	弁護士 小学校PTA連合会副会長 中学校PTA連合会副会長 町内会連合会会長 大学教授 教育委員 元教育長 小学校長 中学校長 幼稚園長	栗原市学校教育環境検討委員会 栗原市立学校再編計画
				丸森町立中学校再編検討委員会	学識経験者 学校関係者 地域団体代表 その他	大学教授 地区代表 PTA連合会長 校長会 青年代表 青少年健全育成推進指導員	丸森町立中学校再編検討委員会 答申書
	1 学校規模の適正化として、1学年複数学級を念頭に考慮し、小規模校の統廃合を検討する。ただし、小学校については、1学年1学級という小規模校にあっても、「心身の発達」及び「体力」を考慮し、今回の検討からは除外する。 2 中学校については、少数化の進む吉田・鶴巣・落合中学校を吉岡中学校に統合する。宮床中学校については、今後も複数学級が維持されることから現状のままとする。						大和町中学校再編計画について
	○1学級の児童生徒数を30人として試算すると、望ましい小学校の児童数は、2学級に6学年を掛けた360人となり、1校あたりの全児童数は360人程度が適正規模となる。中学校の生徒数は、2学級に3学年を掛けて180人程度が適正規模となる。 ○平成22年4月までに、まちづくりと、教育理念に基づく新校舎完成の構想があるので、今回の統合は児童生徒の教育活動に対する教育課題に早急に対応する必要性からの、暫定的な統合である。よって、既存校舎を活用する。 ○学校名等について 校名・校歌・校章及び児童生徒の制服等や開校・開校行事など様々な事項について、「準備検討委員会」等を設置し児童生徒が安心して学習活動が始められる環境づくりに努力する。			大郷町立学校適正規模検討委員会	学識経験者 学校関係者 地域団体代表	大学教授 地区代表 子ども会育成会会長 校長会 父母教師会連絡協議会 会長・副会長 乳幼児総合教育施設 設庁 主任児童委員	大郷町立学校の適正規模、適正配置等に関する 答申
	○再編整備計画(三期) 1・第1期(平成18～24年) ①学校施設耐震化計画の策定。 ②金津中学校の整備。 ③小田小学校の見直し。 2・第2期(平成25年～29年) ①角田中学校の再編・整備。 ②藤尾小学校の整備。 ③西根中学校の見直し。 3・第3期(平成30年～34年) ①北角田中学校の整備 ②枝野小学校の見直し。 ③東根小学校の見直し。 ④西根小学校の見直し。			角田市教育委員会			角田市立学校施設整備の将来構想について

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
54	宮城県	石巻市	12学級以上	9学級以上	<p>○標準的な学校規模</p> <p>1. 小学校 小学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級を下限と考え、国が法令で定める標準と同様の12学級以上が必要とされる。</p> <p>2. 中学校 中学校においては、クラス替えが可能であって、教材研究や指導法の充実を図るためにも、5教科(国・社・数・理・英)には、共同で研究や意見交換ができるように複数の教員の配置が必要とされる。また、実技教科についても教科ごとに教員が配置されることが望ましい。そのためには、教員定数配置を考えると、1学年平均3学級とする9学級以上は必要である。</p> <p>3. 一方、平成11年度学校基本調査の遠距離通学者(小学校4キロメートル、中学校6キロメートル)の割合を見ると、県全体の小・中学校平均では3.1%だが、中学校では仙台市を除く6圏域中3圏域において、既に生徒の1割以上が遠距離通学者となっている。そのため、国の標準の12～18学級をそのまま適用すると、通学距離があまりに遠距離となることも考えられ望ましくないので、通学距離条件を考慮しながら学校の標準的規模の判断が必要とされる。以上の観点から、標準的規模は以下の基準が望ましい。小学校においては12学級以上中学校においては9学級以上</p>		
55	秋田県	秋田市	12～18学級程度	9～18学級程度	<p>学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、学力や体力の向上を図るとともに、豊かな人間性をはぐむ場である。したがって、教科などの学習はもとより、運動会、文化祭等の学校行事や部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要である。そのため、児童生徒の個性を伸ばし、自主性や社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習や生活の場として、望ましい学校規模(=適正規模)を実現することが大切である。</p>	<p>《小学校》 規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が24校と数多くあり、学校設立の背景や地域事情等を踏まえ、1学年1学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。したがって、複式学級を持つ全校で6学級未満の学校について、検討を進めるべきである。</p> <p>《中学校》 規模については、全校で9～18学級が望ましいとしているが、学校設立の背景や地域事情等を踏まえ、クラス替えが可能な1学年2学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。したがって、全校で6学級未満の学校について、検討を進めるべきであるが、特に、集団での学習や活動において制約の多い、1学年の人数が15名、全校で45名程度を下回る学校については、考慮が必要である。</p>	
56	秋田県	美郷町	12～18学級	6～12学級	<p>子どもたちがそれぞれの個性を磨くとともに社会性を身につけていくためには、学校生活の中で多様な個性と出会うことができるような学校規模が望ましいと思われる。各学年に複数学級を置くことは、指導のバリエーションが増え、一人の子どもを複数の教員の目で見ることが可能になったり、単学級の課題と言われている人間関係の固定化・順列化の解消にもつながり、子どもたちの持味や良さが発揮されるなど、充実した指導の面からも、相応の学校規模にあることが望ましいと思われる。</p>		
57	秋田県	湯沢市	12～18学級程度	6学級以上			
58	秋田県	にかほ市			<p>○小学校の統廃合について</p> <p>1. 釜ヶ台小学校について ①平成22年度に、釜ヶ台小学校複式学級解消のため、釜ヶ台小学校を院内小学校と統合する。 ②学校名は院内小学校とする。 ③通学方法など具体的なことについては、地域の方々との話し合いで策定していく。</p> <p>2. 院内小学校・小出小学校について ①平成27年度をめぐり、小出小学校小規模化解消のため、院内小学校と小出小学校の統合小学校を建築する。 ②新校舎建築場所及び新たな学校名は、地域の意見を尊重しながら、今後検討していく。 ③通学方法など具体的なことについては、地域の方々との話し合いで策定していく。</p> <p>3. 象潟地域の小学校について ①平成30年度をめぐり、老朽化校舎の改築及び学校規模の適正化のため、象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校の統合することを、教育委員会において検討していく。 ②検討は、児童数の推移をみながら進める。 ③統合に関しては、地域住民やPTA会員、保育園の保護者との十分な話し合いが必要である。</p> <p>4. 平沢小学校と院内小学校の学区について 平成22年度までに、新興住宅地等の学区未確定地域解消のため、平沢小学校区と院内小学校区の境界を明確にしておく。</p>		
59	秋田県	八峰町(旧八森町)			<p>○小学校再編の方針</p> <p>3小学校の統合によって、学校再編計画を進めるものとする。</p> <p>○統合小学校の一斉校舎建築</p> <p>①統合小学校を、中学校に隣接した位置に建設し、小中学校の校地全体を「教育エリア」として、世界自然遺産「白神山地」の自然環境にマッチした校舎設計と、地域に光らせた学校教育機能や、小中一貫校的機能などにも配慮し、教育の充実を図ることが必要である。</p> <p>②統合による全校児童数は、初年度がおおよそ190人前後になるものと予想され、法定設置基準の学校面積は、1,250平方m、屋外運動場は2,400平方mになる。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○標準的な学校規模の観点</p> <p>1・児童生徒相互の学び合う機会を大切にするとともに、学ぶ意欲を高めるためにも、複数の学級、学習集団が編成でき、クラス替えが可能な1学年2学級以上の学校規模が望ましい。</p> <p>2・中学校においては、教科専門性を生かした教育が実施できるよう、各教科の専門教員が適切に配置できる学校規模が望ましい。</p> <p>○適正配置計画の策定について</p> <p>教育委員会では合併後各地区において教育懇談会を重ね、教育環境の改善が必要である旨を訴えてきた結果、平成20年4月に北上中学校と相川中学校の統合が実現するとともに、平成22年4月には鮎川中学校、大原中学校及び寄藤中学校が統合する。教育委員会としては、このような経過を踏まえ、他の自治体のように「地区や学校を指定し統合目標年度を設定する等の行政主導型の適正配置計画」は策定せず、当該学区の地域住民や保護者との教育懇談を重ねた後、「地域との合意や求めに応じた個別計画」を策定していくことで、適正な学校配置の実現をめざす。</p>			石巻市教育委員会			石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針
	適正規模を上回る小・中学校については、児童生徒数が減少傾向にあるものの、大規模校としての様々な課題もあることから、対応について引き続き検討を進めていくべきである。	適正配置の具体策として統廃合や通学区域の変更を行う場合は、通学における安全性の確保に努めるとともに、通学距離や通学時間、方法について十分考慮のうえ、スクールバスの運行も含め検討する必要がある。		秋田市小・中学校適正配置検討委員会			秋田市小・中学校の適正配置等について(提言書)
				美郷町望ましい学校規模を考える委員会	学校関係者 地域団体代表 PTA	社会教育委員長 民生常任委員長 商工会会長 認定農業者・学校評議員 スクールガードリーダー 小学校長 中学校長 母親サークル PTA連合会会長 スポーツ少年団指導者 保護者	美郷町立小・中学校の現状と望ましい学校規模について『意見書』
	<p>○小学校</p> <p>少なくとも各学年9人以上、全校で90人以上の規模があることが望ましい。</p> <p>○中学校</p> <p>各学年41人以上、全校で6学級以上であることが望ましい。</p> <p>○複式学級は、解消する方向が望ましい。</p>	スクールバスの充実が必要である。		湯沢市学校教育環境適正化検討委員会			<p>○湯沢市学校教育環境適正化検討委員会からの答申</p> <p>○教育委員会から市長への提言書</p>
				にかほ市学校教育将来構想策定委員会			にかほ市教育将来構想策定委員会提言
1・統合小学校が教育エリアに建築されると、最も近い榑台地区と榑地区は、1km以内の準学距離であり、徒歩通学を原則とする。		スクールバスの配置によって、通学の利便性の確保、緊急時の即時対応や安全管理体制を整備し、日常の校外学習、スポーツ活動の支援などの課題にも対応できる体制を確立する。		教育環境整備検討委員会			八森町小学校再編計画
2・学校の北部の中浜地区がおよそ1.5kmであり、南部の浜田地区は1.8kmであるため、榑、榑台地区以外は全てバス通学を原則とする。		徒歩登校の重要性などにも配慮して、通学方法の問題解決を図るものとする。路線は、当面、宇上嘉治助台を機転とする広域農道をバス通学路線に設置する。					
3・学校から最も遠い岩館下浜地区はおよそ8kmで、バス通学時間は25分を要する。また、磯村地区はおよそ4.5kmで、15分の見込みであり、南北2方向から同時運行が必要である。							

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
60	秋田県	由利本荘市			<p>○学区再編と学校統廃合の視点</p> <p>1・学校の適正規模化の推進 児童生徒により良い学校環境を提供し、確かな学力の育成やスポーツ活動等においても十分に対応できるような学校規模を基本とする。</p> <p>①現在、児童数は年々減少し、平成26年度には複式学級が5校増加する見込みであり、児童数の推移を見ながらできる限り複式学級の解消に努める。</p> <p>②小・中学校の学区再編と統廃合は、望ましい学校規模にすることを目標にするとともに、地域性を加味していく。</p> <p>○地域に根ざした学校の推進</p> <p>一地域1小学校1中学校の構想</p> <p>学校の統廃合や再編成にあたっては、特に複式学級の解消を考慮し、段階的な移行を含めて、将来、本荘地域を除き、一地域に1小学校・1中学校の構想を検討する。</p>		<p>○学校耐震化の推進と学校建設等</p> <p>1・学校の耐震化調査と耐震補強を推進する。</p> <p>2・統廃合を視野に入れた学校建設を進める。</p>
61	秋田県	横手市			<p>○適正規模について</p> <p>1・複式学級の解消を図る。</p> <p>2・小学校では、児童数50人以下の学校を解消する。</p> <p>3・中学校では、1学年1学級の学校を解消する。</p> <p>○諮問事項とその答申</p> <p>1・大盛小、白山小、保呂羽小及び川西小の通学区域について 答申: 妥当である。早期に着手するのが望ましい。</p> <p>2・雄物川北小、南小、福地小、大沢小の通学区域について 答申: 妥当である。早期に着手するのが望ましい。ただし、統合小学校の建築予定地を選定しなければならない。</p> <p>3・十文字第一小及び十文字第二小の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、長期的な視点で計画を立てるのが望ましい。</p> <p>4・植田小及び睦合小の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、中期的な視点で計画を立てるのが望ましい。</p> <p>5・黒川小及び境町小の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、中期的な視点で計画を立てるのが望ましい。</p> <p>6・田根森小及び阿賀小の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、長期的な視点で計画を立てるのが望ましい。</p> <p>7・風中、金沢中及び横手西中の通学区域について 答申: 妥当である。早期に計画を立てるのが望ましい。</p> <p>8・十文字中及び十文字西中の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、中期的な視点で計画を立てるのが望ましい。</p> <p>9・雄物川中、大森中及び大雄中の通学区域について 答申: 妥当である。しかし、長期的計画を立て慎重に進めるのが望ましい。</p>		
62	秋田県	男鹿市			<p>○提言</p> <p>将来の小学校数は4校(現在10校)、中学校数は2校(現在6校)とするのが望ましい。詳細は、以下の通りである。</p> <p>1・前期(平成19年度～平成24年度まで)児童生徒数が予測できるので、可及的速やかに実施。</p> <p>①小学校は、平成19年4月1日に(脇一、脇二)が統合する。また、複式学級が出現する「鶴木・野石」、「船南・船一」が前期を目標に統合を検討し、計7校とするのが望ましい。</p> <p>②中学校は、平成20年4月1日を目標に、「湯西・五里合」、「男鹿東・私戸」が統合するのが望ましい。また、「男鹿北」は、平成23年度に生徒数が50人を割るため、地域から要望があれば、「男鹿南」との統合を検討するのが望ましい。3つの統合が実現すれば、計3校となる。</p> <p>2・後期(平成25年度～平成30年度まで) 児童生徒数が予測できないので、その推移を見極めながら実施。</p> <p>①小学校は、「五里合」と「鶴木・野石の統合校」、「北陽」は地域から要望があれば、「船一・船南の統合校」と、新校舎を建築して統合を検討し、計5校とするのが望ましい。</p> <p>②中学校は、前期で「男鹿北」が統合していない場合、後期中に「男鹿南」と統合を検討し、計3校とするのが望ましい。</p> <p>3・将来(平成31年度以降)市総合発展計画の中で、中・長期的な展望に立って実施。</p> <p>①小学校は、児童数の推移が予測できないが、「私戸」は統合の必要性が高まるのが想定される。将来的には、計4校とするのが望ましい。</p> <p>②中学校は、「男鹿東・私戸の統合校」と、「湯西・五里合の統合校」が新校舎を建築して統合を検討し、計2校とするのが望ましい。</p>		
63	秋田県	能代市			<p>○統廃合及び学区</p> <p>1・市街地</p> <p>①小学校については、統合が妥当であり、湊城第一、第二、第三の3小学校を2校にすることが望ましい。その上で、1つの小学校の児童がそのまま1つの中学校に進学できるように学区を再編すると小中学校間の連携がより強化され、教育的効果も期待できる。</p> <p>②中学校については、第一、第二中を統合すると、必要以上に規模が大きくなる。ただし、第一、第二中の生徒数に100人以上の格差があるので、学区再編の検討が望ましい。</p> <p>2・市街地周辺</p> <p>市街地からその周辺への人口、産業の流出が目立っており、周辺部では人口の増加が今後も続くことが予想される。しかし、市全体の人口が減少傾向にあることから大幅な増加は見込まれない。</p> <p>今のところ、各校は適正な規模を維持していることから、現状のまま見守っていく必要がある。</p> <p>3・郊外</p> <p>小規模校のデメリットを克服するために、近隣校との交流を深める必要がある。また、今後とも児童生徒数が減少していくことから、小規模校としてのメリットや歴史的経緯もあるが、複式学級解消などの教育条件の適正化の見地から、近い将来には統廃合を視野に入れた検討が必要である。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○学区について</p> <p>1・少子化が進む中で、宅地開発等でもない本荘東中学校区への人口流入が増加し、一方ではその周辺部において児童生徒数が減少するという現象が起きている。場合によっては、学校区によって学校規模に大きな差を生じることが予想される。</p> <p>以上の点を考慮し、人口増減の著しい地区や広範囲な町内会においては、従来の町内単位の学区編成では困難であることから町内ごとの学区編成を基本としながらも国道・線路等での区分けを検討する。</p> <p>2・通学距離や通学の安全性等を考慮して同じ町内であっても、一部の地区を共通学区(選択自由)や兄妹等の通学を同じ学校にするなど、柔軟な対応をする。</p> <p>3・小学校区と中学校区が将来的に同一となるような学区編成を検討する。</p> <p>(4)児童生徒数の減少等による変化の著しい地域にあっては、学区の再編成を常に検討する。</p>	<p>統合に伴って通学方法が困難とならないようスクールバス等の確保に努める。</p>		<p>由利本荘市教育委員会</p>			<p>由利本荘市学校環境適正化計画書</p>
				<p>横手市立小中学校通学区域諮問委員会</p>			<p>横手市立小中学校通学区域諮問委員会 答申書</p>
	<p>○統合時期について統合にあたっては、意見書の統合時期を目安とするが、地域の実状と住民の意識等を十分考慮して進めるべきである。</p> <p>○統合の早期実施について特に、若美・五里合地区中学校の統合については、生徒数の減少・校舎の老朽化等から、できるだけ早期に実施するのが望ましい。</p>			<p>男鹿市小中学校のあり方を考える協議会</p>			<p>男鹿市小中学校のあり方を考える協議会 提言</p>
	<p>○学区について</p> <p>これからの教育環境に相応しい学区がどうあるべきか、次のような多角的な観点から検討していくことが必要である。</p> <p>1・自治会単位とする通学区域の線引き。</p> <p>2・境界線区域の児童生徒については、希望を取り入れた弾力的な運用。</p> <p>3・各学校の児童生徒数に偏りのないバランスの取れた学区。</p>			<p>21世紀能代市学校教育環境適正化検討委員会</p>			<p>学校教育環境の適正化について(提言)</p>

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
64	秋田県	湯上市	12～18学級	6～12学級	<p>○本市の実情に即した適正規模</p> <p>1・学校の規模について 1学級の児童生徒数が30人程度、小学校では1学年2～3学級、中学校では1学年2～4学級が望ましい規模とする。</p> <p>2・許容できる範囲 本市小学校の11学級以下の学校においても、各学校の努力や創意工夫により教育水準を維持しながら学校経営がなされており、今後も全市的に児童生徒の減少が見込まれることなどを考慮し、許容できる学校規模の範囲を以下のとおりとする。</p> <p>①1学年1学級であっても、適切な数の集団を編制できる学級規模が維持されるならば、少人数学級の利点を活かし、教育環境のマイナス面を小さくすることは可能と考えられる。現在でも児童数によっては1学級20人で学級編制をする場合もあり、これらを勘案すると、少なくとも1学級20人程度(4人×5グループ)の児童数が望ましいと考えられる。したがって、小学校の下限を6学級とすることとする。</p> <p>②中学校においては、大人になる適齢期にあり、友だちと切磋琢磨しながら、多くの体験を通して成長する場が必要であり、生徒の自立、たくましく生きる力を育成する上でも集団の固定化は避けるべきであり、クラス替えが可能な1学年2学級(生徒数41人～80人)が教育環境のマイナス面を小さくすることが望ましいと考えられる。したがって、中学校の下限を6学級とすることとする。</p> <p>○ 喫緊の課題に対する対応 学校規模が6学級に満たない豊川小学校について、老朽化が著しいため全面改築を検討してきた。しかし、児童数の急激な減少により複式学級となっており、今後の現状の規模で推移すると見込まれることから、子どもたちの将来を見据えた教科学習、集団生活など総合的に判断して、豊川小学校を大久保小学校に統合することとする。統合の時期は、複式学級が2クラスとなる 平成22年4月1日とする。</p>	<p>○適正配置の考え方 具体的には、次の考えを基本として学校の適正配置に取り組むこととする。</p> <p>①学校規模が6学級に満たない学校は、近接の学校との統合を基本として、適正化を図ることとする。</p> <p>②学級数が6学級の学校については、通学区域の状況、隣接校との距離、地域の特性、将来の動向などを見極めるとともに、校舎の老朽改築時期も考慮して、統廃合や通学区域の変更等について検討を行い、学校規模の適正化を図ることとする。</p>	
65	秋田県	三種町			<p>○学校の統廃合について</p> <p>1・小学校 ①3町別の地域ごとに、1校に統合する。 ②統合校の所在地については、公共機関が集まるなど社会的機能が集積された地域が相応しい。 琴丘地域においては、鹿渡地区、山本地域においては森岳地区が適当である。尚、八竜地域については、今後社会的機能の集積状況の推移を見極め、その他の条件を勘案して適当な地区を選ばなければならない。 ③統合の時期については、地域ごとに児童数の減少の推移を見ながら慎重に判断しなければならない。その際、複式学級の設置状況や全校児童数が、最も重要な判断の要件になる。 ④児童数の減少が著しい地域に関しては、早急に対応すべきであり、琴丘地域に関しては平成21年度を目途として小学校の統合を達成したい。</p> <p>2・中学校 中学校は、下記の理由により、現在の3校を1校に統合することが適切である。 ①秋田県教育委員会は、中学校の標準的な学校規模を6～12学級と考えている。 ②統合校の所在地は、町の中心にあり、また、交通の便の良い場所が相応しい。 ③統合時期は、統合を仮定して標準的な学校規模の12学級となる平成26年度以降が適切である。 ④琴丘中学校の校舎が改築を急がなければならない事態に至った場合には、23年度以前の統合も検討しなければならない。その場合、現在の中学校通学区域ごとの生徒数の減少の推移を考慮しながら、二段階に分けた統合が現実的である。 第1段階: 25年度以前で2校を統合する。 第2段階: 26年度以降で、残る1校を統合する。</p>		
66	山形県	山形市	12～24学級	9～24学級		望ましい学校規模を検討するにあたって特に明記していない場合は1学級33人までの少人数学級を基礎として検討する。	
67	山形県	上市市	12～18学級以上	9学級以上	<p>魅力ある学校とは、学校の本来の目的・役割である子ども達の「人間形成」と「学力の向上」を確実に達成できる学校である。</p> <p>上市市の児童・生徒数の急激な減少傾向を考えると、これまでのような1つの学校を単位とした単独完結型の学校経営方式では、学校の使命を達成することができない状況になってきている。魅力ある学校づくりを推進するに当たっては、学校の垣根をこえた学校間の集合学習や小・中連携教育或いは小・中一貫教育などの複数連携型の方式も視野に入れていく必要がある。</p>	当面市内に存する小・中学校の複式学級を早急に解消することが求められる。	
68	山形県	高島町			<p>①小学校は各行政区ごとに1校設置することが適当である。あまりに小規模となる場合は、教育環境の改善整備の必要性が高まることから、一定の条件・ルールのもとで統合すべきものとする。</p> <p>②中学校は現在の中学校を統合し、中規模校を設置することが適当である。統合後の学級数、学区については、生徒数の予測、通学距離などを勘案して定めるべきである。</p>		
69	山形県	山辺町			<p>○取り組むべき目標</p> <p>1・短期目標(概ね5年以内) 中学校及び作谷沢中を、山辺中に編入し、町内1中学校体制に再編する。統合は喫緊の課題であり、地域住民への十分な説明を行い、速やかに理解を得るように努める。</p> <p>2・中期目標(概ね10年以内) ①過小規模校となっている鳥海小、作谷沢小の2校については、引き続き児童数の減少が進行すると思量され、地域住民との話し合いと合意を基本に、それぞれ再編・統合を推進する。(目安として、児童数10名余) ②大寺小について、今後とも児童数の回復が見込まれない場合、児童数50名を1つの目安とし、再編・統合を検討・推進する。</p> <p>3・長期目標(概ね20年以内) 小学校の適正規模化に向け、地区境を超えた山辺南部及び山辺北部の2校体制に向けての再編・配置について検討・推進する。</p>		
70	山形県	小国町			<p>○学校教育のあり方1・社会性を育成するために、必要とされる児童・生徒の下限の人数は、小学校では複式学級1学級当たり最低8人、学校全体で3学級24人、中学校では1学年当たり最低5人、学校全体で15人である。2・上記下限の人数に満たない極少人数教育の解消のためには、学校の統廃合を緊急に進める必要がある。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○市立小中学校の将来的な見直し</p> <p>1・小学校</p> <p>①天王小学校 適正規模を維持。</p> <p>②出戸小学校 1学級20～40人編制が維持でき、少人数学級の利点が活かせる。</p> <p>③東湖小学校 1学級20人前後の編制が維持でき、少人数学級の利点が活かせる。</p> <p>④追分小学校 適正規模を維持。</p> <p>⑤大久保小学校 1学級30人前後の編制が維持でき、少人数学級の利点が活かせる。</p> <p>⑥豊川小学校 現在は複式学級1、H22は複式学級2となる。また、施設の老朽化のため、速やかに大久保小学校との統合が望ましい。</p> <p>⑦飯田川小学校 1学級30～40人編制が維持でき、少人数学級の利点が活かせる。</p> <p>2・中学校</p> <p>①天王中学校 適正規模を維持。</p> <p>②天王南中学校 適正規模を維持。</p> <p>③羽城中学校 適正規模を維持。</p>			湯上市教育委員会			湯上市立小中学校適正配置の基本的考え方
	<p>○通学区域について</p> <p>1・小学校</p> <p>統合を行う場合には、現行の小学校通学区域を継承する形で通学区域を統合編制するのが適当である。</p> <p>2・中学校</p> <p>中学校の統合については、2段階で実施される場合には、現行の中学校通学区域を継承する形で、通学区域を統合するのが適当である。</p> <p>○再編整備の実施手順</p> <p>1・事業実施時期の決定</p> <p>各事業の実施時期は、基本的には児童生徒数の減少の推移を見ながら、校舎の老朽化の度合いなども勘案して慎重に判断しなければならない。</p> <p>2・統合事業</p> <p>緊急度・優先度の高い琴丘地域における小学校の統合事業については、早急に実施する。その他の事業については関係する要因の推移等を見極めながら順次実施時期を決定する。</p>			三種町教育委員会	<p>学校長</p> <p>PTA役員</p> <p>自治会長</p> <p>民生・児童委員</p> <p>学識経験者</p>	<p>小・中学校長</p> <p>小学校PTA会長・副会長</p> <p>地区自治会長</p> <p>民生児童委員</p> <p>主任児童委員</p>	三種町立学校の再編整備計画
							望ましい学校規模の実現にむけて
	<p>小学校の統廃合に当たっては、現在の中学校学区内での実施を基本とする。</p>	<p>統廃合によって生じる児童の通学距離の延伸に対する通学手段は、基本的にスクールバスとする。</p>		上山市立小・中学校将来構想検討委員会			上山市立小・中学校の将来構想について 答申
				高島町小中学校再編統合検討委員会			高島町における町立小中学校の再編統合について
				山辺町教育委員会			山辺町小中学校将来構想(基本計画)
				小国町教育環境調査検討委員会			小国町における教育環境のあり方に関する調査研究報告書

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
71	山形県	大石田町			<p>○小学校検討内容</p> <p>1・検討項目 小学校の統合方式には色々な案があるが、これまでの建議等を尊重し、且つその後の時代背景を考慮して下記の案について検討する。</p> <p>① 連続及び途中の通り将来とも3校とする案。 ② 当面3校とし、将来1校とする案。 ③ 当面そのままとし、将来1校とする案。 ④ 統合中学校完了後速やかに1校とする案。 ※条件として、極力新しい学校施設の有効活用を考慮する。</p> <p>補足 ① 3校案の場合 亀井田地区：駒籠小又は亀井田中学校 大石田地区：大石田小学校 横山地区：田沢小学校 ② 1校案の場合 大石田小学校又は新用地建設</p> <p>○統廃合の目標年次 1・最も早い統合は、「統合中学校完了後速やかに1校とする案」であり、統合中学校が閉校する平成22年度の翌年の「平成23年度」を想定することになる。他の3案についても、この平成23年度が最初の統合時期となる。 2・「当面」の期間について 新入学児童が卒業まで同じ環境で学べる期間が最低でも必要であることから、6～10年を目途に期間を設定し、「平成23年度から平成28～32年度まで」とする。 したがって、「将来」の時期は、上記から「平成29～33年度」を想定することになる。</p>		
72	山形県	西川町			<p>○西川町が目指す学校</p> <p>1・小中一貫教育を行うため、「1学区」「新築」とする。一定の集団の中で切磋琢磨し活動する楽しさを実感できる充実した学習環境。町内全ての児童が等しく良好な教育環境の元、全国に先駆けた新たな教育を展開する小中一貫教育のためには、1学区、新築が最も効果的に実施できるものと思われる。</p> <p>2・実施時期 ① 平成24年度開校を目指す。 ② 岩根沢小、入間小、大井沢小、の各小学校については、児童数の減少が著しいため、学区民の方と協議し合意が得られれば、平成19年度に水沢小へ編入する。 ※平成24年度開校の場合は、岩根沢小、入間小、大井沢小、の各小学校に在学している児童が、平成19年度水沢小に移り、1学区統合により再び学校が変わるというように、在学中に2回も学校が変わるということはない。</p>		<p>○校舎の地震対策 地震対策は陸合小校舎及び体育館、西山小の一部校舎、岩根沢小校舎が必要となる。だが、平成19年度の岩根沢、入間、大井沢の各小学校の水沢小への編入、及び平成24年度以降の廃校活用について今後検討していくことから、それらの方針決定を受けて対応していくものとする。</p>
73	福島県	小野町			<p>○町内小学校の6校については、出来るだけ早い時期に一つの小学校に統合することが望ましい。</p> <p>○町内の中学校2校については規模的に大きな相違があるが、小学校同様出来るだけ早い時期に統合することが望ましい。ただし、校舎老朽化の現状から、小野中学校校舎改築は緊急に取り組むべき課題であり、整備計画を早急に立て、改築を急がれることを強く提言する。</p>		
74	福島県	喜多方市			<p>○小学校の規模 本市にあつては、複式学級の解消を喫緊の課題とし、さらに複式学級を生じさせないという認識に立てば、1学年あたり17人の在籍数により複式学級を回避することが可能であり、集団による活動も確保することができることから、少なくとも1学年平均17人で児童数100人程度を、本市として望まれる小学校の規模とすることが適切である。 ただし、統廃合による適正配置を進めるに当たっては、地域の実情や将来の児童数の動向によっては、100人程度を目安とし柔軟に対応すべきである。</p> <p>○中学校の規模 中学校についても、文部科学省の基準では、12学級以上18学級以下が適正規模とされているところではあるが、複式学級を回避することはもちろんのこと、集団活動も支障なく行うことが可能で、生徒一人ひとりが能力や個性を伸長できるよう、部活動等における選択制を多く設定できる規模、さらに全教科にわたって常勤の教師を確保することができる規模等を考慮し、本市としての明確な考え方を整理されたい。</p> <p>少子化等の影響により学校の小規模化が進行する中、望ましい教育環境を整備し学校教育の充実を図るため、会津管内の多くの自治体においても、小・中学校の適正配置を目指した統廃合の取組が進められているところである。 今後も児童生徒数の減少が続いていくと推測される本市の現状にあつては、前述した「学校の小規模化に伴う課題」を解消し、確かな学力を身につけた人間性豊かな子どもたちを育成していくために、ある程度の学校規模を確保する学校の適正配置を図ることが必要である。 本市の現状において、学校の適正配置を実現するためには、学校の統廃合により進めざるを得ず、これまでの経緯と今後の動向を踏まえ、進められたい。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○町全体で3校とする案 当面3校とする場合の期間は、6～10年間の短期間となるため、できるだけ早い時期に町全体で1校とする案についても十分検討する必要がある。</p> <p>○町全体で1校とする案 1・統合中学校完了後速やかに1校案とする場合 大石田小を活用するA案と、新用地に併設型として新たに建設するB案の2案が考えられる。その場合の実施時期は、最速で平成23年度となる。</p> <p>2・将来1校案とする場合 平成30年頃を想定し、大石田小を活用するA案と、新用地に併設型として新たに建設するB案の2案が考えられる。</p> <p>○中学校の検討内容 統合中学校検討用地として3案を検討し、それぞれについて複数案を提案し教育委員会で検討を行い、各案1案に絞り込みを行う。 1・旧大石田高校周辺案 2・新用地案 3・亀井田中学校活用案</p>		<p>各小学校の児童数も少ないため他校との交流事業等を多く取り入れたり、中学校との交流学習等を通じて連携を深めたりしており、この活動が「いじめや不登校」の防止に役立っていると思われる。今後も、各小学校及び小中学校間の連携を一層強め、将来は小中一貫教育を目指す。</p>	大石田町教育委員会			大石田町立小中学校統廃合基本計画
	<p>○再編案の検討(試案) 1・教育的視点から検討した場合 ①1校又は2校体制が望ましい。 ②4校体制では、学校間の学級児童数に差異が生じ、今後10年未満で更に再編の可能性がある。3校体制では、複式学級が生じる可能性が大きい。</p> <p>2・財政的視点から検討した場合 ①2校体制(川土居、水沢小を利用)が望ましい。 ②2校体制の場合は、川土居小及び水沢小を利用すれば、校舎棟補修費1400万円が削減でき、将来1校になったとしても引き続きどちらかの校舎を使用できる。</p> <p>3・地域的視点から検討した場合 ①4校(西川、睦合、川土居、水沢小)又は、③3校体制(西山、睦合、川土居小利用) ②これまでの学校が地域の中心的存在であったことを考えれば、ある程度地域に分散することで、地域の活性化が保てるのではないと思われる。したがって、4校又は3校体制が望ましいと思われるが、4校体制では今後10年未満で更に再編の可能性が大きい。</p> <p>4・まちづくりの視点から検討した場合 ①1校が望ましい。 ②第5次西川町総合計画では、定住人口の維持に努力していくこととしており、その1つに人口集積地の形成を掲げている。その第1弾として既に「せせらぎ団地」の造成分譲が実施され、40歳未満のものが13区画に入居することとなっている。 若者の定住を進め集積地を形成していくためには、通勤の利便性などの他、保育所、病院、小学校など子育てのための施設が近くにあることが有利であると思われる。人口集積地の形成という中で1校新築が考えられる。</p>	<p>1・平成19年度 水沢小に編入する岩根沢小、入間小、大井沢小からの通学は、現在の町営路線バスでの配車計画(一部路線変更)を行うことにより対応が可能である。 2・平成24年度①学区間校に向けては、町営路線バスの増車をしながら、スクールバス化することを検討する。</p>	「西川町が目指す子ども」を育成するために、「小中一貫教育」を目指す。	西川町小学校学区再編町民検討委員会			西川町小学校学区再編方針
		<p>統合にあたって児童生徒の通学のために「スクールバス」の運行は不可欠であり、確保願いたい。 スクールバス運行にあたっては、小学校の学年における下校時間の相違、中学校における部活動実施後の下校時間の違いなども踏まえて、児童生徒の学校生活時間に配慮し、利用しやすい運行時間と方法を検討してほしい。</p>		小野町教育環境検討委員会			<p>○小野町教育環境の基本方針 ○小野町のこれからの教育環境のあり方についての提言</p>
		<p>スクールバスの運行や路線バス等の利用に対する支援策の充実について検討されたい。</p>		喜多方市立小・中学校適正配置等検討委員会	<p>行政区長 保護者 学校評議員 小・中学校長 学識経験者 を有する者</p>	<p>行政区長連合会長 行政区長会長 PTA連絡協議会長 学校評議員 小学校長 中学校長 経営コンサルタント 大学特任教授 市教育委員長</p>	喜多方市立小・中学校適正配置等に関する提言書

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
75	福島県	会津坂下町			<p>○学校の規模</p> <p>1・第1次統合(小学校)…平成20年</p> <p>①平成17年度から複式学級になっている方門小学校及び平成18年度から複式学級になると予想される川西小学校、更には八幡小学校を坂下小学校に統合する。</p> <p>②八幡小学校を坂下小学校に統合する。</p> <p>2・第2次統合…平成25年</p> <p>①小学校(若宮・金上・広瀬小を新たな小学校として統合し、施設整備を図り1校とする。)</p> <p>②中学校:1校とする。</p> <p>○学区</p> <p>第2次統合までに、現在の中学校区を基本に、各地区の社会的・歴史的な背景を十分考慮しながら定める。</p>		幼・小・中学校教育の充実を図るために、これからの複式学級等を回避しながら学校間の格差をなくす適正配置等を実施する。	
76	福島県	福島市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正な学級数</p> <p>小学校:1学年各2～3学級(12～18学級)</p> <p>中学校:1学年各4～6学級(12～18学級)</p> <p>○適正規模の下限児童数</p> <p>学級数から捉えた小学校の適正規模を実現するために、以下の児童数が適正であると考えた。</p> <p>1・1,2年生</p> <p>最小学級編制の15人を1学級の下限の基準として、各31人の児童数が必要である。</p> <p>2・3～6年生</p> <p>最小学級編制17人を1学級の下限の基準として、各34人の児童数が必要である。</p> <p>3・小学校における総児童数は、少なくとも200人程度が望ましい。</p> <p>※31人×2個学年(1,2年生)+34人×4個学年(3～6年生)＝およそ200人</p> <p>○適正規模の下限生徒数</p> <p>1・1年生</p> <p>学年4学級を維持するためには、最小生徒数91人が必要である。</p> <p>2・2,3年生</p> <p>各学年4学級を維持するためには、各学年の最小生徒数100人が必要。</p> <p>3・中学校における生徒数は、少なくとも300人程度が望ましい。</p> <p>※91人×1個学年(1年生)+100人×2個学年(2,3年生)＝およそ300人</p>		1・学校における教育機能が十分に発揮できるに足る下限児童生徒数に満たない学校	
77	福島県	いわき市	6～18学級	6～18学級	<p>○適正規模</p> <p>1・小学校(下限)小規模校における様々なデメリットの中でも、複式学級の解消が最優先に取り組まれてしかるべきものと思われ、このことから小学校においては、1学年で1学級を編成できる6学級以上の学校が望ましい。</p> <p>2・中学校(下限)1学年2学級以上の編成が可能なら、6学級以上が望ましい。</p> <p>3・小学校(上限)小学校においては、文科省基準で適正規模とされている18学級程度が限度と思われる。</p> <p>4・中学校(上限)小学校と同様に18学級程度が、目指すべき規模の上限として妥当なのではないだろうか。</p>			
78	茨城県	石岡市	12～18学級	12～18学級	<p>■適正規模の基本的な考え方</p> <p>①児童・生徒の視点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団による教育の実施により、児童・生徒間のふれあいや切磋琢磨の機会が多くなる。 ・集団活動を通して児童・生徒の社会性が高められ、自らの個性や能力を伸ばせる。 ・適切なクラス替えを通して児童・生徒の人間関係や集団内での役割分担の固定化を防ぐことができる。 ・課題別活動や選択教科、部活動、学校行事等において、多様な選択肢が提供できる。 <p>②学校運営の視点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年や教科担当の教員が確保され、効果的な指導体制が図れる。 ・同一学年複数教員による充実した研究、研修活動が可能となる。 ・部活動の指導にあたる教員確保が可能となる。 ・校務分掌を複数で分担することができ、学校運営組織の効果的な編成ができる。 ・児童・生徒の安全確保や不測の事態に適切な対応が図れる。 <p>■適正配置についての基本的な考え方</p> <p>小・中学校の適正配置の具体的な方法としては、「学校の統合」と「適学区域の変更」が考えられ、両面を踏まえて検討する必要があると思われる。しかし、適学区域の変更については、教育委員会の諮問機関として学区審議会があることから、当審議会では、学校の統合による適正配置を検討した。</p> <p>学校の適正配置については、石岡市における小・中学校の適正規模を基本として、今後の児童・生徒数の推移から、小学校は10校、中学校は4校が望ましいと考えられる。しかし、将来的に適正規模に満たないと予測される学校については、段階的な対応も必要と考える。</p>			
79	茨城県	高萩市			<p>○小学校について</p> <p>君田小学校は、平成21年度までは児童数が12名であるが、平成22年度からは一桁になり、平成24年度から平成26年度までは3名となる。このまま学校を存続させると、集団での行動、多様な考え方、コミュニケーション能力、人間関係の構築等、種々の面での学習環境の悪化が懸念される。平成27年度以降の児童数の増加が見込めないことから、早期統合を提案するものである。</p> <p>○中学校について</p> <p>君田中学校は、平成20年度は生徒数が11名であるが、平成21年度から一桁になり、平成25～平成26年度までは7名となる。</p> <p>学習指導の一部に長所がある反面、集団での活動ができない、多様な意見や考えを吸収できないため視野や思考を拡大することが困難、運動能力の向上の時期でもある中学校時代に思い切った運動ができないなどの課題も多くなる。平成27年度以降の生徒数の増加が見込めないことから、早期統合を提案するものである。</p>			

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
1・小学校 基本的に、2km以上は、路線バス又はスクールバスを利用する。 2・中学校 現状に合わせ徒歩・自転車通学又は路線バスを利用する。遠距離・冬期間通学においては、路線バス又はスクールバスを利用する。		1・小学校 基本的に、2km以上は、路線バス又はスクールバスを利用する。 2・中学校 現状に合わせ徒歩・自転車通学又は路線バスを利用する。遠距離・冬期間通学においては、路線バス又はスクールバスを利用する。		会津坂下町教育委員会			会津坂下町教育施設適正配置の方針
	○適正規模の下限に関する検討の前提条件 (小学校・中学校共通) 本県の施策により1,2年生が30人の学級編制、また少人数指導の推進により本市においては、3年生から5年生までが33人の学級編制となっていることから、1,2年生においては最小学級編制の15人を、3年生から6年生においては、最小学級編制の17人を1学級の下限の基準として位置づけた。 ○大規模学校の今後のあり方 1・可能な限り、2~3校の複数の小学校から、1つの中学校へ進むような小中学校の持続が望ましい。 2・大規模学校における学級数については、教育の質的充実を目指す少人数教育の推進の趣旨を受け、今後の児童生徒数の推移を見守っていく。			福島市学校規模適正配置検討委員会			社会の変化に対応した市立学校のあり方について
				いわき市における学校のあり方検討委員会			いわき市における学校のあり方について(報告書)
					市議会議員 自治会等代表 PTA連絡協議会代表 校長会代表 幼稚園又は保育所の保護者 青少年関係団体 学識経験者	市議会議員 PTA連絡協議会代表 校長会代表 幼稚園代表 保育所代表 青少年関係団体代表 学識経験者 自治会代表	石岡市小中学校の適正規模・適正配置に関する答申書
				高萩市のよりよい教育環境あり方委員会	市議会議員 県教育庁課長 学校関係者 公募委員	市議会議員 市議会文教厚生委員長 県教育庁義務教育課長 市校長会 国際交流協会副会長 教育研修所長 公募委員	高萩市における学校の適正配置について ―「高萩市のよりよい教育環境あり方委員会」答申の概要―

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
80	茨城県	北茨城市	12学級以上	9学級以上	<p>○適正規模の基本的な考え方 学校教育法施行規則では、小・中学校の学級数について「12学級以上18学級以下」を基準とし、茨城県教育委員会は「小学校12学級以上、中学校9学級以上が望ましい」とする指針を示している。また、1学級の児童生徒数は法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）により40人を標準としている。</p> <p>このように、学校規模は学級数や児童生徒数などによって表すことができるが、本検討委員会では法制面での学校規模が学級数で表されていることなどの理由から、学級数によって検討することとした。</p> <p>学級数についての各委員の意見は、小・中学校の何れについてもクラス替えのできる学級規模が望ましいとのことであった。</p> <p>なお、児童生徒数の減少による小規模校などの問題点について、メリット・デメリットの両面から審議を行った。</p> <p>○適正配置についての基本的な考え方 ①適正規模の確保について 学校の適正配置は、適正規模を確保することによって、児童生徒の教育環境や社会性、良好な人間関係を築くための生活集団が確保されることから、地域の実情を勘案しながら、統合を検討することが重要である。</p> <p>②通学区の見直しについて 通学区は、学校によって歴史的沿革も異なり、さまざまな面で地域社会と密接に結びついて設定されてきた。このことから、通学区の見直しに当たっては、児童生徒の地域社会との関係にも留意することが望ましい。</p> <p>③地域社会とのかかわり 学校の統合にあたっては、それぞれの学校の歴史、地域性を生かしながら新たな学校を創るという考えが重要であり、地域住民や保護者と十分議論を行い、通学区が広域化されることに伴う不安の解消などにも配慮することが必要である。</p>	<p>○小・中学校の適正規模については、茨城県教育委員会が示した適正規模の基準では「小学校12学級以上、中学校9学級以上が望ましい」とされているが、現在、市内の小学校は12校中10校、中学校は5校中2校が基準以下となっている。</p> <p>○小学校については、現在の12校を6校から9校程度に配置することが望ましい。</p> <p>○中学校については、現在の5校を3校から4校程度に配置することが望ましい。</p>	
81	茨城県	取手市	12学級以上	12学級以上	<p>○適正規模についての基本的な考え方 ① 集団生活を通して、人とのかかわりの中で切磋琢磨し、主体性や社会性、思いやりの心を育むことのできる学校規模であること。 ② 多様な学習方法、活気ある学校行事や諸活動など、今日的な教育を展開できる学校規模であること。</p> <p>○適正配置についての基本的な考え方 ① 市全域を対象とした市立小中学校の適正配置を検討する。 ② 学校の適正規模を目安として、子どもたちにかかる通学時の負担や安全性を考慮して通学区の見直しを図ることとし、見直しや困難な場合は隣接校との学校統廃合を行う。 ③ 通学距離が概ね小学校で4 km以上、中学校で6km 以上となる場合はスクールバス等を運行し、子どもたちの通学支援を行う。 ④ 通学区の見直しを行う場合には地域コミュニティを考慮し、行政区での見直しを基本とする。 ⑤ 学校統廃合を実施する場合には、既存施設の有効活用を図ることとし、統合校は対象校のうち最も条件が良い学校とする。なお、教室不足などが見込まれる場合は適宜増築等を行う。 ⑥ 中学校は、小学校での対人関係を保つため、小学校区域を分割しないで編成することに配慮し、小学校2 校に対し学校1 校を基本とする。</p>	<p>小学校18 校及び中学校8 校の通学区の見直し及び学校統廃合を行い、現在の26 校から18 校へ適正配置する。</p>	<p>統合学校においては、子どもたちが新たな気持ちで学校生活を始められるよう、老朽化が進む学校施設の改修や必要に応じた増築を行い、子どもたちが快適に過ごせるよう配慮する。</p>
82	茨城県	つくば市	12～18学級	12～18学級	<p>●適正規模校化を図るため、小規模・過小・極小規模校は、学区調整や統合等の検討を行う。 ●大規模・過大規模校は、教室増設や学区調整、分割、移転、新設等の検討を行う。 ●小中一貫型教育を視野に入れた検討を行う。</p>		<p>市内には近い将来、耐用年数から改築の時期を迎える校舎や、新耐震基準以前に建てられた校舎が多くある。これらは、その時期に合せ、老朽化や耐震化に対応した「改築」「補強」「廃止」等を行うとともに、学区の見直しを検討する必要がある。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	小・中学校ともに、1学級の児童生徒数を30人程度とする。			北茨城市立小・中学校適正規模等検討委員会	市議会議員 学識経験者 教育委員会が必要と認める者 保護者 学校関係者	市議会議長 社会教育委員 前学校長会長 生涯学習センター所長 公民館長 PTA会長 幼稚園理事長 PTA連絡協議会会長・副会長 市学校長会長 市教育研究会会長	北茨城市立小・中学校の適正規模及び適正配置について-答申-
	○小・中学校ともに、1学級の児童生徒数を30人前後が望ましい。 ○学校適正配置の実施方針 学校適正配置計画を実施するにあたっては、通学路の安全対策や通学支援策及び学校施設の耐震化や増築等の整備などの教育支援策に十分配慮しながら進めていく必要があるため、これらを一斉に実施することは困難であると考え、段階的に実施する。 実施の優先順位は、教育指導面・学校運営面等で早期に統合が必要と思われる中学校を優先的に実施することとし、小学校については各学校の状況や地域との合意形成等を考慮し実施することとする。	学校適正配置に伴い新たに遠距離通学となる児童については、子どもたちの体力・安全面を考慮してスクールバス等の運行を実施し、児童の負担軽減を図る。		取手市立小・中学校適正規模適正配置審議会			取手市立小・中学校適正配置基本計画
	①極小規模校 将来的にも極小規模校として推移していく場合は、積極的に隣接する学校との統合を検討する。 ②過小規模校 将来的にも過小規模校として推移していく場合は、積極的に隣接する学校との統合や学区調整を検討する。 児童生徒数が増加傾向にあり、将来的に小規模校や適正規模校となる場合は、「③小規模校」や「④適正規模校」と同様の検討する。 ③小規模校 将来的にも適正規模校に達しないと推計される場合は、隣接する学校の状況を踏まえ適正規模校となるよう、学区調整や統合の検討する。 児童生徒数が増加傾向にあり、将来的に適正規模校となる場合は、「④適正規模校」と同様の検討をする。 ④適正規模校 将来的にも適正規模校で推移し、かつ当該校における通学の安定が図られる場合、現状の学区を維持する。なお一部の学校は、隣接する学校の状況に応じて、学区調整を検討する。 ⑤大規模校 将来的にも大規模校として推移していく場合は、学区調整を検討していきます。なお、大規模校化が一時的な場合(例えば、ある時期ピークに達して教室数が不足するが、その後は減少傾向となる場合)は、教室増設等により対応する。児童生徒数が増加傾向にあり、将来的に過大規模校となる場合は、「⑥過大規模校」と同様の検討をする。 ⑥過大規模校 将来的にも過大規模校として推移していく場合は、学区調整・分割、学校新設等を検討する。						つくば市学校等適正配置計画について(指針)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について
83	茨城県	常陸大宮市	6~16学級	6~15学級	<p>小学校の望ましい規模 ○常陸大宮市における小学校の適正規模(学級~16学級(1学年1~3学級程度)) ○[1学級の人数の考え方]①複式学級の解消を図る。*適正規模の観点から複式学級(2つの学年で16人以下)を避ける。②1学級40人を基本とするが、1学年1学級の場合は、概ね20人以上を標準規模とする。*市民アンケートの「40人に満たない場合は20~30人」を反映する。③既存の施設を利用する。*現在の校舎の活用と施設規模を踏まえた学級編制を前提とする。中学校の望ましい規模 ○中学校の適正規模(学級~15学級(1学年2~5学級程度)) ○[1学級の人数の考え方]①原則として1学年単学級の解消を図る。*クラス替えにより、新しい仲間との出会い、刺激、自己発見、人間関係を学ぶ。②1学級40人を基本とするが、1学年1学級の場合は、概ね30人以上を標準規模とする。*市民アンケートによる「40人に満たない場合は30人」を反映する。</p>	<p>○小学校に対する基本的考え方 市内の児童数及び学級数の将来推計によると、平成25年度に市内の小中学校には過大規模校及び大規模校は生じることなく、5校が過小規模校、11校が小規模校、1校が適正規模校となると予測される。今後、過小規模校及び小規模校となるものが予測される小学校については、適正配置の対象とすべきであり、常陸大宮市における小学校の適正規模となるよう近隣の学校と施設規模や地理的条件などを考慮した上で適正に配置することとする。 ○中学校に対する基本的考え方 市内の生徒数及び学級数の将来推計によると、平成30年度における市内の中学校は、5校が過小規模校、1校が小規模校、1校が適正規模校となると予測される。これらを踏まえ、常陸大宮市における学校規模の適正化を図るために、小学校の再編による通学区を基本とした学区の変更を図ることや、既存の学校施設の状況や生徒の安全確保等を念頭に置いて、学校の統廃合による適正配置を行う。</p>	
84	茨城県	稲敷市	12~18学級		<p>学校教育法施行規則第17条及び第55条の規定を適正規模と考えて稲敷市にあてはめてみると、小学校では4校から10校、中学校では2校から4校あればよいという計算になる。しかし、実際には、小学校16校、中学校4校であり、これは、小学校中学校ともに、比較的小規模な学校が市内に散在していることを示している。 なお、稲敷市内の小中学校のうち、標準とされる12~18学級の範囲にある学校は、小学校2校、中学校では1校のみである。その他の学校はすべて11学級以下であり、規定の範囲を超える19学級以上の学校は小中とも1校もない。財政的な面から見ると、学校の維持管理運営にかかる費用は学校規模にかかわらずある程度必要であるが、学校数が多い分、1校あたり配分される予算は小さくなると想定される。 以上、教育的な面からも財政的な面からも、今後、児童生徒に十分な教育環境を提供することが困難になることが予想される。</p>		<p>○市内小中学校の校舎などは建築後30年を超えてきており、耐震や防犯といった安全面や教育内容の変化に伴う機能の面からみて、計画的な改築をしていく必要があるが、今後の建て替え工事や改修工事に係る経費は莫大なものになることが予想される。そのため、健全財政運営という観点から、限られた予算の範囲内での執行が要求される。 ○本市の小学校は、建築後すでに30年を経過した校舎がほとんどであり、施設や設備の老朽化に伴い、毎年、その補修に追われているのが現状である。 学校施設の改善並びに教育環境の充実には、子ども達が快適な学校生活を営むための基本であり、計画的かつ着実な実施に努められることを望むものである。</p>
85	茨城県	桜川市					
86	茨城県	神栖市					
87	茨城県	行方市	12学級以上	9学級以上	<p>○平成27年度までに現在の市立小学校8校を4校に、市立中学校4校を3校に、統合することである。 ○基本的事項 ①市立小中学校の適正配置(統廃合)は、速やかに取り組むべき行政上の課題となっている。 ②児童生徒数の減少により学校経営が困難とならないよう、学校の統廃合を行うことによって、適正規模を有する学校にする。 ③小学校については、クラス替えが可能となるよう、1学年2学級以上の12学級以上となるよう配慮する。 ④新設の中学校については、クラス替えが可能で主要5教科に複数の教員を配置できるよう、1学年3学級以上の9学級以上となるよう配置する。 ⑤適正配置にあたっては、原則として既存の校舎を活用する。なお、昭和56年以前に建設された校舎を引き続き統合校として利用する場合は、耐震診断や耐震工事等の適切な処置を施す。 ⑥統廃合の場合、該当校をいずれも廃止し新設校として設置する。 ⑦通学区域は、南部、北東部、北西部の各ブロック内の大字単位とし、統廃合前の通学区域を継承するものとする。なお、保護者の事情等による指定校変更は現在と同様に柔軟に対応する。 ⑧適正配置の時期は実施計画を基準としますが、社会情勢の変化や法制度の改正等により計画を変更して実施することや、当該校の関係者の合意が得られた学校から優先的に実施することがある。</p>	<p>○計画期間は平成21年度から平成30年度までの10年間とする。 *実施スケジュールを7年としているのは、小規模校や複式学級を解消すること、老朽校舎の全てを耐震工事等に対応する場合は相当の期間や財政負担が予想されること、校舎整備の際には財政的に有利な合併特例債(平成27年度までの期間)を活用すること、などを考慮しているためである。 ○10年間で計画どおり実施できない場合には、次の10年間で第2期計画期間として継承する。 なお、小中学校ともに、法令等で定める標準学級数の12~18を満たしている学校は、現在1校もない。</p>	
88	茨城県	かすみがうら市	12学級以上	9学級以上	<p>○適正規模化の検討 1.適正規模化の検討を要する学校 小学校:11校、中学校:3校 2.検討を要しない学校 小学校:2校、中学校:1校</p>	<p>○適正規模化の理由 1.適正規模化の検討を要する学校については、「小学校の1学年の学級数は、2学級以上が望ましい」、「中学校の1学年の学級数は、3学級以上が望ましい」とことから、現状及び今後の推移からも答申の基準を満たさない学校とした。 2.適正規模化の検討を要しない学校については、前期の答申にある基準を現状及び今後の推移においても基準以上の学級数を維持する学校とした。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○小学校:地域の成り立ち(コミュニティ)や地理的条件などの理由で、「1学年1学級の学級編制となる場合は、概ね20人以上」を小学校の標準規模とする。 ○中学校:地理的条件などの理由により適正規模を満たす学級編成が困難で「1学年1学級の学級編制となる場合は、概ね30人以上」を中学校の標準規模とする。	○小学校 今後、過小規模校及び小規模校となることが予測される小学校については、小学校の適正規模を満たすよう施設規模や地理的条件などを考慮した上で適正に配置する。また、遠距離通学となる場合はスクールバスなどによる通学支援を検討する。 ○中学校 小学校の再編による通学区を基本とした学区の変更を図ることや、既存の学校施設の状態や生徒の安全確保等を念頭に置いて、学校の統廃合による適正配置を行う。また、遠距離通学となる場合はスクールバスなどによる通学支援を検討する。	新しい教育システムの構築 ○小中一貫教育については、併設型や統合型、連携型などの形態が考えられており、先進地の例を参考に検証していくことが必要であるが、本委員会が考える「小中ユニット」は以下の通りである。 1 小学校と中学校がそれぞれ独立した敷地や校舎になっていること。 2 学校運営組織がそれぞれ独立していること。 3 教育課程がそれぞれ独立していること。 以上のことを踏まえ、本委員会は稲敷市が考える「小中ユニット」を考えている。 ○もう一つの方向性として考えられるのは、「強固な小中ユニット(小中、一貫教育校)を基盤とした小中一貫教育をさらに発展させた統合型の「小中一貫校」の設置である。本委員会が考える「小中一貫校」とは、以下の通りである。 1 小学校と中学校を一体化させ、同一敷地内、同一校舎で学校教育活動を行うこと。 2 学校運営組織においても一体化させた学校運営を行うこと。 3 小・中学校を6年・3年制として捉えるのではなく、義務教育9年間を例えば4年・3年・2年制に編成し、一貫した教育課程で教育活動を行うこと。これらを基本としながら、新しい教育システムの中で教育活動を展開する学校である。	常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会			常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画
	○1学級の定員については、今後少人数学級への移行も踏まえ、検討にあたっては、35人学級を前提とする。 ○1学年2学級を維持するための児童数は、1学年36人から70人である。安定的に2学級を維持するためには、最低1学年36人必要となる。1小学校の全児童数は、概ね216人から420人が基準となる。			稲敷市学校及び幼稚園適正配置検討委員会			稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について(報告)- 答申
				桜川市小中学校適正規模等検討委員会	地域団体代表 保護者 学校関係者 市議会議員代表 学識経験者		
				神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会	学識経験を有する者 学校等の代表 学校保護者の代表 一般公開による者		
	現在複式学級を編制している学校については、同じ子どもが2回以上の転校を経験しないよう配慮することから、適正配置実施までは現状のままとし、新たな支援策として臨時講師等を配置することにより、チームティーチング等の授業形態を工夫し、学力の低下を来さないよう配慮する。	○小学校は概ね4kmを基準として、4km以内を徒歩、4kmを超える場合をスクールバス通学としますが、低学年と高学年とで距離の基準を別設定することを考慮する。 ○中学校は概ね6kmを基準として、6km以内を徒歩又は自転車、6kmを超える場合をスクールバス通学とする。 ○なお、徒歩、自転車、バスのいずれかを選択するのは保護者の判断による。また、スクールバスの負担金について、同一家庭で児童・生徒が複数就学している場合は、2目以降の負担金を軽減できるよう検討する。	近年公立校に増えつつある「小中一貫教育」課程を採用すべきかどうか、採用する場合にいつからにするのかなど、教育方式のあり方を研究し検討する必要がある。 学校の運営は、保護者と教職員、地域、行政が一体となって行うものである。将来の学校の設置・運営のあり方についても同様であり、ハード面とソフト面をどう考え、どう組み合わせていくのかを関係者が早期から検討・協議することが重要である。	学校等適正配置実施計画策定委員会	行政関係者	副市長 教育長 総務部長 保健福祉部長 教育次長 総務課長 企画課長 財政課長 社会福祉課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 学校教育指導室長	行方市学校等適正配置実施計画
				かすみがうら市学区審議会			かすみがうら市学区審議会 答申書

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
89	茨城県	大洗町	12～18学級		<p>○望ましい学校規模 1学級当たりの児童数は21～30人1学年当たりの学級数は2～3学級とする。</p> <p>○望ましい適正配置の方法 本市においては、通学区域を割愛して他校区へ譲る程の大規模校は存在しない。このことから、「望ましい学校規模」を目指すために、校舎の改築に合わせて、1学校の統合に取り組む。</p> <p>○望ましい適正配置の方法 1・通学区域 ①町を北部(第一中学校区)、南部(南中学校区)の2つのブロックにまとめ、通学区域を設定する。 ②通学区域の変更は、大字を基本単位とする。ただし、社会経済情勢、保護者・地域の意見を踏まえて設定する。 2・学級数 進学する中学校区内に小学校を1校とし、2校とする。尚、統合方法は、校舎改築に併せて新設する形態を基本とする。 3・統合校の場所と実施時期 ①統合校の設置場所は、統合校の通学路環境や既存校舎の状態を考慮しつつ、中学校の周辺地に整備することが望ましい。 ②統合時期は、耐震化へ向け、できるだけ早い時期に着手することが望ましい。</p>	<p>○適正配置を進めるにあたっての考え方 適正規模の基準を下回る学校において、地域の実状や児童生徒の推移等を勘定し、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村の小・中学校の適正配置を図る必要がある。</p> <p>○対象校の選定 1・第1期 改築対象校：磯浜小、初町小の統合校 構想・設計・改築工事：平成20～23年度 統合予定年度：平成24年度 2・第2期 改築対象校：大貫小、夏海小の統合校 構想・設計・改築工事：平成25～28年度 統合予定年度：平成29年度</p>	<p>○改築にあたっての基本的な考え方 1・段階的、継続的な改築計画 4つの小学校校舎は、昭和41～45年に改築されたものであり、校舎整備時期が集中している。しかし、2つの小学校(統合校)校舎の改築を着実に推進していくために、改築経費負担の平準化の観点から、「第1期」と「第2期」に分け、段階的且つ継続的に整備に取り組むこととする。 2・改築の優先順位 小学校校舎の築年数や、施設の維持管理状態などを基本として決定する。</p>
90	茨城県	水戸市	12～24学級	6～21学級	<p>○望ましい学校規模 1・小学校 12学級～24学級を標準規模とする。 2・中学校 6学級～21学級を標準規模とする。</p> <p>○標準規模の上限と下限 1・下限 下限の学級数は、1学年に複数の学級があり、クラス替えができる学級数としている。 2・上限 上限の学級数は、本市の有すると市中核機能や人口規模等を考慮し、国が標準として示している18学級に、1学年当たり1学級を加えた24学級としている。</p>		
91	茨城県	常総市	12学級以上	9学級以上	<p>○適正規模審議会において、1学級当たりの小学校「20人～30人程度」、中学校「35人程度」が適正規模であると、意見が一致決定した。なお、学級規模が適正であれば地域の実状を考慮して、単学級でも存続を認めることとする。</p> <p>○適正配置 1・小学校：①五箇小と三妻小、②大花羽小と菅原小を再編する。2・中学校：今後、再検討する。</p>	<p>○統合の判断今後5年間で小学校において、全ての学年で児童数20人未満が継続する場合は、統合することが望ましい。</p>	
92	茨城県	茨城町	12～18学級	9～15学級	<p>○適正配置 1・小学校 再編案の4校案であれば最終目標である「全ての児童が茨城町の適正規模の学校に就学する」という目標を早期に実現できる可能性があることから、再編案を中心に小学校の再編計画を進めることが最も望ましいが、基本方針の説明会等を開催し、保護者、地域住民の理解と協力を得て実施計画の策定時に最終決定をする。</p> <p>その後、大きな投資が必要となる長岡小学校、大戸小学校の改築時期に、学区の再編、適正配置を勘案しながら最終案である小学校3校案の実現に向けた再編を検討していく。</p> <p>2・中学校 明光中学校、桜丘・梅香の統合中学校の2校にする。桜丘・梅香中学校の統合新校は桜丘中学校の位置に設置し、校舎は改築(新築)整備する。</p> <p>○適正配置の目標年次 1・小学校 再編と校舎の耐震補強は、中学校の再編から5年以内を目標に推進する。 2・中学校 桜丘中学校の校舎が老朽化しており早急に改築をする必要があることから桜丘中学校と梅香中学校を平成25年度～26年度に統合する。</p> <p>○小規模校の解消について 早急にすべての学校でこれを満たすことは難しいため、段階的に小規模校の解消を図ることとする。</p>	<p>○適正規模 1・小学校 複式学級や小規模かつ少人数の学級は、教育上又は学校運営上、困難なことが多いため、その解消を図ることとする。 2・中学校 将来にわたってクラス替えができる2クラス以上にする。</p>	
93	栃木県	那須塩原市	12学級以上	9～12学級	<p>(1)複式学級・小規模校の解消 (2)大規模校の解消 (3)学区の再編</p>		
94	栃木県	日光市			<p>○小規模校の対応について 小中学校とも100～300人を適正規模と設定した上で、下限の二分の一以下(≒50人以下)の学校については、隣接校との統合を検討すべきである。</p> <p>1・上限の2倍の学校 現在、今市第三小と今市中の2校だけであるが、特に大きな問題はなく、また5年後の平成24年にはどちらも大幅に減少する見込みなので、現状維持とすべきである。</p> <p>2・下限の二分の一以下の学校 現在、16校あり、これらの学校は原則として隣接校に統合する方向で検討すべきである。</p> <p>○近接校の場合等の対応について 1・互いに近距離にある複数の学校についても、統廃合の可能性について検討すべきである。 互いに近距離＝小学校4km、中学校6kmを目安とする。 2・ただし、複数校を統合する場合、うち1つの学校で全児童生徒を受け入れ可能な定員枠がある場合に限る。学校の新設は、考えていない。</p>	<p>○統合方針について 1・50人以下の小規模校については、原則として統廃合の対象とする。 2・耐震補強に多額の経費を要する場合は、隣接校との統合を検討する。 3・その他、近接校の場所等についても、統廃合の可能性を検討する。 4・統廃合の優先順位は、①小規模校、②耐震補強関連、③近接校、とする。</p>	<p>○小中学校の現状 平成18年度までに簡易一次診断を済ませている。今後、危険な建物から順に、二時診断、補強設計、補強工事、を実施していくことになる。しかし、建物の老朽化の程度によっては、補強工事では対応できず、大規模改修又は改築を要する場合も想定される。</p> <p>○統廃合との関連 1・補強工事には、多額の経費を要する。さらに、大規模改修・改築の場合は、借入に連帯することが予想される。補強工事対象校のうち、隣接校との統廃合が考えられる場合は、1つの選択肢であり、積極的に検討すべきである。 2・状況に応じて、①統廃合、②補強工事、のどちらを選択すべきか、地域と慎重に協議する必要があると思われる。</p>
95	栃木県	那須町			<p>○適正規模化の方法 児童生徒が徐々に減少している本市の現状を考えると、通学区域の変更、特認校制度では安定的に適正規模を確保することは難しい状況である。よって、学校の統廃合による学校規模の適正化を検討する。</p> <p>○小学校の適正配置 複式学級の解消を最優先した統廃合を進め、各中学校区に1つないし2つの小学校を配置することが望ましい。ただし、児童数の変移によって、新たな複式学級の学校が生じた場合には、更に学校統廃合を進めることが望ましい。</p> <p>○中学校の適正配置 高久中を除く3中学校は学区がとて広く、通学最遠距離の生徒は、10km以上にもなる。現在4校ある中学校を統廃合することは、更に遠距離通学生とを増加させることになり、安全性・地域性や通学時間の面から大きな課題がある。現在の4中学校は、そのまま存続させることが望ましい。</p>		<p>昭和40年代後半から50年代前半に建築された校舎(小学校6校、中学校2校)は、耐震性が低く老朽化が進んでおり、早急な整備が求められている。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○新しい学校の施設整備 施設整備は、国が定める学級編制の標準(1学級40人)に従い、整備を実施する。 ただし、茨城県に対して、大洗町における「望ましい学校規模」を踏まえ、国の標準(40人)を下回る学級編制基準を設定するように、弾力化の実施に向け、大洗町の実態等を提案する。			大洗町教育委員会			「大洗町の小学校校舎整備計画」
				水戸市立小中学校適正配置検討協議会	学識経験者 小中学校の代表者 児童生徒の保護者の代表者 住みよいまちづくり推進協議会の代表者 民生委員児童委員連合協議会の代表者	大学教員 学校長会長・副会長 PTA連絡協議会会長 住みよいまちづくり推進協議会会長 民生委員児童委員連合協議会会長	水戸市立小中学校適正配置検討協議会報告書
通学距離又は時間が増える場合には、心身への影響も心配されるので、これに対応した通学手段(スクールバスの導入等を講じなければならぬ)。				常総市立中学校適正配置審議会			常総市立学校の適正な配置、規模及び通学区域について(答申)
	○再編の進め方 桜丘中学校は、施設の老朽化から学校としての安全性が心配されることや、生徒数減少が続き平成30年度には単学級になる学年もあることから、中学校の再編を先行する。	通学支援としては、主にスクールバスの運行があるが、町の経費負担、遠距離通学や安全確保の観点、さらには、バスの運行は幹線を基本とし、子どもの乗降場所を定めて、自宅から乗降場所まで徒歩等自分で通うこととするなど、一定の基準を示す必要がある。 また、将来あるべき姿を視野に適正配置計画に沿って、安全安心な道路整備や通学路の安全施設の整備を進める。					
				那須塩原市立小中学校通学区審議会			今後の那須塩原市立小中学校の適正数(配置)及び通学区域について(答申)
	○統廃合の例外的な対応について 1・統廃対象と成る16校の全てを隣接校と統廃することは、実際には極めて困難だと思われる。それぞれの事例について、地理的な条件などに十分配慮し、やむを得ない場合には、例外的な対応(現状維持も認めるべきである)。 2・足尾地域の方々にとって、足尾中の廃校は受け入れがたいと思われる。そのような地域の心情は、よく理解できる。また、平成19年に完成したばかりの湯西川小中も、廃校にはできない。			日光市が校施設整備等検討懇談会	校長会代表 PTA連絡協議会代表 自治会総連合会代表 教育委員会事務局職員の内、学校教育を担当する者 教育委員会が必要と認める者	校長会会長 小学校長 PTA連絡協議会会長 小学校PTA役員 自治会総連合会会長 自治会会長 市総合政策課長 市財政課長 教育次長 学校教育課長	日光市の学校施設整備について—日光市が校施設整備等検討懇談会報告書—
			発達段階を踏まえたカリキュラムの再編、小中学校教員の交流や小学校高学年段階での、教科担任制度導入など、現状に適した方策を取り入れると共に、地域の特性を十分に生かして豊かな人間性や社会性が育まれる小中一貫教育の実践を望む。	那須町立小・中学校適正配置検討委員会	小中学校長 町議会議員 自治会関係者 小・中学校の保護者 幼稚園及び保育園の保護者 学識経験のある者 公募による者		那須町立小・中学校適正配置について

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
96	群馬県	前橋市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模についての基本的考え方</p> <p>①児童生徒間及び児童生徒と教員間において多様な人間関係を育む中で集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。</p> <p>②学級の編制替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。</p> <p>③総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数指導等、今日的な教育活動が展開できる学校規模であること。</p> <p>④一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。</p> <p>⑤一定の児童生徒数を維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること。</p> <p>⑥休み時間や各種活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること。</p> <p>○適正配置の基本的考え方</p> <p>学校教育の充実と児童生徒に望ましい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現することは、児童生徒に通学区域の変更をもたらすこととなる。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的考え方とする。</p>	<p>①新設校としての設置</p> <p>「学校の統合」は、対象となる学校の規模(学級数や児童生徒数等)及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とする。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とする。</p> <p>○1 小規模校の適正規模・適正配置</p> <p>「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて、次のように検討を推進する。</p> <p>(1) 小規模校を含む複数の学校が集中する地域においては、地域の枠組みを考慮し、「通学区域の見直し」と「学校の統合」を組み合わせて、適正規模・適正配置を実現する。</p> <p>(2) 小規模校と他校が隣接している場合においては、学校の立地条件により、それぞれ次の方法により適正規模・適正配置を検討する。</p> <p>①隣接した学校が小規模校の場合は、統合による適正規模・適正配置を検討する。</p> <p>②隣接した学校が適正規模校である場合には、「通学区域の見直し」と「学校の統合」という考え方のうち、適切な方法により、適正規模・適正配置を検討する。</p> <p>(3) 小規模校が点在して存在している地域では、通学区域の見直しや登下校の安全に効果的なスクールバスの導入を含め、通学手段の確保による統合等により適正規模・適正配置を検討する。</p> <p>2 大規模校の適正規模・適正配置</p> <p>隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。</p>	
97	群馬県	桐生市	12～18学級	12～18学級	<p>○実施計画策定の考え方</p> <p>適正規模・適正配置の必要性・小学校</p> <p>○小規模小学校における入学から卒業までの6年間、少人数のため同一児童で編成される学級では、低学年の時や個別の学習指導面で利点もあるが、人格形成の基礎段階といわれている小学校教育において、これが十分な教育環境であるとは考え難いものがある。一方、小学校は教育施設であると同時に地域における象徴的な文化施設であり、地域住民の社会的紐帯機能を有していることも事実である。しかし、やはり小学校は教育施設であり、児童の教育環境を適正に保つことが小学校存続の必要な条件でなければならない。</p> <p>以上を総合的に判断して、小規模小学校の適正規模、適正配置は、当該小学校の歴史的、地理的、地形的条件や地域コミュニティなどを考慮した地域特性を踏まえ、検討に入るべきものとする。</p> <p>○「桐生市立中学校の適正規模・適正配置」は、次の6つを基本的考え方とした。</p> <p>(1) 原則として、1学年単学級の解消を図る。</p> <p>(2) 統合校の学校規模は、地域特性を勘案し、12学級から18学級※を基本とする。</p> <p>(3) 1学級40人を基本とする。</p> <p>(4) 現行中学校通学区域(学区)の統合を基本とする。</p> <p>(5) 既存の施設を使用する。</p> <p>(6) 通学距離6km以内を原則とする。</p>		<p>近隣校との統合や学区の変更などをもって小規模校を適正な規模とし、児童の教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。</p>
98	群馬県	甘楽町			<p>○適正配置について</p> <p>1・中学校</p> <p>将来的には現在の3校を1校に統合することが望ましい。その第一段階として、平成23年4月をもって第三中を第二中に統合し、第二段階として第一中の改築に併せて新設統合中とする。</p> <p>2・小学校</p> <p>秋畑小においては、平成21年度から完全複式学級、平成25年度の入学者0と、児童の教育環境としては大変厳しい状況にあるため、平成25年度を目途に、小幡小との統合を視野に、早急な対応が必要である。</p>		
99	群馬県	みどり市	12～18学級		<p>○学校規模に関する基本的考え方</p> <p>クラス替えや多様な学習方法、活気ある学校行事や諸活動の展開が可能となる12学級から、指導が行き届きやすい18学級(1学年2～3学級)を、本市における小学校の適正規模の基準ととらえることとした。</p> <p>○学校規模適正化の検討が必要な学校</p> <p>大規模校として笠懸小学校、笠懸東小学校、また小規模校として大間々北小学校、大間々南小学校、神梅小学校、福岡中央小学校、福岡西小学校、あすま小学校が該当することとなる。今回は、平成27年度までの推計値でも適正規模への回復が見込めず、しかも大規模化と小規模化が進んでいる学校を対象校とし、適正規模に向けての検討に取り組むこととする。具体的には、大規模校として検討する学校は県下の児童数を有する笠懸小学校とする。また、小規模校として検討する学校は、既に複式学級が存在するかもしくは今後複式学級化が予測される、神梅小学校、福岡中央小学校、福岡西小学校とする。なお、適正な規模の学校であっても、大規模校や小規模校の解消のために通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は、検討の対象校とする。</p>	<p>○長期的な展望と短期的な展望</p> <p>現在の笠懸小学校は、県下の大規模校であり、「児童にとってよりよい学習環境」という視点から見ると、適正規模とは言えない。その解決策として次のとおり提言する。</p> <p>1・長期的：今後は児童数減が見込まれるものの当面1,000人規模で推移していく。新設と分離…根本的な解決策であるが財政面課題が残る。</p> <p>2・短期的：平成21年度以降学級数が増える場合には普通教室の確保が困難である。</p> <p>○小学校の統廃合</p> <p>神梅小学校・福岡中央小学校・福岡西小学校は、近年の少子化や過疎化等の影響で児童数は減少傾向にあり、学級数が6学級以下の小規模校である。今後も小規模化が解消されるような大幅な児童数の増加は見込めないことから、その解決策として3校同一歩調で大間々北小学校へ早期に統合することが必要である。</p>	
100	群馬県	倉沢村			<p>○村立小学校3校を1校に統合することについて</p> <p>3小学校の統合方法については、当面の課題である川浦小が全学級複式となることが予想される平成20年を目途に、村の中心的位置である倉沢中へ隣接して新設統合を目指すことが急務である。</p>		
101	埼玉県	行田市	12～18学級		<p>○規模</p> <p>学校教育においては、集団から影響を受け、学力、人間性、社会性が育まれる。このことから、望ましい教育環境を実現していくことが必要であり、複式学級は解消すべきものである。また同様の観点から、小学校における標準的な学級数を、12～18学級とするものである。</p> <p>○配置</p> <p>学校配置におけるひとつの条件が通学距離であるが、本答申では学校の一定規模の確保を優先したことから、従来よりも遠距離通学となることが考えられる。このことについては、市及び教育委員会において対応すべきものとする。また、学校選択の自由化については、本市の場合、学校の一定規模の確保を優先すべきとの判断から、時期尚早との結論に至った。</p> <p>なお、平成16年8月24日付け行教総発第136号で追加諮問された小学校の統合に伴う新設校の建設については、既存の学校施設の活用を前提とし、当面は建設しないこととした。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
適正規模・適正配置化に伴い、通学路が変更になる場合は、安全な通学路を検討し、設定する。その際には、児童生徒の安全が確保できるよう、道路の改善等に関係機関に要望していく。	学校選択制については、先の答申で、地域に根ざした教育が重要になっていること、また、学校にとっても地域の教育力の支援を必要としていること等、地域と学校の結びつきの観点から見直しが指摘されている。さらに、学校選択制の採用は、適正規模・適正配置推進の根拠となる将来的な児童生徒数の推計値を不確定にすることにもなる。したがって、学校選択制については、その在り方を大幅に見直すこととする。	新たな通学路を検討する際には、通学距離や地域の状況によって、登下校の安全性が高いスクールバスの使用を含めて、通学の安全確保を図る。		前橋市立小中学校の適正規模に係る諮問委員会			前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針～子どもたちの夢を育む学校づくりに向けて～
	○各地区の特性に基づいた検討方針に係らず、地区住民や保護者などから適正配置を検討してほしい旨の要望があったときは、適正配置を検討する。						
		遠距離通学に伴う第三中の生徒の負担と登下校時の安全確保、地域の実状等を踏まえ、スクールバスを導入する。生徒の通学経費は、全額町負担とする。また、乗り合いタクシーとの併用も行う。		町立第二・第三中学校統廃合準備推進委員会			甘楽町立第二中学校・第三中学校統廃合計画
	○学校規模適正化の手法 大規模校、小規模校の双方の適正化を進めるにあたっては、「学校の統廃合」「学校の分離」「通学区域の見直し」という3つの方策を実施に応じて適切に取り入れ、適正化を図るものとする。 ○基本方針の見直しについて この基本方針については、今後における学級編制基準の改訂などの教育制度の変更や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。	再編に伴う遠距離通学対策としてスクールバス等の運行を行う。			みどり市教育委員会		みどり市立小中学校の学校規模の適正化に向けた基本方針
		本村の生活環境や地理的環境を考慮した場合、通学の負担、児童の安全・安心を確保するためにもスクールバスの運行は絶対的条件とされる。統廃が実現した際には、住民の不安を取り除くためにも利便性・安全性を十分考慮した運行計画等が必要になる。	既に小中連携した学習として、本村では情操教育を実践しているところであり、小中一貫教育の実現による一層の充実を図ることが大切であると考えられる。小学校の統廃合に際しては、小中一貫教育の学校創設を視野に入れ、より効果的に実施できる現中学校隣接地へ新設することが適切であると考えられる。	倉沢村教育施設等整備審議会			倉沢村立小学校の統廃合について
				行田市公立学校通学区域等審議会			

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
102	埼玉県	和光市	18学級程度	15学級程度	○現在の小学校の配置状況から、小学校を新設することが望ましい。また、中学校も市北部地域に新設校を設置することが望ましい。小・中学校の新設については、計画の段階から同時進行をさせていくことが望ましいが、白子小学校の児童数の増加に対応するためには、小学校の新設を優先することが望ましい。		
103	埼玉県	狭山市	18～24学級	12～18学級	○小中学校の適正規模 本市における小中学校の適正規模は、小学校は各学年3学級～4学級(全学年合計18学級～24学級)、中学校は各学年4学級～6学級(全学年合計12学級～18学級)とする。 ○統廃合検討対象外の小規模校への対応 堀兼・奥富・柏原地区の小中学校及び堀兼・柏原・狭山台地区の中学校については、適正な学校数は1未満となっているが、最低1校は存続させることとして、統廃合の検討が必要な学校数の対象外となっているが、平成25年の学級数の推計からしても、柏原小と堀兼中を削いて、適正規模を下回る状況がある。 こうした学校のうち、一部の学校については、近接地区の学校の統廃合に伴う通学区の見直しにより、規模の適正化を図ることも考えられるが、大半の学校については、現行の規模の中で、学校教育や学校運営の充実に取り組んでいく必要がある。		○小学校の老朽化について 各地区の最も古い校舎は、入間地区では昭和38年度建設の入間小学校、水富地区では昭和40年度建設の水富小学校、狭山台地区では昭和49年度建設の狭山台南小学校、狭山台北小学校である。 耐震補強が未実施の学校は、入間地区2校(入間小学校、南小学校)、狭山台地区1校(狭山台北小学校)で、水富地区には未実施校はない。 ○中学校の老朽化について 各地区の最も古い校舎は、入間川地区では昭和38年度建設の東中学校、入間地区では昭和39年度建設の入間中学校である。 耐震補強未実施の学校は、入間川地区2校(東中学校、入間川中学校)、入間地区2校(入間中学校、山王中学校)である。
104	埼玉県	高島町			○結論 1・将来の生徒数予測から、4校を統合して1校が望ましい。(平成32年度の生徒数は617人、16学級程度と将来予測できる。) 2・町内において互いに競争しながら成長するという視点から、4校を再編統合して2校とすることが望ましい。(中規模校としての考え方によるものである。)		
105	埼玉県	坂戸市			○提言 学校を適正規模・適正配置にするため、原則として小規模校を統合していく。 ただし、小規模校をより適正規模に近づけることが必要とのことから、統合を前提としつつも、必ずしも小規模であるから全て統合するということではない。 ○学校選定 1・北坂戸小(11学級)、泉小(11学級)の統合。 北坂戸中(9学級)、泉中(6学級)の統合。 2・統合している片柳小(8学級)についても、小規模校でもあり、卒業生全員が北坂戸中に進学することから、「1」の2小学校との統合を検討する。 3・小中一貫教育の進捗によっては、将来的に北坂戸小、泉小と北坂戸中、泉中の4校、又は片柳小を加えて5校の統合を実施し、小中一貫校の一体型とする。 ※尚、他の小学校区、中学校区についても、今後、児童・生徒数の推移をよく把握し、統合の可能性を検討する必要がある。	○統合のための学校選定 学校が近接して、通学区が重複し、歴史・環境も似ている同じ地域内の小規模校を統合することにより、坂戸市内の公立小・中学校をより適正規模・適正配置としていく。	
106	千葉県	千葉市	18～24学級	12～24学級	第1次学校適正配置における取り組みでは、地域や保護者から、学校として一定規模が必要なことについては概ね理解を得たが、一方で地域性を反映した様々な課題が明らかになった。本検討委員会では、これらの課題を整理し、基本的な考え方をまとめるにあたり、次の3つの観点を踏まえることとした。 (1)「規模だけでなく配置からの検討の必要性」 (2)「学校と地域の関係を考慮することの必要性」 (3)「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」	○学校規模の適正化を進める上での規模 1 小学校は、各学年2学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。 2 中学校は、各学年4学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。 ○学校適正配置の具体案 ア 小学校は、全体で12学級以上(各学年2学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離4km以内(存在するよう学校を配置する。 イ 中学校は、全体で12学級以上(各学年4学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離6km以内(存在するよう学校を配置する。 ウ 4km以内に複数の小学校が、また6km以内に複数の中学校が存在する地域は、適正規模の確保を優先する。 エ 地域のまとまりごとに、望ましい小・中学校数を明らかにし、小・中学校を一体として学校適正配置を検討する。 オ 必要に応じ、学校適正配置と併せて通学区の調整を行うことが求められる。	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
○和光市全体の面積から考慮すると、小・中学校とも30分以内で通学できる通学区域を定めることが望ましい。		○学校を新設する際に、既に設置されている小・中学校の学区を十分に考慮し、市内各学校の通学距離・通学時間の適正化を図るよう努めるものとする。また、和光市全体の道路事情・交通状況を考慮すると、自転車・バス等の利用による通学方法は原則として好ましくない。 ○新設校が建設されるまでは、生徒が安心・安全に登下校できる通学路の確保のため、道路や歩道の整備、交通指導等の対策を講じるよう努める。	○小中一貫校等特別な教育課程の編成を必要とする学校を設置する場合は、既存の学校との関係を十分に考慮し、市内学校の教育活動の均等化が図れるように配慮するものとする。	和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会	学校関係者 小中学校PTA 自治会連合会役員 学識経験者 公募市民 福祉関係者 商工会関係者	小中学校長 小中学校教頭 小中学校PTA会長 保護者代表 自治会連合会役員 自治会長 わこう子育てネットワーク 地域青少年を育てる会連合会 和光市商工会 コミュニティ協議会	埼玉県 和光市 和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等について 答申
	○地区ごとの適正な小学校数 1・小学校 地区ごとの適正な小学校数＝平成25年の地区の児童数÷(小学校の適正規模学級数の中間である21学級×学級編成基準に基づく平均学級人数35人) この場合、学校数が1校未満となる地区についても、小学校は地域コミュニティや地域防災の拠点としての機能を果たしていることや児童の通学距離等を考慮して、最低1校は存続させる。 2・中学校 地区ごとの適正な中学校数＝平成25年の地区の生徒数÷(中学校の適正規模学級数の中間である15学級×学級編成基準に基づく平均学級人数36人) この場合、学校数が1校未満となる地区についても、中学校は、小学校と同様に、地域コミュニティや地域防災の拠点としての機能を果たしていることを考慮して、最低1校は存続させる。			狭山市教育委員会			狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針
	○再編統合する場合の児童・生徒数の目安 児童・生徒の数だけを捉えて再編統合する場合の「目安」とするのは、地域において混乱を招く恐れがある。当面は、各地区1校という考え方を踏襲する。ただし、余りに児童生徒数が減少した場合は、社会情勢や住民の意向を踏まえながら、その時点で再編統合について検討する。	遠距離通学の児童生徒に対して、早い時期に通学バスの運行の措置を講ずる。		高島町小中学校再編統合検討委員会			高島町における町立小中学校の再編統合について (答申)
			当市としては、小中一貫教育を推進していく。進め方としては、次の通りである。 1・当面は、行事の合同開催、小学校と中学校の教員の交流授業等の小中連携を深める。更に、教科ごとに、小中一貫教育用の教育課程を作成し、既存の施設を活用した「小中連携方」の形式で、小中一貫教育の教育課程により、市内の子ども達に、可能な限り同じ内容を同じ方法で学習内容が提供できる基礎作りを行う。	坂戸市いきいき学舎検討委員会	住民組織の代表者 学校関係者 保護者代表 学識経験者 公募に応じた者	小・中学校校長会会長 PTA連合会会長 区長会会長 小・中学校教頭会会長 高校校長 前町教育長 公募委員	「坂戸市の学校教育のあり方」に関する提言
	○適正規模の基準 本検討委員会は、「適正規模を考える視点」として、「小学校と中学校の規模を分けてとらえる」「子どもの集団活動等」「学校運営と指導体制」の3つの視点を設けて論点を整理し、新たに適正規模の基準を定めた。 ○適正規模を考える視点 ア 小学校と中学校の規模を分けてとらえる視点 イ 子どもの集団活動等の視点 ウ 学校運営と指導体制の視点 ○学校配置の基準 1 児童生徒の教育環境に格差が生じないよう、学校は各地域にバランスよく配置されていることが望ましい。 2 通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。 3 児童生徒の通学を考慮し、児童生徒の居住地から4km以内に小学校、6km以内に中学校が存在していることが望ましい。			第2次千葉市学校適正配置検討委員会	学識経験者 関係団体の代表者 市立学校の代表者 市民の代表者	大学学部長 大学助教授 千葉青年会講師 理事長 市PTA連絡協議会 副会長 市青少年育成委員会会長 市子ども会育成連絡会会長 市教育研究会 事務局長 小学校長会 副会長 中学校長会 副会長 若葉区町内自治会連絡協議会 会長 花見川区花見川団地自治会 会長	千葉市学校適正配置の基本的考え方～夢広がる学校づくりへ向け～

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
107	千葉県	鏡子市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正な学校規模の考え方中学校での教科担任制における教員配置や部活動などにも配慮し、12学級から18学級までを適正な学校規模とする。なお、1学級の児童生徒数は、県の学級編制基準の弾力的な運用により、おおむね38人を想定する。</p> <p>○中学校再編について</p> <p>①1学年単学級となることが推定される中学校は再編の対象とし、適正な学校規模である12学級から18学級まで(1学年4～6学級)の学校を目指す。</p> <p>②徒歩及び自転車による適正な通学距離をおおむね4km以内とする。それを超える場合は、路線バス、銚子電鉄、JR等の利用を想定し、バス停や駅に近く通学の利便性や周辺道路の状況を考慮する。</p> <p>③既存施設の使用を前提にするとともに、学校敷地の広さや周辺道路の状況を考慮して新たな土地に新たな学校の設置も含めるものとする。</p> <p>○小学校再編について</p> <p>①1学年単学級となることが推定される小学校は再編を検討し、適正な学校規模である12学級から18学級まで(1学年2～3学級)の学校を目指す。通学距離も配慮する。</p> <p>②小学校は徒歩通学を基本とし、適正な通学距離をおおむね2km以内とする。それを超える場合は、路線バス、銚子電鉄等の利用やスクールバスの運行も想定する。</p> <p>③既存施設の使用を前提に、不足する施設の増築や大規模改修をするとともに、学校敷地の広さや周辺道路の整備状況も考慮する。</p>		
108	千葉県	船橋市	12～18学級	12～18学級	<p>本市の児童生徒数は、小学校にあっては昭和56年を、中学校にあっては同61年をピークに減少の一途をたどってきた。平成13年度から小学校が微増に転じたものの、現在はピーク時の約半数まで減少している。特に人口急増の原因となった団地を抱えている学校においてはその現象が顕著であり、中には1学年1学級になっている学校もあり、学校の統廃合や学区の見直しも課題となっている。</p> <p>一方、市の西部など一部の地域では、マンション建設等に伴い児童生徒数が増加し、教室不足が懸念される状況もあり、学区の見直しや増築などによる早急な対応も課題となっている。</p>		<p>本市の小・中学校82校の大多数の学校は、昭和40～50年代の人口急増期に建設され、平成14年5月1日現在、築後40年以上経過が11校(13.4%)、30年以上が30校(36.6%)、20年以上が98校(46.3%)となっている。</p> <p>また、残りの学校についても18年を経過している。老朽化により雨漏り、外壁・内装の痛み等で学校の教育環境及び施設管理上支障を来している。併せて、耐震診断、耐震改修等の耐震対策を実施する必要がある。</p>
109	千葉県	館山市	12～18学級		<p>市内には小学校11校、中学校4校が設置されているが、少子化による児童・生徒数の減少や今後増大を見込めるような要因が見出せないなか、学校規模については、幅広いあるいは微減傾向になることが想定される。また、現在、小学校においては2校が複式学級の形式をとっており、一定規模での集団を前提とした教育活動が成立しにくくなっている状況もある。</p> <p>法の規定による適正規模については、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とし、1学級あたりの人数としては、40人を標準とすると示されている。この規定を現在の館山市の小学校に照らし合わせてみると、標準並の規模を満たす学校は全11校中、2校(北条小・館山小)のみで、その他9校は小規模校又は過小規模校となる。</p> <p>従って、館山市のような少子化が進む地方都市には適合しにくい状況になっており、この規定に沿った再編は、非常に難しく市民からの理解も得られないと考える。</p> <p>本委員会としては、館山市の現状や将来における見直しを考慮したなかで、館山市にふさわしい適正規模について意見集約を図ることとした。</p>		
110	千葉県	松戸市					
111	千葉県	成田市	12～18学級	12～18学級	<p>平成18年3月の市町村合併による新たな成田市の誕生により、小学校は21校から31校(美郷台小開校含む)、中学校は8校から10校に増加した。このことにより、「成田市学校教育長期ビジョン」に指摘されている学校の小規模校化、大規模校化が、以前より顕在化してきていることから、平成14年度に策定した「学校適正配置調査」を見直し、新たな学校適正配置方針を定める必要性が生じている。</p>	<p>○小学校については、クラス替えが可能な、1学年複数学級が確保できる12学級から18学級を適正規模と考える。</p> <p>中学校については、教育活動において生徒の多様な希望に応えることが可能な12学級から18学級を適正規模と考える。</p> <p>○中学校の過小規模校については、学校の適正規模を確保することを基本としつつ、生徒への影響を出来る限り少なくすることや学校の適正規模を安定的に確保することなどを考慮に入れながら検討を進める必要がある。その結果、通学区域の変更や学校の統合を行う場合においては、最低でも学級の編制替えができる2学級以上になるように留意する必要がある。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・層書き	3 委員の身分	
<p>○通学距離の適正な範囲としては、小学校は徒歩によりおおむね2km以内、中学校は徒歩及び自転車によりおおむね4km以内を基本とし、遠距離通学については、路線バスや電車などの公共交通機関のほか、スクールバスの運行も想定する。</p>	<p>○具体的再編案・中学校市立中学校8校を当面4校に再編し、最終的に東部地区、中央地区、西部地区の3校に再編することが適当である。</p> <p>○具体的再編案・小学校市立小学校13校を当面10校に再編し、最終的に東部地区1校、中央地区4校、西部地区2校の7校に再編することが適当である。</p>	<p>学校再編により通学路が変更になったり、通学距離が長くなる可能性があるが、通学路の安全確保については、関係機関や地域と連携して対策を講じていかなければならない。また、遠距離通学者への通学費補助やスクールバス運行などの支援も必要である。さらに、通学距離の適正化を図るため、自宅から近い学校に通学することを基本に、通学区域の変更についても併せて進める必要がある。</p>	<p>中間報告公表後、豊岡・八中地区から「小中一貫校設置」の要望があったことから、再編検討委員会で多角的に検討した。ここでは、中間報告の再編案のように第八中学校と第四中学校が統合すると、たとえ豊岡小学校が現状のとおり存続しても、他地区の小学校へ通学する児童が増え、さらに小規模化することが予想されるという意見や、豊岡小学校を存続させるために、豊岡小・八中を小中一貫校として特色ある学校にすべくであるという意見があった。一方で、学校を存続させたいという地域の思いは十分に理解できるが、小中一貫校にしても教育活動が大きく変わるものではないこと、多様な部活動ができないために大きな中学校へ進学してしまうこと、学校の小規模化の課題を解決することはできないなどの議論があった。その結果、再編検討委員会として小中一貫校設置の可否を結論付けるのは難しく、選択肢の1つとして慎重に検討すべきであるという意見に集約された。</p>	<p>鏡子市小・中学校等再編検討委員会</p>	<p>学識経験者関係団体の代表者市立学校の代表者市民の代表者</p>	<p>小中学校校長会 医師会 中学校区PTA幼稚園PTA 小学校評議員 母と女性教職員の会 学識経験者</p>	<p>鏡子市における小・中学校等の再編について(最終報告)</p>
				<p>船橋市立学校等将来計画検討協議会</p>	<p>学識経験者 教育委員会関係 PTA関係 学校関係</p>	<p>大学教授 教育委員会委員長 教育次長 PTA相談役 中学校長会会長 小学校長会代表 市企画部長 教育委員会部長</p>	<p>船橋市立学校等将来計画検討協議会答申-第3章 学校規模の適正化と施設設備の整備について</p>
	<p>適正規模における答申 1. 1学級における適正規模について 1学級の人数として、ある程度の集団が形成でき、お互いが切磋琢磨できる環境は、子どもたちにとっては必要不可欠なものである。少子化が進む地域性や子どもたちにとって最も相応しい教育環境を考慮した結果、館山市としての1学級あたりの人数は、20人前後の学級編制が理想であり望ましい。</p> <p>2. 1学年複数学級の編制について 子どもたちが健やかに成長する過程において、多くの仲間と交流を持つことは、子どもたちの思考力や視野を広げるうえで非常に大切な要素であると考えられる。子ども達の人間関係を固定化し、啓発的刺激や友人関係の広がりや不足にならないよう、クラス替えが行える1学年複数学級の編制が望ましい。</p> <p>3. 複式学級の解消について 複式学級の編制に関しては、教育効果という面で考察した場合、地域の熱意に支えられている点や、実情のメリットとして挙げられた「一人ひとりの個性に応じた教育」や「きめの細かい学習指導が可能」など、教育効果として必ずしもマイナス部分だけではないということは理解を深めるところである。その反面、集団生活の中でお互いが切磋琢磨できる環境(人数)とはいえず、学習面においても異なる学年が1つの教室で授業を受ける環境は、本来子どもたちが受ける教育環境としては好ましいものといえない。従って、子どもたちが受ける教育環境の是正という観点から、複式学級の編制は解消することが望ましい。</p>	<p>学校の再編によって現状の学区が変更となり、子どもたちの通学距離が長くなると精神的、経済的に大きな負担を強いことになる。子どもたちが、館山市内のどの地域に生まれても等しく教育が受けられるように、通学にかかる保護者の経済的負担に地域格差が出ないようにする措置について、強く要望するものである。また、子どもたちの通学時の安全性を確保するため、道路整備はもとより、安全な歩道の確保やカーブミラー等の道路に付帯する安全施設の整備についても要望するものである。</p>	<p>小中一貫教育は、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会が確保され、幅広い異年齢集団による、様々な活動が設定しやすいので、たくましい心と体、思いやりの心や責任感を育む教育が期待できる。また、教員の相互乗り入れなどにより、教科の専門性が生かされ、より充実した教育が行われるなどの利点が指摘されている。</p> <p>さらに小学校から中学校へ進学する際の学習面・生活面での急激な変化を緩和できることや、小中学校の教員が一体となって子どもを支援していくことができることなどから、一般的には教育効果が高いと思われる。</p> <p>その反面、新しい人間関係の構築、いわゆる新たな出会いがないため、9年もの間、人間関係が固定化し、啓発的刺激や友人関係の広がりがなくなるといったような問題点も指摘されている。</p> <p>今後館山市において、小中一貫校の実現の可否についても検討を進めていくことになると思われるが、その際には、先進事例を十分に研究したうえで、一貫校のメリット、デメリットを考察し、判断することが肝要であると考える。</p>	<p>館山市学校再編調査検討委員会</p>	<p>学識経験者 市議会議員 PTA関係者 教育関係者 一般市民公募者</p>	<p>答申書</p>	
<p>通学に関する距離については、国の基準が小学校4、中学校6とあるが、松戸市では、小学校で約1km以内、中学校で約2km以内にあり、通学時の安全確保も含めて、この現行については概ね市民的な合意が得られていると考えている。</p>							<p>松戸市小中学校教育資源有効活用(適正規模適正配置)実施計画</p>
	<p>12学級を下回った場合においても、ある程度の規模が確保できれば、様々な工夫や努力を行い、特色ある学校・教育づくりを推進することによって、学校教育本来の機能を発揮できるものと考えられる。このため、クラス替えが可能で、集団競技の実施など、学校において望まれる教育活動を円滑に行うことが可能な生徒数が確保される場合については、適切な教育効果を期待し得る規模と考えた。</p>	<p>学校統合によって通学区域が拡大した学区については、地域の実態に応じて、児童生徒の通学における安全確保のためにスクールバスを運行する。地域によっては住民の交通手段としても活用できるコミュニティバスの連携も視野に入れて検討する。</p>					<p>学校適正配置調査報告書</p>

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
112	千葉県	富津市	6学級以上	6学級以上	<p>学校の統廃合を考える中では、市内小・中学校の全てをすくなく統廃合するのではなく、児童・生徒数の推移を見ながら短期的、中期的、長期的な展望に立ち計画を進めていく必要がある。</p> <p>例えば小学校では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的には、複式学級のある学校。 ・中期的には、近い将来複式学級の発生が見込まれる学校。 ・長期的には、短期、中期の取組結果をしっかりと分析し、さらに富津市の人口等も考慮した中で、適正規模、適正配置を維持できるような統廃合。 		
113	千葉県	南房総市	複式学級編制の懸念や極端な少人数クラスを解消する規模	6学級以上	<p>小学校においては複式学級編制の懸念や極端な少人数クラスを解消する規模を目指し、また、中学校においては、人間関係の固定化による弊害解消のため、クラス替え効果の期待できる1学年あたり2学級以上の学校規模の形成が望まれる。</p> <p>○学校再編</p> <p>ア 小学校配置計画 小学校の再編基準としては、地域的なつながりが深く、また学校間の様々な交流も頻繁に行われる、現在の中学校区内の小学校同士で再編することを基準とする。</p> <p>イ 中学校配置計画 中学校においては、小学校ほど学校行事や社会教育・社会体育事業での交流が実施されているとは言えず、地区間の一体性も小学校より緩やかなものとなっている。さらに、南房総市を取り巻く社会情勢の変化などにより、中学校区のあり方を、再度考慮する必要性が発生することも考えられる。これらを考慮したうえで、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、学校数をおおむね2分の1程度にする再編を図る。</p>		
114	千葉県	浦安市	7～30学級	7～24学級	<p>○許容可能と考えられる学校の規模</p> <p>1・小学校：7～30学級小規模校：7～11学級大規模校：25～30学級</p> <p>2・中学校：7～24学級小規模校：7～11学級大規模校：19～24学級</p> <p>○大規模校対策</p> <p>1・今後10年間における児童生徒数の推計結果</p> <p>①この10年間で許容範囲の上限である30学級程度となる小学校は、南小と日の出南小の2校で、他の学校はそれぞれ以下で推移する見込みである。</p> <p>②中学校では、入船中で許容範囲の24学級を超える可能性がある。ただし、同校の生徒の半数以上は高洲地区に居住している生徒である。</p> <p>2・基本方針</p> <p>①施設の容量が不足する大規模校では、必要に応じた増改築を行う。</p> <p>②施設の容量が充足している大規模校では、規模が許容範囲を超える学校は増改築等の対応、許容範囲内の学校は現有施設維持の対応とする。</p> <p>○小規模校対策</p> <p>1・今後10年間における児童生徒数の推計結果</p> <p>①現在6学級である入船北小と美浜北小の2小学校は、この10年間で許容範囲を下回る6学級以下となる可能性がある。</p> <p>②中学校では、6学級以下となる可能性があるのは、見明川中と美浜中の2校である。</p> <p>③入船中は、現状の学区のまま20年代半ばに大規模校となる見込みだが、高洲地区に中学校が新設され、同地区の生徒が除かれると、逆に6学級の小規模校となる可能性がある。</p> <p>2・基本方針小規模校については、統合を進める。その場合、地域コミュニティに配慮し、同じ中学校に進学する小学校同士による統合が望ましい。</p>	各学年1学級となる6学級以下の規模は、子どもの社会性の醸成という点で、また各学年5学級となる30学級を超える規模は、安全性の確保と学校施設の利用という点から、改善が必要だと考える。	
115	千葉県	茂原市	12～18学級	12～15学級	<p>○適正な学校規模</p> <p>小学校では、1学年当たり最低2学級で2～3学級を基準とし、中学校では最大5学級で、4～5学級を基準とする。</p> <p>○小学校区と中学校区の関係</p> <p>同一小学校区では、できるだけ同一中学校区となるよう考慮し、同一小学校区が2つの中学校区に分かれる場合は、一定集団で分かれるよう配慮する。</p> <p>○地域コミュニティと学区</p> <p>小学校区・中学校区共に、原則として自治会が学区再編により分割されることの無いよう配慮する。</p> <p>○選択地域の設定</p> <p>2つの中学校のうち、どちらでも選択できる選択地域を実情に応じて設定する。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
通学距離は、交通手段によって差も出てくるが、現状で14キロメートルを超える生徒がいること等、総合的に判断した結果、富津市の地域性を考慮し、小学校では「18キロメートル程度」、中学校では「15キロメートル程度」を通学距離とする学校配置が適正であるとする。	○小学校 1学級20人以上とする。 ○中学校 1学級30人以上とする。	現在の通学方法は、小学校は、徒歩・自転車・スクールバス・路線バス、中学校では、徒歩・自転車・スクールバス・電車・路線バスと多岐にわたっており、最長で14.7キロメートルの長距離通学者(中学生)がいる。 適正配置の検討の中では、現在の最遠通学距離を考慮しながら、通学する子ども達の「安全」「体力」等の負担をできる限り小さくしなければならぬ。そのためには、 ・スクールバス ・通学タクシー ・自転車 ・電車 ・路線バス等の交通手段が考えられる。		富津市小中学校統廃合等検討懇談会	市議会議員 区長 保護者 小中学校長 公募者	公募代表 PTA連絡協議会 市議会議員 区長 小学校長 中学校長	富津市小中学校統廃合等に関する提言書-適正規模・適正配置について-
		○小学生の登下校については、徒歩を基本とし、一定距離以上の遠距離通学児童については、スクールバス等の通学支援を行うことを基本とする。 ○中学生の登下校については、徒歩または自転車等を基本とし、一定距離以上の遠距離通学児童については、スクールバス等の通学支援を行うことを基本とする。	現在、本市においては、保育所、幼稚園、小学校及び中学校においては、様々な研究事業等に積極的に取り組んでおり、保育所と幼稚園の一元化や、一貫教育カリキュラムの研究として、連携に関する研究事業を行っている。 また、小学校と中学校や、更には高等学校との連携に関する新たな調査研究事業を検討し、モデル事業の展開を図る。 今後は、社会情勢の変化による多様な教育環境に対応するため、地域に根ざしたより良い教育環境整備のため、研究事業等に積極的に取り組むものとする。	南房総市立幼稚園、小学校及び中学校再編検討委員会			○答申書-諮問案件「市が設置する幼稚園、小学校及び中学校の適正規模、適正配置に関すること」 ○南房総市立幼稚園及び小学校再編計画
	○小中連携・一貫教育について小中連携・一貫教育は、それにより教育の成果を高めようとするものであり、教育方針そのものに関する考え方があり、メリットが大きいことが推進すべきと考えられる理由であって、導入対象を検討する際「学校の規模」という要素は関係ないと言える。小規模校対策としてのみ実施される手法ではないことはいままでもなく、将来的に市内全ての学校での導入を検討していくべきである。		小中連携・一貫教育は、市内の全ての学校で取り入れていくべき方針である。しかし、全学校で一斉に導入することは難しく、モデル校で実施し、そこでの取組の結果を踏まえて市内の全学校に広げていく手法が現実的だと考える。ここでは、比較的導入が容易と考えられる地区におけるイメージを、モデルとして抽出した根拠と共に例示する。 1・美浜北小+美浜南小 2・美浜中+美浜地区の小中連携・一貫校 2・入船北小+入船南小 3・入船中+入船地区の小中連携・一貫校	浦安市教育委員会	学識経験者 関係団体の代表者 市立学校の代表者 市民の代表者 行政の代表	大学教員 小中学校PTA連絡協議会 自治会連合会 小中学校校長 市民公募教育委員 理事 教育総務部長	浦安市における学校配置の適正化に向けての基本方針
	○西陵中及び富士見中学校区について 1・一定の期間、西陵中及び富士見中に進学する豊田小、二宮小、西小及び緑ヶ丘小の児童は、進学に当たり両中学校のいずれかを自由に決定できる選択制を導入する。 2・選択制の実施期間は3年間とし、最終年度において各学年複数学級となった場合及び各学年複数学級とならない場合でも顕著な増加傾向にある時は、更に選択制を継続する。 3・選択制を実施しても「2」の状況が実現しなかった場合は、西陵中と富士見中は統合するものとし、最終年度に統合に向けた準備を開始する。校舎は、通学距離及び生徒の収容数から富士見中を使用する。			も原市通学区区域審議会	関係団体の代表者 市立学校の代表者 市民の代表者 行政の代表	教育委員長 PTA会長・副会長 自治会長連合会会長 青少年育成市民会議会長 自治会長連合会理事 社会教育委員長	茂原市立小中学校の通学区区域改訂について 答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
116	千葉県	柏市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正な学校規模について</p> <p>1・市内全域に同一基準を適用する。</p> <p>2・小中学校については12学級から18学級を原則とする。</p> <p>○学級規模(1学級あたりの人数)については、千葉県では38人が学級編制基準(公立小中学校の法定学級規模の上限)であるが、小学校では、1,2年生は36人、中学校では1年生は36人を超えないことが認められている。学級規模については、学級編制基準に基づき適用していく。</p> <p>○小規模校への方策</p> <p>小中学校において、11学級以下の学校については、適正規模化を図るために次のような方策が考えられる。</p> <p>1・通学区域の見直し</p> <p>周辺校との通学区域を見直し、周辺校も含めて適正規模化を図る。</p> <p>2・隣接校との統廃合</p> <p>①隣接する周辺校と統廃合することにより適正規模化を図る。</p> <p>②周辺校をふくめ、将来適正規模が保たれるよう考慮する。</p> <p>○大規模校への方策</p> <p>小学校及び中学校において、19学級以上の学校については、適正規模化を図るために次のような方策が考えられる。</p> <p>1・通学区域の見直し</p> <p>周辺校との通学区域を見直し、周辺校も含めて適正規模化を図る。</p> <p>2・学校の分離新設</p> <p>通学距離や学校規模の観点から、近隣の既存校で受け入れが、かつ用地の確保が他にできる場合は、学校を分離新設することにより適正規模化を図る。</p> <p>○適正規模・適正配置を推進する際の留意事項</p> <p>1・大規模校や小規模校を避けるためには将来を見越した早い段階で、事前のルール等を決めて、適正規模化を図る。</p> <p>2・ルールづくりについては、次のような対応が考えられる。</p> <p>①複式学級を避けるためには、単学級になった段階で適正規模化に向けた検討に入る。</p> <p>②大規模化を避けるためには、児童生徒の増加が見込まれる早い段階から区域外・学区外統学の制限を行う。</p> <p>○小学校と中学校の通学区域の関係について</p> <p>小学校から中学校への接続について、支障をきたしている場合は、通学区域の見直し等の対応を図る。</p>	<p>○適正規模の上限と下限</p> <p>1・適正規模から外れる学校については、適正規模に近づけるよう努力をする。</p> <p>2・複式学級は解消する。</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒の急激な増加に対応して、昭和40年代から50年代の人口急増期にかけて整備されたものであり、30年以上経過したものの相当数ある。校舎の老朽化により、改築等を検討しなければならぬ。</p>
117	千葉県	船橋市	12～24学級	12～24学級	<p>○基本的方針</p> <p>1・小規模校(11学級以下)への対応</p> <p>①近接する他の学校の適正規模に著しい影響を及ぼさないように、また、将来的な児童生徒数の動向にも留意しつつ、通学区域の変更・学区の弾力化等により対応を図る。</p> <p>②将来的に単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や複数の過小・小規模校が隣接している場合などの他、老朽校舎の改築時期等に符合する時は、学校の統廃合を検討する。</p> <p>2・大規模校(25学級以上)への対応</p> <p>①近接する他の学校の適正規模に著しい影響を及ぼさないように留意しつつ、通学区域の変更・学区の弾力化等により対応を図る。</p> <p>②都市部における用地取得の困難さと、少子化の進展に伴う児童生徒数の減少を考慮し、学校の分離・新設については慎重を期す。</p>	<p>○小規模校対策</p> <p>将来的に単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や複数の過小・小規模校が隣接している場合などの他、老朽校舎の改築時期等に符合する時は、学校の統廃合を検討する。</p>	
118	千葉県	長柄町			<p>○今後の方針について</p> <p>1・児童数の減少が著しい水上小は、今後も複式学級が見込まれることなどから、日吉小と統合することが望ましい。</p> <p>2・この統合は、町立小学校の再編と位置づけ、水上小通学区域の日吉小への編入とし、校地は総合的評価から現日吉小学校とされたい。</p> <p>3・両校の統合は、平成23年4月を目途とされたい。</p>		
119	千葉県	香取市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模(基準)</p> <p>1・小学校</p> <p>①クラス替えが可能な規模の確保【適正規模12学級～18学級】</p> <p>②下限の試算</p> <p>* 1学年2学級(児童数 下限41人～上限80人)</p> <p>* 1小学校(12学級)＝「児童 246人～480人」の規模</p> <p>2・中学校</p> <p>①専門教員の確保、クラス替え【適正規模12学級～18学級】</p> <p>②下限の試算</p> <p>* 1学年4学級(生徒数 下限121人～上限160人)</p> <p>* 1中学校(12学級)＝「生徒 363人～480人」の規模</p> <p>○許容できる範囲(許容規模)</p> <p>1・小学校</p> <p>1学年1学級であっても、少人数学級としての利点を生かし、教育環境のマイナス面を小さくすることは考えられる。現在でも児童数によつては、1学級20人以下でも学級編制する場合もあり、それらを勘案すると、少なくとも1学級20人程度(4人×5グループ)の児童数が望ましいと考える。よって、小学校の下限を6学級(1学級×6学年、児童数は概ね120人を超える程度)とする。</p> <p>2・中学校</p> <p>生徒の自立を促進し、たくましく生きる力を育成する上では、集団の固定化はできるだけ避けなければならない。また、許容できる学校規模にあつても専門教科の教職員の定数を考えると最低でも各学年2学級は確保したいと考える。</p>	<p>○香取市の学校再編の基準と考え方</p> <p>1・香取市の適正規模(許容規模)に基づく学校再編【小学校】</p> <p>①「過小規模校」5校(湖東小、大東分校、利北分校、八都第二小、山倉小)及び「平成21～26年度間の過小規模校」1校(小見川南小)を許容規模以上に拡大するために周辺校と統合再編する。</p> <p>②許容規模(児童数120人)未満の小学校(17校)を概ね許容規模基準以上まで拡大するために、周辺校と統合再編する。</p> <p>③「適正規模校」である佐原小、小見川中央小は、統合することにより「過大規模校」または「大規模校」となる可能性が高く、適正規模の範囲を超えてしまうことから、周辺校との統合は実施しない。</p> <p>【中学校】</p> <p>①「過小規模校」に該当する再編すべき中学校はない。</p> <p>②許容規模(生徒数123人)に満たない中学校は3校(佐原三中、新島中、栗源中)があるが、栗源中学校については、平成21年4月に統合した小学校(1校)と1中1小の「小中連携教育」のモデル校としてスタートしたばかりであり、周辺校(佐原三中等)との統合は、現段階においては不可能であり、将来的な検討課題とする。</p> <p>新島中学校については、唯一、利根川左岸地区に位置する中学校であるが、他校との統合は、地理的に困難な環境にある。</p> <p>③「適正規模校」である佐原中、小見川中は、統合することにより「大規模校」、「過大規模校」となり、適正規模の範囲を超えることから、周辺校との統合は実施しない。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
小学校はおおむね4km、中学校はおおむね6km以内とする。 ただし、通学距離については、実際に4km、6kmを歩いて通学することは、非常に困難であることから配慮が必要であることを確認した。	○北部整備地域における新設校のあり方 柏市では、つくばエクスプレスの開通をはじめとする北部整備地域の区画整理事業が進行しており、人口増加に伴う児童生徒への義務教育施設の整備が計画されている。 現在の計画では、小学校及び中学校あわせて5校の建設が予定されており、既存校と新設校を含めた適正配置のあり方について、本審議会に諮問されたものである。 1・新設校の設置について ①学校数について ・新設校の数については、開発に伴う児童生徒の発生数を勘案すると共に周辺校の児童生徒数もあわせて、適正規模を維持できる学校数とする。 ・開発事業者との協議や地域住民の理解を得ながら望ましい学校数が確保できるように配慮する。 ②新設校の配置の考え方 ・新設校の配置については、周辺校の建物の老朽化等に配慮する。 ・周辺校の受け入れ状況も含め、新設校の予定地の検討を行う。 ・周辺校を新設校の建設予定地に転転することも検討する。	統廃合や通学区域の見直しにより、通学距離が著しく長くなる場合には、スクールバスの運行などの通学手段について配慮する。		柏市学校適正配置審議会	学識経験者 小中学校長 教育委員会が特に定める者	大学教員 小中学校長 PTA連絡協議会会長 商工会議所副会頭 ふるさと協議会連合会会長 青少年相談員連絡協議会会長	柏市立小学校及び中学校の適正配置等の基本的な考え方について 答申
本市においては、「学区設定の基本的態度」に従い、小学校2km、中学校4kmを超えないことを原則としている。 また、学区の設定についても学校規模の適正化を目指し分離新設及び変更を図ることや、既存の学校施設の利用や児童生徒の安全確保等を念頭に置いて決定されている。	○実施にあたっての留意事項 1・通学区域を変更する場合の留意点 ①適正な通学距離の確保など現行の学区設定の基本的方針を原則としつつ、一層の弾力化を図る。 ②通学距離の長さだけでなく、児童生徒の安全性が確保できる通学路を選択できる区域割とする。 ③必要教室数の確保をはじめとして、運動場、体育館、給食施設・設備などあらゆる施設面の影響を考慮する。 ④町会・自治会等の地域コミュニティの区域との整合性についても十分配慮する。 2・統廃合を実施する場合の留意点 ①可能な限り通学区域内の土地利用に関する予測を行い、将来の人口動向を十分に推測する。 ②原則として、既存の学校施設を活用し、必要により改修・改築を実施する。 ③在校生への学習指導上、学校生活上、精神面の問題など総合的な影響を考慮する。 ④保護者だけでなく、地域全体の住民に十分な情報提供を行い、理解と協力を求める。			船橋市教育委員会			船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針
		統廃後の通学対策については、現水上小学校区児童のために、スクールバス運行事業を実施されたい。		長柄町小学校のあり方検討委員会			長柄町立日吉・水上小学校の統廃について 答申
学校再編に伴う児童生徒の通学方法については、学校配置基準に基づき、小学校においては4km、中学校においては、6kmを基準に遠距離となる場合は、スクールバス等の通学方法を検討する。	○合併による市域拡大に伴う学校再編 1・広域的な視点から、市内全域の適正配置を進めるため、必要に応じて各区域(佐原区、小見川区、山田区、栗源区)を越えた学校再編を実施する。 2・自然環境、地理条件等を考慮し、俯瞰的な視点から、効率的で、効果的な再編ブロックを作成する。 ○既存の学校施設の有効利用 将来の人口趨勢に柔軟に対応できるような、現段階においては、効率的な学校統合を実施するため、既存施設の改修・増築等により統合校として有効利用を図り、新設再編は実施しない。 ○教育環境の安定と激減の緩和 平成16年に新設された香取中学校(香取地区、津宮地区の統合)、ニュータウンエリアに移転改築した瑞穂小学校、また平成21年4月に統合した栗源小学校については、児童、生徒の教育環境の急激な変化をもたらさないよう、当面の間、周辺校との統合は控えるものとする。 ○学校再編の目標年次 今回の実施プランにおける学校再編は、既存施設を有効利用することが前提であることから、より学校再編の具体的実効性を高めるため、準備期間、実施期間を含めた計画期間として、実数推計内である「平成32年度」までを目標年度とした。		○小中連携教育の推進 1・香取市では、平成21年度から「小中連携教育」を推進しており、中学校を核とした再編ブロックを作成する。 2・進学先が複数に分かれている小学校(北佐原小、竟成小学校)については、同じ中学校に進学できるよう段階的に再編する。	香取市教育委員会			香取市学校等適正配置計画 実施プラン

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
120	千葉県	鴨川市			<p>○適正配置の具体的な方向性(中学校)</p> <p>1. 鴨川中学校と江見中学校を統合することを提言する。市役所本庁北側の財団法人鴨川市開発公社所有地に加え、必要な面積を確保のうえ建築することとされたい。実施時期は、校舎の老朽化の現状に鑑み平成23年度を目途に開校する。</p> <p>2. 長狭中学校と長狭地区の3小学校を統合し、小中一貫校とすることを提言する。施設は、現在の長狭中学校の持つ広大な敷地を活用し、校舎を増築する。実施時期は、長狭地区の幼保一元化の完全実施の年度との関係から平成21年度を目途に開校する。小学校部門の児童数は、200人前後、学級数は、6から8学級と1学年は30人から40人の単学級と1クラス20人程度の2学級とで推移していくこととなり、規模的には天津小学校並みの規模となる。</p> <p>3. 安房東中学校について平成17年度に天津小湊地区の2中学校を統合したこともあり、今後の生徒数の推移等を勘案しながら、現在実施している小中連携教育の取組等を通じ、地区の学校環境の整備について考え、教育効果を上げていく。</p> <p>○適正配置の具体的な方向性(小学校)</p> <p>ア 江見地区の3小学校を統合することを提言する。統合した場合の全校児童数は200名前後、学級数は7学級から9学級と、1学年は単学級と2学級で推移していくこととなる。施設は、鴨川中学校と江見中学校との統合により空き施設となる現在の江見中学校の施設を改修して活用することを提言する。実施時期は、鴨川中学校と江見中学校の統合後、速やかに実施することとされたい。</p> <p>イ 長狭中学校と長狭地区の3小学校を統合し、小中一貫校とすることを提言する。内容は前述の適正配置の具体的な方向性(中学校)のとおり。</p> <p>ウ 鴨川小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、天津小学校、小湊小学校については、今後の児童数の推移等を勘案し、小中連携教育の取組等を通じ、地区の学校環境の整備について考え、教育効果を上げていくことを目指すこととされたい。</p>		
121	東京都	千代田区		12学級	<p>在来型中学校については、将来的に2校とし、その配置については地域バランスに配慮し、麹町、神田の各地区に1校ずつとする。今後、共通の基盤として学力の向上に重きを置くとともに、それぞれの学校の特色化を図り、さらに充実・発展させていく。</p> <p>また、開かれた学校づくりについても、これからの中学校の基本的な方向として位置付け、併せて検討を進めていく。</p>		
122	東京都	港区			<p>本所管内は、御成門並びに三田中学校の通学区域、麻布支所管内は、六本木並びに高陵中学校の通学区域、赤坂支所管内は、赤坂並びに青山中学校の通学区域、高輪支所管内は、高松並びに朝日中学校の通学区域、芝浦港南支所管内は、港南並びに港陽中学校の通学区域とそれぞれほぼ一致した地理的条件にある。</p> <p>このため、区立中学校の適正配置を考えていくに当たっては、ひとつの大きな視点として、区立中学校と地域との関係などを考慮して、この区内5地域の中において、それぞれ少なくとも1校は適正規模を有する区立中学校の配置を考えていくことを基本としていくことが必要ではないかと考える。</p> <p>平成15年度から実施されている「学校選択希望制」においても、区立中学校の適正配置、適正規模及びその通学区域(つまり、区内5地域)との関係は、極めて密接に繋がっている。</p> <p>区立小学校の配置については、その通学距離の関係などから、区立中学校が配置された通学区域内に位置し、区立中学校の配置を構成する極めて重要な基盤であると考えられる。</p> <p>したがって、ひとつの区立中学校配置の中に、基本的には複数校以上の小学校が配置され、配置された区立小学校相互の自主と連携などが可能となる小学校配置がより望ましいと考える。</p>		
123	東京都	新宿区	6学級以上	12学級	<p>○小学校 学校規模も年々小規模化し、現在、文部省見解という大規模校は存在せず、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る小規模校が、35校中14校を占め、うち9校が1学年1学級の単学級である。特に、6学級規模の単学級校が、昨年度と比較しても3校増えており、学級規模の小規模化と相まって、教育効果及び学校経営面からみた影響は深刻なものになってきている。</p> <p>○中学校 学校規模小規模化の影響は、中学校においても深刻なものになってきている。現在、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る小規模校が15校中10校を占め、1学年2学級で6学級規模の中学校も生じている。小規模化に伴う学校の活力の低下傾向と同時に、教科担任制ゆえの教員配置の問題など、小学校とはまた異なる厳しい状況に立ち至っている。</p>	<p>○小学校については、前節中<新宿区における小規模小学校の存置の考え方>に示した存置の目安である150人程度を下回る学校は、統廃合の対象校となる。</p> <p>ア 隣接する2校の学校規模が共に存置の目安を下回る場合は、この2校の通学区域を合わせ、1校の通学区域とする。</p> <p>イ 存置の目安を下回る学校に隣接する該当該校がないときは、地域ブロック、通学距離、隣接校の規模及び指定校変更申請等の実態を考慮して、最も適当と判断できる隣接校との統合を行う。この場合、基本的には2校の通学区域を合わせるが、実態により通学区域の一部を見直すことがある。</p> <p>○中学校については、教科担任制に相応しい学校経営に配慮して配置するという視点に立つ。学校規模としては、12学級の確保を目的に、緊急に配慮して統廃合を検討する。</p> <p>ア 1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する。</p> <p>イ 敷地面積及び校舎の立地条件等、施設面も検討を加える。</p> <p>ウ 統合校の規模は、18学級を上限とする。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				鴨川市学校適正規模検討委員会			鴨川市における学校の適正配置及び幼保一元化の推進について(答申)
	現在の区立中学校での1学級当たりの平均は約33人となっている。しかし、近年、1学級の生徒数をさらに少人数で考える傾向がでてきており、区としても、将来的には30人程度での学級編成を考慮することとする。						千代田区の中等教育将来像
			平成14年11月、教育長あての「これからの港区の教育を考える委員会報告書」の中で、特色ある教育の推進として、「インターナショナル」な教育を幅広く推進する小中一貫(連携)学校「サイエンススクール」、「ものづくり学校(マイスター学校)」の創設などといった具体的な提言が述べられている。 本検討委員会においても、これらの提言の趣旨などを論議の素材としながら、魅力のある「特色ある区立中学校」の視点からの検討も行った。本検討委員会としては、「特色ある学校」ということで予め区立中学校を配置していくのではなく、区立中学校の適正な配置が確保され、そのことを基盤としてそれぞれの区立中学校が地域や教育委員会などと連携・努力し、「特色ある学校づくり」が行われていくべきであると考えている。 したがって、特色ある学校づくりの取り組みが、より一層推進されていくことを望む。	港区立小・中学校配置計画等検討委員会	学識経験者 小学校校長会 中学校校長会 幼稚園園長会 小学校PTA 中学校PTA 幼稚園PTA 教育委員会事務局	大学教授 日比谷高校校長 小学校校長会 会長 中学校校長会 会長 幼稚園園長会 会長 小学校PTA連合会会長・副会長 中学校PTA連合会会長・副会長 幼稚園PTA連合会会長・副会長 私立幼稚園PTA教育委員会事務局次長	港区立小・中学校配置計画及び教育環境整備のあり方について(答申)
○統廃合を実施した場合においても、小学校の通学距離については、おおむね1,000メートルの範囲とする。 統廃合するにあたっては、幹線道路等について配慮する。ただし、信号機の設置等により、通学路の安全性に支障がないと思われるときは、この限りでない。 ○中学校の通学距離については、おおむね2,000メートルの範囲とする。	<新宿区における小規模小学校の存置の考え方> 1学年1学級を前提に、1学年2学級のときの最小規模である20人を1学級の下限に位置付ける。この場合、単純計算すれば6学級で120人であるが、各学年が20人の最小規模を維持するためには、学校規模としては1学級平均25人の150人程度が必要である。 <新宿区における中学校の適正規模の考え方> 別表のとおり、1学年4学級で12学級の学校は、5教科の教員の配当が、2人～3人となるが、学校教育法施行規則という標準規模に該当する。本区の中学校は、著しく小規模化する傾向にあり、12学級の確保は将来的には容易でないが、適正規模という場合には、この程度の学校規模が必要であると考え。			東京都新宿区立学校適正配置等審議会			新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について(答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
124	東京都	墨田区	12～18学級	12～18学級	<p>墨田区教育委員会では、これまで小規模校の解消を図るため、当該校の統合を行ってきた。しかし、こうした対応にもかかわらず、現在の区立学校の状況は6学級以下の小規模校が増加する一方で学級数が増加する学校が存在するなどの状況が生じている。</p> <p>また、現在の通学区域は明治から戦前までのものを基盤としており、抜本的な見直しはされないまま今日に至っている。その結果、戦後60年が経過する中で、各学校の通学区域において児童・生徒数のアンバランスが生じており、学級数が増加している学校、逆に減少している学校が存在している。</p> <p>さらに、1つの小学校の進学先に複数の中学校が指定されている小学校もあり、小学校の友人関係が継続できにくいという課題もある。</p> <p>本審議会では、こうした課題を解決するために、新たな適正配置を進め、次の時代を担う子どもたちに良い教育環境を提供することが緊急の課題であるとする。</p>	<p>6学級以下校の解消を最優先し、7～11学級校については緊急性に着目し、その他の統合の条件等を考え、順次統合を検討することが望ましい。</p>	
125	東京都	江東区	12～18学級	12～18学級	<p>現在の子どもたちは、生活環境の変化によって、人と人との関わりの中で(生きる力を獲得し、豊かな人間性を培うことができなくなり、これが大きな課題となっている。</p> <p>この課題の克服のためには、適正規模の学校で、充実した教育環境を整備することがきわめて重要です。このため、審議会では次のような基本的考え方に基づき、審議を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの立場に立ち、子どもの幸せのために良好な教育環境を整備し、提供するという視点から審議を行う。 2. 適正規模・適正配置を検討するにあたり、通学区域の変更も十分視野に入れ、全ての区立学校における教育水準の維持向上と教育環境の一層の充実を目指す。 3. 審議会では、基本的には40人学級等現行基準を前提に検討を行う。 	<p>○緊急な対応が必要な規模 小学校 近い将来(概ね5年以内)全学年が単学級となり、なおかつ、児童数が150人を下回る場合。 中学校 近い将来(概ね5年以内)5学級となる場合。 ○早い時期に対応が必要な規模 小学校 近い将来(概ね5年以内)全学年が単学級となる場合。 中学校 近い将来(概ね5年以内)6学級となる場合。 ○今後推移を見ながら対応が必要な規模 小学校 全校で7～11学級規模のうち、緊急性のある場合。 中学校 全校で7～11学級規模のうち、緊急性のある場合。</p>	
126	東京都	大田区	12～18学級	12～18学級	<p>まず、小学校の場合は、同一学年に複数の学級があり、6年間ごとの学級編成替えが可能である1学年2学級以上を一つの目安とした。したがって、小学校においては、各学年が2学級以上となる12学級～18学級程度を適正規模と位置づけることとした。次に、教科担任制が採用されている中学校の場合は、一人の教員が同一学年の一教科を担当することが望ましく、また、授業時数の多い教科については各学級に複数の教員が配置されることが望ましい。</p> <p>さらに、中学校では、生徒の興味・関心・能力等が多様化する時期でもあり、選択教科の学習や課外の部活動が生徒の心身の発達にとっても重要な意味を持つと考えられている。このような事情に加えて、中学校の教職員定数配当基準を勘案し、各学年4学級以上となる12学級～18学級程度を中学校の適正規模と位置づけることとした。</p>	<p>(1) 6、7学級程度の小規模校で、学校間距離が著しく近接しているケース。 (2) 1学級30人以下の学年が連続して3学年以上あり、児童数が150人を下回る小規模校のケース。 (3) 平成10年度の学級数は、7学級であるが、「教育人口等推計」による推計値で、平成15年度までに5学級の小規模校になるケース。</p>	
127	東京都	中野区	12～18学級程度	9～15学級程度	<ol style="list-style-type: none"> ① 区立小中学校の再編は、速やかに取り組むべき教育行政上の課題と考える。 ② 1学級の規模については現行の40人学級を前提としますが、必要な教科にかかる少人数指導や習熟度別授業を積極的に進める。 ③ 再編は、統合、通学区域の変更により行う。 ④ 区立小中学校の望ましい規模は、集団活動に活力があふれ児童生徒相互間、教師と児童生徒間にかまきまなかかり合いができることを考え、さらに少子化傾向を踏まえ同じ学校での統合を繰り返さないため、次の通りとする。 ・小学校 18学級(学年3学級)程度を目指す。通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも12学級(学年2学級)を維持する。 ・中学校 15学級(学年5学級)程度を目指す。通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも9学級(学年3学級)を維持する。 ⑤ 小規模化の著しい学校については、早期に再編に着手する。 ⑥ 再編にあたっては、原則として既存の校舎を活用し、あわせて教育環境の確保・向上を行うための工事を進行。 ⑦ 通学区域については、現行の通学区域を尊重しつつ、次の点を勘案しますが、中野区の実情からはすべての条件を満たすことは困難なため総合的に判断して調整をする。ア 幹線道路や鉄道の横断イ 小学校と中学校の通学区域の整合性ロ 通学距離エ 地域コミュニティ ⑧ 統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とする。 ⑨ 統合新校の位置は、全体的なバランスや将来の改革を想定した学校敷地の状況等を総合的に判断して定める。 	<p>○平成16年度実数及び平成17年度から26年度の推計において、概ね12学級(学年2学級)を維持していない学校の小規模化を解消する。年度ごとに数人の範囲で学級数の変動が見込まれる場合もあることから、11年間のうち7年以上、12学級に満たない学校とする。</p> <p>○小学校の場合(前期5年計画)平成16年度実数及び平成17～26年度の推計において、全ての年度で9学級以下(1学年1学級の学年が全体の半数以上)の学校の小規模化を解消する。</p> <p>○中学校の場合(前期5年計画)平成16年度実数及び平成17～26年度の推計で、全ての年度で6学級以下(学年2学級以下)の学校の小規模化を解消する。</p> <p>① 計画期間は、平成17～平成31年度までの15年間とする。</p> <p>② 計画期間を5年ごとに前期、中期、後期の3期に分ける。前期5か年においては、特に小規模化の著しい学校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行う。また、改革期が迫っている学校については、前期の期間中から改革の準備に入る。中期及び後期においては、前期に引き続き小規模校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行う。</p>	<p>文部科学省が定める改築費の補助基準では、建築後概ね30年を経過した鉄筋コンクリート造の校舎で教育を行うのに不適当な建物は、改築費補助の対象となる。学校の校舎は何回かにわたって増築されているため、校舎の主要部分が築後50年を経過したときをその学校の改築期とすると実際の改築はそれ以降になります。平成19年に小学校2校が改築期を迎えるのを始めにその後10年間で16校が改築期を迎える。</p>
128	東京都	杉並区	12～18学級以下	9～12学級以下	<p>検討に当たっては、具体的な学校の統廃合は結論付けないという立場で、子どもたちの学びがより豊かになり、楽しい学校生活を送ることができる学校教育環境のあり方を検討するという基本的な考え方に基づき、次の方針を定めた。</p> <p>(1) 小規模校・大規模校にはそれぞれメリット・デメリットがあり、単学級固有の問題や施設規模と受容児童・生徒数の問題など、学校規模に関する問題は複雑多岐に渡る。多くの問題は相互に関連し合っており、一つの観点から結論付けず、多面的に検討する。</p> <p>(2) 子どもたちが楽しく学び、豊かな学校生活を送ることができたための最適な規模とは何か、基本となる考え方を示す。</p>	<p>今回検討した適正規模は、将来を見据えつつ、教育環境の整備方針の考え方を踏まえ取りまとめたものであるが、今後、学校教育を取り巻く環境や法制度が変わり、適正規模の捉え方そのものが変容することも予想される。その際には、子どもの柔軟で多様な学びを提供する観点を踏まえ、改めて学校空間、国・都の制度、杉並区の独自制度などを考慮して、時々に合った適正規模を多角的に検討していくことを求めるものである。</p>	<p>維持運営に要する経費は、平成13年度の決算では、小学校で人件費を含め平均1校当たり約3億6千万円となっている。個々の経費について見ると、学校管理費や人件費は、学級数に応じて適増するものである。一方、事業経費等は、諸施設整備などの経費を一枚当たりで割り定めているため、学校規模にかかわらず一定となっているが、改修経費の多寡など当該年度の状況によって大きく変化する可能性がある。適正規模を検討するに当たっては、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、経費面での検討が欠かせない。</p> <p>平成22年(2010年)から平成33年(2021年)までの12年間に建築後50年を経過する学校が、区立学校の76、51校になる。1校当たりの改築費用はおおむね30億円か、12年間という短期間に1,530億円もの資金が必要となる。少人数指導など教育内容・授業形態に応じた機能を備えた施設の近代化と、改築経費との整合性をどのように両立させていくか喫緊の課題である。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
<p>通学距離の上限は、児童・生徒の通学の負担を考慮して、おおむね小学校1km、中学校1.5kmとした。現在の小・中学校の配置と通学区域の状況は、ほぼこの範囲の中に納まっている。今後、通学区域の線引きを変更する際には、児童・生徒にとって過大な負担とならないことを基本とする。</p> <p>現在の中学校通学区域は、1～6校の小学校の通学区域から成り立っているが、一部はごく少数の児童が他の児童と異なった中学校に進学せざるを得ない小学校が存在していることも事実である。通学区域の線引きを検討する際には、こうした状況を解消し、小学校数から1中学校に進学できる通学区域を設定することが望ましい。</p> <p>また、小学校から中学校の9年間のつながりを考慮した教科指導や進路指導等の教育課程の編成を配慮することが、小学校から中学校への接続が円滑に行える利点であることから、小・中学校連携に視点をあてた通学区域の見直しは、有意義な対応であると考え。</p>	<p>○1学級当たりの規模</p> <p>40人学級については多くの議論があるが、本審議会での検討にあたっては、現行の学校教育に係わる諸制度を前提とし、学校規模が学級数で表されていること、教員の配当が学級数によっていることなどの理由から、40人学級を前提とした。</p> <p>なお、これまで区内各学校において進められてきた少人数指導やT・T(ティームティーチング)等、個に応じた、個を生かすことに関する優れた実践の成果を生かすような配慮は引き続き行っていくべきと考える。</p>			<p>墨田区立学校適正配置等審議会</p>	<p>学識経験者 区議会議員 区内関係団体等の代表 区立学校職員 公募による区民</p>	<p>大学教授 区議会議員 連合会代表 小学校PTA連合会代表 中学校PTA連合会代表 青少年委員協議会会長 青少年育成委員会連絡協議会会長 少年団連合会会長・副会長 小学校長会代表 中学校長会代表</p>	<p>新たな墨田区立学校の適正配置等について(答申)</p>
				<p>江東区立学校適正配置等審議会</p>			<p>江東区立学校適正配置等審議会答申</p>
				<p>東京都大田区立小中学校適正規模適正配置審議会</p>	<p>学識経験者 区議会議員 地域団体代表 保護者代表 学校関係者 区職員</p>	<p>大学教授 幼稚園園長 自連協副会長 江別市自治会連絡協議会 自連協理事 市PTA連合会会長 小学校・中学校PTA会長 小学校校長 中学校校長 小学校教頭</p>	<p>○大田区立小・中学校の適正規模及び適正配置について一答申一 ○大田区立小・中学校の適正規模及び適正配置に対する教育委員会の基本的な考え方</p>
	<p>○再編を先取りした指定校変更の認可学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、交友関係や通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をする。○学校名等の検討について学校を廃止して、新たな学校として統合する場合、新たな名称や特色、学校指定品の扱いなど、細部こわって詰めなければならない課題も多くある。更に、統合に伴って改築を行う場合には、新校舎の構想や計画をまとめる段階から、広く区民の意見を取り入れて進める必要がある。そこで、学校統合委員会(仮称)を設け、検討を行う。</p>		<p>現在、幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携については行われているが、区立の中学校と区内の高等学校との連携は、ごく一部で行われているに過ぎない。今後は、これまでの実践を踏まえ、これらの連携をさらに進めていく。また、現在、小中一貫教育の法制化の検討が行われており、その状況を見つつ区としても調査研究を進めていく。</p>				<p>中野区立小中学校再編計画～よりよい教育環境を目指して～</p>
	<p>○小学校の1学年当たりの学級数は2から3学級、中学校の1学年当たりの学級数は3から4学級が望ましい。</p>			<p>杉並区立学校適正規模検討委員会</p>	<p>一般公募 学識経験者 学校関係団体等から推薦を受けた者</p>	<p>大学教授・助教授 精密機械メーカー(工学博士) 日本銀行政策委員会室企画役 税理士 小学校校長 小学校PTA連合協議会 中学校PTA協議会 町会連合会常任理事・会計理事 一般区民</p>	<p>杉並区立学校の望ましい学校規模について一答申一</p>

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
129	東京都	北区	12～18学級		<p>小学校についても、小規模化が進んでおり、学習効果や集団活動を伴う学習指導や社会性を育む上で様々な問題が懸念されている。このような状況の中、これまで優先して行ってきた中学校の適正配置を踏まえながら、小学校の適正配置についてさらなる検討が必要との考えから、本審議会では再期され、平成20年3月19日に北区教育委員会委員長より「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について」の諮問を受けた。</p> <p>○あわせて、小学校の適正配置を考えるうえで、地域との関わりを念頭に置いた通学区域の考え方、指定校変更制度の適宜のあり方などについても検討するよう依頼を受けた。</p> <p>○子どもたちの教育環境の向上という視点に立ち、平成6年2月の第一次答申、成14年11月の第二次答申で示された学校の適正規模等に関する考え方や第二次答申以降、これまで進めてきた中学校を中心とした適正配置の成果を引き継ぎ、検討を行うこととした。</p>	<p>○当面存続規模（1学年25人）×6学年。ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと。</p> <p>学校ファミリー等の補充でも補いきれない状況に至ったと判断された場合、適正配置を検討する。めやすとしては、連続する2学年においてそれぞれ10名を下回る児童数になった場合。</p> <p>○今後、各ブロックで検討を開始する段階、もしくはそれ以前に、既に複式学級の基準を下回っている場合はもとより、検討途中で下回ることが確実に予測されると区教育委員会が判断した場合</p> <p>は、ブロックにおける協議とは別に直に対処策を講じていくことが求められる。</p> <p>※北区学校ファミリーは、第二次答申において、諮問事項の一つである「学校と地域の新しいきずなづくり」に対して示された北区独自の教育システムであり、学校の小規模化の中では、個々の学校が単独で新しい様々な課題に対応するには限界があることから、通学区域の異なる幼稚園、小学校、中学校から構成される近隣複式校がネットワーク化して、その協力、実践の下、質の高い教育を実現しようというものである。</p>	
130	東京都	板橋区	12～18学級	12～18学級	<p>○基本的視点 (1) 学校教育上の視点 学校の小規模化がもたらす影響を、学習面と生活面等から考え、子どもたちの教育環境の整備及び学校教育の充実を目指し、学校適正規模について検討を行った。 (2) 制度についての考え方 学級編制基準や教員配当基準等の現行の制度を前提としつつ、学習面と生活面を分けて、教科によっては少人数の学習集団の設定を弾力的に行う等の取組も視野に入れながら、検討を進めた。</p> <p>○学校の統合 学校を統合する場合の具体的な方法は、複数の学校を廃止し新たな学校を設置する「廃止・設置方式」と、1校だけを廃止し既存の学校に児童・生徒を編入する「廃止・吸収方式」が考えられる。統合の方式については、当事者の意見を聴取しながら合意形成を図る必要があるが、本審議会では教職員の配置や児童・生徒の統合後の交流等を考慮すると、「廃止・設置方式」が望ましいと考える。</p>	<p>○ 早急な対応を要する規模 6学級以下で、児童・生徒数150人以下</p> <p>○ 集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、少なくとも1学級20人以上の規模の児童・生徒を確保することが望ましいと考える。しかしながら、板橋区立学校の現状をみると、学校規模がい、さらに10人以下の極端に小規模な学級も存在している。一方、学校規模が150人を上回る場合には、20人未満の学級はほとんど存在していない状況である。</p> <p>したがって、本審議会は区立学校において、集団による教育の活性化を図るうえで、1学級内4～5の小グループを形成することができる規模として6学級で150人を上回る児童・生徒数が必要であると考え、これを小規模校の下限とする。</p>	
131	東京都	練馬区	12～18学級	11～18学級	<p>区立学校適正配置第一次実施計画の計画期間は、平成19年度から23年度までとする。なお、児童生徒数の動向などを踏まえ、平成21年度に見直しを行い、22年度から26年度までを計画期間とする第二次実施計画を策定する。</p>	<p>○適正規模を下回る学校(小学校11学級以下、中学校10学級以下)を「過小規模校」、適正規模を上回る学校(小学校25学級以上、中学校19学級以上)を「過大規模校」とする。</p> <p>区立小・中学校の適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進める。</p> <p>過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進める。</p> <p>過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努める。</p>	<p>統合新校となる4つの小学校の校舎については、いずれも建設後20年から30年が経過している。そこで、統合を契機に、通常30年目に行う大規模改修工事を行う。工事の内容としては、内装改修や屋上防水、外壁改修などを予定しているが、(仮称)統合準備会や保護者・児童の意見・要望を聞きながら進めていく。また、改修工事を進めるにあたっては、教育環境に支障のないよう配慮する。</p>
132	東京都	足立区			<p>本木東小学校は、学区内の居住人数が単学級規模であることに加えて、周辺の4つの小学校への入学傾向が強いことなどから、長期間にわたって過小規模が続いている。また、周辺地域全体での居住人数の減少に加えて、今後の児童数も大きな増加傾向が見られないことから、今後も本木東小学校の学校規模が回復することは非常に困難であるため、本木東小学校と近隣校との統合により学校規模の改善を図る。</p> <p>この実施計画の推進により、適正な児童数での集団生活のなかで、互いに認め合い、助け合い、聴き合いながら成長できる学校環境を整えることで、子ども達のさらなる学力向上と人間性の育成を目指す。</p>	<p>本木東小学校の学校規模を、「本木小学校」との統合により改善する。本木東小学校は、昭和29年に本木小学校の分校として開校した後、昭和32年に本木小学校として独立したことから、本木東小学校と本木小学校は、学校の歴史上の関係が非常に深い小学校である。また、周辺の4つの小学校(本木小学校、関原小学校、寺地小学校、梅島第二小学校)の中で、本木東小学校との距離が一番近いことから、本木小学校は統合校として最も望ましい小学校と考える。</p>	<p>統合後の学校の位置は、「本木小学校」の位置とし、本木小学校を改築する。</p> <p>現在足立区では、主に昭和30年代に建築された小・中学校の改築や大規模改修を優先して進める。本木小学校の校舎は、最も古いものが昭和40年に建設されたものだが、統合という大きな機会にあわせて、本木小学校の工事を前倒して進める。</p> <p>また、現在足立区では、校舎の基本的な構造はそのまま活用して、外装や内装を始め、給排水設備などを大規模な改修によって改善する方法を主な施設更新手法としていますが、本木小学校については、古い校舎を解体して新しい校舎を建て、「改築」によって教育環境の向上を図ります。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○ 北区は、就学すべき小学校及び中学校を住所(住民基本台帳)により指定する指定校制度を採っているが、平成21年4月現在、23区のうち北区を含めて4区が指定校制度で、残りの19区は学校選択制を実施しており、そのうち15区で小学校において学校選択制を実施しているのが現状である。</p> <p>このような状況の中、北区は前述したとおり住所により指定する指定校制度を堅持する一方で、指定校変更制度で弾力的な運用を行っている。指定校変更制度の運用については、「指定校変更・区域外就学許可基準」で事由を15項目設けて行っており、近年、変更申請者が増加している。</p> <p>○ その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校規模の格差の増大や、地域との関係性の希薄化等が生じている。 ・ 指定校変更により区域外へ子どもが流れてしまい小規模な学校になってしまう。 <p>など、許可基準の見直しや運用の厳格化を求める意見が寄せられている。</p>			東京都北区立学校適正規模等審議会	<p>学識経験者 区議会議員 区内関係団体代表 区立学校教職員 区に勤務する職員</p>	<p>国立教育政策研究所部長 総括研究官 大学準教授 区議会議員 町会会長 自治会会長 小学校PTA連合会会長 中学校PTA連合会会長 幼稚園PTA連合会会長 青少年委員会会長 小学校長会会長 小学校主幹 中学校長会会長 中学校主幹 区職員</p>	<p>○ 東京都北区立学校適正規模等審議会 第三次答申 ○ 北区の地域性を活かした学びの基盤づくり</p>
				東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会	<p>区議会議員 学識経験者 区民 区職員 区立学校の教職員</p>		板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申
統廃新校の通学路の安全確保については、(仮称)統廃準備会の中で協議していく。 また、各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけを行う。	<p>○ 中学校 平成17年4月から、中学校に入学する生徒を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる学校選択制度を実施しています。この制度の導入からまだ3年しか経過してないことや学校選択制度の検証を行う必要があることから、中学校については第一次実施計画の対象としないことにした。</p> <p>○ 就学指定校の変更 児童は、通学区域内の学校(就学指定校)に通うことを原則としており、統廃までの間、統合対象校に入学予定の新しい1年生についても同様である。ただし、統合新校の位置となる小学校への入学を希望する場合は、就学指定校の変更を認める配慮をする。在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前、統合新校の位置となる小学校へ個々に移ることは好ましくない。統合までの2年間、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童と一緒に統合新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした就学指定校の変更は認めないこととする。</p>		<p>教育委員会では、小学校から中学校への段差を低くし、小学生がより意欲をもって中学校に進学できるように、出前授業や部活動体験など、様々な小中連携の取り組みを進めている。統合新校においては、小学校と中学校が近接している光が丘地区の特性を生かして、小中連携教育の一層の充実を図る。</p> <p>また、現在、練馬区新長期計画に基づき、小中一貫教育校の設置に向けた検討を行っている。なお、小中一貫教育校は、9年間を見通したカリキュラムに基づき、計画的・継続的に学習指導や生活指導を行う学校である。</p>	適正規模検討委員会			区立学校適正配置第一次実施計画
	<p>○ 在校生は、原則として「統合校に通学」する。 統合に伴い学区を変更するが、本木東小学校と本木小学校の児童の友人関係や、保護者同士のつながりをそれぞれ継続しながら、統合校の学校生活が円滑に始められるように、統合時の本木小学校と本木東小学校の児童は、原則として「統合校に通学」することとする。 ただし、今回の学区変更や改築等が統合に伴うものであり、現在の在校児童および保護者が小学校を決める時点で想定できなかったことを踏まえて、統合する年度の前年度までに限り、希望により転校を可能とする。</p>						足立区立本木東小学校の適正規模・適正配置実施計画―足立区立小・中学校の適正規模・適正配置実施計画―(案)

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
133	東京都	八王子市	12～18学級	12～18学級	<p>○望ましい規模の学校にするための方策</p> <p>ア 小規模校への方策 小学校は11学級以下、中学校は8学級以下の学校について、小規模による課題を解消するためには、次のような方策が考えられる。なお、原則として、規模のより小さい学校から解消を図っていくことが望ましい。</p> <p>①複数の学校の統合 ②小規模校の周囲の複数校との通学区域の再編成 ③適正規模化が図れない場合の方策</p> <p>イ 過小規模校への方策本市では現在、過小規模校(複式学級のある、学校規模が1～5学級)の小学校はないが、今後の児童の減少により、過小規模になることが懸念される学校がある。2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、教育環境上、大きな課題があると言え、避けなければならない。今後の児童数の推計により、過小規模校になることが予測できた時点で、それを回避するために早急な対応を行うべきである。</p> <p>ウ 大規模校への方策今と異なる30学級を超える過大規模校が発生する見込みはないが、今後、新たな住宅開発等により、過大規模校が発生すると見込まれる場合は、過大規模の期間がどの程度の期間に及ぶのかを的確に推計し、通学区域の変更や学校の分離新設を検討することが必要である。</p>	<p>小学校の小規模校については、市教育委員会の推移予測によると、平成19年度現在、11学級以下の学校は16校であるが、5年後、10年後には、それぞれ、20校、19校と増加し、全学年が単学級となる。6学級規模の学校は、平成19年度現在6校に対し、5年後、10年後には、それぞれ、8校、12校に増加すると見込んでいる。また、これら小規模校においては、平成16年度から実施した、学校選択制の影響を受け、規模がさらに縮小している学校もみられる。</p> <p>学校の規模としては、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面などから、1学年複数学級を維持・確保することが望ましく、これら小規模校については、今後の児童数の予測や学校選択制の動向を見ながら、対応を行う必要がある。</p> <p>さらに、現在、6学級規模の学校のうち、全学年の児童数が90名程度の学校もあり、今後、さらに、児童数が減少すれば、複式学級が発生し、過小規模校になることが懸念される。1学年で1学級を維持できない複式学級は、適切な教育環境を維持する上で、極力避けなければならず、早急な対応を行う必要がある。</p> <p>なお、複式学級になることを懸念し、平成9年度から特認校制度を実施している小学校があり、制度を利用して市内他地域からの入学により、複式学級になることを回避できた。</p>	
134	東京都	日野市	18学級程度	15学級程度	<p>本市においては、平成15年度までに小学校20校中全学年単学級校・高層小学校・百草台小学校・平山台小学校・仲田小学校の4校がなると推測されている。この4校のうち仲田小学校については、区画整理事業等の関係から日野第一小学校又は日野第四小学校と統合することにより、適正規模とされる18学級をいずれも上回ると推測されるため、統合対象から除き、3校について次のとおり検討をした。中学校においては、当分の間現状の8校としていくことが望ましいと考える。</p> <p>統合の方法としては、吸収合併をとり、原則として両校を閉校させいずれかの学校に新たな校名を冠した学校を配置することとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。</p> <p>統合の実施については、教育効果を上げるための諸課題の解決、統合校双方の準備、地域住民・保護者の理解、教育委員会としての準備等に2年程度の期間が必要と考えられる。</p>		
135	東京都	東大和市			<p>小・中学校の規模と配置との適正化に当たっては、東大和市の学校の設置及び通学区域の設置等の歴史的経緯、あるいは、学校施設や地域の実情等を十分考慮するとともに、新たな教育の動向を視野に入れた適正規模・配置の実現に努めていく必要がある。特に小学校においては、九小のように各学年1学級のいわゆる単学級の小規模校と五小のように標準学級数とされる18学級を超える大規模校があり、学校間の規模の格差が課題となってきた。</p> <p>小学校においては、新青梅街道の北側に比べ南側の地域で平均的に学校規模が大きいが、なお、本市においては、小学校から中学校へ進学する際に1つの小学校の児童が同一の中学校へ進学できるような、小・中学校の通学区域の整合性がはかられている。</p> <p>しかし、五小は中学校の規模の関係で二中と三中とに別れて進学せざるを得ない状況となっており、小学校で培った人間関係が引き継げないなどが課題となっている。</p>	<p>○具体的な方策としては、現状で標準規模を下回り小規模校となっている学校や標準規模を上回り大規模校となっている学校、あるいは、今後の児童・生徒数の動向によっては、それらが見込まれる学校について、緊急性の高いものは早急に、また、今後の学校規模の推移を見守った上で回復の見込みのないものについては、中長期的な視点に立つて適正化を図っていく必要がある。</p> <p>○見直しの視点</p> <p>ア 規模と配置の適正化に必要な学校に隣接する学校の通学区域の中から、通学経路や距離等に問題がなく、通学区域の変更が可能と考えられる地区を対象とする。</p> <p>イ 平成15年10月1日現在の児童・生徒数に基づき、住民基本台帳より抽出した0歳から5歳児の実数に基づき21年度までの児童数の推計表を用いて、通学区域を変更した場合の対象校の児童数・学級数の変動を検証する。</p> <p>ウ 通学路の安全性を確保するため、極力幹線道路が境界となるよう通学区域を見直すとともに、中学校の通学区域との整合性も考慮する。</p> <p>エ 出来る限り町丁単位の区分とする。</p>	
136	東京都	武蔵村山市	12～24学級	9～18学級	<p>(1) 適正化に当たっては、児童・生徒数の推移や既存の学校施設規模や配置、施設の老朽化など見極めながら行う。特に小規模校、大規模校の改善を図る。</p> <p>(2) 適正化に当たっては、児童・生徒の通学の様態を考慮し、出来る限り不自然な通学区域を解消する。</p> <p>(3) 適正化に当たっては、児童・生徒、保護者及び校区のコミュニティなど地域とのつながりに最大限配慮する。</p> <p>(4) 適正化に当たっては、住宅開発に伴い、人口増加傾向にある地域等の動向を注視し、学校施設の新たな需要を見据え対応する。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・層書き	3 委員の身分	
市では、通学距離が2kmを超える場合には、通学費補助を行っていることから、徒歩では、概ね2km程度までが通学負担の少ない距離と考えることができ、時間とすると2kmは、小学生で徒歩30分程度となる。 また、交通機関等を利用して通学する場合でも、過度な距離・時間は、児童・生徒の負担が大きいため、徒歩と同様に30分程度の通学時間が望ましいと考えられる。したがって、通学時間・距離の上限は、小学校・中学校とも概ね30分程度・距離としては徒歩では2km程度と考える。	○学校規模について、小学校・中学校及び学級数の上限・下限、並びに、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面に加え、学級運営及び学年運営など多角的な検討を行ったが、各観点からは、望ましいと考える規模が必ずしも一致せず、したがって、望ましい学校規模の範囲とは、一律な基準ではなく、標準的な考え方とすることが適当であり、この規模の範囲では、学習・生活面等においてデメリットが発生しにくい範囲として示すものである。したがって、個々の学校の教育環境として適切な規模を考えた場合には、その地域の実態に合わせて考えていくことも必要であり、すなわち、望ましい学校規模の範囲より小さい規模や大きい規模の学校が、直ちに教育環境として、不適切であると結論づけるものではない。		中学校において、8学級以下の小規模校は、平成19年度現在、11校であり、5年後、10年後には、それぞれ、7校、9校と見込まれ、小規模化が直ちに進行している状況はみられない。 また、1学年で複数学級が維持できない5学級以下の学校数は、平成19年度現在、5年後、10年後、それぞれ、3校、2校、2校となっている。 また、これら小規模校においては、小学校と同様に学校選択制の影響を受け、規模が縮小している学校がみられる。 中学校の小規模校への対応については、小学校と同様、適切な対応を行うことが必要と考えられるが、学校選択制による今後の学校規模の動向にも十分に留意する必要がある。 また、中学校の通学区域は小学校の通学区域と比較し、広範囲であることから、学校の統廃合の場合には、統廃後の適切な通学環境を維持することが困難と考えられる地域もある。 長期的には学校の統廃合も視野に入れながら、当面は、小中一貫教育の実施等、小規模校として存続させていく方策も含め、地域の実情に応じた適切な対応を行うべきである。	八王子市立学校適正配置等審議会(第3期)	学識経験者学校関係者 PTA関係者町会関係者 公募市民	国立教育政策研究所総括研究官 小学校長中学校長 小学校主幹中学校主幹 小学校PTA連合会副会長 中学校PTA連合会会長 自治会連合会会長・役員 青少年対策地区委員会連絡会会長 子供会育成団体連絡協議会役員 公募市民	市立小・中学校の適正配置について(答申)～教育環境の整備・充実をめざして～
				日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会	学識経験者 小中学校の教職員 幼稚園代表 市民	学識経験者 小学校校長 小学校教員 中学校校長 中学校教員 私立幼稚園代表 市立幼稚園代表 保護者 公募市民	日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針
	○審議会が考える望ましい規模 本審議会は、東大和市における小・中学校の望ましい規模を「小規模校及び大規模校の持つメリットを最小限とし、メリットを最大限に生かすことのできる規模」と考えた。具体的には、各学年1学級というよう著しい小規模状況、国の基準を大幅に超えるような大規模状況にならない範囲とした。			東大和市立学校規模等適正化審議会			東大和市立学校の適正規模及び適正配置等のあり方について 答申
、小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内と規定している。このことに関して本市の場合について見ると、小学校、中学校ともに規定の範囲内であるが、市立第1小学校や市立第五中学校では、立川市と隣接する伊奈平地域での複数の新たな住宅開発に伴い、通学する児童・生徒の数は今後も増加するものと予測される。本来、適正配置を行うに当たっては、通学区域のほぼ中心部へ学校が配置されていることが望まれるが、現時点で、新たな学校施設を設置することについては、設置に必要な用地の確保や施設の建設に要する財源の確保、将来に渡る恒常的な需要の有無等に関する課題があり、慎重な対応が求められる。 このため、現時点では適正配置の基準については、既存の学校施設を有効利用することを基本に行なうこととする。				武蔵村山市立学校規模等適正化検討委員会	教育委員会関係者	教育部長 教育部学校教育担当部長 生涯学習担当部長 教育総務課長、 小・中一貫校開設準備室長 教育総務課教育施設担当課長 など。	武蔵村山市立学校規模等の適正化に関する基本方針

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
137	東京都	西東京市	12～18学級	12～18学級			<p>○小学校区の検討</p> <p>1) 現状維持改善案の検討 変更の視点: 合併により生じた配置上のアンバランスを解消する。 児童の通学路の安全を考慮し、鉄道を跨ぐ通学区域の設定を是正する。1つの小学校から進学できる中学校は2校までとする。(多数の中学校区への分割を是正する。)</p> <p>○中学校区の検討</p> <p>1) 現状維持改善案の検討 変更の視点: 合併により生じた配置上のアンバランスを解消する。 小学校から中学校に円滑に進学できるよう小学校配置案との整合を図る。(1つの中学校区区域は、概ね2つの小学校区区域から構成する。)</p>	
138	東京都	町田市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模について</p> <p>適正規模を規定する基準として、原則として12学級以上18学級以下とする。 なお、6学級以下を過小規模校、7学級以上11学級以下を小規模校、19学級以上を大規模校とした。 ○小中学校区の整合性 可能な限り2から3校の複数の小学校から、1つの中学校へ進む区域を設定するのが、望ましいと考える。 ○「忠生地区」検討対象校の審議 検討対象校としてあげたC、D、Eの学校について配置状況を見ると、特にCDの多くが忠生地区に集中していることが確認された。よって、この忠生地区の検討対象校について、早急は改善を図る必要があるとの認識の下、当面、この地区を中心に審議を進めていくこととした。</p>	<p>○小・中学校全64校の分析</p> <p>1・改善の目安の設定・検討対象校の抽出 適正規模・適正配置の基本的考え方を踏まえ、次の分類で改善の目安を立てた。 A…全検討項目から見て、特に問題がない学校 B…教室数などの面で若干留意する点はあるものの、全検討項目から見て、さほど問題がない学校 C…学校規模が7～11学級の小規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校 D…学校規模が6学級の過小規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校 E…学校規模が9学級以上の大規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校 上記のC、D、Eの学校を改善が急がれる検討対象校と位置づけた。 対象校数: 小学校16校、中学校: 8校</p> <p>2・検討項目</p> <p>①1997年度の児童・生徒数・学級数 ②1997年度の1学級当たりの平均児童・生徒数 ③2003年度までの推計 児童・生徒数・学級数 ④2003年度までの推計 1学級当たりの平均児童・生徒数 ⑤1997年度の教室数 ⑥開発状況 ⑦通学区域境までの最長距離 ⑧特認地区 ⑨小・中学校区の整合性</p>		
139	東京都	東久留米市	12～18学級	12～18学級	<p>○基本的な考え方</p> <p>1・単学級学年を抱える現状よりも、全学年を通じ複数学級であることが望ましい。 2・適正規模として、小学校は12～18学級、中学校は、1学年4学級以上で12～18学級までとする。 3・適正規模への是正に当たっては、全学的な視点から地域の実状を十分配慮して行う。 ○当面する対応策</p> <p>1・現状で適正規模と言えない小学校は、その解消のため統合を含む具体的な対応を講じる。 2・適正規模は地域的視点を欠くことができず、学校配置と通学区域は適正規模と不可分の課題である。 ○小・中学校の編成</p> <p>1・東部地区小学校を3校体制にする。中学校は、生徒数の推計等から、今後1校とすることが望ましい。 2・中部地区本地域は、小学校について提案を以下の2つとする。提案1・第8小学校区域の児童を周辺校に分散移動し、中部地域は5校体制とする。提案2・中部地域5校体制とするに当たり、地域全体の通学区域の是正を行う。中学校・地域全体の状況から、現状の通り3校体制とするが、南中及び中央中の通学区域は変更することが望ましい。 3・西部地区小学校を4校体制にする。中学校は、地域全体の状況から現状の通り、2校体制とする。通学区域については、小学校の再編成に合わせ整理変更する。</p>		<p>昭和30年代後半から昭和50年にかけて立て続けに建築された校舎は、今後老朽化し次々と改築時期を迎えることになる。改築時期の平準化の取組は、再編成計画と整合させていくことが望まれる。対応の基本は、次の通りとする。</p> <p>1・新たな通学区域と区域の児童数等を明確にする。 2・地域の状況と児童数等から、対応する施設整備計画案を立てる。 3・施設整備計画を学区関係者に明示する。 4・施設整備の完了後に再編成に基づく移動を行う。</p>	
140	東京都	世田谷区			<p>○年次計画について</p> <p>1・平成20年度から平成31年度までの12年間を想定し、前期・第1ステップ(平成20年度～平成25年度)と、後期・第2ステップ(平成26年度～平成31年度)に分けて、取組の方向を明らかにしていく。 2・まず第1ステップでの取組として、具体的な年次計画に基づき施策を進めるとし、第2ステップで、その時点での詳細な児童・生徒数の推計を再度実施した上で、具体的手順等を盛り込んだ年次計画を作って推進する。 ○基本的な考え方</p> <p>1・大規模校に対する考え方 ①第1ステップでは、教室不足が懸念され増築などを急ぐ学校を選定して整備を進める。 ②第2ステップでは、児童・生徒数の推移を再度見極めながら、今後の取組について検討する。 2・小規模校に対する考え方 ①第1ステップでは、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校で、他の学校と隣接している学校について候補校を絞る。 ②その後、通学区域の見直し、学校の統合、改築・改修などの施策を組み合わせて、学校適正規模化に取り組む。 ③この取組では、一方の学校敷地を活用し、新しくできる統合後の学校を全面改築する方法なども含め、総合的に検討する。また、校舎の改築をする場合、3年間ある中学校生活への影響を少なくするため、改築工事期間を2年以内とする。併せて周辺校を含めた通学区域の見直しを進める。</p>	<p>○大規模校に対する具体的な方策</p> <p>学校の施設規模に比べて児童数・生徒数の増加が顕著な大規模化の傾向が、主に環状8号線沿いや西部・北部地域の小学校に多くみられる。 これらの地域では、今後も住宅開発などが進むことが予想され、児童数・生徒数及び学級数の将来推計から、次の学校については、指定校変更の制限などとともに、普通教室の増築など抜本的な方策・早急に取り組む。 ◆早急に対策を講じる必要がある学校 二子玉川小、砧南小、千歳小、千歳小 ※これらの4校は、児童数の増加傾向が特に顕著であり、諸室の普通教室への転用などの対応が限界となっている。また、隣接する小学校も同様に大規模化しており、通学区域の変更による児童数の平準化が困難である。 ○小規模校に対する具体的な方策</p> <p>1・適正規模化に取り組む学校群 ①若林中、山崎中(太子堂中) ②船橋中、希望丘中(緑丘中、声花中) ※()に示す学校は、このたびの適正規模化の取り組みにあわせて通学区域の見直し検討の対象となる中学校である。 ※若林中及び山崎中に設置されている特別支援学級については、学校統合後の新しい学校に引き継がれる。 2・適正規模化の取り組みにあたって ① 第1ステップ(平成20年度～平成25年度)では、今後概ね5年間の具体的な取り組みの内容・手法・年次計画を示して取り組んでいく。 ② この間に、学校、保護者、地域の方々と学校統合のための協議や、新しい学校づくり(新校開設準備)のための様々な相談・検討を進める(概ね2年～3年間の想定)。 ③ 学校統合の手法は、統合の対象となる2つの学校をそれぞれ閉校とし、「新校」を開設する。 ④ 学校統合の時期 ・若林中と山崎中 平成23年4月の新校開設を目標とする。 ・船橋中と希望丘中 平成24年4月の新校開設を目標とする。</p>	<p>老朽化への対応策として、「新たな学校施設整備基本方針(平成18年3月)」において、毎年2校ずつの改築に取り組むこととしている。この中では、①校舎等の老朽度合い、②地域の児童・生徒数の変化、③整備にかかるコスト、④学校、保護者、地域の理解、⑤公共施設整備方針をはじめとする区の総合的な施策などを考慮して、毎年改築校の選定することとしている。 また、次期改築校の選定にあたっては、これらに加えて、小規模校、大規模校への対応と関連付けて検討していく必要がある。さらに、学校は避難所ともなることから、学校耐震化の推進も求められている。 年2校の改築ペースを堅持し、学校の適正規模化・適正配置を進め、教育環境を総合的に整備していくことが重要である。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
配置については、明確な法令上の規定はない。むしろ児童・生徒にとっては、通学区域と通学距離の問題になる。通学距離についての法令による規定では、「小学校にあっては、概ね4キロメートル以内、中学校については、概ね6キロメートル以内であること」と規定されている。この点について、現在の本市の小・中学校の配置と通学区域の状況からは、支障はない。				学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会	教育委員会関係者	学校教育部部长 教育庶務課課長 学務課課長 指導課課長 教育相談課課長 など。	学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書
通学距離の上限を法規上の小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮する。	○通学区域 1・通学区域内における学校の位置 学校は、可能な限り通学区域の中央に位置し、児童生徒達が皆、等しく通える場所であることが望ましい。 2・不自然な通学区域 「飛び学区」という学区の形状や通学の面からして不自然な通学区域がある。この学級を抱えている学校は、学区の再編成の際に改善を図っていく必要がある。			町田市立学校の適正規模適正配置等審議会	学識経験者 町内会・自治会関係者 PTA等関係者 市議会議員 市立学校の教職員 町田市の職員		町田市立学校の適正規模適正配置等について
				東久留米市立学校適正規模等研究会	市立学校の教職員 市立学校の児童・生徒の保護者 学識経験者 及び市職員市民	小学校校長・教頭 小学校教諭 中学校校長 元小学校長 元養護学校長 市企画調整課長 一般市民	東久留米市立小学校及び中学校の適正規模について
	○計画化にあたって 1・教育関連等の法令改正や学習指導要領の改訂に対応する。 2・世田谷区教育ビジョン第2期行動計画(平成20年度から平成23年度)における他の施策との整合を図る。 3・世田谷区実施計画、行政経営計画、公共施設整備方針等との整合を図る。 4・新たな学校施設整備基本方針(平成18年度～平成28年度)を踏まえる。 5・児童・生徒数の統計的推計に基づく検討を進め、必要に応じて、将来推計を見直ししていく。			世田谷区教育委員会			世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
141	東京都	文京区	12学級以上	9学級以上	<p>○学校規模・配置について</p> <p>1・小学校</p> <p>①各学年で複数の学級が編制できる学校を目指し、現在、小規模となっている小学校については、学校支援地域本部の設置に向けた積極的な支援や、中学校との連携強化など複数の対策を積極的に実施し、児童数の増加と複数学級の確保を図る。また、比較的規模の大きな学校については、適正児童数を定めることにより、各学校の学校規模の平準化を進め、多くの学校で複数学級が確保されるよう努める。さらに、学校改革の際には、適正児童数に配慮した規模の改革を行い、すべての小学校で複数学級を確保できるようにする。</p> <p>②運動場等を含む施設等が相対的に狭小化している小学校については、あらかじめ適正児童数を定める。具体的には、誠之小学校、千駄木小学校、窪町小学校、昭和小学校及び本郷小学校を対象とし、従来の通学区域を尊重したうえで、学齢児童数の推移や学校の中・長期の改革・改修計画を考慮しながら、適正児童数による段階的に児童数を調整する。</p> <p>③複数学級確保に向けた対策を進めることにより、各校の平準化を実現する。平準化のための対策については、平成21年度から5～6年間で目安として実施し、その後、各学校の状況を検証する。</p> <p>2・中学校</p> <p>①各学年において3学級以上が編制されることを目標とする。このことを実現するため、区立中学校では、安定的に3学級が編制される規模として、1校当たり300人程度(3学級の間隔100人×3学年)を望ましい学校規模とし、教育委員会と全区立中学校は、互いに協力し、この望ましい学校規模の実現を目指す。</p>		<p>1・老朽化した学校施設については、緊急度を考慮し、計画的な改革や改修を検討する。</p> <p>2・校舎の改築にあたっては、教育環境の向上にむけ、校庭面積の確保など多面的な検討する。</p> <p>3・さらに、校舎の改築にあたっては、地域施設としての学校の役割や、区有施設との複合化などを考慮する。</p>
142	東京都	立川市	12～18学級	9～18学級	<p>○望ましい学級規模</p> <p>1・小学校</p> <p>望ましい学校規模の諸条件について検討を加えた上で、同一学年に複数の学級があり、6年間に数回の学級編制替えが可能である1学年2学級以上を一つの目安とした。したがって、適正規模を1学年2学級以上、すなわら12～18学級と位置付けることとした。</p> <p>2・中学校</p> <p>生徒の人間形成面の教育上の理由に加えて、必要な教員数を確保するため、1学年3学級ということで9～18学級を適正規模と位置付けることとした。</p> <p>○具体的方策(小学校)</p> <p>1・立川市立第五小学校</p> <p>本校の平成9年度の学級数はすでに19学級であり、市内小学校の最大の学級数である。中学校区からみた場合、隣接する第二小学校、南砂小学校の学区域の状況を勘案し、調整する必要がある。</p> <p>2・立川市立第七小学校</p> <p>本校は、推計によると平成8年度から平成11年度まで児童数が200人をきっている。学級数は6～7学級の運営が続いている。その後若干児童数が増えるが、平成15年度には246人8学級にすぎない。これでは緊急事態に匹敵するだろう。</p> <p>3・立川市立多摩川小学校・立川市立南富士見小学校</p> <p>多摩川小学校は、現在7学級(197人)で平成15年度は6学級(140人)、以後も増加する要因が見当たらない。隣接の南富士見小学校も現在10学級(269人)で、平成15年度にも10学級(256人)の小規模校であり、以後もこの状態が続くことが予想される。両校の学区域は、交通上の問題もあり安全対策も必要であるが、平成10年度から15年度までは2校合せて12～14学級程度の適正規模となるので、統合に向けて検討することが望ましい。</p> <p>4・立川市立上砂川小学校</p> <p>本校は平成6年度以降、急激に児童数が増加しており、平成10年には21学級が、平成13年度には24学級となることを見込まれ、教室が足りなくなる事態となるため、早急に対応策を検討する必要がある。</p> <p>隣接の第九小学校の学区域と、調整をはかることが望ましい。</p>	<p>○適正配置の考え方</p> <p>適正配置については、小学校においては12学級から18学級、中学校においては9学級から18学級の規模の学校を配置するのが適切であると考ええる。この適正規模を越える場合、適正規模に是正する措置として規模や通学距離等を考慮し、配置するものとする。</p>	
143	東京都	目黒区		11～18学級	<p>○望ましい学校規模</p> <p>1・区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模が望ましい。</p> <p>2・1校につき11学級という規模は、3学級ないし4学級になり、生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになる。なお、望ましい学校規模の実現を図るにあたって、学校規模の上限を18学級として、それを超える大規模校が生まれることは避けるように留意する。</p> <p>○望ましい学校規模と規定学校数</p> <p>1・区立中学校の学校数を規定すると、7校程度になる。現在の区立中学校12校を見ると、望ましい学校規模を満たしているのは、2校のみで、他の学校はいずれも満たしていない。</p> <p>2・北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも1校は配置することを基本とする。</p> <p>○望ましい学校規模の実現方法</p> <p>隣接する学校を対象として、統合することによって進めていく。統合は、対象校を廃止して1校を新設する方式を進める。</p> <p>○新設中学校の実現に向けたスケジュール</p> <p>第二中と第六中、第五中の3校統合は、平成20年4月に新設中での授業を開始することを目標に進める。</p>	<p>○統合の実施について</p> <p>1・優先して行う統合</p> <p>早急な対応を要する、全学年が単学級である第二中と、都市計画道路の整備未着手の区間が校地にかかるために改築検討対象校となっている第六中に関する東部・中央地区における統合を優先して実施する。</p> <p>2・その他の統合</p> <p>第二中と第六中に関する統合の実施後、校舎の大規模改修・改築時に合わせて順次検討し、実現していく。</p>	

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				文京区教育委員会	区内関係団体等 公募委員 学識経験者 区立の幼稚園、小学校、中学校及び保育園の長 教育局職員	町会連合会 青少年対策地区委員会 連絡会 青少年委員 小中学校PTA会長 幼稚園PTA連合会長 幼稚園長 大学教員 小・中学校長 保育園長 教育推進部長 教育センター所長 図書館長	文京区立小・中学校将来ビジョン
	<p>○具体的方策(中学校)</p> <p>第八中学校及び第九中学校の生徒数の減少が今後予想されるが、小学校区と中学校区との整合性を考慮に入れ、長期的に検討していくことが必要である。</p> <p>また、第五中学校は、平成14年度には20学級となり、以後20学級を超えることが予想されるので、今後検討を必要とする。</p> <p>○中学校区の通学距離</p> <p>通学距離が著しく不均衡で、かつ通学経路に着目した問題のある地区については、適正規模に近づけていく作業の過程で取り上げ、検討していくこととする。</p>			立川市立学校適正規模等審議会	青少年関係団体 住民の自治団体の連合組織 保護者 市立学校長学識経験を有する者	大学教員 自治会連合会会長・副会長 青少年健全育成地区委員長 PTA会長・副会長 小・中学校長	立川市立小・中学校の適正規模等について 答申
	<p>○新設中学校の通学区域</p> <p>原則として、統合する各校の通学区域を合わせたものとするが、学校、保護者、地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行う。</p> <p>○新設中学校の校地</p> <p>原則として、既存の中学校の校地を活用していくこととする。</p>			目黒区教育委員会			望ましい規模の区立中学校の実現を目指して

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
144	東京都	多摩市	12学級以上	9～12学級	<p>○一定規模の基本的考え方</p> <p>1・小学校については、各学年複数学級を確保する。</p> <p>2・中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保する。</p> <p>○一定規模及び適正配置の実現に向けて</p> <p>1・通学区域の見直しのための具体的手法一定規模確保のために通学区域を見直す具体的手法としては、以下の二つの方法とする。地区の状況に応じ手法を選択しまたは併用し一定規模及び適正配置を実現する。</p> <p>①通学区域の変更大規模校と小規模校が隣り合う場合は、接する通学区域の線引きを変更することにより、両校の一定規模を確保する方法</p> <p>②学校の統廃合隣接する学校同士を統合し、一定規模を確保する方法</p> <p>2・適正学校数について</p> <p>①小学校審議会の答申を踏まえ、適正学校数を16校とする。</p> <p>②中学校審議会の答申を踏まえ、適正学校数を8校とする。</p> <p>○適正学校数の実現に向けて小規模校の現状及び将来推計を踏まえ、当面の通学区域の見直しの対象となる優先地区を以下のとおり設定する。</p> <p>1・貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区対象校</p> <p>①小学校：豊ヶ丘中学校、貝取中学校</p> <p>②小学校：南豊ヶ丘小学校、北豊ヶ丘小学校、北貝取小学校、南貝取小学校</p> <p>2・和田、東寺方、落川、百草、愛宕、桜ヶ丘三丁目地区対象校：多摩第二小学校、竜ヶ峰小学校、東愛宕小学校、西愛宕小学校</p>	<p>○一定規模確保の方法一定規模を確保するために、小学校については1学年60人を、中学校については1学年105人を下回る場合、小規模校化の前兆として捉え、その時点で再度推計を見直すなど状況を把握し、恒常的に一定規模の確保が困難になると判断される場合、統廃合を含めた通学区域の再編などの対応について検討を開始する。</p>	
145	東京都	葛飾区	12～18学級	12～18学級	<p>○学級数は12～18学級を確保することが望ましい。この学級数を元に、学校全体の標準的な児童・生徒数について考えてみると次のようになる。</p> <p>1・小学校の場合</p> <p>360人～600人を小学校の標準的な児童数と考える。</p> <p>2・中学校の場合</p> <p>420人～680人を中学校の標準的な児童数と考える。</p> <p>3・中学校においては、12～18学級を望ましい規模としつつも、12学級を下回る学校が多く存在する現状、及び中学校での教科指導に必要な最低限の教員数を考慮し、9～11学級についても許容できる範囲とする。</p>	<p>○当面の対象</p> <p>当面、単学級校の解消や比較的小規模化した学校が多い荒川沿いの地域等についての検討が必要である。</p>	<p>○校舎建て替えに伴う適正化の検討</p> <p>将来、学校校舎の老朽化に伴う全面建て替えを実施する際には、人口推計等を考慮に入れて、統廃合によって学校の適正な規模を実現することを検討する必要がある。</p> <p>○建て替えにあたっての学校規模</p> <p>標準的な児童・生徒数の平均以上から上限までとすることが適当であり、具体的には小学校は児童数480人～600人、中学校は生徒数540人～660人を目安とする。</p> <p>これは、小学校の場合、普通学級の12～18学級、中学校の場合、14～18学級に相当する。</p>
146	東京都	台東区	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模について</p> <p>1・小学校：12学級から18学級又は児童数246人から720人</p> <p>2・中学校：12学級から18学級又は生徒数363人から720人</p> <p>なお、40人学級編制については多くの議論があるが、平成12年5月の文部省調査研究協力者会議の報告でも、基本的に40人学級を維持することが明記されており、現在の基準を前提とする。</p> <p>○対応策の考え方</p> <p>1・対応を要する学校</p> <p>1・経過措置に該当する学校</p> <p>①平成14年度及び15年度において、児童数が150人を下回ると予測される小学校</p> <p>忍岡小学校、台東小学校、柳北小学校、待乳山小学校、小島小学校、田中小学校、済美小学校（②平成14年度及び15年度において、学級数が9学級を下回ると予測される中学校）</p> <p>下谷中学校、竜泉中学校、蓬萊中学校、台東中学校、今戸中学校</p> <p>2・適正規模を上回る学校</p> <p>平成14年度及び15年度において、適正規模を上回ると予測される小学校：根岸小学校</p> <p>○対応策の実施時期</p> <p>平成14年度から新学習指導要領や完全学校週5日制が実施されることから、一日も早い教育環境の整備を図る必要がある。平成14年4月1日までに対応することが望ましい。緊急に対応しなければならぬ学校については、平成13年4月1日までに対応策を実施し、他の学校については、各学校や地域の状況を考慮し、遅くとも平成18年4月1日までに実施する。</p> <p>○具体的方な対応(中学校)</p> <p>1・下谷中学校と竜泉中学校への対応</p> <p>統合し、1中学校区とする。統合の時期は、平成14年4月1日とする。</p> <p>統合後の学校の位置は、下谷中学校とする。</p> <p>2・蓬萊中学校と今戸中学校への対応</p> <p>統合し、1中学校区とする。統合の時期は、平成14年4月1日とする。</p> <p>統合後の学校の位置は、今戸中学校とする。</p> <p>3・台東中学校への対応</p> <p>御徒町中学校と統合し、1中学校区とする。統合の時期は、平成14年4月1日とする。統合後の学校の位置は、御徒町中学校とする。</p>	<p>○具体的な対応(小学校)</p> <p>1・柳北小学校への対応</p> <p>育英小学校と統合し、1小学校区とする。統合の時期は、平成13年4月1日とする。</p> <p>統合後の学校の位置は、原則として育英小学校の位置とするが、今後両校の保護者など学校関係者の話し合いによる合意に基づき、変更する場合もある。</p> <p>2・待乳山小学校と田中小学校への対応</p> <p>待乳山小学校と田中小学校を統合し、1小学校区とする。統合の時期は、平成13年4月1日とする。</p> <p>統合後の学校の位置は、待乳山小学校とする。</p> <p>3・忍岡小学校への対応</p> <p>忍岡小学校は、通学区域の変更のほか、統合についても保護者など学校関係者と話し合いを行い、遅くとも平成17年4月1日までに対応策を実施する。</p> <p>4・台東小学校への対応</p> <p>金管木小学校と統合し、1小学校区とする。統合後の学校の位置は、金管木小学校とする。今後もし引き続き、両校の保護者など学校関係者と話し合いを行い、遅くとも平成17年4月1日までに対応策を実施する。</p> <p>5・小島小学校と済美小学校への対応</p> <p>小島小学校及び済美小学校は精華小学校と統合し、1小学校区とする。統合の時期は、平成14年4月1日とする。</p> <p>統合後の学校の位置は、精華小学校とする。</p> <p>6・根岸小学校への対応</p> <p>平成13年度の新入児童から、学級編制により対応し平成18年度までに段階的に学校の規模を適正な規模とする。</p>	
147	東京都	渋谷区	12学級以上	12学級以上	<p>○適正規模</p> <p>1・小学校</p> <p>各学年に複数の学級を編制できる規模が望ましい。</p> <p>①各学年2学級以上</p> <p>②児童数250人程度</p> <p>2・中学校</p> <p>学級数として、12学級以上が必要である。また、最低各学年複数学級を維持することが必要である。</p> <p>①各学年4学級以上</p> <p>②生徒数400人程度</p> <p>○小規模校の規模設定</p> <p>適正規模を下回る学校についてもできるだけこれを維持するという方向から、「適正規模」とは別に「渋谷区における小規模校の規模」を設定した。</p> <p>1・小学校</p> <p>①学級20人以上</p> <p>②児童数120人程度</p> <p>2・中学校</p> <p>①各学年2学級以上</p> <p>②生徒数130人程度</p> <p>当面、「渋谷区における小規模校の規模」を下回る学校の解消を図る。</p>	<p>○緊急に対応すべき課題</p> <p>1・渋谷小、大和田小、大向小の統合について</p> <p>①3小学校区を1小学校区に統合し、合わせて一部学区の変更についても検討する。</p> <p>②小学校の学区の変更に伴い、中学校の学区の変更についても検討を要する。中学校の学区は、新小学校の学区と同一の学区とすることが望ましい。</p> <p>2・原宿中と外苑中の統合について</p> <p>2中学校区を1中学校区に統合する。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○1中複数小の確保(中学では、感性や環境など多くの経験の違う生徒に出会い、視野を広げることが重要です。また、小学校と中学校の通学区域は交友関係や地域との結びつきなどから整合性をもたせることが望ましいが、私学への進路動向や地域の実情を踏まえると全ての学校に当てはめることは難しいことから1中複数小を確保することを基本とする。</p>			多摩市教育委員会			多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針
			小・中学校が隣接する5カ所について、小中一貫校を視野に入れた小中連携を積極的に推進する。当面、この5カ所の内、少なくとも1カ所をモデル校とし、具体的な検証を行うため、小中一貫校としての校舎の整備を進めていく必要がある。	東京都葛飾区立学校適正規模等審議会	区議会議員 学識経験者 区民及び区内関係団体等の構成員 区立学校の教職員 区職員	区議会議員 大学教員 自治町会連合会会長・副会長 青少年委員会会長 小・中学校PTA連合会会長 区民 小・中学校長 幼稚園長 教育庁 助役	東京都葛飾区立学校の適正規模及び適正配置並びに学校施設のあり方の基本的な考え方について
	<p>○通学区域の考え方について 通学区域については、全面的な見直しが大変困難な状況にあるため、個別の学校毎に見直しを行うこととする。 なお、中学校の通学区域については、現在策定中の教育ビジョンの中での検討をまわって、将来的には、これを自由化することも考慮する。 ○対応を要する学校における就学の取扱い 基本方針の内容に係る就学事務については、次のように取扱う。 1. 在学児童・生徒について 基本方針に従って就学事務を進める。ただし、個々の保護者の希望については、十分に配慮する。 2. 新入学児童・生徒について 基本方針に基づく学校への就学を希望する場合には、これを認める。 3. 転入学児童・生徒について 基本方針に基づく学校への就学を希望する場合にのみ、これを認める。 さらに、具体的な取扱いについては、別に教育委員会で定める。</p>			台東区教育委員会	有識者 地域代表 PTA代表 社会教育委員 コミュニティ委員会から推薦を受けた者 小中学校校長	大学教員 前台東区監査委員 町会連合会会長 小・中学校PTA連合会顧問 社会教育委員の会議議長 地区コミュニティ委員会 会長 小・中学校校長	台東区立小中学校適正規模適正配置基本方針
児童・生徒に著しい負担を与えないよう、小学校1000メートル、中学校1500メートル程度を目途とする。	<p>○緊急に対応する中学校以外の学校 1・渋谷エリアの松濤中は、「小規模校の規模」を平成11年度に下回ることが予測される。当面、動向を維持するが、今後生徒数の動向によっては、隣接する学区の中学校と合わせて、配置計画を検討する必要がある。 2・恵比寿、代々木、本町、笹塚の各エリアの中学校については、「渋谷区における適正規模」を下回る学校が多いが、通学条件、地域性等を考慮し、当面現存の学校を維持することとする。</p>			東京都渋谷区立学校児童生徒減少問題審議会	区議会議員 学識経験者 区民及び区内関係団体等の構成員 区立学校の教職員 区職員	区議会議員 大学教員 自治町会連合会会長・副会長 青少年委員会会長 小・中学校PTA連合会会長 区民 小・中学校長 幼稚園長 教育庁 助役	渋谷区立学校の児童生徒の減少に伴う対応措置の基本的な考え方と具体的な方策について 答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
148	東京都	豊島区	12～18学級	9～18学級	<p>○適正規模についての基本的考え方</p> <p>1・小学校 学校規模については、小学校では各学年2学級以上で計12学級以上となるが、これは下限を示すもので、より望ましい教員組織を得るためには、現行の教職員配当基準(東京都)によれば、専科の教員を確保できる14学級が適切といふこととなる。</p> <p>2・中学校 豊島区立学校の施設の現状や生徒数の減少などを考え合わせると、適正規模の下限を9学級としてもやむを得ないと考える。</p> <p>○適正規模の下限・上限</p> <p>1・下限について 以上の点を踏まえ、豊島区立学校における「適正規模」の下限を在籍者数で表現すれば、小学校246名(41名×6学年)、中学校243名(81名×3学年)として考えることができる。</p> <p>2・上限について 豊島区立学校の現状から、本審議会では検討の対象とならなかったが、学校教育法施行規則における標準規模における適正な規模の上限が18学級であることや、中規模の集団の確保が望ましいことなどから、小中学校とも18学級を上限とした。</p>	<p>○適正配置の具体的方策</p> <p>1・東ブロック 小学校：平成29年度に適正規模に満たなくなると予測される清和小と豊成小の2校を含めたブロック全体の再編成を、今後の児童数の推移等を見守りながら、検討することが必要である。 中学校：大塚中と朝日中の2中学校区を1中学校区とし、新中学校を現大塚中跡地に設置する。</p> <p>2・南ブロック 小学校：①時習小と大塚台小の2小学校区を1小学校区とし、一部通学区域の変更を行う。 ②雑司谷小、日出小、高田小の3小学校区を1小学校区とし、一部通学区域の変更を行う。 ③目白小と高南小の2小学校区を1小学校区とすることが望ましいが、通学区域が変形し、新小学校をいずれの学校跡地に設置しても通学距離が1000メートルを超える地域が出現するため、次の機会に検討する。 ④巣鴨小は平成29年度には適正規模に満たなくなると予測されるが、隣接する小学校が離れているため、他の小学校との統合が困難である。次の機会に、検討する。 中学校：雑司谷中と高田中の2中学校区を1中学校区とし、新中学校を現高田中の跡地に設置する。</p> <p>3・北ブロック 小学校：①大明小と池袋第五小の2小学校区を1小学校区とし、新小学校を現池袋第五小跡地に設置する。 ②池袋第一小、文成小は共に、平成29年度には適正規模に満たなくなると予測されるが、池袋第二小も含め、比較的近いところに3校が位置しているため、今後の推移を見守りながら検討する。 中学校：道中の位置が、通学区域の端にあるため、通学距離が1500メートルを超える地域がある。通学距離1500メートルを超える地域については、就学指定の変更等の対策を検討する必要がある。 ※「西ブロック」については、「5 その他の基準及び方針」に記載してある。</p>	
149	東京都	小平市	12学級以上	9学級以上	<p>○適正規模について学年別では小学校2学級以上、中学校は3学級以上とし、学校規模では小学校12学級以上、中学校9学級以上を小平市における適正規模とする。○当面の適正化が必要とされる学校の基準現在及び今後の学級数及び児童数が、次のいずれかに該当する学校を対象とする。</p> <p>1・小学校①全学年が単学年の学校②学年別の学級数と単学年と2学級が混在している学校で、今後特に児童数の増加が見込めない学校③全学年の学級数が学校の適正規模範囲を下回るか、又は児童数が240人を下回る学校④中学校①学年別の学級数と単学年と2学級が混在している学校で、今後特に生徒数の増加が見込めない学校②全学年の学級数が学校の適正規模範囲を下回るか、又は児童数が240人を下回る学校○適正化に向けた検討手順①学校規模の適正化を図るため、始めに通学区域の変更を検討し、通学区域の変更では改善ができない場合には、統合を検討する。②通学区域の変更による適正化の検討は次の考え方により行う。①適正化の対象校に隣接する学校の通学区域の内、通学経路や距離等に特に問題が無く通学区域の変更が可能と思われる地域を抽出する。②①の地域について住民基本台帳から未就学児童数を、学齢簿から就学児童数を抽出し、平成17年度の推計児童数を用いて通学区域変更を行う。③最も適正化が必要とされる小川東小については、近隣校の通学区域を変更し、編入対象となる通学区域内の児童数を小川東小児童数に加えた場合の効果を比較検討する。</p>	<p>○適正化の取組が最も急がれる学校について平成11年度において、全学年が単学年の学校は小川東小と花小金井小で、1学年に2学級と単学年が混在している学校は鈴木小である。平成17年度予測では、小川東小は多くの学年が10人未満の単学年、花小金井小は全学年単学年、鈴木小は1年を除き2学級、花小金井南中は単学年を含む2学級となり、適正化が必要な学校となる。1・適正化の最優先校として小川東小は、現在児童数が最小であり単学年校としての期間も長く、将来も単学年校のままであると予測されることから、小川東小の適正化を最優先課題として早期に実施する。2・小川東小以外の学校の適正化については小川東小を除く適正化が必要とされる3校の適正化については、検討委員会の検討結果に基づき小川東小の適正化実施後に実施する。</p>	
150	神奈川県	川崎市	12～24学級	12～24学級	<p>小規模校、大規模校の問題点を検討した結果、適正規模に関する考え方については、次のようにまとめられる。</p> <p>(1) 児童生徒の教育環境 ア 児童生徒が個性を發揮し、主体性や社会性を身につけるには、多様な価値観を持つ仲間と触れ合う適切な学校規模が望ましい。 イ 単学年の出現は、人間関係の固定化による様々な弊害を生じやすいため、クラス替えの効果が發揮できる学級数を確保する必要がある。 ウ 教員と個々の児童生徒との関わりが十分に保たれ、児童生徒間においても、集団に対する帰属意識や連帯感が希薄にならない学校規模が望ましい。</p> <p>(2) 学校運営 ア 同学年や同教科の教員が互いに指導方法を相談・研究し、教育効果を高めしていくためには、小学校で1学年3～4学級程度の規模が望ましい。 イ 教科担任制である中学校に関しては、各教科に対応する教員の確保や指導をより充実したものにするため、全校の学級数が12学級以上あることが望ましい。 ウ 教員が学校の教育目標や諸課題を共通理解し、学年運営も効果的に進めるためには、小学校においては1学年4学級、中学校においては1学年8学級程度までが望ましく、この学級数を超えると様々な問題が生じて適正規模とはいえない。</p>	<p>児童生徒の教育環境、学校運営の考え方から、学校教育本来の機能が十分に發揮される学校規模として、小学校及び中学校とも普通学級で12学級～24学級程度までを適正規模とする。</p> <p>ただし、一時的に児童生徒が急増している地域については、過大規模校とならない30学級までを許容学級とする。</p>	<p>校舎改築は、校舎の老朽化を十分に考慮(昭和30年代に建築した校舎を有る学校を改築予定校として、改築を推進している。)して進めているが、学校の適正規模を考慮して対応をする良い機会でもある。老朽校舎の改築を促進する観点からも、次の点に留意し、改築を進めていく必要がある。</p> <p>ア 改築を行う学校の学級数は、前述の適正規模の範囲とする。</p> <p>イ 改築予定校が隣接している場合は、地域事情を踏まえつつ、改築予定校の改築の際に小規模校を統合し、一つの適正規模の学校とすることの可能性について十分に検討する。</p> <p>ウ 改築予定校に小規模校が隣接している場合は、地域事情を踏まえつつ、改築予定校の改築の際に小規模校を統合し、一つの適正規模の学校とすることの可能性について十分に検討する。</p> <p>(2) 大規模改修事業による適正規模化 当面の改築予定校には位置づけられていない学校については、将来の改築までの間、大規模改修事業による教育環境整備を行った上、小規模校同士を統合し、適正規模の学校とすることの可能性について検討する。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
児童生徒に著しい負担を与えないことを基本として、小学校1000メートル(通学時間約20分)、中学校1500メートル(通学時間約20分)を上限として考える。また、通学距離(時間)に関連して、幹線道路による通学区域の分断をなるべく避けること、鉄道による分断についても、地下道・横断道路が整備されていること等を条件として考える。	<p>○学校と地域社会との関係について 町会は3校以上の通学区域に分割しないことを条件とする。 また、通学区域を設定するに際しては、幹線道路・鉄道・町丁名・町会境等で区切り、分かりやすいものにする。</p> <p>○児童・生徒の生活圏への配慮について 児童・生徒の交友関係への配慮、小中学校間の接続のあり方などを総合的に勘案して、中学校の通学区域は小学校の通学区域を分割しないこととする。また、小学生が中学生になった際の生活圏の拡大に対応して、1中学校に2校以上の小学校から進学するようにする。</p> <p>○適正配置の具体的方策 4・西ブロック 小学校：①千川小と大成小の2小学校区を1小学校区とし、一部通学区域の変更を行う。 ②千早小、千川小、大成小の3小学校区を1小学校区とし、同時に周辺小学校との通学区域の調整を行うことが理想的であるが、現状では困難である。そこで、千早小を含めたあり方については、今後の推移を見守り、次の機会に検討する。 ③要町小と平和小の2小学校区を1小学校区とし、新小学校を現要町小跡地に設置する。 ④長崎小と富士見台小の2小学校区を1小学校区とすることが望ましいが、西武池袋線を横断して通学する地域が生じ、通学上の安全性が問題になる。安全性の確保が図られる時期を待って、実施すべきである。 中学校：①第十中と千早中の2中学校区を1中学校区とし、新中学校を現千早中跡地に設置する。 ②長崎小と富士見台小の2小学校区を1小学校区とする際には、同時に真和中と長崎中の2中学校区を1中学校区とするよう検討すべきである。</p>			東京都豊島区立学校の適正規模等に関する審議会	学識経験者 区議木阿彌議員 住民代表 区立学校の教職員 区職員	大学教員 区議会議員 小学校PTA連合会 学校区会会長 主婦 小・中学校PTA連合会会長 小中学校校長・教頭 教育長 教育次長	豊島区立小中学校の適正規模及び適正配置について
	○児童急増校(小平第十三小)への具体的方策について隣接する小学校との通学区域変更により適正規模に近づける検討を行ったが困難であることから、増築によって対応すべきと考える。(平成11年度に増築工事に着工)。			小平市教育委員会			小平市立小中学校規模の適正化に対する基本的考え方
川崎市における平均通学区域面積は、小学校で127k m ² 、中学校で283k m ² となっている。通学距離の最大値については、文部科学省が全国一律の基準として小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内(「義務教育諸学校施設整備国庫負担法」による学校の統廃合を行う際の適正な条件)と定めているが、都市化の進んだ川崎市ではこの距離を超える通学区域は存在しない。				川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会	教育委員会関係者	施設部計画課長 職員部教職員課長 学校教育部学事課長 学校教育部指導課長 学校教育部指導課主幹(小学校担当) 学校教育部指導課主幹(中学校担当) 総合教育センター教育課題研究室長	川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方 報告

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
151	神奈川県	横須賀市	12~24学級	12~24学級	<p>□規模及び配置の適正化の方策</p> <p>①通学区域の見直し 小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考える。 小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討する。</p> <p>②隣接校との統合 小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討する。この場合、特に中学校については、本市では学校選択制を導入しているため、適正規模化の検討に着手した場合、当該校の生徒数が激減し、その後の学校教育活動に支障を来すことも考えられるので、統合時期については慎重に検討を行う。なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行う。</p> <p>③学校の新設・大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の新設を検討する。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していく。</p>	<p>○学校規模及び配置の適正化の検討のための基準 小学校：11学級以下の場合。 中学校：5学級以下の場合。 ○小・中学校で31学級以上となる場合は、適正規模化の方策を具体的に検討する。 小学校：クラス替えができない単学級の学年が出現した場合（11学級以下）、5学級を超える学年が出現した場合（31学級以上）。 中学校：10教科の教員が配置できない規模となった場合（5学級以下）、10学級を超える学年が出現した場合（31学級以上）。 ○通学距離 小学校：2キロメートル程度を超える場合。 中学校：3キロメートル程度を超える場合。</p>	
152	神奈川県	茅ヶ崎市	12~24学級	12~24学級	<p>茅ヶ崎市立小学校の学校規模に関しては、全て平均化した場合の学校規模（1学年当たり平均3.7学級）が標準的な適正規模の上限（1学年当たり平均4学級）とほぼ同一であることから、現実の地域的な状況や学校施設の規模等の状況を考慮すると、多少の偏りまでは許容範囲と考えなければならない。</p> <p>この、標準的な規模を超えているが許容範囲の学校規模を、小学校については1学年当たり平均5学級までとし、平均学級数が5学級を超え、概ね児童数1,000人以上の規模の学校を過大規模校とし、学校規模の適正化に向けて検討を行うこととする。</p> <p>また、過大規模校に至らない場合でも教室不足により課題が生ずる学校についても検討を行うこととする。</p> <p>さらに、通学区域の再編に当たっては、学校規模、通学の距離や安全性、地域コミュニティとの関係に配慮するものとする。</p> <p>なお、中学校については、推計では全ての中学校が標準的な規模（1校当たり24学級以下）の範囲内に入るため、学校規模の適正化等の基本方針は小学校について定めるものとする。</p>	<p>I 標準的な規模を超える市立小学校のうち、過大規模校（31学級以上規模の学校で、概ね児童数1,000人以上の規模の学校）は、学校施設の使用の割り当てや学校としての一体感の醸成、さらに緊急時等の対応等に関して大規模校特有の弊害が考えられるため、通学区域の再編をとおして適正化を図るものとする。</p> <p>II 1に該当しない学校であり、且つ児童・生徒数の増加により普通教室の不足が見込まれる学校については、次の基本により適正化を図るものとする。</p> <p>(i) 教育活動に支障をきたさない範囲で、特別教室等を普通教室に一時転用する。</p> <p>(ii) (i)によっても更に、教室不足が推計される場合は、通学区域の再編若しくは、教室棟の増築または校舎の改築等を行う。</p> <p>(iii) 教室棟の増築が不可能または増築による弊害が顕著な場合は、通学区域の再編を行う。</p>	
153	神奈川県	小田原市			<p>片浦中学校を、近隣の中学校に統合する。尚、現中学1年生及び現小学校6年生は、希望により平成21年度は城山中学校に進学できるように指定変更を認めることとする。</p>		
154	神奈川県	三浦市			<p>○学区の見直しと学区の選択について 1. 学校が地域と連携した教育活動をより活発に推進するためには、現在の学区制は維持すべきである。現状維持を基本とするが、今後の住宅開発等によるアンバランスが生じることが予想される段階で、地域の意見を聞きながら、検討することが望ましい。</p> <p>○小学校についての基本的な考え方 小学生の年齢を考えた時に、安全安心への配慮の必要性は高い。その上、地域の核としての役割が大きいことを考え、小学校では、現在の学校配置で教育活動を行うことを基本とする。</p> <p>○中学校についての基本的な考え方 中学校においても、地域の核としての役割は大きい。それ以上に、小規模に伴う教育活動のデメリットの方が大きい。今後の生徒数推計で、複数学年で単学級が想定される場合は、具体的に統合に向け取り組む必要がある。</p>	<p>○小学校について 今後の児童推計で、複数学年で児童数が10人未満になることが想定される場合は、地域に検討のための組織を設置し、具体的な検討に入るべきである。</p> <p>○中学校について 今後の生徒数推計で、複数学年で単学級が想定される場合は、具体的に統合に向け取り組む必要がある。原則として、小学校1年生の学級数から予想して、将来の中学校単学級が推計できる時期からとする。</p>	
155	神奈川県	相模原市			<p>○学校規模適正化のための基本的方向 1. 過大規模校（31学級以上）となる学校 ①基本的には、近隣学校の状況を勘案しながら、通学区域の編成を行うと共に、学校選択が可能な特別地域調整通学区域などの導入を含め、通学区域の弾力的運用により過大規模校の解消を図る。 ②同時に近隣学校の敷地等の状況を勘案しながら、校舎の増築・改築を行った上で、学区再編成を図り、過大規模校の解消を図る。 ③校舎の増築・改築を行うことのできない学校については、新たに学校を設置することで過大規模の解消を図る。</p> <p>2. 過小規模校（11学級以下）となる学校 ①基本的には、近隣学校の状況を勘案しながら、通学区域の再編成や調整通学区域の導入などの通学区域の弾力的運用により過小規模校の解消を図る。 ②近隣学校の状況により通学区域の再編成を行うことのできない学校については、統廃合をすることにより過小規模の解消を図る。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
適正な通学距離の範囲 ○小学校 2キロメートル程度 ・徒歩30分程度 ○中学校 3キロメートル程度 ・徒歩45分程度	○通学区域制度の弾力的運用について ①指定変更承認地域 指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定する。(平成18年4月現在 63カ所) ②個別理由による指定校の変更 指定変更承認地域の他、「横須賀市立小・中学校指定変更就学(他学区からの就学)承認基準」により、身体的理由や転居などの理由による指定校の変更を認めている。 ③中学校の学校選択制の実施 本市では、平成15年度入学生から、市内を6つのブロックに分け、ブロック内とブロック外であっても通学区域が隣接している中学校について、学校選択を認める制度を実施している。制度のねらいは、保護者・児童に中学校に対する関心や理解を高めていただくことと、学校の活性化と特色ある学校づくりにつなげることである。 ○特別認定校制度 小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校(特認校)」とし、市内全域から希望する児童・生徒を受け入れることにより、規模を確保するということが考えられる。			横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会	学識経験者 学校関係者 地域関係者 公募市民	大学教授 中学校校長 小学校教員 保護者 学校諮問員 学校建築促進委員会委員長 公募市民	市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画(平成19年度～平成22年度)
							茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針
		等郷により指定された中学校に通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用せざるを得ないなど、保護者の負担が大きくなるため、通学費の助成を行うことを要望する。また、通学時間や通学距離が長くなるため、安全確保について十分な配慮を行うこと。		小田原市立片浦中学校の在り方を考える委員会	地区住民代表者 保護者代表 学識経験者	自治会連合会会長 小学校長 中学校長 自治会長 民生委員児童委員協議会長 青少年健全育成協議会会長 同窓会長 小学校PTA会長・役員 中学校PTA会長・役員 保育園長	小田原市立片浦中学校の在り方に関する提言書
				三浦市教育委員会	学識経験を有する者 学校長 学校の教員 学校に在学する児童又は生徒の保護者 その他教育委員会が必要と認める者	幼稚園園長 社会教育委員 小中学校長 小中学校教諭 小中学校PTA会長 区長会会長 青年会議所理事長 手をつなぐ育成会代表	三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針
	○教室不足が生じる恐れのある学校 1・24学級以下の学校において、教室不足が生じる恐れのある場合は、原則的には可能な限り24学級まで施設対応することが必要と考える。 2・近隣学校の規模や児童の状況を勘案しながら、通学区域の再編成や弾力的運用を行うことにより教室不足の解消を図れるかどうかについても検討する。 3・津学区域の再編成ができない学校は、学校敷地、規模等の状況を勘案しながら、校舎の増築・改築を行うことで教室不足の解消を図る。			相模原市学校規模適正化懇談会		幼稚園園長 社会教育委員 小中学校長 小中学校教諭 小中学校PTA会長 PTA連絡協議会会長 公民館連絡協議会副会長・初期 大学教授 自治連合会会長	学校規模適正化に関する提言

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
156	神奈川県	横浜市			<p>○適正な学校規模の考え方について 学校の規模が与える教育効果の観点から、現行の基本方針で定められている12～24学級を適正規模とする考え方を基本とするべきである。また、現在の基本方針で明確な位置づけがされていない、中学校における9～11学級、及び小学校における25～30学級の学級規模についても、新たな位置づけを定めるべきである。なお、適正規模の範囲にあっても、仮設校舎等が設置されている場合は、その早期解消に努め、より良い教育環境を整えるべきである。</p> <p>○大規模校・過大規模校の対策について 今後、児童・生徒数の急増により、大規模校や適正規模校が過大規模化することが見込まれる場合や、教室不足が見込まれる場合には、基本的に学校の分離新設による対応策だけでなく、早期に大規模な通学区域の調整等を進めていくことが望ましい。また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校から就学を認める取組を検討するなど新たな適正化の方策を進める必要がある。</p> <p>○小規模校の対策について 児童・生徒の教育環境向上のため、一層の学校再編統合による小規模校解消を推進する必要がある。再編統合を進めるにあたっては、これまで行ってきた再編統合の取組から出てきた課題点や問題点の解決策を十分に検討する必要がある。</p>		
157	神奈川県	箱根町	12学級以上	9学級以上	<p>○学校適正規模 1学級20～30人程度で、1学年複数学級は是非とも達成したい目標であり、町立学校の適正規模を次のように設定した。 1・小学校 学級数：12学級(2学級×6学年) 児童数：186人以上 2・中学校 学級数：9学級以上(3学級×3学年) 児童数：183人以上</p> <p>○小学校再編 いずれの学校も1学年30人未満で、町立学校の適正規模基準を満たすことはできず、良好な教育環境を維持していくためには、4校を1校に統合する必要がある。</p> <p>○中学校再編 町内の中学校はいずれも小規模校であり、全校を統合しなければ基準を満たすことができないことから、湯本、箱根明星、千石原中を1校に統合する。</p> <p>○小・中学校の配置 小学校2校、中学校1校に統廃合する場合の、町立小・中学校の検討から、結論として以下の通りとする。 1・小学校 ①湯本小、温泉小、宮城野小、箱根小を統合し、現箱根明星中の位置に新しい小学校を設置する。 ②千石原小は、現千石原中の位置に移転する。 2・中学校 中学校は全町で1校とし、現湯本中を核に、現湯本小の施設も利用し、統合することとした。</p>		
158	新潟県	佐渡市	6学級以上	6学級以上	<p>○文部科学省では、「小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること」としているが、佐渡市の場合は下記を基本とする。</p> <p>1 小学校 (1)小学校は、通学時間・距離等や地域とのつながりを考慮して、1学年1学級の普通学級6学級以上を基本とする。 (2)地理的条件等で統合することが困難な学校については、特色ある学校づくりをして存続させることとする。</p> <p>○ 検討条件 ① 児童数及び学級数は、現在の出生者数で6年後の平成23年度就学予定者数で推計する。 ② 学級編制は、現在の県基準による。 ・ 同年年の児童で編制する1学級の児童数は、原則として40人以下とする。ただし、第1・2学年に限り、32人以下の編制とする場合は同意する。 ・ 引き続き2の学年の児童数の合計が16人以下の場合は1学級編制とする。ただし、第1学年の児童を含む場合にあっては、8人以下を1学級編制とする。 2 中学校 (1)中学校は、地域とのつながりも重要であるが、社会性を育むことを重視する観点から、1学年2学級の普通学級6学級以上を基本とする。 (2)地理的条件等で統合することが困難な学校については、特色ある学校づくりをして存続させることとする。</p> <p>○ 検討条件 ① 生徒数及び学級数は、現在の出生者数で12年後の平成29年度就学予定者数で推計する。 ② 学級編制は、現在の県基準による。 ・ 同年年の生徒で編制する1学級の生徒数は、原則として40人以下とする。 ・ 引き続き2の学年の生徒数の合計が8人以下の場合は1学級編制とする。</p>	<p>○適正な学校規模 基本方針をふまえ、下記を佐渡市立小中学校の学級及び学校数のめやすとする。 (1)小学校 ① 1学年1学級の普通学級6学級以上を基本とする小学校は、おおむね13校とする。 ② 特色ある学校づくりをして存続させる小学校は、おおむね3校とする。 (2)中学校 ① 1学年2学級の普通学級6学級以上を基本とする中学校は、おおむね6校とする。 ② 特色ある学校づくりをして存続させる中学校は、おおむね3校とする。</p>	
159	新潟県	三条市	12学級以上	9学級以上	<p>少子化の影響により、全国的な傾向と同様、本市においても児童生徒数が減少してきており、小学校全24校のうち15校が、中学校全9校のうち7校が12学級未満のいわゆる適正規模に満たない学校となっている。 現時点で把握される住民基本台帳に基づく未就学児童を含めた児童生徒数を推計すると、平成18年度3,319人が平成24年度には、8,390人となり、平成18年度と比べて997%の減少を示す。 学校教育の更なる充実を図るため、学校の統廃合も視野に入れた中で適正規模の確保について検討し、本市の教育制度のあり方を考えていく必要がある。 就学校の変更及び区域外就学については、弾力的な現行制度の枠内で対応する。また、学校選択制については、具体的な検討がなされ方向性が定まった後に、再度、実施の是非について検討を行う。</p> <p>○基本的には将来を見通して、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級(各学年2学級)以上が、また、中学校の適正規模としては、中学校においてはほとんどの教科で複数の教師が配置されることが可能な全校9学級(各学年3学級)以上が望ましい規模と考えられる。</p>	<p>学校で様々な個性を持った児童生徒同士、教職員との触れ合いを通して、相互に理解し、相手を認め合うことの大切さを育てていくためには、小・中学校とも各学年でクラス替えが可能となるよう1学年2学級以上の学級数が必要である。 このことから、「児童生徒、教職員間において多様な人間関係を育むことができる規模」並びに「相互理解を深め、切磋琢磨しながら社会性が培われる規模」を有することが必要と考える。</p>	<p>昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた市内の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られ施設面における教育環境の悪化が進んでいる。 このため、児童生徒にとって快適な教育環境の保持・充実を図るための大規模改修工事に膨大な事業費が必要となる。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
、徒歩による通学を原則とすれば、児童・生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案すると、現行の基本方針で規定されている「小学校片道おおむね2km以内、中学校片道おおむね3km以内」を引き続き望ましい通学距離とするべきと考える。				「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会	学識経験者 保護者代表 地域代表 学校関係者 行政代表	大学教員 PTA連絡協議会代表 町内会連合会代表 子ども会連絡協議会代表 小・中学校校長会代表 区長会議代表	「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」について(提言)
	○統廃の時期 統廃にあたっては、以下の3段階で進める。 1・第1段階は、湯本小、温泉小、箱根小、宮城野小を暫定措置として宮城野小の位置に統廃する。 2・第2段階は、中学校を現湯本中及び現湯本小の一部を利用して統廃する。統廃後、現箱根明星中と現千石原中を、小学生が使用できるよう整備する。 3・第3段階は、統廃小が現宮城野小から整備された現箱根明星中に、千石原小が現千石原中に移転する。	統廃後の通学は、スクールバスを運行する。中学生は、部活動などで下校時間が様々になるので、スクールバスの運行に無理があると判断し、統廃中への通学は、各通学区域から乗り換え無しに通学することのできる路線バス・電車が整備されているので、これを利用する。		箱根町学校統廃推進会議			箱根町立小・中学校統廃実施基本計画
○文部科学省では、「児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最大限度とすることが適当と考えられる」としているが、佐渡市においては、その限度をこえた遠距離の学校統廃が想定される。遠距離の学校統廃の際は、通学距離・通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、教育活動の実施への影響等を考慮し、スクールバス等の交通手段を確保する。その乗車時間のめやすは、次のとおりとする。 (1)小学校は、おおむね30分程度 (2)中学校は、おおむね50分程度	○統廃後の施設の利用方針統廃後の施設の利用にあたっては、地域住民の意見を十分に尊重し、福祉施設や生涯学習施設並びに地域防災施設等の地域活性化の核となる施設として活用することが望ましい。 ○留意すべき事項 具体的方策を推進するに当たり、次の事項に留意する。 1 学校統廃を進めるにあたっては、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努める。 2 学区の変更は、集落単位での要望があればこれを協議する。 3 この答申は、今後の社会基盤の整備等により必要に応じて見直しをする。	遠距離の学校統廃の際は、通学距離・通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、教育活動の実施への影響等を考慮し、スクールバス等の交通手段を確保する。その乗車時間のめやすは、次のとおりとする。 (1)小学校は、おおむね30分程度 (2)中学校は、おおむね50分程度		佐渡市学校教育環境整備検討委員会			○佐渡市学校教育環境整備検討委員会答申 ○佐渡市保育園・小学校・中学校統廃計画
通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。 ◇ 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、次のとおりとする。 ・小学校……概ね4km以内 ・中学校……概ね6km以内 ・通学時間……概ね1時間程度を限度	○学校施設の耐震化 本市の学校施設において、昭和56年以前の「旧耐震基準」で建築された学校は、小学校12校、中学校6校、幼稚園が1園あり、耐震診断の必要な棟数としては、97棟ある。 本市は耐震化率で36.8%、耐震診断率で7.3%にとどまっている。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、また、災害時の地域住民の避難場所でもあることから、安全安心な施設整備の観点から計画的に耐震化を図る必要がある。			三条市教育制度等検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表(PTA) 学校関係者 公募		○三条市教育制度等検討委員会最終報告一次代を担う心豊かな子どもたちをたくむために――

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
160	新潟県	十日町市	12学級以上	9学級程度	<p>○学校規模の区分 小学校では過小規模校(5学級以下)が多く、小規模校(6～11学級)においても各学年1学級(単学級)の小学校が多い状況にあります。中学校では過小規模校(2学級以下)はないが、単学級あるいは各学年2学級の小規模校(3～11学級)が多い状況にある。</p> <p>○1学級当たりの児童・生徒数 小学校、中学校ともに、複数グループでの学習や学級での役割が重複せず活躍が可能になる、1学級20人程度以上を望ましい規模とする。</p>	<p>○小学校 複式学級の小学校、複式学級が見込まれる小学校 ・児童数が100人を大きく下回る見込みの小学校</p> <p>○中学校 現行の中学校通学区域が適当であったことから、生徒数、学級数は中学校全10校で隔たりがあるものの、小規模な中学校において各学年1学級を維持する見込みであり、当分の間は現行どおりとした。</p> <p>○1校当たりの学級数 小学校 全学年でクラス替えが可能になる、全校12学級(各学年2学級)以上を望ましい規模とする。 ただし、学校の歴史的背景や地域住民の意思、児童の減少予測等を勘案したうえで、複式学級の解消を図る、各学年1学級以上とする。</p> <p>中学校 基本5教科・実技4教科に専門の教科担任を確保し、充実した教科指導が可能になる、全校9学級(各学年3学級)程度を望ましい規模とする。 ただし、学校の歴史的背景や地域住民の意思、生徒の減少予測等を勘案したうえで、単学級を維持する、各学年1学級以上とする。</p>	
161	新潟県	南魚沼市	12～18学級	9～18学級	<p>○基本的な考え方「子どもにとって好ましい教育環境は何か」という視点から捉えなければならない。学校教育においては適度の集団の中で人間性や生きる力、社会性が育まれていくことが望まれている。そこで、好ましい教育環境を実現していくための課題の1つとして、学校としての適正規模を確保する必要がある。</p> <p>○小学校の理想とする適正規模クラス替えが可能で、かつ友だちとの交流機会が多くなり、切磋琢磨が望める1学年2学級以上が望ましいという意見であった。上限については学校運営面等を考えると18学級を限度とすることが望ましいとした。</p> <p>○中学校の理想とする適正規模特卒業後の社会への適応性や十分な部活動ができることが求められていることから1学年複数学級以上が望ましいことでは一致した。さらに、中学校では教科担任制であることから、必要な専門科目等の教員の配置ができる学級(1学年3学級程度)以上が望ましいとした。</p>	<p>○学級編成について国の基準は「40人学級」である。市単独でも適正な学級編成をめざすべきとの意見もあった。しかし、これには多大な費用がかさむことや制度づくりに困難を伴うことから、国の制度においては30人以下の学級編成が実現することを望むとした。一方、音楽や体育等の集団学習やグループ同士の意見交換ができるために、少なくとも1学級15人以上が望ましいとした。</p> <p>○地域特性を考慮した学級数教育的見地からの適正規模は、前述のとおり小学校では12～18学級、中学校では9～18学級とした。しかし、当市においては小規模校が多いことからこの基準で再編を行うと非常に広範囲の統廃合となる。現状及び今後の児童生徒数の推移予測及び学校と地域とのつながりや考え、地域の理解を得るといふ点で現実には難しいと思われた。そこで、本検討委員会では、これらの地域特性を考慮した「学校の適正規模」を別途設定することとし、今回の具体的方策を考える際の基本方針(基準)とした。< 当市の地域特性を考慮した学校の適正規模 > 【小学校】6学級以上かつ1学級15人以上であること。【中学校】7学級以上が必要</p>	<p>学区再編の対象となるのは、校舎が比較的新しい学校が多く、統廃合にあたっては可能な限り現存施設を活用する。また、中学校の統廃合によって空くような場合には、小学校への転用も含め総合的に検討されることを望ましい。</p>
162	新潟県	新発田市	12学級以上		<p>○望ましい学校規模 小規模校のメリット・デメリットの検証を踏まえ、子どもたちの将来を見据えた教育環境を考えたとき、望ましい学校規模として、学級数については、クラス替えができる1学年2学級以上、学級人数については、1学級20人以上が望ましい。</p> <p>○学校規模適正化の方策 学校統廃合も採択し入れた通学区域の再編成(学区再編)を行う。この場合、1学年2学級未満の学校であっても、当該地域の実情を考慮し、学校存続について配慮する。</p> <p>○学区再編の実施範囲 学区再編を行う場合は、同一中学校区内を基本とする。ただし、再編の範囲が他の中学校区に及ぼざるを得ない事情がある場合は、再編の影響が軽微であり、かつ、影響が隣接する中学校区のみである場合に限り、実施について検討する。</p>	<p>○実態を考慮した学区再編 学区再編は、望ましい学校規模(1学年2学級以上、1学級20人以上)の実現を目標として実施するが、望ましい学校規模は絶対的基準ではなく、子どもたちが多く人数の多い集団で学び、お互いに切磋琢磨し、人間的成長が図れる環境を造ることを主眼としている。したがって、たとえ望ましい学校規模が実現されない場合であっても、子どもたちにとってより良い教育環境が実現されると見込まれるときは、学区再編を検討する。</p>	
163	新潟県	関川村			<p>○小・中学校の再配置について 1・小学校 ①女川小は、地域の教育の伝統を継承・発展させ、優れた小規模校としてその特色を発揮するため、現在地で維持・充実させていく。 ②関小、土沢小、安角小、沼小、金丸小及び川北小は、一校に統合する。ただし、統合は次の通り段階的に進める。 ・沼小、金丸小と関小との統合を、第一段階として早期に行う。速やかに保護者・地域への説明と準備に入り、新教育課程の実施前に現在の関小校舎での統合を実現する。 ・第二段階として、校舎の建設と施設設備の新装を進め、関小、土沢小、川北小及び安角小を統合する。 2・中学校 関谷中と女川中の統合を、早期に実現する。そのための条件整備について、取組の計画の策定に取りかかる。</p>		
164	新潟県	新潟市	12～24学級	9～18学級	<p>○小学校の適正規模 適正規模を12学級以上24学級以下とする。各学年、4学級となる24学級までは、学校運営上適正と考える。</p> <p>○中学校の適正規模 適正規模を9学級以上18学級以下とする。</p> <p>○小規模校と大規模校 適正規模に達しない学級数の学校を小規模校とし、適正規模を超える学級数の学校を大規模校とする。</p> <p>1・小学校 ①小規模校は11学級以下 ②大規模校は25学級以上 2・中学校 ①小規模校は8学級以下 ②大規模校は19学級以上</p> <p>○適正規模校の検討基準 12学級以上24学級以下の小学校と9学級以上18学級以下の中学校は適正規模で適正配置の状態にありますので、適正規模校をもとに学校再編案は検討しない。 具体的な検討にあたっては、少子化が進化する中で小規模校になることを心配する地域からの要望がある場合や、他校の適正配置を行うための相手方になる場合は検討する。</p>	<p>○小規模校の検討基準 小規模校はすべて検討する。具体的な検討にあたっては、特に、小学校では全学年で1学級となる6学級以下の学校と、中学校では1つの学年で1学級となる5学級以下の学校を検討し、統合を進める。 さらに、複式学級がある学校や将来複式学級になると見込まれる学校は、統合を強く進める。 また、主要な校舎が老朽化しているため、大規模な改修や建て替えが予定されている場合は、重点的に検討する。</p> <p>○大規模校の検討基準 大規模校はすべて検討する。具体的な検討にあたっては、特に31学級以上の学校を検討する。</p>	<p>主要な校舎が老朽化しているため、大規模な改修や建て替えが予定されている場合は、重点的に検討する。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
○通学距離 小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内を望ましい範囲とする。 ○通学時間 片道でおおむね40分以内を望ましい範囲とする。 ただし、スクールバス等を利用する場合であっても1時間以内とする。				十日町市学区検討委員会	小学校関係者 中学校関係者 幼稚園関係者 地域代表者 学区代表者		十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言
まずは学校規模(地域特性を考慮した「学校の適正規模」)を確保することが前提。統廃合、学区修正を行う際の通学距離については、小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内とする。		○スクールバス等の運行支援を行うところについては、その所要時間はおおよそ小学校20分、中学校30分程度とする。 ○スクールバスの運行については、18年度に定められた市の運行基準(小学校は2.5km以上、中学校は3.0km以上。ただし、交通や道路事情等の特殊条件を配慮する。)を基本とする。		南魚沼市立小・中学校学区再編等検討委員会			南魚沼市立小・中学校の適正規模及び適正配置並びに適正な通学区域の設定について 最終答申
通学支援については、現在目安としている片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上という通学距離のみで判断することなく、通学実態を考慮した支援を行う。	○学区再編の実施順序 学区再編は、学校の小規模化が著しい小学校区を優先し、中学校区については、小学校区の学区再編に一定の目処がついた時点で検討する。 ○学区再編の再検討の必要 この提言は、提言の策定時における少子化の傾向と国・県の政策を踏まえて行ったものであり、将来、予測を超えた状況の変化があったときは、再度検討する必要がある。 ○新発田市立小学校統合の将来像 今後、本市において実施する学区再編は、1中学校区1小学校ないし2小学校を目標とする。	学校統合により通学が遠距離となる地域については、スクールバス等を運行するなど十分な通学対策を講じる。 通学支援については、通学距離のみをもって判断基準とせず、安全安心を優先した通学支援を行う。		新発田市教育委員会			新発田市立小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針
○関小、土沢小、安角小、沼小、金丸小及び川北小について 統合校への通学距離が、概ね4km以上の児童は、スクールバスによる送迎など適切な方法を講じる。 ○関谷中と女川中の統合について 統合校への通学距離が、概ね6km以上の児童は、スクールバスによる送迎など適切な方法を講じる。				関川村教育構想審議会			関川村教育構想審議会答申
	○その他の検討基準 統合や分離新設は、子どもたちや学校、地域に大きな負担がかかる。統合や分離新設の場合、短期間で過大な負担とならないよう地域からの要望がある場合以外は、相当の期間新たな学校再編の検討は行わない。 また、新築や建て替えをした学校は、国庫補助金の規定があることから、建設後10年間は検討を行わないこととする。		新潟市では、市域全体を対象とした学校選択制は実施していませんが、学区外就学制度の中で学校を選べる制度として「地域的学区外就学」を一部の地域で認めている。 本審議会では、学校の適正配置を検討する上で、学校選択制について、現在の新潟市の制度(「地域的学区外就学」)を前提とすることとした。また新潟市では、中学校区ごとに「目指す子ども像」を設定するなど、小中一貫教育や小中一貫校の検討もすすめている。 それらの状況により、学校配置についても考慮する必要があると考える。	新潟市立学校適正配置審議会	知識経験を有する者 市及び関係行政機関の職員 市民	新潟日報社編集局編集委員室長 元新潟市教育ビジョン検討委員会委員 大学教授 (株)NHK 文化センター新潟支社長 (財)新潟経済社会リサーチセンター 小・中学校長 青少年育成協議会会長 小中学校PTA連合会会長・副会長 新潟地区民生委員児童委員協議会会長 公募委員	新潟市立小・中学校の適正配置について 答申

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
165	新潟県	魚沼市	12学級以上		<p>○理想とする学校規模</p> <p>1・小学校 6学年ともクラス替えのある2クラス以上とし、1校当り240～360名規模</p> <p>2・中学校 2つ以上の小学校が合流し、1校当り240～360名規模</p> <p>○必要な学校数 平成26年の児童生徒数の推計値に理想とする学校規模を当てはめると、「小学校 6～9校」「中学校 3～4校」となる。</p> <p>○再編計画の考え方 再編計画の立案に当たっては、「2つ以上小学校が合流し、学校規模が概ね理想に近い4つの中学校通学区域の設定」を最優先とし、通学区内の一方の小中学校が小規模校であっても、小学校が地域社会の「よどころ」であることから、原則として統合を含む小学校の通学区域の変更は行わない。しかし、次のような状態が生じた場合には、併せて小学校の通学区域変更の検討も行う。</p> <p>①旧町村界がなくなったことにより、明らかに通学距離の短い学校が出現した場合 ②複式学級等の状態が生じ、また、生ずることが予想され、保護者・地域から学校統合の声がある場合 ③ひとつの中学校区内において小学校の規模の差が他の中学校区と比較して、相当程度大きい場合</p>	<p>○再編計画の考え方に基づき統合等の通学区域の変更を考慮する学校</p> <p>1・上条小学校→須原小学校との統合を考慮 2・東湯之谷小学校→井口小学校との統合を考慮 3・入広瀬中学校→守門中学校との統合を考慮 4・小出小・伊米ヶ崎小→小出南小・小出北小への分離統合を考慮</p>	
166	新潟県	柏崎市	6学級以上		<p>○統合検討対象校</p> <p>1・鯉波小学校、米山小学校、高浜小学校、南舘石小学校、舘石小学校、野田小学校、高柳小学校、門出小学校及び石地小学校の9小学校を抽出した。中学校については、該当校が無かった。</p> <p>2・鯉波小学校については、上米山小学校との統合が決定し、統合の対象校としないことを確認した。</p> <p>○複式学級について 複式学級は、原則解消する。</p> <p>○統合の範囲 中学校区単位、コミュニティ単位を原則とする。</p> <p>○学級編成 本審議会独自の指針として、各学年は、単式学級で編成できるものとする。</p> <p>また、1学年当たりの児童生徒数は、20人程度以上が望ましい。</p>	<p>○統合の方向性</p> <p>1・鯉波小学校について 平成24年度の統合対象としない。</p> <p>2・米山小学校について 平成24年度の統合を見送る。</p> <p>3・高浜小学校について 平成24年度を目標に、荒浜小学校との統合を推進する。統合位置は荒浜小学校とする。</p> <p>4・南舘石小学校について 平成24年度を目標に、舘石小学校との統合を推進する。統合位置は舘石小学校とする。</p> <p>5・舘石小学校について 平成24年度を目標に、南舘石小学校との統合を推進する。統合位置は舘石小学校とする。</p> <p>6・野田小学校について 平成24年度を目標に、新道小学校との統合を推進する。統合位置は新道小学校とする。</p> <p>7・高柳小学校について 平成24年度を目標に、門出小学校との統合を推進する。統合位置は高柳小学校とする。</p> <p>8・門出小学校について 平成24年度を目標に、高柳小学校との統合を推進する。統合位置は高柳小学校とする。</p> <p>9・石地小学校について 平成24年度を目標に、二田小学校との統合を推進する。統合位置は二田小学校とする。</p>	
167	新潟県	上越市			<p>○小中学校適正配置基準1・学校としての適正規模①小学校 1学年2～4学級で、全校では12～24学級の規模②中学校 1学年2～4学級で、全校では6～12学級の規模③学級としての適正規模①小学校 1学級が20人以上30人以下の児童からなる学校②中学校 1学級が20人以上30人以下の生徒からなる学校</p>	<p>○望ましい教育環境の実現に向けた喫緊の課題1・小規模校(対象となる学校)①諏訪小学校、古城小学校、北諏訪小学校、谷浜小学校、桑取小学校、末広小学校、中保倉小学校、大島小学校、黒川小学校、宮嶋小学校、山部小学校、美守小学校②学校の適正配置基準よりも小規模校であり、現在または今後、児童数の増加が見込めずに複式学級ができる学校であり、学校の在り方について検討が必要となる。③過大規模校(対象となる学校)①春日小学校、春日新道小学校②現在31学級の過大規模校であり、分離新設または通学区の調整等により、速やかに過大規模校解消を図る必要がある。増築や新設等を考える場合には、これらの方策が十分に検討された上で、やむをえない事情がなければ、国庫補助が受けられない。</p>	
168	新潟県	小千谷市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模について 小・中学校の適正規模を、「小学校・中学校の適正規模」…1と「地域の意向を踏まえ問題を克服しながら存続を検討する小学校・中学校の規模」…2、とに区分し、次の通りとした。</p> <p>小学校の場合 1・学級数 12～18学級 児童数 246人～720人</p> <p>2・学級数 6～11学級(小規模校) 学級数 19～24学級(大規模校)</p> <p>中学校の場合 1・学級数 12～18学級 児童数 363人～720人</p> <p>2・学級数 3～11学級(小規模校)</p> <p>○早い時期に対応を必要とする場合の再編の具体策</p> <p>1・再編対象校 塩蔵小(過小)、川井小(過小、旧建築基準)、真人小(過小、旧建築基準)、若沢小(平成22年度から複式校の予定)</p> <p>2・具体策 塩蔵小、川井小、真人小、若沢小は、複式校解消のため統合することとし、南中の施設等を活用した統合校舎の整備を検討する。</p>	<p>○適正配置の具体的方法及び実施時期 本市の学校の校舎の老朽化、小規模化という対応の急がれる課題を優先し、予測が極めて困難な少人数や学校施設の地震対策にも対応する意味から、次のような段階的対応とする。</p> <p>1・第1順位(早期) 説明…早い時期に対応する必要がある規模 小学校…①近い将来全校で3学級規模以下 ②昭和30年代に建築し替えて置時期にある校舎 中学校…なし</p> <p>2・第2順位(推移) 説明…今後の推移を見ながら対応する必要がある規模 小学校…①全校で5学級規模以下 ②昭和65年度以前に建築された鉄筋校舎 中学校…①全校で3学級規模以下 ②昭和65年度以前に建築された鉄筋校舎</p> <p>3・第3順位(長期) 説明…今後の推移を見ながら長期的展望に立って対応する必要がある規模 小学校…①全校で11学級規模以下 ②昭和65年度以前に建築された鉄筋校舎 中学校…①全校で11学級規模以下 ②昭和65年度以前に建築された鉄筋校舎</p>	
169	新潟県	糸魚川市	6学級以上	6学級以上	<p>○適正規模の基本的考え方 当市は、地理的条件等から国の基準によりがたい事情もあるため、小学校は各学年1クラス以上、中学校は各学年2クラス以上を基本としつつ、地区行政や地域コミュニティ等に配慮して必要がある。</p> <p>○学校統合に向けた対応 上早川小、今井小、市振小の3校は、極小規模校となる。また、磯部中も生徒数の減少が続く中で、合併前にも地域に統合を打診した経過がある。</p> <p>当面は、この4校について、今後の児童・生徒数の動向や教育への影響、加えて地区行政や地域コミュニティ等学区の地域振興への影響を十分見極めつつ基本方針を定め、関係地域等の理解を得ながら統廃合の検討を進める必要がある。</p>		<p>校舎・体育館の整備は、耐震化を最重点として、耐震改修補強等早急に取り組めるものを前倒しし、国・県の耐震化推進の基本方針に沿って平成24年度までの完了を目標に、「校舎・体育館整備計画」によって推進する。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				魚沼市教育委員会			魚沼市立学校通学区域再編計画
	○統合対象となった高浜小、南舘石小、舘石小、野田小、高柳小、門出小及び石地小の7小学校については、対象校区の関係者との協議を踏まえながら、平成24年度の統合を実現したい。また、対象校区の要望があれば、統合目標年度を早めることも検討したい。 ○統合を見送った米山小学校 平成25年度以降、出来る限り早い年度で統合することを期待する。		今後も、少子化の進展が予想されることから、小中一貫教育を推進するために、今回の統合対象校も含め、小中併設型の学校配置も検討したい。	柏崎市学区等審議会			市立学校の統合及び学区の見直し等について(答申)
○適正な通学時間の限度小学校 おおむね30分以内中学校 おおむね30分以内	○早急に取り組むべき課題と方策と りわけ桑取小学校は、全校児童数が平成21年度8人であり、黒川小学校も、平成23年度には全校複式学級になることが見込まれており、早急な検討と改善が必要である。桑取小学校については、谷浜小学校との統合、オープンスクールとしての開設、あるいは谷浜小学校と潮来中学校の一体化による小中一貫校の設置が考えられる。また、黒川小学校については、下黒川小学校あるいは柿崎小学校も含めた3校の統合、またはオープンスクールとしての開設が考えられる。一方、春日新田小学校は、今後の体育館や校舎の改築計画、宅地開発等による今後の児童数の増加などを考えたとき、すくなくとも改善しなければいけない状況にある。現在の学区を分けて、古城小学校や南川小学校、小猿屋小学校、富岡小学校などに編入することも考えられる。または、現在の南半分の学区と近隣の学校との統合を含めた学校の新設なども考えられる。このように、ここに挙げた桑取小学校、黒川小学校、春日新田小学校は、早急に解決する必要がある。		同じ敷地内の学校で、小学校1年生から中学校3年生までが、ともに学校生活を送ることができる。近くに位置する小学校と中学校が一つの学校になることで、学校の存続や子どもたちの交流が図られたり、9年間を見据えた一貫した教育や6・3制を取り払った柔軟な教育課程を編成したりすることができる。こうしたことで、小規模校でマイナス部分をプラスに転化することができる。	上越市学校適正配置審議会			上越市学校適正配置の基本的な考え方について(審議のまとめ)一意見書
○通学距離と通学の安全確保 本市の小・中学校の通学距離については、適正配置の実施に伴い、一部地域で延長は避けられないが、児童・生徒にとって著しい負担とならないよう配慮する必要がある。	○再編対象校以外の対応について 東山小については、平成14年4月に東山地区3小学校を統合し6学級でスタートしたが、中越大震災の影響で東山地区の世帯数が半減したことから、平成21年度は4学級24名となった。平成22年度は、3学級の完全複式校となる予定であり、今後、児童数の推移を見ながら適切な対応の検討が必要となる。			小千谷市教育委員会			小千谷市小学校区再編構想
				糸魚川市教育委員会			糸魚川市学校整備計画

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
170	新潟県	妙高市			<p>○小中学校整備構想</p> <p>1. 平成18年度までに</p> <p>①小学校: 斐太北小、新井南小、妙高高原北小、新井北小、妙高小を統合する。</p> <p>②中学校: 妙高高原中、妙高中を統合する。</p> <p>2. 平成19～23年度</p> <p>①小学校: 杉野沢小を妙高高原南小に統合。吉木小を新井中央小に統合。</p> <p>②中学校: 新井南中を新井中に統合。</p> <p>3. 平成24～28年度</p> <p>矢代小、斐太南小、姫川原小を、新井小に統合。</p>	<p>今後も、児童生徒が減少する傾向が続くことを考えると、現時点において、小学校の児童数が100人(1学級平均16.5人)、中学校の生徒数が80人(1学級平均20.5人)を下回るような学校は、適正配置を進める必要がある。</p>	
171	富山県	魚津市	12学級程度	12学級程度	<p>小規模校では、児童一人ひとりの学習状況が把握しやすく、個に応じた指導を図ることができる。また、児童数が少ないため、個々の児童への理解が担任だけでなく多くの教員で共通認識しやすい環境にあるなど、小規模校だからこそできる教育上の利点もある。しかし、小規模校ではどうしても達成しにくい問題も多い。</p> <p>教育目標を効果的に達成するためには、様々な条件が揃っていることが必要で、その条件が不十分な中で教育が行われることは、子ども達にとってひいては明日の社会にとって問題だと言わねばならない。</p>	<p>○適正規模</p> <p>(1)小学校の適正規模</p> <p>① 学級集団の総替えが可能となること。</p> <p>② 少なくとも1学年2学級(12学級)程度の規模が望ましい。</p> <p>(2)中学校の適正規模</p> <p>① 人間関係の固定化が避けられること、カリキュラム編成や指導方法や指導方法の工夫改善(取組み)やすいこと。</p> <p>② 少なくとも1学年各4学級(12学級)程度の規模が望ましい。</p> <p>○複式学級の解消</p> <p>今後の市内の小中学校の児童数の推移から見ると、松倉小学校では、常時4学級から5学級、坪野小学校では4学級、平成23年度以降は3学級と極端な複式学級となることが予想される。この2つの小学校は地形的な問題による通学上の課題はあるものの、今後は両校とも児童数の増加が見込まれ、市内の他校の子どもたちと等しく望ましい教育環境を与えるという観点から、1校に統合すれば、複式学級も解消され過小規模校の問題が解消される。</p> <p>また、1小学校においては、平成23年以降、複式学級を余儀なくされることから、通学区域の見直しだけでは、校区の見直しも含め検討していく必要がある。</p>	<p>○市内小中学校の耐震化状況について</p> <p>魚津市には、幼稚園が3園(私立1園)、小学校が13校、中学校が2校あるが、平成18年(2006)年4月1日現在、小中学校の耐震化率は46.9%、幼稚園0%、また、旧耐震基準である昭和56年以前の小中学校校舎等の耐震化率は19.0%、幼稚園0%と耐震化が遅れている。</p> <p>当市においては、小中学校等の校舎の鉄筋化が早期にされたことも一因となり旧耐震基準の校舎も多いと考えられる。</p> <p>施設の補強を行うには莫大な費用を要する。また、当市の財政事情も厳しい状況である。今後の少子化による学校の小規模化の問題から学校統廃合は避けられないと考えられる。このことから、学校施設の補強については、学校の規模の適正化からの統廃合計画を十分に考慮し、二重投資とならないよう計画的に進めていかなければならない。</p>
172	富山県	小矢部市	12学級以上	9学級以上	<p>○基本事項</p> <p>少子化傾向が続く中で、学校をめぐる状況変化のために、児童生徒の教育環境面からも課題が生じてきており、複式学級や全学年単学級の小規模校においては、学校運営上のデメリットを解消して、活性化を図ることが必要であり、教育効果の面からも 適正な学校規模を確保する必要がある。</p> <p>その基準としては、小学校ではクラス替えが可能である1学年2学級以上、中学校では、1学年3学級以上あることが望ましい。</p> <p>そのことから、子どもにとってより良い学習環境を整備していくために、また、総合的な教育効果を高めるために定めるべき方策として、あるいは、財源を理由とした学校施設の効率的な運営を図る必要性からも、今後、学校の適正配置を進めなければならない。</p> <p>このような現状を踏まえて、適正な教育環境を確立する方策としては、統廃合による適正規模化を図ることが必要である。その際には、通学環境等の変化から関連通学区域の見直しを図る必要もある。</p> <p>○望ましい学校数</p> <p>児童・生徒数の推移から勘案すると、当面、望ましい小学校数は、3～4校、中学校数は、2～3校と考える。</p>	<p>○具体的な講ずべき方策</p> <p>①岩尾滝小学校を1両年のうちに石動小学校へ統合する必要がある。</p> <p>②東部小学校を石動小学校へ統合し、教育環境の整備を図る必要がある。その際には、隣接小学校の区域の一部を含めて通学区域をも見直し、適切な通学環境の構築を図ることも必要である。</p> <p>なお、東部小学校、石動小学校ともに校舎等建物は、耐震化構造となっていないことから、今後、大規模改修工事が必要とされるので、石動小学校の工事計画と連携を図った形での統合が望ましい。</p> <p>③中学校については、通学区域の見直しも含めて津沢中学校と笠倉中学校を統合し、教育環境の整備を図る必要がある。</p>	
173	富山県	高岡市	12～18学級	12～18学級	<p>○学校の適正規模</p> <p>1・小学校</p> <p>全年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上で、学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことができる18学級以下が望ましい。</p> <p>2・中学校</p> <p>小学校の考え方とほぼ同じである。中学校では教科担任制となるため教員配置の面から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる12学級以上が望ましい。</p> <p>なお、中学校については1 中学校区1 小学校の場合、上記の規模に該当しない場合があるが、こうした学校の位置する地域状況に十分配慮する。</p> <p>○児童・生徒数による適正規模(試算)</p> <p>小学校 350～580人程度</p> <p>中学校 400～630人程度</p>	<p>○適正規模・適正配置に向けた具体的な方策について</p> <p>中学校の適正規模については、小学校区と大きく関わりを持つことから、最初小学校の適正規模化取り組むこととする。</p> <p>1・再編統合</p> <p>①複式学級を有する学校について検討する。</p> <p>②適正規模に満たない学校(隣接する学校も含む)について検討する。(なお、統合しても大規模校とはならず、適正な規模を確保できることを前提とする。)</p> <p>2・分館新設</p> <p>現在、適正規模以上の学校で、教育活動上の支障が見られ、将来推計を見てもさらなる児童生徒数の増加が見込まれる場合は検討する。</p> <p>3・通学区域の見直し</p> <p>通学区域の見直しや弾力化を実施することによって、隣接する小規模校・大規模校の解消に寄与すると考えられる場合や、学校の配置により通学距離や通学の安全などに問題がある場合は、通学区域の見直しや弾力化を検討する。</p> <p>以上の観点(再編統合・分館新設・通学区域の見直し)で、市内の全学校について適正規模化に向けた具体的な検討を行うこととする。</p>	<p>現在、耐震化整備計画を進めており、学校の適正規模・適正配置の検討の進み具合によっては計画を見直す必要がある。</p> <p>さらに、現在、校区の中心に位置しない学校や再編統合によって校区の中心からはずれ、児童・生徒の通学距離に極端な違いが生じる場合についても、改築時期等を視野に入れ、可能であれば学校の移転も念頭に適正配置を図るよう取り組む必要がある。</p>
174	石川県	七尾市	検討中	9学級以上	<p>平成19年5月1日現在、小学校において複式学級を導入している過小規模校が1校、全年で単学級編制となっている学校が、小学校で4校、中学校で3校となっており、学校の小規模化による弊害があることはもとより、機会均等でなければならない義務教育である小中学校教育において、地域間格差が生じ、市内の均衡が損なわれてきている。学校の小規模化が教育に与える弊害と課題を様々な角度から整理し、早急に対策を講じていくことが求められる。適正規模によって学校を再編し、結果的に学校の数を減らしていくことは行政改革を主眼とするものではない。しかしながら、近年の厳しい財政状況下で、教育であるからといって濫りに予算を確保することは、かなり難しい状況になっています。教育の場においても、特に施設管理費等のさらなる効率化と合理化によって自ら財源を捻出し、教育の内容そのものを充実するための予算を確保していかなければならない状況となっている。いうまでもなく、施設の数が多ければ多いほど経費がかかりますし、施設の規模が小さければ小さいほど効率的ではありません。こうした点からも適正規模化を進め、厳しい財政状況下においても充実した教育を行うことができるよう、努めていかなければならない。</p>	<p>○小学校の場合小学校については、学校の規模による影響があまり見受けられないこと、また、地域で育むという部分が大きいことから、地域との関係に配慮したものにすることが望ましい。具体的な規模については、今後の検討課題とするが、少なくとも、学習活動への弊害が大きい複式学級を解消するとともに、いわゆる中1ギャップが生じることのないよう、中学校との連携が可能な規模を確保していかなければなりません。</p> <p>○中学校の場合何年先を見据えた将来計画とするかにもよるが、長期的展望に立って10年以内を見据えたとき、現在の9校編制を、4校から5校程度に再編することが望ましい。全学的にもこれより1学年3学級を確保するためには、市内に4校の中学校を配置することが最善であると考えられる。</p>	<p>市内の小中学校には、建設後かなりの年数が経過し、老朽化が顕い施設が数多くある。こうした施設は、耐震性にも問題があり、生徒が安全に安心して学習できる環境としては問題があるので、早急に改善されるよう強く望む。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				妙高市全員協議会			妙高市立小学校・中学校整備構想
現況の通学区域については、小学校ではおおむね4km、中学校8km以内となっており、おおむね適正である。しかし、子どもの視点にたつて学校までの通学距離、通学時間、通学の安全性の面から見ると、必ずしも適正であるとは言えない状況である。魚津市においては、ほぼ地区イコール校区となっているが、中期的な対応として、子どもの視点にたつて校区の見直しを行い、学校の規模の適正化を図っていく必要がある。	○学校選択制について 学校選択制は、便宜的に分類すると以下のようなタイプがあるが、魚津市においては、「自由選択制」、「ブロック選択制」、「特定地域選択制」などについては、地域と学校との根強い関わりなどから、デメリットが多いと考えられる。しかし、現状の通学区域から、通学時間、道路事情の環境の変化等を考慮し、「隣接区域選択制」についての導入や、児童・保護者の多様なニーズに対応するため、豊かな自然に恵まれた小規模校の就学についての「特認校制度」導入について検討する必要がある。			魚津市学校教育審議会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 経済界代表 公募委員		小中学校の規模の適正化と適正配置並びに通学区域の合理化について(答申)
							小矢部市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに通学区域の合理化について(答申)
本市小学校の通学距離については、スクールバス利用の福岡小学校が10kmを超えているが、他の小学校は1.1km～3.5kmとなっており国の基準内となっている。しかし、平成19年度の通学区域審議会において行われた保護者アンケートで、小学校で2km以上、中学校で3km以上の通学距離になると約7割の保護者が「遠く感じる」と回答している。このアンケート結果等による通学距離を一つの基準として学校の適正配置の検討をすることが望ましいが、校区の広さや学校の位置などに十分配慮して、弾力的な検討が必要である。		学校の再編統合により、校区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、通学の安全という観点からも必要に応じてスクールバスの運行などの通学手段の確保や、何らかの通学支援策を検討することが必要である。		高岡市立学校適正規模・適正配置検討委員会	学識経験者 住民代表 保護者代表 学校関係者 女性団体 公共的団体 公募委員	高等専門学校長 元小学校長会長 元北日本放送(株)代表取締役専務 市連合自治会代表 PTA連絡協議会代表 小・中学校長会代表 地域女性ネット高岡代表 高岡商工会議所(財)北陸経済研究所 公募委員	高岡市立学校適正規模・適正配置に関する報告書
適正規模、適正配置により、ふさわしい教育環境としての学校規模は実現することができるが、児童生徒にとって通学が負担となつては十分な効果を得ることができなくなる。適正規模、適正配置化によって通学区域が広大になる地域については、最善の通学手段を確保するとともに、通学時間に大きな不公平が生じることのないよう、最大限の努力を行うことが必要である。	○平成19年4月に、全国・学力学習状況調査(小6の国語と算数、中3の国語と数学)と石川県基礎学力調査(小4の国語と算数、小6の社会と理科、中3の社会と理科と英語)が行われた。今回の調査が平成19年度単年度だけの結果であること、また学年間で差があるということなど、ほかに要因があることは十分予想されますが、今回の調査結果を学校規模別に集計したところ、中学校における一定規模の学校と小規模校との比較において、平均点や正答率ことの分布において若干の差が見受けられた。このような学校規模による学力格差が事実であるとするれば、生徒同士の切磋琢磨による競争心や向上心が乏しくなることや、教える側の体制が十分でないことなどの原因が考えられる。なお、小学校においては、特に学校規模によるこうした差異は認められなかった。			七尾市立小中学校教育環境づくり検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 学校関係者		七尾市立小中学校の適正規模と適正配置に関する提言

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
175	石川県	羽咋市		12～18学級	<p>○適正規模 適正規模の考え方については、地域の実状によってそのとらえ方は一律でないものの、学級の編制替えや学級間競争の効果などを勘案し、12～18学級を範囲とするのが一般的である。</p> <p>○施設整備の基本 教育効果を第一に考え、それに合わせた最適規模の集団を編制できるような学校規模こそが教育の場として望ましいと考える。市内の2中学校が、将来とも、一定規模の生徒数の確保が可能であれば、2校が文武共に切磋琢磨していくことが理想であるが、少子化の進む現状では不可能な望みであり、統合せざるを得ないと考える。</p> <p>以上のことを踏まえ、将来あるべき羽咋市の中学校は、市内1校に統合し、最適規模の学級数を確保し整備する方針が最適と思われる。</p>		
176	石川県	宝達志水町			<p>○基本方針 押水、志雄の2中学校を、町内1校に新設統合し、より最適な学級数を確保して整備することが最善である。</p> <p>○適正規模 本町の両校は、国の定める適正規模をさらに下回る小規模校に分類されており、そのまま推移すると学校の小規模化が一段と進み、教職員の適正配置にも影響が出ることが懸念される。</p>		<p>○建物の耐震性 耐震診断の結果から、両校とも建物の耐震性が極めて低く、耐震基準を満たすには立て替え又は相当の補強工事を要する。現行のまま補強工事を施す場合、相当の工事費用を投入し耐震性は確保されるが、建物としての将来的耐震性を保証するものではない。</p>
177	福井県	三春町		12学級程度	<p>○中学校の再編計画 児童生徒の推計から、最終的に1校に再編する。ただし、岩江中は1学年複数(2学級以上)学級が維持できる内は存続させる。</p> <p>経過: 機能的な学習環境を整備するには全教科に免許を有する教員を配置する必要がある、「1学年4学級程度」必要であることから1校に再編する。</p> <p>ただし、岩江中は、平成7年開校と町内では一番新しいため、学級数も30学級で1学年2学級編制が維持できる内は存続させる。岩江中の存続については、地区住民の合意を尊重し、当初から1校再編も視野に入れる。</p> <p>○適正時期 できるだけ早期建設とし、平成25年開校を目指してほしい。</p> <p>経過: 生徒数が少ない学校では、再編に時間がかかるのを待たせられない。5年を目途に、開校するのが望ましい。</p> <p>○小学校の再編計画 1・平成25年度までは、複式学級が避けられる見通しがあることから、それまでの小学校の配置は現状維持とする。 2・中学校再編が確定した段階で、今回の当委員会の意見を十分に配慮し、中学校が再編された後の学校施設・跡地の利用なども含め再度検討する。 3・それまでの小規模校の運営に当たっては、学校間交流・学年間交流などを積極的に実施し、小規模校の課題や問題点を少しでも解決するよう努める。</p>		
178	福井県	小浜市	12～18学級		<p>○学校の適正規模と校区再編 現時点では、学級数が12～18学級程度の学校規模にすることが望ましい。このため、今後の学校建設に合わせて、近隣の学校間における統廃合や校区の再編を進める。</p> <p>○適正区域の試案 1・西加斗小、小浜小、雲浜小の一部→平成50年度頃に統廃合予定。 2・北西津小、内外海小、田島小、雲浜小の一部→平成50年度頃に統廃合予定。 3・南今富小、口名田小、中名田小→平成40年度頃に統廃合予定。 4・東遠敷小、下根来小、松永小、国富小、宮川小→平成38年度頃に統廃合予定。</p>		
179	山梨県	北中市	12学級以上	9学級以上	<p>本審議会では、小・中学校の適正規模についての考え方を審議する上で現行の法制度である「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」(学校教育法施行規則第17条)を参考とした。また、中学校においても同様(学校教育法施行規則第55条)を参考とした。</p> <p>○小学校 同一学年において、学級編制替えが可能である1学年20人以上複数学級が望ましく、適正規模を「1学級20人以上、1学年2学級以上」を適正規模と考える。</p> <p>○中学校 教科担任制がとられている関係上、同一学年の1教員1教科を担当することが望まれ、特に授業時間の多い教科については、教材研究などの授業の準備のためにも、各学校に複数の教員が配置されるのが望ましい。</p> <p>また、中学校では生徒の興味・関心・意欲等が多様化する時期であり、選択教科等の学習、クラブ活動、学校行事等が一層重要な意味を持つことから、中学校においては小学校以上の複数学級の編制が求められ、1学年3学級以上が必要と考え、「1学級30人以上、1学年3学級以上」を適正規模と考える。</p>	<p>○小学校 中期的整備展望に立ち、平成25年度までに高根地区の小学校においては、清里小学校を存続しつつ他の3校を統廃合し、合わせて2校とする。長坂地区は、日野春小学校・長坂小学校・秋田小学校を統合し、小泉小学校は、泉小学校・小淵沢小学校との複合学区を考慮しつつ、1校ないし2校とする。なお、Is値0.33の長坂小学校後館については、特別教室等の対策を早急に講ずることとする。</p> <p>明野、須玉、泉、小淵沢、白州、武川の各小学校は現状を維持しつつ、中期的な整備が完了した時点で、市は2次中学校適正規模等審議会を立ち上げ、平成29年度を目標に更なる統廃合を目指し、市内6校程度とする。</p> <p>但し、増富小学校については、小学校の現状で述べたとおり卒業生を送る在学児童がいなくなる平成23年度以前に閉校とする。</p> <p>○中学校 適正規模の観点から中期的展望に立ち、市内3校とし、既存の施設を利用した適正配置が望ましい。</p> <p>○適正配置の実施時期 適正配置については、中期的時期を平成21年度以降、平成25年度までとし再編を図ることが望ましい。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				羽咋市立学校施設整備審議会	学識経験者 市内公共団体の代表者 市長が必要と認める者	元高校校長 前教育長 前中学校長 元小学校長 社会教育委員 町会長連合会会長・副会長 民生児童委員協議会副会長 商工会女性部長 JAはくい女性部 PTA連合会会長 PTA連合会母親代表 子ども育成会会長 市議会議員 総務文教常任委員長 公民館連絡協議会会長・副会長 町会長 校長会会長 現職校長	羽咋市立学校施設整備審議会答申
				宝達志水町中学校施設整備検討委員会	学識経験者 地域代表 学校代表	社会教育委員議長 区長会会長 教育委員長 区議会副会長 中学校PTA会長 子ども育成会会長 議会教育厚生常任委員長 町教育長 校長会会長 中学校校長	中学校施設整備に関する答申
	○小学校の再編について 少子化が進行し、複式学級が出現することになれば学校の再編について検討を進める必要がある。 現時点では、中学校の再編を先行させることを最重点とし、中学校の再編計画が実施された段階で再度検討する。	遠距離通学者へのスクールバスの運行は必須。自転車通学者に対するヘルメット購入補助や公共交通機関利用者の定期券購入補助などできるだけ保護者負担とならないよう配慮する。 通学に要する費用やヘルメット購入等について、極力保護者負担の軽減の方向で検討する。		三春町学校等の施設整備検討委員会			三春町の中学校再編について(一次答申) 三春町の小学校再編について(二次答申)
小学校での通学距離の4kmの基準は、道路事情や通学手段の改善など、通学についての事情の変化を勘案して考えるものとする。							
小・中学校の適正配置の具体的方策の組み合わせに、現状の通学区域の行政区単位で組み込むことを原則とする。ただし、通学区域が重複する複合学区は選択制を導入することが望ましい。		小・中学校の適正配置に対応できる通学手段の確保として、スクールバス・路線バス利用等の通学バスシステムの構築を行い、児童・生徒の通学の利便性を図ることが望ましい。		北社市小中学校適正規模等審議会			北社市立小学校・中学校の適正規模・適正配置・通学区域等について答申

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
180	山梨県	身延町	12学級以上	6学級以上	<p>○基本事項</p> <p>県の学級編制の基準等に関する規則により学級編制を行った場合、平成20年度において、複式学級を編制すべき小学校は、9校中2校となっている。</p> <p>学級数では54学級中4学級が複式となる。さらに、平成19年度出生児が小学校に入学する平成26年度には、複式学級を編制すべき小学校は4校で、対象学級数は17学級程度になると推計される。このため、グループによる学習など、多様な取り組みがますます制約される状況になっている。また、1校当たりの標準学級数を満たしている小学校はなく、いずれの小学校も小規模校若しくは過小規模校となっている。</p> <p>中学校では、複式学級はないものの、10人以下の学年を有する学校が5校中2校ある。さらに、平成19年度出生児が中学校に入学する平成22年度には、10人以下の学年を有する学校が、3校でその全ての学年において生徒数が10人以下になると推計される。このため、学習活動や部活動等の教育活動に制約が生じ、人間形成の面からも非常に問題が多い。</p> <p>また、1校当たりの標準学級数を満たしている中学校は、小学校の場合と同様なく、いずれも小規模校若しくは過小規模校となっている。</p> <p>○小学校・中学校における適正規模</p> <p>20人以上×2学級以上×6学年＝240人以上、中学校においては、20人以上×2学級以上×3学年＝120人以上としている。この基本的な考え方からすると、現在の児童数は639人であるため、小学校は2.7校が、生徒数は387人であるため、中学校は3.2校が適正校数である。</p>	<p>○適正校数</p> <p>就学人口からみると、0歳児が小学校入学を迎える平成26年度の児童数は429人、小学校は1.8校が適正校数、同年度の生徒数は285人であるため、中学校は2.4校が適正校数と思われるが、この0歳児が中学校入学を迎える平成32年度には、生徒数が207人であるため、1.7校が適正校数と思われる。これからすると、適正規模を重視した学校数は、将来的には、小学校、中学校ともに2校とすることが適正配置と考える。</p> <p>ただし、児童生徒数の減少は今後も引き続くことが予想され、通学距離・通学時間を考慮すると、小学校を1校とすることは児童の負担が大きくなり、これは避けるべきである。</p> <p>児童の負担を考慮して2小学校、1中学校を最終的な結論とした場合、地域のつながりなどの関係から、段階的に統合を進めるべきである。このため、三段階方式を用いつつ、10年後を目途に最終的な結論への到達を目指す。</p> <p>○段階的な統廃合計画</p> <p>第一段階：小学校については、早急な対応が必要な過小規模校の統合により、2校を減じ7校に、中学校については施設の老朽化が著しい学校の統合により、1校を減じ4校とする。</p> <p>第二段階：従来の行政区域の枠にとらわれず、この段階として教育環境が維持できる児童生徒数を確保し、最終的な結論へ導くステップとしてとらえつつ、小学校については、4校を減じ3校に、中学校については、2校を減じ2校とする。</p> <p>第三段階：小学校については1校を減じ2校とすることにより、中学校については1校を減じ1校とすることにより、適正規模・適正配置を確保しより良い教育環境を整え教育効果の向上を図る。</p>	
181	山梨県	大月市	12～18学級	6～12学級	<p>○適正規模1・小学校同一学年に複数の学級があり、学級編成替えが可能である1学年2学級以上が望ましい、適正規模を1学年2学級以上、12学級～18学級までを適正規模と考へた。2・中学校成長段階を考へれば、教員の免許教科をそろえること。また生徒相互の社会性の育成、お互いの切磋琢磨に、少なくとも同学年2学級編制、また1学級30人を超える学校であることが望まれる。</p> <p>○通学区域について(小)・中学校の適正配置の具体的な方策の組み合わせに、現状の通学区域を組み込むことを原則とする。ただし、飯岡町井山地区については、現状の就学状況及び地理的条件等を考慮する中で、小学校は七保小学校、中学校は猿橋中学校を核としたグループへ組み込むものとする。</p>	<p>○小学校の適正配置の具体的な方策</p> <p>小学校においても適正規模の観点から学校配置の編成を行うものとし、通学手段等を確保し既存の学校を利用した適正配置が望ましいと思われる。組み合わせは次のとおりとする。</p> <p>Aグループ…笹子小・初狩小・大月西小(大月第一中学校施設を利用して)</p> <p>Bグループ…大月東小・浅利小・瀬瀬小・畑倉小(大月東小学校施設を利用して)</p> <p>Cグループ…七保小・瀬戸小・上和田小・下和田小(七保中学校施設を利用して)</p> <p>Dグループ…猿橋小・宮谷小(猿橋小学校施設を利用して)</p> <p>Eグループ…鳥沢小・梁川小(鳥沢小学校施設を利用して)</p> <p>○中学校の適正配置の具体的な方策</p> <p>適正規模の観点から市内3校または2校体制とし、既存の大月東中学校及び猿橋中学校、富浜中学校の施設を利用した適正配置が望ましいと思われる。組み合わせは、次のとおりとする。</p> <p>Aグループ…大月第一中学校・大月東中学校(大月東中学校施設を利用して)</p> <p>Bグループ…猿橋中学校・七保中学校(猿橋中学校施設を利用して)</p> <p>Cグループ…富浜中学校※平成23年度以降上記B、Cグループの適正配置を進める猿橋中学校・七保中学校・富浜中学校(猿橋中学校施設を利用して)</p>	
182	山梨県	上野原市			<p>○適正規模・適正配置の基本的な考え方</p> <p>1・適正規模・適正配置を検討するに当たり、通学区域の変更も視野に入れて、全ての市立学校における教育水準の維持向上と教育環境の充実を目指す。</p> <p>2・小中学校の適正規模については、基本的な40人学級等の現行基準を前提に検討を行う。</p> <p>○上野原市立島田中学校・秋山中学校の適正規模・適正配置についての時期</p> <p>Bグループについては、平成26年4月までを目処に再編成を行うことが望ましいと考へる。これは、再編成にあたっては、トンネルの整備をはじめとする道路整備が不可欠で、これらの完成予定に合わせた実施時期として考へたものである。</p> <p>○小学校の施設について</p> <p>施設については、次のとおりとする。</p> <p>Aグループ…現四方津小学校を使用する</p> <p>Bグループ…現上野原小学校を使用する</p> <p>一部補修工事が必要であり適正配置までに対応する</p> <p>Cグループ…現西原小学校</p> <p>一部補修工事が必要であり、元西原中学校校舎等の活用を検討する</p> <p>Dグループ…現秋山小学校を使用する</p>	<p>○上野原市立島田中学校・秋山中学校の適正規模・適正配置についての具体的な方策</p> <p>適正規模の観点から市内2校体制とし、上野原西中学校及び上野原中学校の施設を利用し、組み合わせは、次のとおりとする。</p> <p>Aグループ…旧平和中学校・旧藤中学校については、平成21年4月に適正配置が行われ、上野原中学校となっている。</p> <p>Bグループ…現島田中学校</p> <p>現上野原中学校・現秋山中学校</p> <p>○上野原市立小学校の適正規模・適正配置についての具体的な方策</p> <p>上記の基本的な考え方から、市内4校体制とし、組み合わせは、次のとおりとする。</p> <p>Aグループ…現大目小学校</p> <p>現甲東小学校(現和見分校含む)・現四方津小学校</p> <p>現沢松小学校</p> <p>Bグループ…現大鶴小学校・現島田小学校</p> <p>現上野原小学校・現桐原小学校</p> <p>Cグループ…現西原小学校</p> <p>Dグループ…現秋山小学校</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
適正規模による学校配置を実施した場合、通学において児童生徒に大きな負担をかけることになる。そこで、児童生徒への負担を最小限にとどめるため、路線バス・スクールバスを活用する。また、現在町において計画が進められている、デマンド交通システムの活用も併せて検討する。さらに、これらの方法による通学が困難な地域においては、家庭への費用負担を軽減するため、通学費補助について検討する。		○小学校への通学手段 主に徒歩により通学しているが、学校統廃により遠距離通学となった児童に対しては、統合条件としてスクールバス、路線バス、電車、タクシー等により対応している。 ○中学校への通学手段 主に徒歩、自転車により通学しているが、学校統廃により遠距離通学となった生徒に対しては、小学校と同様に統合条件としてスクールバス、路線バス、電車、タクシー等により対応している。 ○現在、学校統廃によらない遠距離通学者に対する通学費の支給基準が、旧町ごとに相違しているため、この基準について早期に統一する必要がある。		身延町立小中学校適正配置審議会			身延町立小・中学校の適正規模・適正配置等について(答申)
小・中学校の適正配置に、対応できる通学手段の確保として通学バスシステムの構築を行い、児童・生徒の通学の利便性を高めるため、スクールバスを路線バス利用に転換する。更に、1km以上の遠距離通学の児童・生徒の地域までバス通学の範囲を拡大し、登下校における児童・生徒の安心安全対策の推進を図るものとする。	○適正配置の実施時期適正配置については、平成20年度以降、平成25年4月を目途に編成を行うものとする。	小・中学校の適正配置に、対応できる通学手段の確保として通学バスシステムの構築を行い、児童・生徒の通学の利便性を高めるため、スクールバスを路線バス利用に転換する。更に、1km以上の遠距離通学の児童・生徒の地域までバス通学の範囲を拡大し、登下校における児童・生徒の安心安全対策の推進を図るものとする。		大月市立小・中学校適正配置審議会			大月市立小・中学校の適正規模・適正配置等について(答申)
	○小学校の適正規模・適正配置についての時期 A グループ……平成23年4月までを目処に再編成を行なうことが望ましいと考える。これは、現大目小学校、現甲東小学校(現和見分校含む)、現永松小学校の児童数の状況と今後の予測を踏まえると早急なる適正規模が必要と考える。また、これらの現施設の耐震状況からも早急なる適正配置が望まれ、地区説明の状況等によっては、前倒しした段階的な再編成も可能なかぎり実施すべきであると判断する。 B グループ……現大鶴小学校、現桐原小学校については、平成24年4月までを目処に現上野原小学校への再編成を行なうことが望ましいと考える。また、現島田小学校については、平成26年4月までを目処に現上野原小学校への再編成を行なうことが望ましいと考える。 C グループ……現在の通学距離、通学時間を考慮すると、当面、現西原小学校を維持することが望ましいと考えるが、通学環境や今後の児童数の推移によっては、あらためて検討する必要があると判断する。 D グループ……現在の通学距離、通学時間を考慮すると、当面、現秋山小学校を維持することが望ましいと考える。			上野原市立学校等適正化審議会			上野原市立学校等の適正規模・適正配置等に関する答申書

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
183	山梨県	南部町	12学級以上	6学級以上	<p>○小・中学校の適正規模</p> <p>1・小学校 1学年最低2学級が望ましく、学校規模としては最低12学級となるように考えた。また、1クラス当たりの望ましい児童数は、1学級20人程度が適正規模と考えた。実現困難な場合でも、複式学級の解消できる規模。</p> <p>2・中学校 学校規模は、クラス替えが可能な6学級以上の規模。学級規模は、1学級20人程度の規模。</p> <p>○小学校の適正規模・適正配置の具体的方策</p> <p>1・適正規模について</p> <p>①当面は、小学校4校の現状維持が望ましい。</p> <p>②万が一、複式学級を含む過小規模校となっており、平成25年度以降に減少が予想される場合は、富河小との統廃合を推進することが望ましい。</p> <p>③南部地区において、少子化が一層進行した場合は、睦合小と栄小を統廃合することが望ましい。</p> <p>2・適正配置について</p> <p>現状の通学距離、通学時間等に問題はなく、十島・井出地域からの通学も保護者の大部分は現状維持を希望しており、現状の通学区域のあり方は変更しないものの、交通事情の変化が生じた時は再考する必要がある。</p> <p>○中学校の適正規模・適正配置の具体的方策</p> <p>適正規模・配置について</p> <p>①町内3校を統合して、一層教育効果を高めていく必要がある。</p> <p>②統廃合の時期は、平成23年度を目指し、施設は現状の見直しをほとんど必要としない南部中を使用することが望ましい。</p>			
184	長野県	長野市			<p>望ましい学校教育実現のためには、今後の社会環境や土地開発、児童生徒の居住分布等を適宜把握することにより、今までの地域の枠にとらわれないこと、あらゆる視点・角度から通学区域の見直しをしていく必要がある。そのため、次の2つの基本的考え方に基づいて検討を加えた。</p> <p>1. 過大規模校の改善 施設面や教育活動に大きな制約を与えている過大規模校の解消は急務であること</p> <p>2. 過小規模校の改善 集団学習が困難で、人間関係が固定化しがちであるなど、課題の多い過小規模校の教育条件を改善するため、中心市街地校及び分校の見直しを行い、統廃合をめざすこと</p> <p>山間地域については、過小規模校が継続しているが、地域の特性を勘案しながら見直しを図ること</p> <p>(1) 統廃合の形態は新設統廃合とし、3校を廃校した上で、各校が対等な関係に立つ新設統廃校を鍋屋田小学校の位置に整備する。</p> <p>(2) 新設統廃校は、新しい校名・校歌・校章とすることを基本に、保護者や地域住民の皆様と、学校関係者の話し合いの結果を尊重して決定する。</p> <p>(3) 統廃合及び新設統廃校の開校の時期は、平成19年度又は平成20年度を目指す。</p>		<p>○小規模校について</p> <p>市街地6校の学校間が近距離にあることから、通学区変更を行っても通学距離は問題なく、かつ、将来的児童数を考慮すると、後町小学校と鍋屋田小学校との統合等も考えられる。</p> <p>こうした問題点を抱えながら本委員会は、後町・鍋屋田小学校を中心に、隣接する城山・加茂・山王・城東の4小学校、さらには、吉沢・南部の2小学校をも加えて中心市街地校の再編成により、学校競技術正化を図ることが良策であるとの結論に達した。</p> <p>しかし、このような教育的観点と地域開発とを連結して、1つの方策を示すには問題が大きすぎ、しかもいずれかに偏った提言内容では、今後の取り組みに支障をきたすものと考えられる。加えて、本委員会が当該問題について審議してきた立場は、教育的見地に重点を置いていることから、今後は地域関係者をも交えた「別途委員会」を新設し、具体的な方策を研究することがより適切であると判断した。</p>	
185	長野県	佐久穂町	12～18学級	6～9学級	<p>現在の小学校と中学校とでは、学習指導や児童・生徒指導において学校間での円滑な連携が行われているとはいえない状況にある。また、画一化した集合教育や偏重価値教育の問題点も多く指摘され、現在の社会要求に適合した教育体系への見直しが必要になっている。これらの問題点を解消し、ゆとりと継続性を持ち、地域教育や郷土愛をも育む教育を実現するために小中一貫教育を提言する。</p> <p>但し、学校の統廃合においては、児童生徒や保護者、学校関係者、地域住民へのさらに詳細で適切な説明が不可欠であり、町全体での胸襟を開いた誠意ある議論によって相互の意見を充分に理解しあい、誤解や疑問を残さない信頼関係を築き上げることが重要である。</p> <p>また、学校の統廃合の実施に際しては、学習内容・学習進度の統一に配慮すると共に、学校行事の共同開催や交換学習を実施するなどして、子どもたちが統廃合後の学校生活を違和感なく無理なく迎えられるように、十分な準備段階と準備期間を設ける必要がある。</p>			<p>当町の小中学校の建物・設備は、老朽化に加えて現在の耐震基準にも一部適合しておらず、早急な改善が必要である。既存建築物では、根本的な耐震対策を施すことも困難であり、かつ高額な改修費用が必要になる。少子化の現状も考え合わせ、適正規模に統合した今後の学校経営の基盤となる新校舎建設が必要である。</p> <p>諸条件と、小中一貫教育、小中学校の統合を考慮して、新校舎を建設することを提言する。候補地としては茂来館周辺が考えられる。この提案は、単に学校を建て替えるだけでなく公共施設と教育施設を併設することで、各施設のさらなる有効利用を図り、安全性の確保と効率的な施設運営の実現をも目的としている。</p>
186	長野県	小海町			<p>○統合の可否について</p> <p>北校小学校及び小海小学校両校は、同じ立場で歴史に幕を閉じ両校の良き面を継続し、新たな小学校として統合することとする。</p> <p>(理由)</p> <p>1)町の人口は、昭和31年合併以来増加に転じたことはなく、たとえ、行政施策によって多少の転入人口の増加や子育て支援策によって児童の増加が見込まれたとしても現状を大きく変える要素はなかり得ない。児童の減少が避けられないならば、抜本策を講じ、より高い教育効果を目指すのは当然であり、当審議会の責務である。</p> <p>2)現在は、小規模学校であり、将来過小規模学校となる。このような状態でのデメリットを現在の児童並びにこれから就学してくる児童連に与えてはならない。</p> <p>3)たとえ現在の2校体制が1校になったからといって、マンモス校となるわけではなく、小規模学校のメリットは十分引き継がれることは間違いなく、教師の適正数の確保、複数クラスの実現が見込め、むしろ適正規模学校において理想とする小学校経営が実現する。</p> <p>4)保育所は1つ、小学校は2校、中学校は南北相木村との組合立1校より、小学校1校の方が理想的教育が望める。</p> <p>5)両小学校のPTA・保育所保護者会が実施したアンケート結果において、地域格差はあるが全体では51%が統合すべきと回答し、12%の現状維持を大きく上回っており、統合の期待が大きい。また、早期統合を望む声が多い。</p> <p>6)平成20年2月28日及び同3月2日に開催された「広く町民の意見を聞く会」においても、総体的に統合の方向に異論はなく、統合やむなしの意見が大勢を占めた。</p>			<p>2校の「同時閉校」を基本に新しい小学校を考える場合、新たに建設するのが理想であるが、両小学校ともまだ十分に校舎として使用ができる。よって、いずれかの学校を新しい小学校とする。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				南部町教育委員会			南部町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する具申書
(1) 通学区域の設定については、次の統廃合計画原案を基に、保護者や地域住民の旨の意向を尊重し、通学距離・児童数・行政区・地域事情等の諸要件を勘案して、最終的な通学区域を決定する。 (2) 統廃合後は、全児童が統廃合計画に定める小学校に就学することを原則とする。ただし、後町、鍋屋田、山王小学校に在籍し、統廃合計画によって新設統廃校以外の小学校へ就学することになる児童については、保護者の意向を尊重する。 (3) 児童が早く打ち解けられるよう、事前に交流事業を実施したり、クラス編成などの面で配慮する。 (4) 教育課程の編成や教育方針、学校運営などについては、原則として関係する学校間の話し合いを尊重する。				○第2次長野市立小・中学校通学区域等改善研究会 ○長野市教育委員会		○長野市立小・中学校通学区域等の改善について(提言) ○明日を拓く子どもたちのためにー中心市街地小学校統廃合に向けてー	
	統廃合によって使われなくなった施設や敷地については、学童保育の施設として継続活用、地域活性化の拠点として再利用、新たな住宅供給拠点として再開発するなどの有効活用方法を前もって十分に検討し、施設や敷地の遊休化や無駄をなくす努力をする必要がある。	スクールバスの運行においては運行地域が広範囲となり多額の費用が必要となることから、商工会の運営するデマンドタクシーとの協力や民間委託も検討するなど、運営方法を多角的に検討すべきである。スクールバスの運行地域については、地域特性を考慮すると共に、スクールバスを利用する児童・生徒にも適度な徒歩通学距離を残して、単に利便性だけを追求することの無いよう注意する必要がある。 また、児童・生徒の校外交流の場である学童保育施設を有効利用して通学の中継拠点にするなど、通学時の安全確保にも配慮する必要がある。さらに、学校やスクールバス停から自宅までの通学途上は、地域住民がカバーするなど、町全体での連携を強化して、空白なく子どもたちを守ることのできるセイフティー・ネットワークを構築すべきである。		佐久穂町小中学校・保育所あり方検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表(小学校・保育園) 公募委員		小中学校・保育所のあり方に関する提言書
○登下校の安全対策について (1)学校、PTA、警察、交通安協、地域住民と連携し児童の安全対策に万全を期すこと。 (2)町で、通学路、スクールバス路線等における危険箇所等の整備改良を推進されたい。	○統廃の時期について (1)新しい小学校は、平成23年4月に開校する。 (2)統廃に向けては、2校の児童の交流を進めるとともに、PTA相互の理解が大切で、各種準備の期間も含めて統廃には少なくとも2年は必要である。	(1)バス通学の安全確保は教育委員会にとって重要な責務である。統廃によって徒歩通学からスクールバス通学となるなど、通学路の変更、利便性に影響が出ることが予想されることから、通学方法が変わる児童に対しては慎重な対応が求められる。 (2)バス路線や運行時間の設定、乗降場所決定等については、各地区保護者の意見を十分に汲んで、町営路線バス運営審議会で検討頂き児童の通学に支障をきたさないよう的確な対応が求められる。また、停留所の新設や安全に十分な配慮が求められる。		小海町立小学校のあり方審議会			小学校のあり方について(答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
187	長野県	須坂市			<p>○基本方針・通学区の弾力的運用は根本的な解決とはならないが、適正化策のひとつの手段と捉え実施する。・住民ニーズ（保護者の学校選択の希望）に応じた学校選択の自由化は、学校間に様々な問題が生じるので行わないが、距離的要素についてはやむを得ない事情として、弾力的運用を考慮する必要がある。・特色ある教育活動による個性的な学校づくりは、学校規模が適正であれば、その活動及び学校づくりが活発になると考えられる。また、他都市で行っている学校選択の自由化は、学校間に差が明確に出してしまうため、須坂市では採用しにくいものとする。・学校規模の適正化を図るには、通学区の変更等、抜本的な方策が必要と考えられるため、今後の課題として配慮する。</p> <p>○小学校について児童数が今後増大するであろう小山小学校、日野小学校をはじめ、それぞれの学校に課題があり、今後検討する必要がある。児童数の減少により喫緊を要する須坂小学校については、通学距離を考慮しながら、須坂小学校通学区に隣接する区域の弾力化を、学校規模の適正化のひとつの方策と考え採用すべきと考える。・弾力化を実施する際は、区、育成会、PTA に了解を得た上で、地域活動に支障がないように配慮する。</p> <p>○中学校について通学距離の問題から常盤中学校通学区、東中学校通学区に隣接する村石町、明徳町、大日向町の弾力化を採用すべきである。</p>	<p>将来に向けた学校規模の適正化については、通学区の変更等も含め、今後、教育委員会として検討する。</p>	
188	長野県	富士見町	6学級以上	6学級以上	<p>○町内の児童・生徒数の減少は今後も続くこと、同じ町の生徒でありながら両校に教育環境、施設環境などに格差が生じていることなどを総合的に検討した。</p> <p>○計画の骨子</p> <p>① 町内の2中学校を1校に統合する。</p> <p>② 統合する中学校の校舎は、富士見高原中学校の校舎を使用する。</p> <p>③ 統合の方法は、両校を閉校し、新設校として開校する。</p> <p>④ 開校は、平成22年4月とする。</p> <p>⑤ 学校名等については、今後設置する委員会で検討する。</p>		<p>○富士見高原中学校の校舎を使う理由 富士見高原中学校は平成8年度に教育環境を考慮し、県下でも有効な施設の整った校舎として建築された。教育懇談会で両校の中間地点に校舎を新築してはとの意見もあったが、町の財政的負担などを考えると、富士見高原中学校の校舎を使用することが現実的である。</p>
189	長野県	松本市			<p>○基本的事項の方針</p> <p>1・統合対象 現在の錦部小、中川小、会田小、五常小、の4校を1校に統合する。</p>		
190	長野県	南木曾町			<p>○統合の可否について 平成19年度には、10人以下の学級が園小では5つ、田立小では4つとなり、この傾向は一層進み、複式学級にせざるを得ない状況になることは確実である。それを解消するには、3校統合しかない。</p> <p>○統合時期について 1・保育所の統合時期が、平成20年度以降を目標とする、となっている。卒園時を受け入れる小学校としては、保育園より前に統合することが望ましい。</p> <p>2・平成19年4月1日を目標に、統合する。3校の統合については、同時に統合するものとする。</p>		
191	長野県	麻績村			<p>○基本的事項(小学校)</p> <p>1・配置に対する考え方については、当面環境が望ましい。</p> <p>2・しかしながら、筑北地域において児童の減少傾向が続いており、将来10人未満の学級が多くなることが心配されている。将来的に統合の必要性が生じた場合、より良い方向へ検討を進めることを望む。</p> <p>○基本的事項(中学校)</p> <p>両村の組合立である筑北中が聖南中と統合する事については、合意が整えば統合する方向が望ましいと考えられる。</p>		
192	長野県	信濃町			<p>○教育環境整備の具体案</p> <p>1・現信濃中学校敷地に統合小学校及び中学校を統合し、建設する。</p> <p>2・統合小学校及び中学校において特色ある小中一貫教育を目指す。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○現行の指定校の変更について申請があった場合、変更できる基準は次のとおりである。</p> <p>① 小学校又は中学校の最高学年に在学している児童・生徒が転居により通学区が変更になる場合…卒業まで</p> <p>② 学期半ばで住居移転した場合…学期末まで</p> <p>③ 低学年児童で保護者が共働き等で、帰宅後の保護が不可能な場合…小学校3年生までただし、状況が引き続き変わらない場合は3年生終了時に再申請をし、卒業まで許可(継続者のみ)</p> <p>④ 住宅の新改築等による登記のため住民票を異動した場合…変更事由が消滅するまで</p> <p>⑤ 現在住んでいる住宅の新改築等のため一時転居し、完成後元の住所に戻る場合…住宅完成まで</p> <p>⑥ 1学期中に転居を予定しており、予め転居予定地の指定学校に就学を希望する場合…5月31日完了まで</p> <p>⑦ 病弱等で通学距離を考慮することが必要な場合…変更事由が消滅するまで</p> <p>⑧ 特別支援学級へ入級する場合…変更事由が消滅するまで</p> <p>⑨ 教育的配慮からやむをえないと教育委員会が認めた場合…教育委員会が認める期間</p>			須坂市立学校通学区区域の弾力化検討懇話会			須坂市立学校通学区区域の弾力化 報告書
	<p>○南中学校の跡地利用 今後、地元住民と新しいアイデアを出し合い、大勢の人たちが交流する魅力のある広場を作りたいと願っている。例えば、コミュニティ・プラザや町民センターの機能を併せ持った地域交流センターとして活用すれば、地域の活性化につながることを期待できる。</p>	<p>遠距離通学となる生徒には、スクールバスを導入する。併せて、JRの利用も検討する。バスの運行については、生徒・保護者の負担軽減ができれば、設置する委員会等で経路、運行回数などを総合的に検討して決定する。</p>		○富士見町教育委員会 ○富士見町立学校整備促進審議会			○富士見町中学校統合計画 ○町立小中学校の適正規模について(答申)
<p>○統合校への通学方法 1・原則4km以上の遠距離通学児童に対しては、スクールバス、スクールタクシーや路線バス利用者への定期券支給の方法で対応する。 2・通学路については、統合校の位置が決定してから、学校及び保護者の検討組織を立ち上げて決定する。</p>				松本市四賀地区統合小学校検討委員会			四賀地区小学校統合の基本方針
	<p>統合時に、児童数が2学級編成に僅かに足りない学年については、30人学級が提唱されている今日の実状を踏まえ、2学級編成になるよう努力されたい。</p>	<p>統合によって、園小と田立小の児童は、徒歩通学からバス通学になる。路線が増え、バスの台数も増加するので、バスプールの安全性の確保を図る必要がある。</p>		南木曾町立小学校あり方審議会			小学校のあり方について(答申)
			<p>小中一貫校については、教育問題検討委員会でも内容について研究がされてきたが、まだまだ課題も多く、今後、筑北地域全体の教育環境を考える中で、効率的な学校運営を進める上で望ましいと考えられるときは、審議の対象として調査研究を深めて見ることを選択肢と考えられる。</p>	麻績村教育委員会			麻績村の教育環境の今後のあり方 上申書
<p>○徒歩通学について 1・およそ3キロ以内は歩きとする。 2・掃り道で一人きりになるなど特別な場合は、3キロ以内でもバス通学可とする。 3・自転車通学について判断力、体力を考慮して自転車通学は中学生以上とする。(範囲は、徒歩通学圏外)</p>		<p>1・40分程度の通学時間にしたがう。 2・スクールバスは6路線とする。 ① 古海方面(路線バス)青色のライン 昔川→古海→本道→野尻A→六月→貫の木→大平→学校 ② 熊坂方面(スクールバス)黄緑色のライン 熊坂→野尻B→大久保→学校 ③ 高沢方面(路線バス)茶色のライン 高沢→山桑→保農地→瑞穂→学校 ④ 長水方面(スクールバス)緑色のライン 長水→黒姫→仁之倉→学校 ⑤ 富士里方面(路線バス)赤色のライン 石橋→高山→稲付→板橋→北信→富が原→学校 ⑥ 荒瀬原方面(路線バス)黄色のライン 上荒瀬原→下荒瀬原→柴津→諏訪の原→学校</p>		信濃町教育環境検討委員会			信濃町教育環境検討委員会 最終答申書

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
193	岐阜県	岐阜市			<p>○再配置の実施について 旧市内における岐阜市立小学校及び中学校は急激な児童・生徒数の減少や人口分布と学校配置の不均衡、校区を離れた中学校の設置等改善すべき現状にあり、次のように統合並びに再配置を実施することが急務である。</p> <p>①金華小学校、京町小学校、明徳小学校、本郷小学校の各校区の生徒が通学する中学校を川南地区に設置する。その場所は岐阜大学医学部跡地の活用も含め、公共施設の再配置の観点から、早急に検討すべきである。早田小学校及び則武小学校区の全生徒が通学する中学校を、現伊奈波中学校または現明徳中学校のいずれかにする。</p> <p>②金華小学校と京町小学校、明徳小学校と本郷小学校、徹明小学校と木之本小学校及び白山小学校と梅林小学校の各校を統合し、適正規模化を図る。華陽小学校は将来にわたって相当の期間、適正規模を維持できることが予想されるため現状のままとする。</p> <p>③統合再配置の実施にあたっては、新しい学習内容や少人数指導に対応できる特色ある校舎施設とする新・増・改築のほか、教職員の配置等、他のモデルとなる学校の設置を目指すべきである。</p> <p>④該当の校区においては、児童生徒の保護者や学校の理解が深められなければならない。</p>		
194	岐阜県	山根市			<p>○基本方針 ①小規模校や少人数学級の長所を認めながらも、「適正な規模」を基本とし総合的に審査し、次のとおり措置することが望ましいと判断した。</p> <p>ア) 複式学級の解消を図り、教育効果を高めるため、早急に「乾小学校、富波小学校と西武芸小学校」の統合を行う。</p> <p>イ) 過少人数を3歳児段階で見定めると同時に、教育効果を高めるため、「伊自良北小学校と伊自良南小学校」の統合を行う。</p> <p>ウ) 過小規模の伊自良中学校と高富中学校の統合を行う。ただし、段階的には教育課程の改革や人事措置等を考慮する。</p> <p>②1学年15人程度を下回る小規模小学校については、今後の児童数の推移をみながら改めて検討する。</p>	<p>○統合の基準 少なくとも現在あるいは近い将来に複式学級編制となる1学年8人以下の学級、近い将来に複式学級は解消されるが少人数過ぎると思われる学級を有する小学校、および近い将来に学年単学級となる中学校について、学校統合等により、過少人数、過小規模の問題点を解決することが望ましいとの判断に至った。</p> <p>①「乾小学校、富波小学校と西武芸小学校」を統合することについて ア) 乾小学校は複式学級が現時点1つで、全校児童数50人以下であり、少人数、小規模校過ぎるとの判断である。</p> <p>イ) 富波小学校は現時点ですべて単式学級であるが、平成22年度以後は複式学級となる予測であり、該当しない学年も1学級10人前後で、全校児童数60人以下であり、少人数、小規模校過ぎるとの判断である。</p> <p>ウ) 3校が統合することにより、ほとんどの学年で2学級編制となり、適正規模となる。</p> <p>②「伊自良中学校の過小規模」を解決することについて ア) 伊自良中学校は平成21年度から全学年が単学級となり、中学校の規模としては小規模校過ぎるとの判断である。</p> <p>イ) 伊自良中学校と高富中学校の統合により、1学年6学級、全体で18学級となり、適正規模の範囲と判断される。ただし、段階的には、教育課程の改革や教職員の人事措置に対応し、小学校と中学校の連携促進等も考えられる。</p> <p>ウ) 中学校区の区分見直しにより伊自良中学校の存続もあり得るが、地域コミュニティの尊重の観点から現実的選択とは考えられない。</p>	<p>小・中学校の適正規模推進に係る使用校舎の施設整備にあたっては、安全面から耐震性を重視し、児童・生徒数の増加に伴う教室、給食棟、トイレ等の増改築を行い各施設の利便性にも十分配慮し良好な教育環境を創出する。</p>
195	岐阜県	中津川市	12～18学級	9～12学級	<p>○基本方針・小学校は、少なくとも6学級の学校とする。・中学校は、多様な人間と関わりや磨きあいが可能となる学校とする。・複式を持つ小学校、過小規模の中学校については、適正化計画を策定し保護者・地域と協議し適正化に努める。</p>	<p>○中津川市の小学校・中学校の規模は文部科学省の基準に照らし合わせると、基準と合致する学校は小学校では19校5校、中学校ではわずか1校である。しかしながら、中津川市の地理的条件・地形的特徴、歴史的経緯等から文部科学省の基準のみで一律に適正規模を論じることは適切ではない。学校の規模は、教育活動(学習や学校生活)、学校運営、指導態勢等多面的にわたって大きな影響を及ぼすことから、次の視点で中津川市の諸条件を考慮しながら総合的に検討を行った。</p> <p>○教育活動・児童生徒の活動は、学級単位が学習や学校生活の基本である。児童生徒が学習により、基本的な知識技能を身につけ、学習意欲の向上を図り、課題を解決する力、表現する力、行動する力を身につけることができる学校規模であること。・自治活動、部活動・クラブ活動などを通じて、社会性を身につけることができる学校規模であること。</p> <p>○学校運営、指導態勢・児童生徒の適正な発達を保障する、好ましい教員配置の学校規模であること。・学校行事、PTA 活動も含めた学校運営において、ふさわしい学校規模であること。</p> <p>○地理的環境・教育効果の観点だけで適正規模を論ずるのでなく、中津川市の地理的特徴を考慮し、通学手段・時間などの条件も配慮すること。</p> <p>○地域コミュニティ・地域の人が集う場、地域の学校への支援、地域の伝統的な文化の継承など、地域と学校には強い結びつきがあり、歴史的な側面にも考慮すること。</p>	
196	岐阜県	瑞浪市			<p>○統合再編の内容 統合の対象とする中学校については、学区制審議会の答申を基本に決定した。</p> <p>① 瑞浪中学校、日吉中学校、釜戸中学校の3校を統合する。</p> <p>② 陶中学校と稲津中学校の2校を統合する。</p> <p>③ 瑞浪中学校は現状のままとし、結果として市内中学校を3校とする。</p> <p>④ 統合後の学区区域は、現在の統合するそれぞれの中学校の学区区域を合わせた区域とする。</p> <p>○新中学校の位置 統合後の新中学校の位置の選定については、敷地面積、通学人数の比率、地理的条件、立地条件等を総合的に精査、検討した結果、最も適した位置として設定した。</p> <p>① 瑞浪中学校、日吉中学校、釜戸中学校の3校を統合する中学校は、瑞浪中学校敷地に新築して新中学校とする。</p> <p>② 稲津中学校と陶中学校の2校を統合する中学校は、稲津中学校を増改築して新中学校とする。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会			旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域のあり方について(答申)
		地域との連携を図った通学安全確保を行うとともに、通学距離及び時間を考慮し、遠距離通学が生じる場合はスクールバスの確保を行う。		山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会			答申書
				中津川市学校規模等適正化検討委員会			答申
統合により閉校となる学校区からの通学について、通学距離が6kmを基本とする。	○統合のスケジュール 統合については、平成23年度から説明会の開催、準備委員会の設立など、統合に係る準備体制を整備し、調査・設計・工事期間を経て、瑞浪中学校、日吉中学校、釜戸中学校の3校統合校については、平成29年4月の開校を、また、福津中学校、陶中学校の2校統合校については、平成28年4月の開校を目指す。	統合により閉校となる学校区からの通学について、通学距離が6kmを超える生徒については、公共交通機関等の利用を原則とし、通学費助成金を交付する。この場合、地域によっては通学費助成規定の距離に関する項目の弾力的な運用を検討する。また、公共交通機関が利用できない地域については、スクールバス等の導入を検討する。		瑞浪市教育委員会			瑞浪市立中学校の統合・再編基本方針

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について
197	岐阜県	南濃町			<p>○具体的な整備計画</p> <p>1・前期第1画(平成18年度～平成25年度の8年間)</p> <p>①現城山中中学校地内への3校統合中学校の基本計画を策定し、用地買収等を進める。</p> <p>②老朽化した施設が多い城山中と南濃中の耐震補強工事と改修工事を実施する。</p> <p>③上記事業推進と併せ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養南中と城山中を統合し、1中学校区とする。 ・この中学校区に含まれる小学校区は、下多度小・城山小の各学区とする。 ・統合は平成20年4月1日とする。 ・統合中の位置は、現城山中及びその周辺とする。 <p>2・後期第1画(平成22年度～平成25年度まで)</p> <p>3校統合中の敷地造成・建築工事を順次進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この中学校区に含まれる小学校区は、下多度小・城山小・石津小の各学区とする。 ・統合は平成26年4月1日とする。 ・統合中の位置は、現城山中及びその周辺とする。 		
198	静岡県	浜松市	12～24学級	12～18学級	<p>○基本方針</p> <p>1 適正規模について一定の基準を決定。共通の基本的な考えのもとに、全市的な取組を行う。</p> <p>2 規模適正化は、適正規模における望ましい教育環境の確保を目的とする。併せて、学校・幼稚園運営効率化の視点も考慮する。</p> <p>3 規模適正化の具体的な進め方については、実施計画として示す。</p> <p>○学校・幼稚園規模適正化基本方針の計画期間</p> <p>平成20年度から23年度の4年間とし、毎年度、進行状況や成果等の検証を行う。社会情勢の変化等に応じて基本方針の見直しをする。実施計画については地域の事情を反映して修正を行う。</p>	<p>○小規模校</p> <p>適正規模に達しない小規模校のうち、特に状況が深刻であり速やかな対応が必要であると考えられるものを規模適正化の対象とする。</p> <p>○小学校</p> <p>次の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校 全校で6学級以下</p> <p>○中学校</p> <p>次の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校 全校で6学級以下</p> <p>○大規模校</p> <p>適正規模を上回る大規模校のうち、次の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校を規模適正化の対象とする。 全校で25学級以上</p>	<p>老朽化の状況、児童・生徒数の状況、今日的な教育への対応などの点から、改築、新築が適当であると判断されるものは改築や新築を視野に入れる。</p> <p>判断にあたり、全市的な観点での検討が必要である。</p>
199	静岡県	伊豆市	12～24学級	12～24学級	<p>○基本事項</p> <p>1・1学年で複数クラスの編成ができる学校を作ることの基本として、早期に再編に着手する。</p> <p>2・通学区域については、現行を基本とする。</p> <p>3・通学費は原則無料とする。</p> <p>4・新学校施設は、現存施設を活用する。</p> <p>5・「放課後児童クラブ」設置する。</p> <p>6・平成21年度より各編成地区に、順次新小学校開設準備委員会を設置し、通学手段や校地、学校名、校歌などを検討する。</p>	<p>○小学校の再編計画</p> <p>小学校の再編計画は、12校を4校に再編する。</p> <p>○中学校の再編計画</p> <p>平成28年4月を目途に、修善寺中・土肥中・天城中・伊豆中の4校を2校に再編成する。</p>	<p>建設後30年以上経過している学校は、小学校で3校、中学校で4校、そのうち40年以上経過している学校が、小学校で1校、中学校で3校という状況になっている。</p> <p>昭和56年以前に建設され、新耐震基準を満たしていない校舎・体育館等については改築、耐震補強を進めている。耐震工事が必要な建物は、残り6棟となっている。</p> <p>老朽化した校舎、設備も古くOA化などによる停電事故、水道管の老朽化による漏水・水質汚濁なども発生している。</p> <p>よって、将来計画に基づき建て替えを順次進める必要がある。</p>
200	静岡県	熱海市			<p>○小学校の適正規模・適正配置について</p> <p>1・中心市街地にある3小学校(第一小、第二小、桃山小)においては、桃山小の児童数の減少が著しく、第一小に統合し規模の適正化を図る。</p> <p>2・南熱海地区の2小学校(多賀小、綱代小)においては、引き続き存続するが、児童数の減少が著しい綱代小は、新たな教育環境を検討する。</p> <p>3・他の小学校は、3つの視点を総合的に判断し存続していく。</p> <p>4・計画の実施は、地域住民との合意形成を基本に進める。</p> <p>○中学校の適正規模・適正配置について</p> <p>1・熱海中と小嵐中では、今後も生徒数の減少が続く状況において、通学バスを利用して割合が高い点を踏まえ、熱海中と小嵐中を統合し、規模適正化を図る。</p> <p>2・統合にあたっては、通学距離、立地条件等を総合的に判断した結果、熱海中への統合が妥当である。</p> <p>3・他の中学校は、3つの視点を基本に総合的に判断し存続する。</p> <p>4・計画の実施は、地域住民との合意形成を基本に進める。</p>	<p>○適正配置のための学級数基準について</p> <p>1・小学校 学校全体で、11学級以下の場合。</p> <p>2・中学校 学校全体で、5学級以下の場合。</p>	
201	静岡県	牧之原市	12～18学級	12～18学級	<p>○小学校の適正規模</p> <p>12学級以上で18学級を超えない範囲を適正規模とする。</p> <p>1・小学校の現状は、12学級以下が7校で、12学級以上は、相良、川崎、細江の3校となっている。</p> <p>2・今後、少子化による児童数の減少が見込まれることから、小規模校の複式化の進展や特定大規模校への集中が緊急の課題であるとする。</p> <p>○中学校の適正規模</p> <p>12学級以上で18学級を超えない範囲を適正規模とする。</p> <p>1・1学年4学級以上6学級以下が望ましいとの認識が、学校現場にある。</p> <p>2・教科担任制の下、教材研究や選択教科の学習等の面から、各学年に相当数の教員数を確保する必要がある。</p>	<p>○小規模校の解消について</p> <p>「学校の統廃合や通学区域の変更により適正規模化を図る」</p> <p>1・隣接校との統合 隣接した大・中規模校がある場合、統合により適正規模化を図る。</p> <p>2・通学区域の変更 近隣に大・中規模校がある場合、小規模校の通学区域に大・中規模校の通学区域の一部を編入することにより、大・中規模校も含めて適正規模化を図る。</p> <p>○大規模校の解消について</p> <p>「通学区域の変更により適正規模化を図る」</p> <p>近隣に中規模校がある場合、大規模校の通学区域の一部を隣接の学校の通学区域に編入することにより、隣接の学校を含めて適正規模化を図る。</p>	
202	静岡県	静岡市	12～24学級	12～24学級	<p>○適正規模について</p> <p>1・小学校 下限は、各学年2学級、全体で12学級、上限は、偶数学級のほうが教育活動がしやすいなどの意見もあるため、1学年4学級、全体で24学級までが望ましい。</p> <p>2・中学校 特に中学校は、教科担任制がとられており、教材研究あるいは選択教科の学習等が、一層重要な意味を持つようになる。このようなことから、必要な教員数を確保するための学級数として12～24学級を望ましい学校規模と考える。</p>	<p>○小学校の課題校</p> <p>1・小規模な学校 中央ブロックの9校(一番町小、新通小、伝馬町小、安西小、三番町小、城内小、田町小、駒形小、青葉小)、賤機北小、美和小北沼上小、中髙科小小布杉分校、水見色小、峰山小。</p> <p>2・大規模な学校 長田東小、服織小。</p> <p>○中学校の課題校</p> <p>中学校については、規模の上から早急に検討を必要とする学校はない。しかし、中央、東、南西、長田、北西ブロックの学校で、現在、小規模校となっている学校、また、平成19年度に小規模校になる予測がされている学校については、将来、9学級(各学年3学級)を下回り過小規模に近づくとすれば、周辺の学校を含めた検討が必要になる。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				海津市教育委員会 パンフィックコンサルタンツ株式会社			南濃町地内3中学校統合基本計画策定委託業務報告書
○小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内とする。 ○通学所要時間 小学校、中学校ともに、概ね1時間以内とする。 ○通学区域 教育委員会の通学区域設定基準に基づく。	○配置上課題のある学校・幼稚園 通学距離や交通条件などの点から、指定校以外に通学した方が便利な場合があり、規模適正化の対象として考える必要がある。 浜松地域、浜北地域では、学区弾力化を試行、導入している。今後、旧市町村区域、学区について対応を検討する必要がある。 ○小規模特認校 これまでの取組 浜松地域では、南小および高砂小において平成10年4月から、県下で初めて導入した。 児童数が著しく減少する小学校で特例措置として通学区域以外からの入学を認め、学校規模の適正化と受入れである小規模校の活性化を図るものである。 当分の間、児童数が150人以下かつ各学年の学級数が1学級となる学校で、将来においても児童数が減少することが予想される学校を対象とする。	○通学手段に課題がある地域で、小規模校・園を適正化のために統廃合した場合路線バスが走っていない、著しく遠距離になる、などに配慮する。 ○スクールバスの運行 統廃合の結果、遠距離通学となる場合に行う。経費は市の負担でスクールバスを運行する。期限は定めない。 バスの運行は幹線を基本とし、子どもの乗降場所を定める。子どもは、自宅から乗降場所まで、徒歩等自分で通うこととする。 ○通学費助成 統廃合の結果、地理的条件、通学手段、対象人数などの理由でスクールバスで対応できない場合、通学に対し一定の基準で助成する。		浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針検討会			浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針
			通学区域が広大になる地域については、スクールバス、通学費補助などを検討する。通学費については、基本的に負担が生じないように対策が必要である。	伊豆市教育振興審議会			○伊豆市学校再編計画 ○伊豆市教育振興審議会答申
地形等の地域性を考慮し、小学校で2km、中学校で3km、までを通学距離の基準とする。これを超える距離の通学は、バスや電車による通学費の一部を補助する。				熱海市教育委員会			学校施設の適正規模・適正配置計画(平成22年度～平成31年度)
通学距離は、小学校は概ね4km以内、中学校では6km以内に存在できるよう配置に努める。				牧之原市立小中学校の施設整備、適正配置等について	学識経験者 地域代表 学校代表	大学教員 教育委員長 学校組合教育委員長 地区町会会長・副会長 保護者 行政改革懇談会委員 社会教育委員 協働推進会議委員 小学校長 中学校長 小学校教諭	牧之原市立小中学校の施設整備、適正配置等について 提言
現状で、小学校4km、中学校6kmの条件を満たさない学校は、小学校4校(長田西小、足久保小、服織小、南高小)、中学校4校(駿橋中、長田西中、美和中、服織中)となっている。旧安部6村は、寄宿舎を有する大川中を除き、すべて条件を満たさない学校となっている。今回、旧安部6村や上記の郊外部の学校を除き、この小学校4km以内、中学校6km以内の条件を超えることのないよう検討した。	○検討ブロックの考え方 本市の場合、1146.19平方kmという広大な市域面積の中に、中核市としての規模を備えた市街地と山間地域を併せ持つという特徴があるため、市域内の学校の適正配置を一概に検討することは困難と思われる。そこで、8ブロックで検討を進める。			小・中学校適正規模等審議会			静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方及び具体的方策

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
203	愛知県	春日井市	12～24学級	12～24学級	<p>○基本方針1・小規模校については、通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めるようにすること。なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進めること。2・大規模校については、特に大規模化の著しい学校において、通学区域の変更などにより適正規模が確保されるよう検討すること。3 適正配置は、対象とする学校及び地域の状況などを十分検討した上で、実施可能なところから取り組んでいくこと。</p>		<p>○小規模校のうち単学級(1学年1学級)となる過小規模校については、早急による解消に努める必要がある。 ○大規模校のうち30学級を超える過大規模校となったときは、検討を加える必要がある。 ○小規模校への対応小規模校(11学級以下)については、適正規模とするため、地域に複数ある小規模校については、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行う。中でも、過小規模校から優先して取り組む。 ア 近接する小規模校又は適正規模校との統合を行う。 イ 近接する大規模校又は適正規模校との通学区域の変更により適正化を図る。 ウ 上記アイの検討の際には、小中一貫校や必要に応じて通学区域の変更を検討する。 ○大規模校への対応大規模校のうち過大規模校(31学級以上)については、次のような対応を検討する。 ア 近接する学校との通学区域の変更により、学校規模の適正化を図る。 イ 通学区域の変更が困難な場合は、教室の改修や仮設教室の建設を行う。 ウ 上記アイの方法で対応するとともに、さらに長期間にわたり過大規模校の状態が予測される場合は、新設について検討する。</p>	
204	愛知県	田原市	6～18学級	6～18学級	<p>○小学校について 6学級～18学級を基本とし、学校全体の児童数120人以上(1学年平均20人以上)を適正規模と考える。 ○中学校について 6学級～18学級を基本とし、学校全体の生徒数120人以上(1学年平均40人以上、1学級平均20人以上)を適正規模とし、包含する小学校区を少なくとも2校以上と考える。</p>			
205	愛知県	日進市			<p>(1)小学校の学区について 香久山小学校の児童数は現在1,200人を超え、県内でトップクラス、全国でも9位(平成17年度統計による)の大規模校となっている。小学校の標準規模は12クラスから24クラスであるが、香久山小学校は38クラスであり、今後さらに児童数の増加が予測される。また、北小学校については、児童数は現在約600人であるが、竹の山南部特定土地地区画整理事業の進捗状況により今後児童数も900人に近い規模となることが予測される。 このような香久山小学校と北小学校の児童数増加への対応として、この両校の分離校としての新設小学校の用地を早急に確保することが必要である。 また、南小学校については、平成14年に梨の木小学校に分離したものの、その後も児童数が増加の一途をたどり、将来的には1教室程度不足することが予測されるため、増築、仮設校舎及び学区の見直しを考慮する必要がある。 (2)中学校の学区について 日進西中学校では急激に生徒数が増加し、日進中学校と日進東中学校についても今後約10年間は生徒数の増加が続くことが予測されることから、学区の見直しや一時的に特別通学区域を設けるという対策では根本的な問題の解決とはならず、このままでは日進西中学校ばかりでなく、他の中学校についてもいずれ飽和状態となると思われる。 従って、中学校についても早急に適切な地域を選定し新設中学校を建設すること、これに合わせて、新たな中学校区の設定を行うことが必要である。 特に、日進西中学校の生徒数増加は著しく、放置できない状況であり、できるだけ早く新設中学校を建設する必要がある。</p>			
206	愛知県	名古屋市長古塵市	12～24学級	9～18学級	<p>○望ましい学校規模 1・小学校 クラス替えが可能な12学級～24学級。 2・中学校 クラス替えが可能な6学級以上は必要。 なお、現時点における教員配置など教育諸条件を考慮し、9学級から18学級の規模が望ましい。 ○学校規模適正化の方法 1・学校の統合 隣接する複数の学校を統合し、学校規模適正化を図る。 2・通学区域の変更 隣接する学校が大規模校の場合に、その一部を小規模校の通学区域へ変更し、学校規模適正化を図る。</p>		<p>○学校規模適正化の対象 小学校:11学級以下の学校。 中学校:5学級以下の学校。 ○対象校の優先順位 小規模校対策は、クラス替えができない11学級以下の小学校を対象とする。しかし、対象となる全ての学校を一斉に実施することはできないため、グループ分けを行い、第1グループから段階的に順次取り組む。 グループ ①現在、6学年全てが単学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校。 ②現在、6学年全てが単学級の学校で、実施計画期間内に6学級でなくなる見込みの学校(6学級～7～11学級)。及び、現在7学級～11学級の学校で、実施計画期間内に6学級となる見込みの学校(7～11学級～6学級) ③現在、7学級～11学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校。</p>	
207	愛知県	南知多町			<p>○基本方針 1・小学校は、各地区に1校ずつ設立し、5校とする。 2・中学校は、全校を統合して、1校を設立する。 ○学級の人数 児童・生徒達の望ましい学習の場として、30人程度の学級のより良い学校を創る。</p>			
208	愛知県	田原市	6～18学級	6～18学級	<p>○適正規模に向けた基本的な考え方 1・小学校 小学校は、6～18学級を基本とし、学校全体の児童数120人以上(1学年平均20人以上)を適正規模と考える。 2・中学校 ①中学校は、小学校から中学校に上級する際に、1小学校区で1中学校を形成することは、人間形成の大切な時期に影響が大きいと考える。従って、教育面や学校運営上の観点から、クラス替えのできる1学年2学級以上を適正規模と考える。 ②6～18学級を基本とし、学校全体の生徒数120人以上(1学年平均40人以上、1学級平均20人以上)を適正規模とし、包含する小学校区を少なくとも2校以上と考える。</p>			
209	愛知県	岡崎市			<p>○統合規模・統合年度 統合規模を5校案とし、統合の年度は22年度案で意見集約がなされた。 ○統合地区について 平成22年度から旧額田地区における学校を統廃合する。 ○統合規模について 1・旧額田地区における学校の適正規模は、5校とする。 2・鳥川小学校を豊富小学校へ統合、千方町小学校と大雨河小学校を宮崎小学校へ統合する。 3・夏山小学校、形埜小学校、下山小学校は、現状のとおりとする。</p>			

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				春日井市立小中学校適正規模等検討委員会	学識経験者地域団体代表保護者代表(小学校・保育園)公募委員		小中学校の適正規模について 提言
田原市は行政面積が約180km ² あり、東西に約30kmと比較的長く、通学距離に無理が生じることも予想される。検討していく上で、小学校で概ね4km、中学校で概ね6kmの法令で定める基準を上回る場合には、児童生徒の通学に関して、交通安全対策とともに、何らかの支援措置の検討を行う。				田原市教育問題研究会			小中学校の規模の適正化に関する検討経過
	○小中学校がゆとりある教育活動を実施するために必要な土地面積の確保が困難であること明らかになった場合 小学校建設を優先し、中学校については別の建設用地の選定を速やかに行うことが重要である。新たな中学校の建設は非常に緊急の課題であるとする。 ○現在、用地の選定を行っている新設小学校に中学校を併設することについて 1・小学校と中学校をそれぞれ建設することに比べて建設費用を抑えることができる点。 2・学校用地として適当な場所を新たに選定する時間等を短縮できる点。 以上のことから、有効であると思われる。従って、新設小学校に中学校を併設する可能性についてもよく検討し、必要な規模の学校建設が可能な用地面積の確保が見込まれる場合は、早急に小中学校併設校の建設計画を進める必要がある。			日進市学区検討委員会			意見書
通学は、徒歩を基本とし、児童・生徒の発達段階を考慮して、次の距離を一応の目安とする。 小学校 概ね2km。 中学校 概ね3km。	○実施計画の策定 1・実施計画は、対象校選定の考え方により、平成22年度のデータを基に早急に策定する。その後、0歳児から5歳児の幼児人口が把握できる6年ごとに実施計画を見直す。 2・統廃においては、PTA活動や地域活動が行政区を単位として行われていることから、同じ行政区内とする。更に、小学校と中学校は、中学校ブロックの中で小学校の組み合わせをする。 3・各学年でクラス替えができる12学級～24学級の学校規模となるような組み合わせとする。 4・通学距離が、2kmを大幅に超える場合で、隣接する学校が小規模校でない場合は、通学区域の変更での対応を検討する。			名古屋市教育委員会			名古屋市立小・中学校における小規模交代策に関する基本方針 ～子どもたちのよりよい教育環境のため～
				南知多町教育委員会			学校統廃合の基本構想について(より良い学校環境の創造を目指して)
行政面積が約180平方kmあり、東西に約30kmと比較的長く、通学距離に無理が生じることも予想される。検討していく上で、小学校で概ね4km、中学校で概ね6km、の基準を上回る場合には、児童生徒の通学に関して、交通安全対策と共に、何らかの支援措置の検討も行う。			検討にあたっては、地域住民の意向を十分に踏まえて単に統廃合するだけでなく、特色ある学校づくりの推進と学校の活性化の促進を旨と共により、学校選択制(通学区域の弾力化)や小中一貫(連携)教育なども考慮した検討を期待する。	田原市教育問題研究会			田原市教育問題研究会 答申書
	○児童履修内容の移行に伴う対応猶予期間の計画について 複式学級から単式学級になることが予想される学年については、その学年に在籍する児童に未履修が生じないように、統廃前の1年間、教員の増員配置を県に要請して、単学年で履修できるようにする。	毎年児童数の状況を踏まえ、出来るだけ保護者や児童の負担にならない乗降(集合)場所を、学校、教育委員会、保護者代表で検討していく。		岡崎市旧額田地区小学校適正規模研究検討委員会	町総代会地区代表 PTA会長 学校長	学区総代会長 PTA会長 小学校長	岡崎市旧額田地区小学校適正規模研究検討委員会報告書

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		3 校舎の老朽化について	
210	愛知県	東栄町			<p>○基本方針 今後の児童数の推移から、町1校の統合が望ましいとの統合に対する基本的な考えを踏まえ、かつ推進過程の中から掘起された諸問題点等その反省の上に立ち、小学校統合計画を策定してその推進を図る。</p> <p>○適正規模・統合時期 活力があり、しかもきめ細かな指導、授業ができる1学級20人程度の学級が望ましい規模と考え、町1校の統合を平成22年度に完了する。</p> <p>○暫定的受け入れ校 受け入れ校を、暫定的に中央小学校(平成18年度に新校名)とする。</p>		<p>○統合の時期 1・統合校(月小、中設楽小、中央小) 準備計画年度:平成15年度 統合完了年度:平成18年度 2・統合校(古戸小、粟代小、東栄小) 準備計画年度:平成16年度 統合完了年度:平成19年度 3・統合校(東部小、奈根小、東栄小) 準備計画年度:平成19年度 統合完了年度:平成22年度</p>	
211	三重県	伊賀市	12～18学級	12～15学級	<p>○再編基本計画の考え方と八小四中案 校区再編を検討するための7つの基本的考え方を作成した。そして、この基本的考え方により、上野地区内の16小学校を8校に、6中学校を4校に再編する案を出した。</p> <p>○適正な学校規模 1・小学校では、1学年当たり最低2学級で、2～3学級を基準とする。 2・中学校では、最大5学級で、4～5学級を基準とする。</p> <p>○適正な学級規模 1学年30人～35人を上限として、成長段階に応じた柔軟な対応(低学年では定員を少なく、高学年や中学生では多く設定)を行うことが望ましい。</p> <p>○小学校区と中学校区の関係 同一小学校校区は、できるだけ同一中学校区となるよう考慮し、同一小学校区が2つの中学校区に分かれる場合は、多数と少数に分かれることのないよう一定集団で分かれるよう配慮する。</p>		<p>○統合内容 統合校→統合後の新学校 1・中瀬小、府中一→上野東部小(仮) 2・三田小、新居小、長田小→上野北部小(仮) 3・花之木小、猪田小、花垣小、古山小→上野西部小(仮) 4・神戸小、依那古小、比目岐小→上野南部小(仮) 5・枕青中、府中中→上野東中(仮) 6・丸山中、成和中→上野南中(仮)</p>	
212	三重県	尾鷲市			<p>○計画期間 1・平成20年度から平成29年度の10年間とする。この10年間の内、前5年を前期、後の5年を後期としたし、 2・前期、後期に二分したのは計画の期間が長期にわたるため、前期での進捗状況、児童生徒数の変化等を見極めた上で、修正すべきものは修正し、新たな構想として後期の計画を立てるべきであると判断するからである。 3・計画の推進にあたっては、前期計画期間に重点を置き、学校、保護者、地区との話し合いを積極的に行っていく。</p> <p>○校区について 校区は、本計画の進捗状況によるものとするが、当面の計画としては最終的に以下の通りとする。 1・小学校:5校区とする。尾鷲地区…4校区、輪内地区…1校区 2・中学校:2校区とする。尾鷲地区…1校区、輪内地区…1校区</p>		<p>○検討すべき学校とする要件以下に掲げる要件のうちいずれか1つに該当した時、統廃合を検討すべき学校として挙げたい。 1・小学校においては、全校児童数が30名以下、中学校においては15名以下になった場合。 2・小学校、中学校共に欠学年が生じた場合。 3・同一学年に1名のみ在籍し、同級生がいない場合。 4・学校施設の老朽化等により早急に児童生徒の安全を確保する必要があるが生じた場合。 5・保護者、地域から統合の要望が出された場合。</p>	<p>学校施設の耐震化については、非木造校舎の改築や補強が必要とされる学校が数多くあり、また、丸鬼・輪内地区には築後50年を経過した木造校舎が残されている。統廃合を考えた配置構想では、このことも要因の一つとして加えざるを得ない。</p>
213	三重県	志摩市			<p>○学校再編に伴う基本的な考え方について ・1学級の児童・生徒数は、小学校及び中学校は30人程度が望ましい。 ・学校再編にあたっては、複式学級を解消する。 ・小学校及び中学校の学級編制は、原則1学年2学級以上とし、特別に地域の実情等による場合は、1学年1学級以上とする。 (1)旧町単位で統合する。 通学距離を考えて隣接する学校が統合しても、適正規模とならない可能性が生じる。また、旧町でない学校が統合となった場合、兄弟で別の中学校に通うことも起こりうる。なお、通学距離等の関係から該当児童生徒の保護者からの希望があった場合にはこの限りではない。 (2)原則、中学校から先に統合する。 小学校から先に統合すると、卒業後、別の中学校に進学しなければならなくなる可能性が生じる。ただ、同じ中学校に進学する校区の小学校で、保護者・地域の統合希望の要望があった場合は、この限りではない。 (3)小学校の統合は中学校区を単位とする。 (4)再編後の学校規模は、原則、1学年複数学級とし、1学級は30人程度が望ましいが、21人以上も可とする。</p>		<p>○統合する学校の要件について (1)小学校においては、複式学級が今後続く見込まれる場合。 中学校においては、21人未満の学級が今後続く見込まれる場合。 (2)学校施設の老朽化等により、児童・生徒の安全を確保する必要がある生じた場合。 (3)保護者・地域から統合の要望が出された場合。 平成30年度までの今後10年間のうちに、上記に掲げる要件のいずれか1つに該当する学校となる場合に、保護者・地域の理解を求めつつ統合を推進していく。 ○小学校再編 現20校1分校→9校に再編する。 ○中学校再編 現11校→6校に再編する。</p>	
214	三重県	名張市	12～18学級	9～18学級	<p>○基本方針 1)校区の調整・変更 校区について、小学校ではさまざまな事情により現在の校区と地域づくり委員会の区域が一致していない地域(美旗町池の台等)と、同一地区において複数の校区が存在する地域(溝之台、蔵持町等)がありますが、これらの課題について校区を変更する場合には、原則を踏まえながら可能な限りその課題の解消に努める必要がある。しかしながら、地域等での協議により要望があれば、校区を変更しようとする本来の目的に合致する範囲内で柔軟に対応することが適当である。また、中学校の校区については、通学方法の利便性・アンバランスがみられるが、現行の校区は長期間にわたって地域との関係性のなかで継続されてきたことから、小学校、中学校ともに新たな校区の再編は、変更による影響も考え、名張市における今後の課題として引き続き検討することが望ましい。</p> <p>2)学校の統廃合 学校の統廃合を検討するにあたっては、小学校から中学校へのスムーズな接続等の教育面での配慮や地域づくりの面からも、中学校の校区とその中学校区に進学することとなる各小学校の校区とができるだけ同一となることの利点や、学校の統廃合により新たな学校への通学が子どもや保護者にとって負担とならない距離や通学方法、安全確保への配慮が必要など等を考えて検討を行う必要がある。</p>			<p>名張市の厳しい財政状況下においても学校施設の耐震化や老朽化等に緊急に対応しなければならない状況を考え、既存の学校施設を利用することを基本とする。</p>
215	滋賀県	甲賀市	12学級程度	12学級程度	<p>○1学級あたりの児童・生徒数について 小中学校の1学級の児童・生徒数は30人から35人を理想とする。 なお、小学校の低学年においては更なる少人数(20人程度)での学級編制を理想とする。</p> <p>○学校の学級規模について 小学校については、各学年2学級程度を理想とする。 中学校については、各学年4学級程度を理想とする。</p> <p>○適正配置の方法について 学校の適正配置の方法については、「通学区域の変更」と「学校の再編」が考えられる。適正配置を実施するにあたっては、まず隣接校との通学区域の変更について検討し、これによって適正規模の確保が困難である場合には、学校の再編を行う。</p>			

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
統合に伴う児童の通学は、徒歩通学を原則とするが、定区間を越えた対象児童については、バス通学とする。実施にあたり、各学区の要望、関係機関に対する調整等を踏まえ、今後の町バス施策に反映するよう努力する。				東栄町教育委員会			東栄町小学校統合計画
小学校においては、各地区の基準地から3km以上、中学生では5km以上は、スクールバス・公的交通機関による通学を原則とする。	○市町村合併との関係 今回の再編は、答申時期が市町村合併前であることから、周辺町村の校区までを考慮した再編検討は行わないもの、再編において他町村立の小中学校と距離の方が近くなると考えられる市内の地区には、当該地区が参考となるよう資料を提示する。 ○地域コミュニティと校区 1・校区の自由化を前提とした校区再編計画の策定は行わない。ただし、再編の結果、再編後の学校までの距離が近隣の学校までの距離より遠くなる地区においては、その地区(自治会)単位で校区を選択できる方法を残す。 2・小学校区、中学校区とも、原則として同一字名の自治会が校区再編により分割されることのないよう配慮する。	小学校においては、各地区の基準地から3km以上、中学生では5km以上は、スクールバス・公的交通機関による通学を原則とする。	○新しい学校づくりと校区再編 1・研究指定校を設け取り組みの行われている「小中一貫教育」については、その研究成果を見極めながら今後の検討課題とし、今回の校区再編計画には反映しない。 2・学校と地域の連携、地域に開かれた学校づくりを実践するための「学社融合」は、再編後の新しい学校区において、より一層の充実を図るべき課題とする。	伊賀市教育委員会			伊賀市における校区再編の取組について
	○検討すべき学校 1・小学校 ①九鬼小：現在、児童数は10名であり、今後数年間はそれが維持されるが、隔二学年があり、また、同一学年1名という学級がある。 ②三木小：現在児童数は23名であり、平成27年度には20名を割り込むことが予想されている。また、同一学年1名という学級が隔こある。 ③三木里小：現在、児童数は24名であるが、平成22年度には17名、その後も毎年漸減していく傾向にある。また、この年度から同一学年1名という学級ができる。 2・中学校九鬼中：現在生徒数6名であるが、平成20年度からさらに減少、平成24年度には2名となり、同時に次学年ができる。			尾鷲市教育委員会			尾鷲市立小中学校の配置計画
小学校にあつてはおおむね4 km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であることを。上記以内の通学距離であっても、児童・生徒の通学事情により学校が許可する範囲内で自転車通学を認める。	○再編による学校区の見直しについて再編により学校区の拡大が考えられるが、学校区の境界においては該当児童・生徒の保護者の希望により弾力的な運用を行う。	再編により統合となる場合には、公共交通機関の利用やスクールバス等の運行を検討する。		志摩市学校再編検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 公募委員		志摩市立小中学校学校再編 提言書 「学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策」について
○小学校 概ね4km以内に存在するよう配置されること。 ○中学校 概ね6km以内に存在するよう配置されること。	○1学級あたりの児童・生徒数の基準 ・小学校 1学級あたりの児童数は、20～30人程度。 ・中学校 1学級あたりの生徒数は、25～30人程度。	学校を統合することにより、通学距離が適正な通学距離の基準を大きく上回るような場合には、安全・安心な通学手段を確保するという観点から、コミュニティバスの活用やスクールバスの運行を視野に入れた検討を行う。		名張市立小学校校区再編検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 学校関係者 公募委員		名張市立学校の適正規模・適正配置について(提言)
通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮する。	○学校の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。 ○通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮する。	やむを得ず、遠距離通学が発生する場合は、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討する。		甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会			甲賀市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について(答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
216	滋賀県	高月町			<p>○基本方針 中学校と4小学校を総合的、一体的に捉え、小学校6年生を中学校と一体化する新しいタイプの義務教育学校「高月学園」を構想し、1校5キャンパスの考えを基に、その具体化を図るために研究体制を早急に整えることが求められる。</p>		<p>○安全・安心で良質な学習環境に整備するため、全面改築が必要 Is値(構造耐震指標)において、学校施設の耐震安全強度の目安となる0.7を下回る耐震強度不足の箇所が、校舎の縦方向で随所に見られた。1カ所については「大規模地震で倒壊の可能性が高い」とされるIs値が0.3を下回っている。 ○経年による老朽化に対応し、良質で快適な学習環境の整備 施設等の現地視察を行った結果、予想以上に老朽化が進んでおり、全面改築が早急に必要であることを共通認識した。</p>
217	滋賀県	栗東市			<p>○基本方針 栗東西中学校においては、平成23年度に過大規模校とされている生徒数1000人を超える可能性があり、その後も減少する見込みがないことから、平成18年度の学区編成審議会において、栗東西中学校区の学区編成について検討した。</p>	<p>今回の審議会においては、栗東西中学校区の生徒増対策を中心に、栗東西中学校区はもとより全市的な視野に立ち、教育を取り巻く諸課題を踏まえつつ、栗東市内中学校の今後のあり方を、あらゆる角度から総合的に検討した。 過大規模校となる栗東西中学校については、生徒の教育環境を考慮し、「分離・新設」することが最善である。ただし、危惧的な財政状況により、困難な場合は通学区域の変更、増築等による対応が考えられる。しかし、解決すべき諸課題が多数あるので、その解決にあたっては、関係者等と十分協議されたうえで実施を決定し、そのための施設整備や学校管理体制も考慮し、対応された。</p>	
218	滋賀県	東近江市			<p>1・政所小学校 在校生の減少や新入生の動向から非常に差し迫った状況が見受けられ、また、PTA、地域ともに統合の考え方にあったことから、統合により小規模校の課題を解消し、平成21年4月1日付での政所小学校と山上小学校との統合を決定する。 2・甲津畑小学校 児童数が30人近くあることから逼迫感はないものの、今後は減少傾向が続き、1学年2人となるクラスが現れ、総児童数も20人を割り込むことが見込まれている。よって、甲津畑小学校についても統合する。</p>		
219	滋賀県	長浜市			<p>○学校の適正規模について 1・本検討委員会では、学校規模の検討の場合に、1学級40人を定員とした普通学級(特別支援学級は含まない)を対象とする。 2・今後の流れとしては、30人から35人学級に向けた学級編成が望ましいと考える。</p>	<p>1・学校規模について 小規模校で複式学級編制となる可能性がある。複式学級にはならないものの学校全体が極端な少人数となる。学校全体が少人数で男女比が極端な傾向を示す学級が存在する。大規模校であるが故の課題が学校の自助努力だけでは解消できない。学校の老朽化等の課題がある等の場合には、こどもたちにとっての望ましい教育環境を整備するという責務から、早急に地域等との協議を行い、可能な限り子ども達にとっての望ましい教育環境としての学校規模を考慮した施策を講じていくべきである。 2・適正な学校規模確保に向けた取り組みについて ①小規模校における課題が顕著な場合 統廃合も視野に入れた検討が望ましい。とりわけ、複式学級編制等の可能性がある場合には、早急に検討すべきである。 ②大規模校における課題が顕著な場合 通学・通学区域の変更等で解消できなければ、学校の分離新設を視野に入れた検討が望ましい。また、分離新設をしない場合は、大規模校の弊害をできるだけ解消するよう教育環境の整備を図ることが必要である。</p>	
220	京都府	伊根町	6~18学級	3~12学級	<p>○学校規模 小学校は6学級~18学級、中学校は3学級~12学級とし、1学級の人数は20名~35名とするが、地域性にも配慮し、その基準(児童生徒数)に該当しない場合も許容とする。 ○小・中学校の統合計画 1小学校の統合 小学校は、2校とする。伊根小学校は、現行どおり存続する。本庄小学校は、現行どおり存続する。 2中学校の統合 中学校は、2校を1校に統合する。本庄中学校を廃校とし、本庄・筒川地区の生徒は平成23年度を目途に伊根中学校に通学できるように進めていく。</p>	<p>「複式学級」がある学校は、早期に再編に着手する。</p>	<p>(1)既存の学校施設の活用 既存の学校施設を活用し、新築は行わない。 (2)学校の耐震化 現在、耐震調査を全校実施しており、耐震化が必要な学校については、財政状況を考慮しながら、順次実施していくとする。</p>
221	京都府	宇治市	18学級程度	18学級程度	<p>○基本方針 今日求められている新しい教育ニーズに的確に応えながら教育効果を適切に確保し、一人一人の児童生徒に行き届いた教育を行うためには、1・小規模校は無論のこと過大規模校もデメリットが大きいこと。2・単学級ではなくクラス替えがあった方がよいこと。3・学年2学級でも学年運営上困難が生じる場合があること。4・学校運営上、教員数においても可能な限り多い方が教育効果は上がること。などを踏まえ、「宇治市における学校の適正規模は、小中学校とも18学級を適正規模の基準としつつ、18学級以上でかつ過大規模校にならない規模とする。」という見解を尊重することとした。(なお、山間部にある笠取小学校、笠取第二小学校は議論の対象外とした。)</p>		
222	京都府	京丹後市			<p>○小学校の再配置についての検討結果 (峰山町) 現在の児童数や既存の学校の規模等を考え、当面2~3校として、新築が可能であれば現在の6校を1校に統合する。統合実施時期は、合併特例債を受けられる期間に配慮して進める。 (大宮町) 大宮町は既に統廃合を行っているため、現状では再配置はしない。将来的に現状より児童数が減少した段階で再配置をする。その際、大宮第一小学校は現状どおりとし、第二小学校と第三小学校2校の再配置を検討する。 (網野町) 児童数の減少等による複式学級の問題等を考慮し、現在6校ある小学校の内、当面、橋小学校は現状どおり存続させる。他の5校の小学校については、2~3校に再配置する。 (丹後町) 竹野小学校は児童数も少ないため、早急に間人小学校又は豊栄小学校へ統合する。その上で、小学校については、間人地区に1校、宇川地区に1校とする。当面は竹野小学校を除く間人小学校、豊栄小学校、宇川小学校の3校を存続させる。 (弥生町) 現在5校ある小学校を、1校に統合する。鳥取小学校の校舎及び用地を活用する方向で再配置する。 (久美浜町) 児童数を考えていくと、統合はやむを得ないとの意見が大勢である。また、久美浜は地域が広いので2~3校で再配置する方がよいと考えられる。</p>	<p>○中学校の再配置についての検討結果 (峰山町) 現状どおり1校とする。 (大宮町) 現状どおり1校とする。 (網野町) 現在2校ある中学校を存続させる。ただし、橋中学校については、クラブ活動、男女比等も考慮して、1クラスの生徒数が20人を下回るようになった場合は、網野中学校への統合もやむを得ない。 (丹後町) 1校案については、検討分科会では統合・現状維持の両方の意見が均衡しており、どこまでも平行線のままである。宇川中学校は現在生徒数が50人であるが、平成25年には32人となり、教育効果、人間形成等の観点から生徒数は1クラス20名を基準とすると適当な生徒数とは言えず、再配置を計画する。 (弥生町) 現状どおり1校とする。 (久美浜町) 今後の生徒数の推移や広大な地域性を考えると、当面は現状のままとし、将来的には、可能であれば中心地に統合し1校を新築する。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
通学距離の基準原則が小学校で4km以内、中学校が6km以内とされており、本町は概ねカバーできる。	中1プロブレムや小学校の小規模による弊害を解消し、すべての子どもたちの学力の向上と心身の健全育成を図り、義務教育9年間を見通した新しい学校づくりを支える施設に整備するため、移転改築が必要。	多人数指導など効果的な交流・集合学習等における移動を考えると、スクールバスの導入について検討する必要がある。		高月町学校教育将来構想懇話会	学識経験者 議会関係者 企業関係者 地域団体代表 保護者代表 学校関係者 公募委員		新しい時代に適応する高月町の学校教育の在り方について(答申)
				学区編成審議会			学区編成審議会 答申
				東近江市立学校通学区区域審議会			東近江市立学校通学区区域審議会答申について
小学校では3km以内、中学校では、6km以内、を適正な通学距離の範囲とする。ただし、通学距離が適正な範囲内であっても、個々の通学路の状況に応じ、安全性の確保について留意することが必要である。	○小規模特別認定校制度について 国から示されている通学区区域制度の弾力的運用の考え方を踏まえ、他の自治体で採られているような小規模特別認定校制度について検討することも必要であると考える。 ○学校の統廃合・分離等について 分離新設を検討する場合には、一方的な結論を導き出すのではなく、学校を今一度考え直す機会と捉えることが大切であり、公開性・透明性などに十分留意し、時間的な見通しも明らかにする中での検討が望ましい。			長浜市学校規模等適正化検討委員会	関係市民団体を代表する者 学識経験のある者 教育関係機関代表	連合自治会会長・副会長 大学教員 青年会議所理事長 小中学校PTA代表 幼稚園PTA代表 小・中学校長会代表 幼稚園長代表	長浜市立校圏の適正規模・適正配置について(答申)
○通学の適正距離 徒歩による場合、原則として、小学校4km、中学校6kmを限度とし、この距離を超える場合やそれぞれの地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を考慮する。ただし、バスによる通学時間は精神面・体力面を考慮し、45分程度を限度とする。	○行政の枠を超えた統合の検討 行政間の統合については、教育委員会の領域を超えるので、町長の方針に沿って進めていく。現在、町長は「行政の枠を超えた学校統合はしない。伊根町から、子どもたちを出さない。」との方針であるので、教育委員会では検討しない。	統合により、遠距離通学となる生徒の安全、安心な通学を促すため、スクールバスの導入を図っていきたい。		小中学校統合問題検討委員会			伊根町立小・中学校統合計画～教育環境の整備・充実のために
	小学校卒業後の進学先が複数の中学校に分かれることは可能な限り避け、宇治市立小中学校を「小中ユニット」という考え方に立った再編を行うことが望ましい。			宇治市学校規模適正化検討懇話会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表 学校関係者		宇治市学校規模適正化検討懇話会答申
学校再配置によって通学距離が長くなると、精神的、肉体的、経済的に大きな負担を強いことになりかねないため、子どもたちが、京丹後市内のどの地域に生まれて育っても等しく教育が受けられるよう、通学にかかる保護者の経済的負担を軽減するような措置が望まれる。従って、通学距離や通学の所要時間など一定の整理をしてスクールバス等の運行を充実させる必要がある。また、通学路の安全性を確保するため、道路整備はもとより、道路に付帯する安全施設、歩道、自転車専用道路等の整備にも努めていただくよう要望する。				市学校再配置検討委員会			市学校再配置検討委員会答申

			Ⅰ 学校の適正規模		Ⅱ 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
223	京都府	八幡市			<p>○基本方針</p> <p>(1)平成22年度に八幡第二小学校、八幡第四小学校と南山小学校の3校を2校に再編し、校舎は八幡第二小学校と南山小学校を使用する。</p> <p>(2)平成22年度に南山小学校の校区のうち国道1号より南側の地域を美濃山小学校の校区に編入する。</p> <p>(3)平成22年度に、男山東中学校の校区のうち国道1号より北側の地域を男山東中学校の校区に編入する。</p>	<p>○小学校の校区</p> <p>・校区は地域コミュニティの基礎的な単位になっていること及び、児童の心理的な面からも校区の分割は好ましくない。</p> <p>・学校規模を適正に保ち、30人程度学級が可能となるよう教室数を確保する必要がある。</p> <p>・以上から、八幡第四小学校は全て八幡第二小学校に編入する。南山小学校は、現状どおりとする。</p> <p>○中学校の校区</p> <p>・学校規模を適正に保ち、30人程度学級が可能となるよう教室数を確保する必要がある。</p> <p>・同一小学校の卒業生は、小中連携の確保、児童の心理的な面から、同一中学校に進学することが好ましい。</p> <p>・以上から、統合後八幡第二小学校、南山小学校は男山東中学校の校区とする。なお、校区変更時に南山小学校校区の男山東中学校に在籍している生徒については、希望に応じて卒業まで在学できることとする。</p>		
224	京都府	舞鶴市			<p>○加佐地区の学校統廃合について</p> <p>2小学校・1中学校案を基本とすることが望ましいと考える。加佐地区に小学校1校・中学校1校とした場合、小・中学校9年間をつなぐ一貫した特色ある教育の推進が期待できる。しかし、校区が小学生には広過ぎると考えられることや学級編制替えもほとんど期待できないことから変化の少ない学校生活につながる懸念も一方にはある。また、小学校を2校とする場合、岡田地区に1校、八雲・神崎地区に1校となるが、校区としてのまとまりをもって地域との関わりを生かした教育が進めやすいと考えられる。</p> <p>上記の点を考えると、小学校は2校とする方が望ましい。中学校については、2校を1校にすることにより、多様で効果的な教育活動を展開することが可能な規模となるとともに、加佐の中学校として学校教育の振興を図ることにつながると考えます。</p>	<p>○小規模校におけるメリットを残し活かしながら、デメリットをできるかぎり解消する規模であること。</p> <p>○小学校</p> <p>複式学級が解消され単式学級が編成できる規模であること。</p> <p>○中学校</p> <p>授業や特別活動、部活動などにおいて多様で効果的な教育活動を展開することが可能な規模であること。</p>		
225	京都府	福知山市	6学級以上	9学級以上	<p>○基本方針</p> <p>・各学年に単学級は設置できても概ね20人の学級集団を著しく下回る学校についても統廃合を検討する。</p> <p>・小学校は、基本的に現在の中学校区単位での統廃合を検討する。ただし、中学校区内で小学校が複数存在しない場合は、隣接する中学校区内の小学校との統廃合を検討する。</p> <p>・中学校は、隣接校を基本とし統合を検討する。</p> <p>・児童生徒数の将来推計も要因に統合を検討する。</p> <p>・複式学級の解消は、義務教育標準法第3条に基づく学級編制を仮定し検討を行います。</p> <p>○学区修正</p> <p>児童生徒数の将来推計や地理的接続性、通学距離・時間、地域コミュニティ、文化・歴史などの総合的な意見に対し、市民の合意形成が得られる場合に、学区修正を検討する。</p>	<p>複式学級を解消することが、緊急を要する課題と考える。</p>	<p>市の学校施設は、昭和47～56年までの人口急増期に建てられた校舎等が多数を占め、老朽化が進行している。また、「建築基準法」に基づく耐震基準が大幅に改正された昭和56年以前に建築された小・中学校が多数あり耐震性能課題を抱えている。</p> <p>平成19年度末の耐震化率は、51.3%(延床面積による算出。棟数による場合は、50.4%)であり、さらに、多様化する教育ニーズへの対応や学校施設の地域開放・バリアフリー等においても整備が必要になっております。</p>	
226	京都府	与謝野町	12学級以上	9学級以上	<p>○提言(小学校)</p> <p>子どもたちにとっての、より良い教育環境を整えるためには、学校・学級は適正規模を保持する必要がある。</p> <p>適正規模は1学級20～30人とし、1学年2学級以上を基準とした学年編制が望ましい。</p> <p>○提言の根拠等</p> <p>(1)9小学校中、複式学級があるのは3校であり、数年後には2校になる。また、1校が複式学級となる。更に、児童数は1校を除き年々減少し、12年後は約586人減少し981人程度となる見込みである。</p> <p>(2)子どもたちの個性や才能を伸ばしていく上で、人と関わり合って学ぶ、目標を持ち努力して学ぶ、まねて学ぶ、多様な学習形態を通して学ぶなどの学習活動を展開していくことは、教育的効果がある。そのために、一定の規模の集団の確保が必要である。</p> <p>(3)少人数学級や単一学級においては、人間関係が固定化したり、序列化したりする傾向が見られる。子どもは新たな人間関係を築いたり、友人関係を広げたりしながら新しい自分を発現したり、社会性を身に付けていく。その機会や場をつくるための適切な学校規模を考えると必要である。</p> <p>(4)複式学級では、多様な教育活動が展開できる教員配置が期待できる。</p> <p>○提言(中学校)</p> <p>中学校についても、学校規模が学習環境に与える影響が大きく、小学校と同様、適正規模を保持することが必要である。</p> <p>適正規模は1学級30～35人とし、1学年3学級以上を基準とした学年編制が望ましい。</p> <p>一提言の根拠は、「5 その他の基準及び方針」に記載。</p>	<p>中学校区は、複数の小学校を含むよう適正配置をし、当面は現状維持が望ましい。</p>		
227	京都府	宮津市	6～12学級	3～12学級	<p>○再編方針・再編するための判断基準</p> <p>次の5つの判断基準により、再編を検討した。</p> <p>1. 学校規模について</p> <p>学級数は、小学校で6～12学級、中学校で3～12学級を基準とし、1学級の人数は20～30人とする。</p> <p>※ただし、地理的条件・学校配置状況等から地域性を十分に配慮し、基準に該当しない再編も検討した。</p> <p>2. 通学距離と時間について</p> <p>徒歩の場合は小学校で4km、中学校で6kmを限度とし、バスの場合は30分～45分を限度とする。</p> <p>3. 複式学級について</p> <p>複式学級がある学校は、統合の対象とした。</p> <p>4. 教職員の配置について</p> <p>小規模校では、教職員の削減が予想されることから、児童生徒への教育指導への影響が出ないよう、教職員の配置にも配慮する必要がある。</p> <p>5. 財政効果について</p> <p>統廃合することにより「財政メリット」があることも前提とした。</p>	<p>○小学校</p> <p>8校→5校に再編</p> <p>1・日置小学校を養老小学校に統合</p> <p>2・上宮津小学校を宮津小学校に統合</p> <p>3・由良小学校を栗田小学校に統合</p> <p>【存続させる小学校は】</p> <p>宮津・栗田・吉津・府中・養老</p> <p>○中学校</p> <p>4校→3校</p> <p>1・吉津、府中地区の生徒は現状どおり「橋立中学校」へ通学</p> <p>2・養老中学校を日置中学校に統合</p> <p>※両校の生徒数等を考えると、日置中学校を養老中学校に統合することが妥当であるが、次の事柄を配慮し、養老中学校を日置中学校に統合することとした。</p> <p>【存続させる中学校は】</p> <p>宮津・栗田・日置</p>		
228	京都府	瑞穂町			<p>○小学校教育の充実を図る方策として、下記の3点を答申とする。1・瑞穂町内の4小学校を統合し、新しい学校を建設することが望ましい。新設する学校については、社会の変化やニーズ、地域住民の期待に答えられるものであり、新しい時代の教育に見合う最先端の施設・設備を持つ学校であることが望ましい。2・新設する学校は、学校と地域の連携や交流・ふれあいが日常的に出来、最先端の施設・設備が共用できるようにし、地域住民の生涯学習の拠点としても活用できるものとする。3・町内の4小学校は、地域に根ざした学校であり、学校に対する地域の思い入れや愛着も特別なものがあることを踏まえ、地域住民の理解と協力が得られるような対応が最も必要である。</p>			

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
平成22年度以降の「八幡第二小学校」と「南山小学校」の通学区域の設定については、再編整備計画をもとに、保護者や地域住民の意向を尊重し、通学距離・児童生徒数・地域コミュニティ・地域事情等を勘案して、最終的な通学区域を決定する。				男山南部小学校再編整備準備委員会			学校再編に関する提言について
学校の統合により、通学区域が広がることに対し、児童生徒一人ひとりが、安全に登下校できる環境づくりが望まれる。 通学路の中には、起伏に富む箇所や、交通量の多い道路もあり、また、不審者に対する対策も必要である。 舞鶴市で行われている助成制度を利用することなど費用負担の軽減を図り、保護者や地域とも連携しながら、バス等安全な通学手段を考慮することが重要と考える。				加佐地区の教育環境あり方検討委員会			加佐地区の教育環境あり方検討委員会 提言書
		通学距離が遠距離となった場合は、スクールバスの運行など通学の条件整備に努める必要があります。		福知山市学校教育審議会	学識経験者 市議会議員 地域団体代表 保護者代表 学校関係者 公募委員		「今後の学校教育のあり方について」 「市立学校の適正規模及び適正配置のあり方について」答申
	○提言の根拠等(中学校) (1) 3中学校全体の学級数は28学級(特別支援学級含まず)で、すべての学年が2学級以上ある。また、1学年で最高4学級あるものの近い将来、学級数が減少する学校がある。更に、生徒数については12年後に約227人減少し、672人程度になる見込みである。 (2) 小規模校では、本来可能であるはずの多様で効果的な教育活動が制約を受けて、実施できない場合が生じる。また、中学校の部活動は人間形成に重要な役割を担っているが、少人数ゆえに設置クラブが制限されて生徒の選択幅が狭まる。その結果、生徒の意欲や活気がなくなり、学校の活力が失われる可能性もある。 (3) 中学校では、より多様で効果的な教育活動が求められることから、十分な教員配置が望める適正配置をするべきである。			教育・保育環境検討委員会	学識経験者 地域団体代表 保護者代表		教育・保育環境のあり方に関する提言書
○通学距離と時間について 徒歩の場合は小学校で4km、中学校で6kmを限度とする。 バスの場合は、30分～45分を限度とする。	○中学校に関して配慮した事柄 与謝野町との組合立の橋立中学校への通学問題に関して、今後仮に、北部地域(府中・日童・養老)に市立の中学校を設置するとしたら、どの地域が適地であるか議論した。この中で、地理的な状況等から日置地区に設置することが適当との意見が多く、こうした観点から小学校とは異なった再編とした。			宮津市教育・保育施設の統廃合等を含めた再編検討委員会			教育・保育施設の統廃合等を含めた再編の在り方について 提言
				瑞穂町立小学校教育充実検討委員会			瑞穂町立小学校教育充実検討委員会答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準				
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について	
229	大阪府	大阪市	12～24学級		<p>○基本方針 これまでは、学校の適正規模に関して、学級数で18学級から24学級までの規模が適正な規模であると整理してきたが、長年にわたる児童数の減少により、学校の小規模化がもたらした規模・形態で進化した結果、平成20年度では、本市における17学級以下の小学校は227校と全体の約8割を占めており、大幅に増加している。従って、18学級から24学級までの規模が適正な規模であると整理した考え方は、必ずしも現在の本市の実態に即した適正規模の基準であるとは言い難い。</p> <p>一方で、適正規模として整理した18学級から24学級までという学級数は、大規模校対策の側面も有しており、今後ともその点を考慮することは必要である。しかしながら、答申において、「学校全体で300名程度であればクラス替えやグループ編成による教育活動が可能」と整理したところであり、その場合、児童数が300名程度の小学校であれば12学級前後となることに加えて、学校教育法施行規則での国の考え方や適正規模に関する他の政令指定都市等での事例も参考にすれば、学級数で12学級から24学級までの規模を適正規模と位置づけることが本市の実態に沿った内容になると考えられる。</p> <p>従って、今後の学校配置の適正化を進めるに際しては、学級数で12学級から24学級までの規模を適正な規模とすることを前提として進めていくことが望ましいと考える。</p>		<p>○統合対象校 6学級以下の小規模な小学校を配置の適正化を図るための対象校とし、引き続きこれらの学校に関する諸課題の整理を行うとともに、整理が出来次第、教育委員会においては、保護者や地域関係者との調整を着手していくべきと考える。</p> <p>なお、配置の適正化を進めるに際しては、答申の内容や在籍児童数の現状、推移などを勘案して、全学年単学級の小学校を次に掲げる枠組みに区分したうえで、①に該当する小学校並びに②に該当する小学校のうち、教育効果面での課題が大きいと認められる小学校から順次検討を行っていくのが望ましい。</p> <p>① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはならないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に着しい偏りがある学年を有する小学校。 ② ①には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校。 ③ 現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校。 ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校。</p>		
230	大阪府	高槻市	12～24学級	12～24学級	<p>○基本方針 児童生徒数が1,500人、学級数30学級を超えるような過大規模の状態や、1学年に1学級しかなく、クラス替えもできないような小規模の状態では、教育上の課題が認められるとの共通認識を持った。</p> <p>また、中学校においては、教育人口推計の長期的な予測も含めて、1学年1学級となるような状況にはないことも確認された。</p> <p>○学校規模適正化について (1)高槻市における学校規模の適正化に関しての「6項目の基本確認事項」 ① 学校規模の適正範囲は、12学級から24学級までとする。 ② 学校規模の許容範囲としては、24学級を超えて30学級までとする。 ③ 12学級未満の小学校については、教育上課題のある「小規模小学校」と位置付け、統合を含む検討対象とする。 ④ 中学校については、12学級未満であっても1学年1学級とはならないことや、当面の生徒数の状況等から、統合を含む検討対象とはしない。 ⑤ 校区の在り方に関しては、1中学校区は2小学校区以上から成ることが望ましい。 ⑥ 同一小学校区からは、できるだけ同一中学校に進学できるような校区調整が望ましい。</p> <p>(2) 教育上の課題の確認 1学年1学級という固定的な学級環境で、長期間教育活動を継続する状態は望ましいとは言えない。学校教育における子どもたちの学習環境や人格形成の面からだけでなく、教員の学習指導等の研鑽や学校運営の上からも解決すべき課題である。</p>		<p>○統合を含む適正規模化の検討 ① 3小学校区以上から成る中学校区で、小規模小学校を含む中学校区については統合を含む検討対象とする。(これに該当するのは、第一中学校区、第二中学校区、柳川中学校区、川西中学校区の4中学校区となっている) ② 2小学校区以下から成る中学校区で、小規模小学校を含む中学校区については当面の統合の検討対象から除外する。(これに該当するのは、五領中学校区、城南中学校区の2中学校区となっている) ③ 3小学校区以上から成る中学校区で、準小規模小学校を含む中学校区については、中長期的対応として、今後の児童数の推移も見極めながら、検討するべき課題とする。(これに該当するのは、第三中学校区、第六中学校区の2中学校区となっている)</p> <p>(1) 統合の検討 ① 当面の対応として、3小学校区以上から成る中学校区で、複数の小規模小学校が存在する場合は、当該小学校を統合するとの考え方に立って、柳川中学校区の牧田小学校と玉川小学校について、及び第二中学校区の堤小学校と竹の内小学校については、それぞれ中学校区において、いずれかの小学校の統合を検討された。</p> <p>次に、3小学校区以上から成る中学校区で、小規模小学校が存在する場合も、当該小学校の統合を検討するとの考え方に立って、第一中学校区の庄所小学校、川西中学校区の川西小学校についても統合を検討された。</p> <p>② 中長期的課題として、準小規模小学校の中で、特に児童数が900人以下となるような小学校については、対応を検討された。</p>		
231	大阪府	大東市	12学級以上	9学級以上	<p>○統合の原則 小学校については12学級(児童数300名程度＝各学年50名程度)以上を、中学校については9学級(生徒数255名程度＝各学年85名程度)以上を、存続の許容範囲とする。この程度を恒常的に下回るような事態になった場合、ないしは、そうなることを予測される場合には統合を行なうことを原則とする。</p> <p>○許容範囲の見解 * 小学校について 現在の大阪府の小学校における学級の児童数の上限定数は第1～2学年が35名で第3～6学年は40名であるが、上の許容範囲の設定の基本的な考え方は、1学年1学級を避けて、1学年2学級以上を安定して維持することにある。 * 中学校について 現在の学級の生徒数の上限定数はどの学年も40名であるが、小学校の場合とは異なり12学級に必ずしも固執せず学校全体で9学級以上を許容範囲とみなしてよいのではないかと、という大東市の意見でまとまった。</p>		<p>○小学校について すでに現在ないしは5～6年以内に「12学級(300名程度)以上」という上記の基準を下回る(ないし下回るであろう)学校が4校ある。小さな手直しでは近い将来にまた再び通学区域変更ないし統合の検討の必要性が出てくることも十分に考えられ、かえって当該校および周辺の諸学校の児童や保護者に絶えず不安感を与えることになりかねない。また、行き当たりばったりの通学区域変更を行なうと小学校と中学校との接続関係なども問題が生じてくる可能性があるという理由から、委員会の大勢はいつかの小学校を統合するほうが良いという考え方になった。そして、近い将来3つの小学校を廃校とする統合案で本検討委員会の大方の委員の合意が得られた。</p> <p>(1) 四条小学校を廃校とし、四条南小学校に統合する。新しい統合された小学校の児童はすべて、四条中学校に進学する。 (2) 北条西小学校を廃校とし、北条小学校に統合する。新しい統合された小学校の児童はすべて、北条中学校に進学する。 (3) 深野北小学校を廃校とする。</p> <p>○中学校について 6～7年程度先までの推計においては中学校で上記の許容限度を下回る学校が生じるという予測は出ていないという現況にかんがみて、本検討委員会の答申では、中学校に関しては統合も通学区域の変更も提案しないこととした。それについては、数年後に改めて検討をしていただくべき課題として残しておくことにする。</p>		
232	大阪府	豊中市	12～24学級程度		<p>○基本方針 * 小学校について 今後の児童数の推移は、わずかではあるが増加傾向にあることや、平成20年度(2008年度)の小学校の学級数見込みにおいても、5学級以下となる過小規模校及び31学級以上の過大規模校は存在しないこと。また、本市では、小学校が地域の学校として、地域教育コミュニティの核としての役割を十分に果たしていること。さらに今後の国の学級数定数の引き下げ、地方分権の流などを勘案すると、統合については慎重を期すべきであり、現状の41小学校を維持する方向で考えるべきである。</p> <p>* 中学校について 平成20年度(2008年度)の中学校の学級数見込みにおいては、5学級以下となる過小規模校及び31学級以上の過大規模校が存在しないことから、早急に統合が必要であるとは言い難い状況である。</p> <p>その意味で、現在の学級数から見た学級数では、12～24学級程度の標準的な規模が望ましく、11学級以下や25学級以上の学校については、何らかの改善・工夫が必要であると考えられる。</p> <p>○小・中学校の視点 小・中学校の連携や中学校区を単位とした地域教育コミュニティづくりの視点から考えると、41小学校のうち16小学校が複数の中学校区に進学することや、1つの中学校区に5つの小学校から進学することは適切な状況とは言えない。大規模校の課題解消といった視点も合わせれば、小学校や中学校の通学区域の見直しが求められる。</p>		<p>○小学校について 統合については慎重を期すべきであり、現状の41小学校を維持する方向で考えるべきである。</p> <p>○中学校について 現在の学級数から見た学級数では、12～24学級程度の標準的な規模が望ましく、11学級以下や25学級以上の学校については、何らかの改善・工夫が必要であると考えられる。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定)について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○配置の適正化に向けた具体的方策 答申では具体的方策として、「統合」、「校区の変更」、「通学区域の弾力的適用」の3つの手法を示した。ただ、「校区の変更」と「通学区域の弾力的適用」については「直近の大阪北小学校の事例においても、地域の方々や保護者から様々な指摘がされた経緯があり、また、本市が推進している「適正就学」との整合をどのように図るのかなど、整理すべき課題も多いことから、審議会やワーキンググループ会議で引き続き検討を深めることが必要であるので、今後の学校配置の適正化については、基本的には「統合」の手法により進めるべきであると考えられる。</p>			大阪市学校適正配置審議会	学識経験者 マスコミ関係者 地域団体代表		今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)
	<p>○校区調整の考え方 ①適正規模化に向けた、中学校区内での校区調整の可能性を検討する。 ②校区調整は、町界(町、丁目)を最小単位とするほか、地域の地理的条件、鉄道や道路等の形状をはじめ、必要に応じて、コミュニティの形成状況等地域の特性も勘案して、合理的な設定を行う。 ③先の「6 項目の基本的確認事項」を踏まえ、校区調整に際しては校区の不自然な形を是正するよう努める。 ④校区調整は、学校の統廃合に際して不可欠な要件であるとともに、統廃合と同様の重大事項であることを踏まえて検討する。</p>			高槻市学校規模等適正化審議会	市議会議員 学識経験者 学校関係者 保護者代表 関係市民団体		市立小中学校の規模等の適正化について及び市立養護学校の今後の在り方について(答申)
	<p>この答申では、大東市立小学校に関する3件の「具体的な統廃合案」を示したが、実際に統廃合を行なうにあたっては、今後の児童数の推移状況をよく見極めながら実施の最終決定をしていただくとともに、統廃合に関連するさまざまな問題に教育委員会や市などがきめ細かく対応していくことが不可欠であるということ、十分に肝に銘じていただきたい。</p>			大東市学校統廃合検討委員会	学識経験者 市議会議員 区長代表 PTA代表 学校長 市民		大東市学校統廃合検討委員会 答申書
<p>児童の通学時の安全を確保することは当然のことであり、校区の広さについては、通学時間・距離の面において、子どもの負担を少なくするよう十分に考慮すべきである。特に、保育所や幼稚園の通所・通園経験がなく初めて通学する子どもや障害を有する子どもなど、子どもの発達段階に応じた配慮が求められる。 また、本市には、高速道路・国道・府道や阪急電車など交通事情の厳しいところがあることから、安全性の面からの考慮が必要である。</p>				豊中市学校教育審議会	学識経験者 企業関係者 医師会関係者 法曹界関係者 地域代表 マスコミ関係者		教育的視点からみた学校の適正規模一学校の自主性・自律性の確立と開かれた学校づくり 答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
233	大阪府	枚方市	12～24学級	12～24学級	<p>○適正化に対する方針</p> <p>①小規模校・大規模校・過密校の適正化にあたっては、児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化を図ることが重要である。特に過密校については、少人数指導など教育活動に支障を来すおそれがあるため、緊急に解消するべきである。</p> <p>②適正化にあたっては、小中学校の接続関係などを重視し、市内全域の小中学校を対象として検討するべきである。</p> <p>③通学の様態が不自然な通学区域の解消や、「一小一中」への接続関係の改善など、通学区域の適正化を図る必要がある。</p> <p>④適正化にあたっては、多目的室の確保など新たな学校教育の課題に対応できるように努めるべきである。</p> <p>⑤適正化にあたっては、今後の住宅開発の動向を注視し、学校施設の老朽化などを見据え対応する必要がある。</p> <p>⑥適正化にあたっては、子ども・保護者を第一義に、校区コミュニティなど地域に配慮するべきである。</p>	<p>○学校規模の適正化</p> <p>教室増築をしたにもかかわらず多目的室の確保が難しい大規模校と将来10学級になると予測される小規模校については、コミュニティや通学距離に課題があるが、子どもの教育環境を改善することを第一義に、過密校といった段階で通学区域を変更するべきである。</p> <p>また、図工室を転用するなど教室や施設規模に余裕のない過密校については、今後の児童数を見極めながら特別教室や多目的室を確保し、1人あたりの運動場面積なども考慮して、適正化対策を立てるべきである。</p> <p>○学校配置の適正化</p> <p>1・2つの中学校に分かれる小学校については、小規模校の中学校に通学区域を変更することにより「一小一中」へ改善し、合わせて中学校を適正な学校規模にするべきである。</p> <p>2・3つの中学校に分かれる小学校については、小中連携や地域連携を深めるために通学区域を構成する地域を見直すべきである。実施にあたっては、段階的にまずは2つの中学校に通学区域を変更するべきである。</p>	
234	大阪府	東大阪市				<p>○小規模校の解消小規模校については、今後の少子化や地域開発の状況を十分検討したうえで、通学区域の変更や学校の統廃合により学校の適正規模化を進める必要がある。</p> <p>・通学区域を統廃合する原則</p> <p>ア 学校規模が11学級以下の小規模校で、半数以上の学年で単一学級の状態が長期的に継続している(する可能性がある)状態にあること。</p> <p>イ 小学校の統合は、原則として、同一中学校の通学区域内(再編を含む)とする。</p> <p>ウ 原則として1中学校2小学校を基本とする。</p> <p>エ 統合後の学級数が24学級を超えないものとする。</p> <p>○大規模校の解消大規模校については、今後の少子化や地域開発の状況を十分検討したうえで、通学区域を変更することにより、学校の適正規模化を進める必要がある。しかし、通学区域の変更で対応できない場合には、分離新設を行うことが望ましい。</p> <p>・通学区域を分離・新設する原則</p> <p>ア 学級数が31学級以上の過大規模校で、長期的に継続している(する可能性がある)状態にあること。</p> <p>イ 学校敷地が児童・生徒数に比べ狭小で、施設整備ができないこと。</p>	
235	大阪府	泉南市			<p>○基本事項</p> <p>本審議会の立ち上げは、前の審議会での校区再編にかかる審議途中で、同和地区を含む校区を忌避するという差別事象が生じ、校区再編の審議が十分にできなかったことにある。</p> <p>本審議会においても審議の中で差別事象の内容を確認するとともに、差別を許さないとの視点で議論を深めることを確認した。</p>	<p>○小規模校の是正</p> <p>6学級未満の学校については、速やかに是正措置をとることとし、6学級以上11学級以下の学校については総合的な政策により12学級以上にすることをめざす。</p> <p>○大規模校の是正</p> <p>泉南市としては、普通学級が26学級以上の学校については速やかに適正化の措置を講じることとし、19学級以上24学級以下の学校については総合的な政策により18学級以下にすることをめざす。</p>	
236	大阪府	門真市			<p>○基本姿勢</p> <p>第1次及び第2次答申の尊重する。</p> <p>○基本方針</p> <p>門真市では、いわゆる学級崩壊や中学校において激増する不登校問題、生徒指導上の暴力・授業妨害などの非行行為の低年齢化と問題行動の増加などを抱えている。</p> <p>また、最近の子どもたちの心身の成長には著しい差異が見られ、これまでのように小学校6年間、中学校3年間という別々の枠組みの中で課題解決にあたることは不十分である。</p> <p>このプランの目指す方向は、</p> <p>① 小中学校の交流を深め、お互いの良さを取り入れることのできる基礎づくり</p> <p>② 中学校区を単位とした特色ある教育や地域交流の推進</p> <p>③ 子ども達の発達段階を見通し、一貫した9年間の学習指導や生徒指導の展開</p> <p>④ 異学年・校種交流の推進による、豊かな人間性や社会性の育成</p> <p>審議会では、プランの実現を図るための学校適正配置として1中学校校区につき2小学校を配置することが適当であると判断し、学校配置及び校区の再編を審議するうえでの基本的な考えとした。</p>	<p>○再編案について</p> <p>1 第二中学校校区、第七中学校校区の再編 常盤町及び大橋町(現第七中学校校区)は第二中学校校区とする。</p> <p>2 第四中学校校区、第五中学校校区の再編 ・江端町(現臨田小学校校区及び東小学校校区)は全域を臨田小学校校区とする。</p> <p>3 統合(第一、第六)新中学校校区内の小学校再編 ・新中学校校区内の小学校は、古川橋小学校と浜町中央小学校の2校とする。北小学校は、浜町中央小学校と門真小学校に分離統合し、北小学校校区の大阪中央環状線東側(向島町、月出町、泉町、松葉町)を浜町中央小学校校区及び新中学校校区、西側(堂山町、小路町)を門真小学校校区及び第二中学校校区とする。</p> <p>4 第五中学校校区内の小学校再編 ・第五中学校校区内の小学校は、現在の3校を再編し、新小学校2校を設置する。 ・新小学校の校地・校舎には、北側校区は現在の北巢本小学校、南側校区は現在の東小学校の校地・校舎を活用する。</p> <p>5 第二中学校校区内の小学校再編 第二中学校校区内の小学校は2校とする。小学校校区は国道163号を境界とする2校区とする。 国道163号南側の校区は現状どおり沖小学校を配置し、北側の校区は大和田小学校と上野口小学校を統合し、新小学校を配置し、現在の上野口小学校の校地・校舎を活用する。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
現在、2つ以上の中学校に分かれて通学している13校の小学校については、通学距離や学校規模などを精査し、できる限り「一小一中」を基本とする通学区域に再編することが課題である。 これらの学校再編整備を図る際、通学距離については、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」(小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内)に基づき判断し、全小中学校を対象に検討する必要がある。				枚方市学校規模等適正化審議会	学識経験者 市議会議員 区長会代表 PTA代表 学校長 市民		枚方市立小中学校の規模と配置の適正化について(答申)
				東大阪市学校規模適正化審議会	学識経験者 公共的団体 その他の団体の役員 本市職員		「学校の適正規模・適正配置について」及び「通学区域について」答申
適正化するにあたって、通学距離が著しく長くなる、あるいは通学上の安全に問題が生じる場合は、適正な通学距離と通学上の安全の確保のために、適切な対応策がとられなければならない。通学バスの整備や、市長部局と連携してコミュニティバスを通学目的に活用するなどのことを具体的に検討すべきである。	○調整区について 今回の適正化にあたっては、「可能な限り『飛び地』や『調整区』を廃止し、また新たに設置しないものとする。」との方向で審議を行ってきた。しかし、それぞれの地域には大切にしている伝統的な地域コミュニティが存在しているため、校区再編について十分な地域住民の合意が得られず、結果として『調整区』を新たに設置することとなった。 今回の課題として残された『調整区』については、将来的には単一校区とするため、『調整区』の児童生徒数の動向を注視し、前の審議会答申で謳われた子どもの最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティとしての単一校区とするために十分な検証を行っていく必要がある。			泉南市教育問題審議会	学識経験者 市議会議員 法曹界関係者 区長会代表 PTA代表 学校長 市民 副市長		泉南市教育問題審議会答申
校区再編の際には、通学路の変更及び延長も伴うこととなり、児童・生徒の通学上の安全確保に最大限の努力を払う必要がある。				門真市学校適正配置審議会	学識経験者 市民の代表 学校関係者		一市立小・中学校の校区再編及び適正配置について 答申(第三次)

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
237	大阪府	寝屋川市	12～24学級	12～24学級	<p>○基本方針</p> <p>1・小・中学校の適正規模(12学級～24学級)化</p> <p>2・同一小学校で中学校区が分離する校区の適正化</p> <p>3・同一町(同一自治会)で小・中学校が分離する町の適正化</p> <p>4・通学路の安全性の確保</p> <p>5・その他(開発等)</p> <p>○審議の方法</p> <p>寝屋川市を現在のコミュニティセンターエリア(6地域)に分け、それぞれの地域を基本的構想に当てはめ、あらゆる角度から意見を出し合い議論を進めた。</p> <p>1. 東北部エリア</p> <p>(1)適正な規模から外れる学校:①三井小学校(小規模)、②明徳小学校(小規模)、③第十中学校(小規模)</p> <p>(2)同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続):宇谷小学校</p> <p>(3)同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している:①三井南町(オークヒルズ番里)、②三井が丘4丁目、③成田東が丘</p> <p>2. 西部エリア</p> <p>(1)適正な規模から外れる学校:該当なし</p> <p>(2)同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続):西小学校、池の里小学校</p> <p>(3)同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している:池田本町</p> <p>3. 西北部エリア</p> <p>(1)適正な規模から外れる学校:①石津小学校(小規模)、②友呂岐中学校(小規模)</p> <p>(2)同一小学校で中学校が分離(中学校への接続):北小学校</p> <p>※「3. 西北部エリア」以降は、「5 その他の基準及び方針」に記載。</p>	<p>(1)早期に適正化すべき学校の具体的方策</p> <p>①三井小学校・明徳小学校 余裕教室の多い三井小学校に統合し、規模の適正化を図る。</p> <p>②第十中学校 第一中学校区と第十中学校区に分かれる宇谷小学校区を全て第十中学校区とし、学校規模の適正化と合わせて配置の適正化を図る。</p> <p>(2)中長期的に適正化すべき学校の具体的方策</p> <p>①石津小学校:他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、校区に開発が見込まれ今後の児童の推移を見極める必要があり今回は適正化を見送る。</p> <p>②梅が丘小学校:早期の適正化としては明和小学校との統合が望ましいが、同校区には現在中断されている大規模な開発計画があり、その再開と児童数の推移を見極めた上で中長期的に判断する必要がある。</p> <p>③橋根小学校:他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、第二京阪道路の供用開始による開発の推移を見極める必要があり今回は適正化を見送る。</p> <p>④第四中学校:他校との統合を考えた場合、周辺に中学校がなく通学距離と安全性に問題が生じるため、適正化の対象から外す。また、将来的に梅が丘小学校を明和小学校に統合した場合、一小学校一中学校による小中一貫の新しい学校づくりを提案する。</p> <p>⑤友呂岐中学校:石津小学校と同様に他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、校区に開発が見込まれ今後の生徒の推移を見極める必要があるため今回は適正化を見送る。</p>	
238	大阪府	河南町	12～18学級		<p>①具体的に町立小学校の適正配置等を行う場合、段階的に統合を進め、5校を2校にすることが望ましい。</p> <p>②学校数を維持しつつ、校区を変更する方法もあるが、小学校5校のうち3校が小規模校であり、他の2校も児童数の減少が見込まれる状況では、規模の適正化を図ることが困難である。統合により、学校数を減少する方法を検討することが望ましい。</p> <p>③現在の学校単位での統合を検討するのが望ましい。</p> <p>今後要する児童数の減少により再度適正配置を検討する際は、校区の変更を考慮することも必要となってくる。このため、今回、校区を分割し児童の通う学校(指定校)を変更すると、その後の適正配置の検討により再度指定校が変わる可能性があるため慎重に検討すべきである。</p>	<p>小学校の適正規模は概ね12学級から18学級とし、特6学級以下の小規模校においては、教育上又は学校運営上の困難が予想されるため、その解消を図る必要がある。</p>	
239	大阪府	八尾市	12～24学級	12～18学級	<p>○小学校</p> <p>小学校では、集団づくりの観点からクラス替えができることが望ましく、1学年あたりの学級数の下限を2学級、学校全体としては12学級とした。</p> <p>また、児童の学習活動を保障する観点から、図書室や理科室などの特別教室を各学級が1週間1回は使用できるようにすることが望ましく、時間割編成上、学校全体の上限を24学級とした。</p> <p>○中学校</p> <p>中学校は教科担任制であり、授業時間数の多い国語、数学、英語、理科、社会の担当教員を各2人、音楽、美術の担当教員を各1人、保健体育、技術・家庭の担当教員を男女で各1人、計16人の教員を最低限確保することが望ましく、教科担任制を円滑に行うためには、1学年あたりの学級数の下限を4学級、学校全体としては12学級とした。</p> <p>また、1学年あたりの学級数が多くなりすぎると、体験的な学習などの学年単位の活動が制約されやすくなります。さらに、中学校では生徒指導上、十分に対応できる学校規模であることが望ましく、教職員間の情報交換が円滑に行えるようにするためには、1学年あたりの学級数の上限は6学級、学校全体としては18学級とした。</p>		
240	大阪府	吹田市	12～24学級	12～18学級	<p>○小学校の適正規模</p> <p>1・下限については、単学級の学年ではクラス替えができない等から、1学年2学級の12学級とする。</p> <p>2・上限については、学校施設を有効に活用しながら多様な教育活動を展開することが可能な、1学年各4学級の24学級とする。</p> <p>3・許容範囲7～11学級については、全学年単学級の6学級以下では集団生活によって身に付けられる資質や能力が育ちにくいことから、小規模校のデメリットを補うだけの特筆すべき教育が行われる場合とする。</p> <p>○中学校の適正規模について</p> <p>1・社会性の発達が重要な課題であることから、小学校よりもっと幅広い人間関係が築けるようにすべきである。そのため、適正規模の下限は、1学年あたり4学級の12学級とする。</p> <p>2・学校施設を有効活用しながら多様な取り組みがしやすい規模を考え、1学年6学級の18学級とする。</p> <p>3・許容範囲の下限については、11学級以下であっても小学校と同様に小規模校のデメリットを補うだけの特筆すべき教育が行われる場合とし、許容範囲の上限については、各学年とも11学級までを許容範囲と考え、1学年7学級の21学級とする。</p>		
241	大阪府	摂津市	12～18学級	12～18学級	<p>○小中学校の適正規模</p> <p>1・小学校の適正規模は、12～18学級とし、12学級未満の学校は小規模校と位置づけて教育上の問題、学校運営上の問題があるためその解消を図る。</p> <p>2・校区の在り方に関しては、1中学校区は2小学校区以上からなること及び同一小学校からは同一中学校に進学できることを基本とする。</p> <p>3・中学校の適正規模(1学年4～6学級)を確保するためには、1中学校区を2小学校区で構成する場合は、1小学校1学年6人以上120人までの人数が必要である。</p> <p>○小中学校の小規模化解消の留意点</p> <p>○小中学校の小規模化解消の留意点</p> <p>○実施時期</p> <p>1・三宅小と柳田小の統合:平成19年4月1日に実施。</p> <p>2・味舌小と味舌東小の統合:平成20年4月1日に実施。</p>	<p>○実施方法</p> <p>1・小学校</p> <p>①味舌小と味舌東小を統合する。 統合後の施設は、旧味舌東小を使用する。 統合後の学校名は、母体校名を尊重する。 適学区域は、別途適学区域審議会で定める。</p> <p>②三宅小と柳田小を統合する。 統合後の施設は、旧柳田小を使用する。 統合後の学校名は、母体校名を尊重する。 適学区域は、別途適学区域審議会で定める。</p> <p>③鳥飼小及び鳥飼東小の小規模化の解消について 両校を統合すると、1中学校1小学校となることから、中学校区の適正配置も合わせて考慮する必要があること、及び当該校区の児童数が増加傾向となっているため引き続き研究、検討する。</p> <p>2・中学校</p> <p>第五中の小規模化の解消については、第二中との統合時における規模の問題及び、小学校の統合との関係など、検討すべき事項を広域的且つ重層的に考慮する必要があるため引き続き検討する。</p>	<p>本市の小中学校の多くは、既に30年を経過した校舎もあり、施設や設備の老朽化に伴い、毎年その補修に追われているのが現状である。また、耐震補強工事も計画的に行われてきたが、財政状況の悪化からその計画も見直された。以上ことから、学校施設の改善は、子ども達が快適な学校生活を営むための基本であり、計画的且つ着実に実施されたい。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>3. 西北部エリア (3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離:①石津南町、②日新町</p> <p>4. 東部エリア (1) 適正な規模から外れる学校:①梅が丘小学校(小規模)、②第四中学校(小規模) (2) 同一小学校で中学校が分離(中学校への接続):該当なし (3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離:太家東が丘</p> <p>5. 南部エリア (1) 適正な規模から外れる学校:楯根小学校(小規模) (2) 同一小学校で中学校が分離(中学校への接続):楯根小学校 (3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離:該当なし</p> <p>6. 西南部エリア (1) 適正な規模から外れる学校:該当なし (2) 同一小学校で中学校が分離(中学校への接続):該当なし (3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離:上神田2丁目</p>			第27次寝屋川市校区問題審議会	公募により応募した寝屋川市の区域内に住所を有する者 団体を代表する者 学識経験のある者		教育環境の整備と学校教育の活性化をめざして 答申
適正な学校規模の条件で、通学距離が小学校にあっては、概ね4キロメートル以内とあるが、適正な学校規模の確保の関係でこれに拠り難い場合は、通学バスの運行を行うことも必要である。	<p>○1学級の定員について 今後、少人数学級への動きがあるものの、検討にあたっては、現行の大府市の学級編制基準(H19以降)の1・2年は35人学級、3・4・5・6年は、40人学級を前提とする。</p> <p>○児童数について 1学年2学級を維持するための児童数は、1・2年では1学年36人から70人であり、3年から6年では1学年41人から80人である。安定的に2学級を維持するためには、最低1学年41人が必要となる。1小学校の全児童数は、概ね246人から420人が基準となる。</p>			河南町小学校問題審議会			町立小学校の適正規模及び適正配置について (答申)
	<p>○大規模校に対する方針 大規模校に対して学校規模等を適正化するためには、学校を分離新設したり、通学区域を変更して対応すべきである。ただし、学校の分離新設や通学区域の変更にあたっては、保護者や地域住民等の意見を十分に聞くとともに、地域活動等に支障のないように十分に検討すべきである。</p> <p>○小規模校に対する方針 小規模校に対して学校規模等を適正化するための方針としては、通学区域の変更や学校の統廃合が考えられる。ただし、学校の統廃合については、様々な方を講じても改善が見られない場合の方案とすべきであるとする。</p>		施設一体型の小中一貫校は、小・中学校の施設を一体にするという新しいタイプの学校であり、小規模校に対する方針の1つとして、今後、十分に検討する必要がある。	八尾市立小・中学校適正規模等審議会	学識経験者 公共的団体等 市立小及び中学校校長 公募市民	大学教員 地区福祉委員長 自治振興委員会代表 PTA協議会代表 小・中学校校長会代表 市民委員	八尾市立小・中学校の学校規模等について(答申)
	<p>○小規模校の適正化について許容範囲をも下回る学校は、早期に適正化に取り組む必要があり、個別の事情等を十分考慮しながら校区の調整や学校の統合などの手段によって早急に許容範囲を適正規模が維持されるようにすべきである。とくに、現在許容範囲を下回る南竹見台小と今後許容範囲を下回ると予想される竹見台小は、同じ敷地の中にあるという立地状況から別途議論したが、2校共に校区が狭く、今後も6学級程度の学校規模が続くことが予想されるため、統合が望ましいと考える。</p>			吹田市立学校適正規模検討会議	学識経験者 学校関係者 幼稚園関係者 地域諸団体 公募市民	大学教員 市立学校校長会代表 幼稚園園長会代表 自治会連合協議会代表 子ども会育成協議会代表 青少年指導員会代表 市民委員	吹田市立学校適正規模等に関する意見書
				摂津市教育委員会			摂津市立小中学校適正規模・適正配置計画

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
242	福井県	池田町			<p>○望ましい教育環境について</p> <p>1・池田第一小と池田第三小を、平成23年4月1日を目途として統合し、統合小学校を新設されたい。</p> <p>2・学校給食は、コストを意図した公営給食センターで調理加工し、「食育教育」「地産地消」に配慮した「完全米飯給食」を継続されたい。</p> <p>3・児童館は、現幼稚園舎を利用し、長期休暇中も開設されたい。</p>		
243	大阪府	能勢町			<p>○小中学校再編の今後の方向性について</p> <p>今後の児童生徒数の推定から、学校の小規模化がより進むことは避けられず、特に小学校においては学級の少人数化や複式学級の増加が見込まれる。</p> <p>よって、学力の向上や子どもの全面发展を保障する教育環境の確保を第一義と考えれば、学校数を縮小して再編することにより、小中学校ともそれぞれが「学級替えができる規模」を確保することが望ましい。</p> <p>○再編計画の具体化にあたって</p> <p>学校の再編整備をすすめるにあたっては、「現在使用している校地・校舎を活用する考え方」と、「既存の校地・校舎とは別に新たな学校を創出する考え方」の二つがある。安全確保等の観点から、望ましい教育環境を早期に整える必要性を考慮すると、新しい学校を創出する方がより望ましい。</p>		<p>能勢町の小中学校8校の校舎・体育館の総面積は26,443㎡、棟数は29棟である。</p> <p>このうち昭和56年以前に建築された耐震診断を実施すべき建物は、面積で18,844㎡(総面積の71.3%)、棟数が19棟(総棟数の65.5%)、すべての学校が診断対象であり、平成18～19年度の2ヶ年で東郷小学校を除く対象建物の耐震診断(国土交通省2001年基準)が実施された。</p> <p>その結果、国土交通省が定めた耐震指標(I_s値=06)(03未満=危険性が高い、03以上0.6未満=危険性がある)を下回った建物は17棟であった。(面積16,342㎡)</p> <p>なお、東郷小学校の調査対象建物2棟(2,430㎡)は建物の建築時期が昭和46～47年であり、仮に国土交通省2001年基準で耐震診断を実施したとすれば、他校の調査対象建物の診断結果から、安全と判断することは難しいと想定される。</p> <p>全小中学校の施設を長期間かけて改修することは大きな問題であり、子どもの安全・安心の観点からできる限り早急に対応することが求められている。これからの学校のあり方を考えると、学校の耐震化は教育施設の改善改修や今後の学校の再編整備と関連付けて総合的に判断すべきである。</p>
244	兵庫県	尼崎市	12～24学級	15～18学級	<p>○基本方針</p> <p>(1) 学校の統合</p> <p>学校の統合は、長期的な視野に立ち隣接する小規模校と小規模校及び隣接する小規模校と適正規模校で行う。</p> <p>・留意点</p> <p>① 統合する学校の分離・新設の歴史的背景</p> <p>② 統合する学校の通学安全、通学距離</p> <p>③ 統合する学校の小学校と中学校の連携</p> <p>④ 統合する学校と地域社会の連携</p> <p>(2) 通学区域の変更</p> <p>通学区域の変更は、長期的な視野に立ち、隣接する学校間で行う。</p> <p>・留意点</p> <p>① 通学区域を変更する学校の通学安全、通学距離</p> <p>② 通学区域を変更する学校の小学校と中学校の連携</p> <p>③ 通学区域を変更する学校と地域社会の連携</p> <p>(3) 小・中学校の接続改善</p> <p>小・中学校の接続改善は、1小学校から2中学校へ進学している学校について、可能な限り1小学校から1中学校へ進学できるように、通学区域の変更を行う。</p> <p>・留意点</p> <p>① 通学区域を変更する学校の通学安全、通学距離</p> <p>② 小学校と中学校の連携強化</p> <p>③ 通学区域を変更する学校と地域社会の連携</p>	<p>○対象校</p> <p>先の懇話会報告では、学校規模として、12～24学級が適正規模であり、特に中学校では15～18学級が理想的な学校規模とされている。</p> <p>今回の適正規模・適正配置の検討にあたっては、この学校規模を基準に、全区域を対象とし、将来の学校規模の推移を視野に入れ、平成13年度において学級数が1学級以下及び25学級以上の学校、並びに、平成18年度(平成13年度の推計)において同様の学級数となる見込みの学校を、その対象校とした。</p> <p>○小・中学校適正規模・適正配置一覧</p> <p>・統合によって推進する学校</p> <p>小学校</p> <p>① 開明小学校と城内小学校</p> <p>② 北灘波小学校と梅香小学校</p> <p>③ 清和小学校と長洲小学校</p> <p>④ 常光寺小学校と杭瀬小学校</p> <p>⑤ 成徳小学校と大庄小学校</p> <p>⑥ 若葉小学校と西小学校</p> <p>中学校</p> <p>① 城内中学校と育英中学校</p> <p>② 明倫中学校と昭和中学校</p> <p>③ 若草中学校と小田南中学校</p> <p>④ 大庄東中学校と大庄西中学校及び啓明中学校</p>	
245	兵庫県	淡路市	クラス替えが可能な複数学級の編制ができる規模	9学級以上	<p>○基本方針</p> <p>小・中学校においては、30人学級や公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改善要望が高まってきている所ではあるが、本審議会においては、現行制度(40人)を前提に検討を行う。</p> <p>○淡路市における適正規模</p> <p>1. 小学校の場合</p> <p>小学校は各学年ともクラス替えが可能である複数学級の編制ができる規模を適正規模と考え、あわせてより良い教育環境の整備を行うこととした。</p> <p>2. 中学校の場合</p> <p>中学校は教科担任制であることから、各教科の教育組織の充実という視点は重要である。少なくとも、授業時数の多い国語、社会、数学、理科、英語といった教科は、教材研究などの授業の準備を整えるためにも、複数の教員の配置が望まれる。</p> <p>また、中学生は、興味・関心・能力などが多様化する時期にあたり、選択教科等の学習、部活動の充実が望まれる。このため、中学校では9学級以上の学校規模を適正規模と考えた。</p> <p>○基本方針</p> <p>本審議会の審議においては、1学級の定員を40人とした通常の学級(以下「普通学級」という。)のみを対象とした。学級規模としては、20人から35人程度が望ましいと考える。</p> <p>・小学校の適正規模: 12学級以上が望ましく、各施設の使用や少人数指導などに支障をきたさず、学校行事や諸活動にも活気があり、児童の指導も行き届きやすい18学級までが望ましい。</p> <p>・中学校の適正規模: 小学校とはほぼ共通するが、中学校においては、教科担任制であることから、学習指導面では全教科の免許所有教員が配置可能となり、5教科(国語・社会・数学・理科・英語)における教員も複数配置可能となる9学級以上が望ましい。</p> <p>・適正規模に準ずる規模: 小学校では複式学級にならない6学級以上、中学校ではクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましいと考える。ただし、学級数は小・中学校ともグループ学習などが可能となる1学級20人以上が望まれる。今後、小・中学校ともより小規模化が進み、小学校において将来にわたり複式学級が継続する場合には適正規模の確保が望ましい。</p> <p>○前案の検討</p> <p>① 将来にわたり過小規模校で複式学級編制が継続すると予想される学校については、通学区域の変更を検討しながら、原則として統廃合を検討する。</p> <p>② 小規模校については、校舎の改修等の機会に、近隣校との適正配置を検討することし、通学区域の変更や統廃合に取り組み。</p> <p>③ 適正配置に取り組む優先順位は、過小規模校・小規模校の順とし、過小規模校のうち、将来にわたり複式学級編制が継続する学校を最優先で取り組む。</p>		
246	兵庫県	篠山市	12～18学級	9学級以上	<p>○基本方針</p> <p>本審議会の審議においては、1学級の定員を40人とした通常の学級(以下「普通学級」という。)のみを対象とした。学級規模としては、20人から35人程度が望ましいと考える。</p> <p>・小学校の適正規模: 12学級以上が望ましく、各施設の使用や少人数指導などに支障をきたさず、学校行事や諸活動にも活気があり、児童の指導も行き届きやすい18学級までが望ましい。</p> <p>・中学校の適正規模: 小学校とはほぼ共通するが、中学校においては、教科担任制であることから、学習指導面では全教科の免許所有教員が配置可能となり、5教科(国語・社会・数学・理科・英語)における教員も複数配置可能となる9学級以上が望ましい。</p> <p>・適正規模に準ずる規模: 小学校では複式学級にならない6学級以上、中学校ではクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましいと考える。ただし、学級数は小・中学校ともグループ学習などが可能となる1学級20人以上が望まれる。今後、小・中学校ともより小規模化が進み、小学校において将来にわたり複式学級が継続する場合には適正規模の確保が望ましい。</p> <p>○前案の検討</p> <p>① 将来にわたり過小規模校で複式学級編制が継続すると予想される学校については、通学区域の変更を検討しながら、原則として統廃合を検討する。</p> <p>② 小規模校については、校舎の改修等の機会に、近隣校との適正配置を検討することし、通学区域の変更や統廃合に取り組み。</p> <p>③ 適正配置に取り組む優先順位は、過小規模校・小規模校の順とし、過小規模校のうち、将来にわたり複式学級編制が継続する学校を最優先で取り組む。</p>	<p>○小学校の適正規模計画複式学級にならない6学級以上、適正配置については保護者や地域住民の機運が醸成され、おおかたの合意が得られた地域から実施し、通学区域は児童生徒の通学に支障をきたさないよう設定することが望ましいとした。そうしたなかで、本審議会においては児童生徒数の将来推計、篠山市教育委員会が実施している「篠山市教育懇話会」さらに複式学級を有する学校または平成27年度までに複式学級を有する見込みのある学校を対象として、平成25年度までに複式学級編制の継続が見込まれる小学校4校(備小学校・大宇小学校・村豊小学校・西紀北小学校)について、早急に学校規模等の課題を解決する方を検討する必要があると考える。</p> <p>○中学校における5カ年計画試案</p> <p>適正配置についてはクラス替えが可能となる1学年2学級以上、適正配置については保護者や地域住民の機運が醸成され、おおかたの合意が得られた地域から実施し、通学区域は児童生徒の通学に支障をきたさないよう設定するのが望ましく、学校選択制は何かの検証を行うとした。平成21年度以降において、今年中学校のみがクラス替えのできない学年が継続する見込みであるが、今田地区においては小学校・1中学校という現状と、今田地区に隣接する丹南中学校との距離は11.8キロメートルの遠距離でもあり、現在、保護者や地域住民から、適正配置の実施に向けた機運が醸成されていない状況でもあることから、今回の5カ年計画試案には含まないものとする。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○寄宿舎の運営について 従来は、冬期通学が困難な遠隔地生徒の安全確保から、「寄宿舎」で共同生活し通学しているが、交通事情が改善されたこと等から寄宿舎本来の目的が希薄になってきており、冬期間寄宿舎利用生徒の保護者が自己の責任で管理運営する形態を考慮する必要がある。	平成18年4月より、町民バスとの合同運行を行っているが、今後も現在の運行体制を確保する必要がある。但し、「第三小学校の統合」、「中学校寄宿舎休止」等となった場合は、角前郷の児童生徒のために増便することが必要となる。また、登校時には30人程度の乗車となるため、現行マイクロバスではなく中型車の配車が必要となる。		池田町教育環境審議会	学識経験者 区長会代表 議会代表 幼児・学校教育環境部代表		池田町の望ましい教育環境について(答申)
				能勢町学校教育検討委員会	学識経験者 区長会が推薦する者 中学校保護者から校長が推薦する者 小学校保護者から校長が推薦する者 幼稚園の保護者から園長が推薦する者 保育所保護者から主管部長が推薦する者 中学校長から校長会が推薦する者 小学校長から校長会が推薦する者 その他必要と認める者		能勢町立小中学校の教育環境について(答申) ～これからの教育環境のあるべき姿～
	○通学区域の変更によって推進する学校 ・小学校 ① 園田東小学校と園和小学校 ② 園田小学校と園田北小学校 ・中学校 ① 小田北中学校と若草中学校 ② 小田北中学校と小園中学校 ○小・中学校の接続の改善で連携を強化する学校 ① 北難波小学校、梅香小学校の統合校と日新中学校 ② 名和小学校と大成中学校 ③ 立花南小学校と立花中学校			尼崎市立小中学校及び中学校通学区域検討委員会	団体を代表する者 学識経験のある者 市議会議員 学校関係者		尼崎市立小中学校及び中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について(答申)
小・中学校の通学距離は児童・生徒にとって著しい負担にならないように配慮する。 なお、著しい負担が生じる場合は、公共交通機関の利用、もしくはスクールバス等を配置する等地域性を考慮して検討する。また、通学路の安全確保のため、必要な対策を早急に進めることとする。	○小・中学校の整合性 小・中学校の通学区域は児童・生徒の交友関係への配慮、小・中学校間の連携のあり方を考慮し、できる限り整合性を持たせることが望ましい。 また、中学校ではできる限り複数の小学校から進学できる通学区域を設定することが望まれる。			淡路市立小中学校・保育所適正規模等審議会	市民代表 学識経験者 学校関係者 保護者		淡路市立小中学校・保育所適正規模等に係る調査について(答申)
通学距離・通学時間を考慮し、状況に応じて、スクールバス等による通学手段確保のための通学支援策を講ずる。	計画骨子 ○5カ年計画(平成21-25年度)篠山市教育基本構想を基本としながら、小学校では複式学級が解消できる6学級以上、中学校においてはクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましい。 ○10カ年計画(平成21-30年度)児童生徒数および学級数の将来推計を踏まえたうえで、小学校では複式学級が解消できる6-12学級、中学校はクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましい。			篠山市立小中学校適正配置等審議会	意見を有する者 篠山市自治会長会を代表する者 市立小中学校保護者を代表する者 市立小中学校校長会を代表する者 その他教育委員会が必要と認める者		篠山市学備改革5カ年・10カ年計画試案～魅力ある学校づくりのための学校適正配置の具体的な方策～(第2次答)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
247	兵庫県	朝来市	設定レベル(I~IV)の見解によって異なる。	設定レベル(I~IV)の見解によって異なる。	<p>○小学校の適正規模</p> <p>教育効果の観点から次のレベル(I~IV)を設定した。なお、小学校の学級適正規模(ある程度の大きさの学級)は25人とする。小学校の学級規模研究が適正とする人数は教育効果を測る観点によってもさまざまであり一定ではないが、25人は多くの場合それに含まれるか、それから遠くない数字である。</p> <p>レベルI 複式学級をつくらない規模(全年学が単式学級の規模:50人程度以上)</p> <p>レベルII 複式学級に至らない児童数を小学校の適正規模の下限とした。</p> <p>レベルIII 全年学に複数の学級を確保する規模:150人程度</p> <p>レベルIV 全年学に複数の学級を確保する規模:246人以上</p> <p>レベルV 全年学に複数の学級を確保する規模:300人以上</p> <p>○中学校の適正規模</p> <p>中学校については、教育効果の観点から適正規模を次のレベル(I~IV)を設定した。</p> <p>レベルI 全年学2学級を確保する規模:123人以上</p> <p>レベルII 全年学2学級を確保する規模:123人以上</p> <p>レベルIII 全年学2学級を確保する規模:123人以上</p> <p>レベルIV 全年学2学級を確保する規模:123人以上</p> <p>レベルV 全年学2学級を確保する規模:123人以上</p> <p>○統廃合の検討</p> <p>現時点で学校規模が下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校は、小規模校の特性を生かす工夫とともに、統合も視野に検討を行う。特に現時点で下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校のうち、耐震化を要する学校については、統合の検討順位を優先的に設定する。</p>	<p>○小学校の場合</p> <p>パターン1 レベルIに基づいた配置(10校)</p> <p>パターン2 レベルIIに基づいた配置(7校)</p> <p>パターン3 レベルIIIに基づいた配置(5校)</p> <p>パターン4 レベルIVに基づいた配置(5校) ※パターン3と同じ。</p> <p>○中学校の場合</p> <p>パターン1 レベルIに基づいた配置(3校)</p> <p>パターン2 レベルIIに基づいた配置(3校)</p> <p>パターン3 レベルIIIに基づいた配置(2校)</p> <p>パターン4 レベルIVに基づいた配置(2校)</p> <p>パターン5 レベルVに基づいた配置(2校)</p> <p>○統廃合の検討</p> <p>現時点で学校規模が下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校は、小規模校の特性を生かす工夫とともに、統合も視野に検討を行う。特に現時点で下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校のうち、耐震化を要する学校については、統合の検討順位を優先的に設定する。</p>	3 校舎の老朽化について
248	兵庫県	豊岡市			<p>【小学生】</p> <p>平成18年度は5,311人だが、23年度には4,921人となり、390人が減少する見込みである。(H18年度とH23年度の対比7.3%減)</p> <p>全校生60人までの学校は、平成18年度の4校が、23年度には6校となる。</p> <p>【中学生】</p> <p>平成18年度は2,786人だが、23年度には2,672人、29年度には2,330人となり、456人が減少する見込みである。(H18年度とH29年度の対比16.4%減少)</p> <p>全校生30人までの学校は、平成18年度の0校が、29年度には1校となる。</p> <p>○下限の目安</p> <p>① 小学校については、各学年とも複式学級にならない児童数90人程度を下限の目安とする。</p> <p>② 中学校については、1学級30人程度で全年学に複数の学級が設けられる生徒数180人程度を下限の目安とする。</p>	<p>○統廃合の検討</p> <p>現時点で学校規模が下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校は、小規模校の特性を生かす工夫とともに、統合も視野に検討を行う。特に現時点で下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校のうち、耐震化を要する学校については、統合の検討順位を優先的に設定する。</p>	
249	奈良県	奈良市	12~18学級	9~18学級	<p>○小学校</p> <p>適正な学校規模を構成する要素として重要な点は、適切なクラス替えが可能であることである。クラス替えを通して様々な新しい人間関係が生じ、そこから多様な価値観や学習意欲、さらには新しい意味での競争心が生まれるなど、単学級による弊害を除くことが可能となる。最低でも1学年に複数学級があることが前提となる。また、1学年2学級から3学級あることがより望ましいと考えられる。</p> <p>○中学校</p> <p>中学校は教科担任制であり、各教科複数の教員配置が可能で学級数が一つの目安と考えられます。特に、同一学年で同一教科は一人の教員が担当することが望ましい。また、1学年3から6学級あることがより望ましい。</p> <p>○望ましい適正規模</p> <p>全ての小中学校について、1学級の児童生徒数を概ね20から35人とし、1校の学級数を、小学校については概ね12から18学級、中学校については概ね9から18学級を目安として検討した。</p> <p>① 適正な学校規模を下回る場合</p> <p>基本的には、統廃合も視野に入れた検討が望ましいと考える。その際、近接・隣接する学校との関係を検討することや、将来さらに規模が小さくなる可能性が明らかな場合は、既成概念にとらわれない新たな発想を求めるとも必要になってくる。</p> <p>しかし、小規模校ならではの特色が見出される可能性も考慮する必要がある。その際は、教員不足などの教育環境の整備・配慮が必要である。</p> <p>② 適正な学校規模を上回る学校の場合</p> <p>基本的には、適正な規模を大きく上回る状況が続く通学区域の要等によりその解消を図ることが困難な場合は、学校の新設を視野に入れた検討が望ましい。また、分離新設をしない場合は、大規模校の弊害をできるだけ解消するよう教育環境の整備を図ることが必要である。</p>	<p>○適正化の進め方</p> <p>学校規模を「小規模校」「大規模校」「適正規模校」の4つに区分し、実施期間内以下のとおり適正化を進めることとした。</p> <p>① 小規模校</p> <p>5学級以下の小中学校(複式学級がある小学校及び6学級があっても20人未満の学級が1学級でもある場合、並びに1学級のみで学年がある中学校については、統廃合について早急に検討する。</p> <p>② 大規模校</p> <p>適正規模を超える学校については、将来的な児童生徒数の推移や校舎等の改築時期などを十分考慮しながら、計画期間内小中学校については、11学級以下、中学校については8学級以下となる学校を対象として、統廃合や通学区の見直しを図り適正な学校配置について検討する。</p> <p>③ 適正規模校</p> <p>適正規模を超える学校については、全学的に児童生徒数が減少する見通しがあることから、将来の動向を見極めるため、必要に応じて通学区の見直しや校舎等の増改築など教育環境の整備を検討する。</p> <p>④ 適正規模校</p> <p>基本的に現状を維持することとする。ただし、校舎等の改築時には将来的な児童生徒数の推移と全学的なバランスのとれた学校配置を十分に見極め、必要に応じては学校位置の見直しも含め適正配置について検討する。</p>	
250	兵庫県	加西市			<p>○目標「全国に誇れるハイレベルな教育都市の実現」実現に向けた施策</p> <p>① 市立11小学校を5校に再配置</p> <p>② 隣接型小中一貫教育を実施</p> <p>③ 快適な教育環境の実現とソフト教育費の大幅な拡充</p> <p>○隣接型小中一貫教育を実施</p> <p>小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間連続した学校づくりを実施。現在ある中学校の隣接地に新たな小学校を建設。</p> <p>○快適な教育環境の実現とソフト教育費の大幅な拡充</p> <p>再配置による縮減コストを財源として、教育ソフト費の拡充、安全安心の確保、中学校給食の全校実施などに充当できる。5校再配置時に各校に一般財源で年間約9,000万円を追加投入(ソフト教育費の拡充-小中一貫教育費を含む)</p>	<p>○市立11小学校を5校に再配置</p> <p>児童数の減少とともに大半の小学校が学年単学級になることが予想されるため、中学校区を単位とする5校体制にする。北条東小は複数学級が継続するため当面の間、変更しない。概ね10年で完了するのが財政的にベスト。</p> <p>北条小と富田小 → 北条小</p> <p>北条東小 → 北条東小(そのまま)</p> <p>賀茂小と下里小 → 善防小</p> <p>九会小と富合小 → 加西小</p> <p>日吉小と宇仁小と西在田小と泉小 → 泉小</p> <p>※小学校児童数の予測推移 30年間(51%)の減少</p> <p>平成20年(2,735人) → 平成50年(1,340人)</p> <p>※小学校単学級の予測推移 30年間(1.74倍)</p> <p>平成20年(35単学級) → 平成50年(61単学級)</p>	<p>○耐震化工事との関係</p> <p>1.耐震強度が低い建物(鉄筋コンクリート・鉄骨造)は値0.3未満、木造は値0.7未満については早期に補強工事を行う。</p> <p>2.小中一貫校を新設する過程で、廃校になる校舎等については、補強工事を行わないこともある。</p> <p>3.小中一貫教育校の建設スケジュールと耐震化工事スケジュールは、市民合意が必要となる。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○中学校の適正規模 レベルⅡ 全学年に2学級の適正規模の学級を確保する規模:150人程度すべての学級が適正規模である。 レベルⅢ 全学年に3学級を確保する規模:243人以上 クラス替えと集団内の相互作用による教育効果はより大きくなる。それは243人(81人×3学年)以上である。 レベルⅣ 法令上の標準:363人以上 中学校の法令上の標準は12~18学級であり、これに達するためには1学年に4学級以上が必要である。その生徒数は363人(121人×3学年)以上となる。 ただし、この規模になると、1学年4クラスを編制できる最低生徒数121人でも1学級の生徒数は30人であり、適正学級規模を超える。</p>			朝来市立学校配置等検討委員会	学識経験者 区長 市立学校長 市立学校PTA 役員 及び 学校評議員 保育所代表		朝来市立学校配置等に関する提言書
統合を検討する際は、児童・生徒の通学手段の確保を図り、経済的、時間的負担の軽減を図る必要がある。				豊岡市学校整備審議			豊岡市立の学校整備のあり方について(答申)
奈良市教育委員会が標準としている小学校で2km以内、中学校で4km以内という距離は概ね妥当なものと考えられる。 ただし、現状では市街地の小学校で通学区域のほとんどが半径1km以内に入っており、適正配置を進めることによって必然的に通学距離は現在よりも遠くならざるを得ないことから、通学路の安全確保には十分な配慮が必要である。	<p>○学校統廃合・分離等について 適正な学校規模を下回る場合には、隣接・近隣の学校との統廃合を、また、上回る場合には、学校の分離新設を検討する必要がある。 そのことは、一方的な結論を導き出すためではなく、学校を今一度考え直す機会と捉えることが大切であり、公開性、透明性などに十分留意し、時間的な見通しも明らかにする中で検討が望ましいと考える。</p>			奈良市学校規模適正化検討委員会	学識経験者 市民の代表 学校関係者 行政代表 弁護士		奈良市学校規模適正化基本方針(提言)
				加西市教育委員会			加西市の学校再配置計画

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
251	兵庫県	神河町			<p>○大河内・神崎中学校の改革 統合について 町の将来展望に立ち、生徒の減少や教育的効果考えた場合、現大河内中で敷地を拡張し、1中学校として改革 統合することが望ましい。</p> <p>○栗賀・大山小の改革 統合について 栗賀・大山地区の生活圏、地理的条件等を考慮し、栗賀小・幼稚園と、大山小・幼稚園を統合し、神崎中の跡地で改革することが望ましい。統合までの間の既存施設については、児童・園児が安全で安心して学べる教育環境を確保できるよう、必要な対策を実施する。</p> <p>○小規模校の適正配置について 1・小規模校の川上小、長谷小、南小田小及び越知谷小については、児童数の減少により、教育効果の面から課題がある。川上小と長谷小を統合し、小田小と寺前小を統合することが望ましい。</p> <p>2・越知谷小については、山村留学制度及び地理的条件を考慮し、単独校として存続することが望ましい。</p> <p>3・統合については、園児・児童が安全で安心して通学できることを最低条件とし、保護者、地域住民や関係者の理解を得て、統合すべきと考える。</p>		
252	兵庫県	上郡町	12学級以上		<p>○小学校の適正規模について 1・小学12年…1学級10～20人。各学年2学級以上。 2・小学3～6年…1学級30人前後。各学年2学級以上。</p> <p>○統合校数について 1・適正規模を鑑み、現在の児童数と近い将来の推移予想からすると、小学校2校に統合するのが最も望ましいが、現状では小学校を2校に統合することは困難であるため、現段階では3校とする。</p> <p>○3校に統合することについて 1・3校に統合する場合、利用する施設は、その収容能力や市からすると、現上郡小、現山野里小、現高田小とする。 2・現赤松小は、山野里小に統合することは現山野里小の増改築が必要であること及び統合後の3校のバランスと適正規模を考慮して、上郡小に統合する。</p>		平成20年度中に耐震診断に着手し、上郡小の2棟は23年度、山野里小の3棟は22年度、高田小は24年度、を目標に耐震化を推進する。
253	奈良県	橿原市			<p>○配慮事項 ①現在の中学校区を基本とする。 ②地域の課題や実情を踏まえ、地域の自治会のつながりを尊重して考えていく。 ③既存施設(学校)の収容能力を配慮する。 ④変更により、学校運営に支障をきたすことがないようにする。 ⑤通学距離と安全性・利便性のどちらを優先するかではなく、総合的に考える。</p>		
254	奈良県	平群町			<p>○基本事項 学習指導上・生活指導上における少人数の学級のメリットを活かすような複数学級からなる規模の学校が望ましい。これを具体化するにあたっては、以下のような点にも配慮することを期待する。 1.通学路の安全確保 2.教育水準の向上と教育環境の改善に当たっての予算の確保 3.将来の平群町のあり方との整合性 また、この提言を具現化されるには、地域との関わりやこれまでの各学校の歴史などを勘案し総合的に判断されることが必要であり、具体的な配置を検討する場合には、当該学校を始め保護者や地域等との十分な検討の機会を設定すべきである。 その際、この提言は種々の状況を鑑みたうえで、単学級からなる小規模校の配置を排除するものではない。</p>		
255	奈良県	奈良市	12～18学級	9～18学級	<p>○適正な学校規模についての基本的考え方 1・1学級あたりの児童生徒数について 効果的なグループ学習など集団学習という面についても考慮すると一定の児童生徒数が必要であることから、20人から35人が望ましい。 なお、小学校1年生では、入学当初に子どもたちが顔と名前が一致し、学校生活に馴染めるように、幼稚園の1クラスの人数を参考にすることも必要であり、低学年では上限を30人とすることが望まれる。</p> <p>2・適正な学校規模について ①小学校 集団としての教育面を考慮した場合、1学年2学級から3学級あることが望ましい。 ②中学校 学習面だけでなく、部活動の選択肢の確保や生活や進路などに関する生徒指導の面でも十分に対応できる学校規模であることが重要であり、1学年3から6学級あることが望ましい。</p> <p>○適正な学校規模確保に向けた取組について 1・適正な学校規模を下回る場合 基本的には、統廃合も視野に入れた検討が望ましいと考える。その際、近接・隣接する学校との関係を検討することや、将来さらに規模が小さくなることが明らかな場合は、既成概念にとらわれない新たな発想を求めるとも必要である。 2・適正な学校規模を上回る学校の場合 基本的には、適正な規模を大きく上回る状況が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、学校の分離新設を視野に入れた検討が望ましい。 ○学校統廃合・分離等について 適正な学校規模を下回る場合には、隣接・近隣の学校との統廃合を、また、上回る場合には、学校の分離新設を検討する必要がある。</p>	<p>○適正化の対象校 将来的な児童生徒数の動向を考慮したうえで対象校を決定するため、住民基本台帳により推計可能なこの先5年間の児童生徒数の推計をもとに、将来とも適正規模に満たないと予測される学校及び適正規模を超えると予測される学校を適正配置の対象として検討した。</p> <p>○適正化の進め方 1・過小規模校 5学級以下の小中学校(複式学級がある小学校及び6学級があっても20人未満の学級が1学級でもある場合、並びに1学級のみ学年がある中学校)については、統廃合について早急に検討する。 2・適正規模に満たない小中学校については、将来的な児童生徒数の推移や校舎等の改築時期などを十分考慮しながら、計画期間内に小学校については11学級以下、中学校については8学級以下となる学校を対象として、統廃合や通学区域の見直しを図り適正な学校配置について検討する。 3・大規模校 適正規模を超える学校については、全市的に児童生徒数が減少する見通しにあることから、将来の動向を十分に見極めたうえで、必要に応じ通学区域の見直しや校舎等の増改築など教育環境の整備を検討する。 4・適正規模校 基本的に現状を維持する。ただし、校舎等の改築時には、将来的な児童生徒数の推移と全市的なバランスのとれた学校配置を十分に見極め、必要に応じては、学校位置の見直しも含め適正配置について検討する。</p>	
256	奈良県	宇陀市	12学級以上		<p>○適正規模について それぞれの学年に複数学級があり、進級時に組み替えが可能な規模で、国の示す標準規模、適正規模に関する考えも考慮し、1学級20人から30人程度を適正規模と考える。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○小学校区について 2町合併に伴う校区の見直しについては、通学の問題、少子化による学校の存続の課題等により、自由校区にはできない状況であるため、当面は現状の校区で維持すべきである。			神河町学校教育審議会			神河町の学校教育に係る諸課題に関する答申書
	○2段階での統合の実施について 1・7校の小学校を3校に統合するには、多くの教職員数の削減が必要となり、教職員組織の弱体化が予想される。また、それを一度に行うとなると、学校の指導力や町の教育水準の維持、向上に、急激で大きな影響を及ぼす恐れがあるため、2段階で統合する。 2・2段階で統合を実施する場合、梨ヶ原小が極小規模(平成21年度全児童予定数8名)になり、教育活動への影響が大きく緊急を要するため、まず山野里小を先行実施する。			上郡町教育審議会	学識経験者 地域代表 学校代表	大学教員 元社会教育指導員 公平委員会委員 社会教育委員 小学校長 県民局青少年愛護推進員 町合併協議会委員 元県地域教育推進委員 中学校教員	上郡町における魅力ある新しい教育の在り方について(答申)
				樺原市小学校通学区域検討委員会	学識経験者 地域住民代表 市議会議員 学校関係者 公募者 関係行政機関の職員		「樺原市立小学校の通学区域の在り方に関する基本的な考え方」について答申
				平群町立小学校適正規模検討委員会	教育関係者 行政関係者 識見を有する者		平群町立小学校適正規模に関する提言書
奈良市教育委員会が標準としている小学校で2km以内、中学校で4km以内という距離は概ね妥当なものと考えられる。 ただし、現状では市街地の小学校で通学区域のほとんどが半径1km以内に入り、適正配置を進めることによって必然的に通学距離は現在よりも遠くならざるを得ないことから、通学路の安全確保には十分な配慮が必要である。	○適正規模確保の取組に当たって配慮すべき事 学校規模の適正化と適正配置に向けた取組が、子どもたちにとっての良質な教育環境の形成に寄与するためには、通学に関して子どもや保護者に負担を強いないなど、十分な配慮が必要である。			奈良市学校規模適正化検討委員会	学校代表 保護者代表 学識経験者 行政代表 地域代表 弁護士	幼稚園会会長 PTA連合会会長 大学教員 保健福祉部長 学校園長会会長 大学副学長 奈良市顧問弁護士 小・中学校長会会長 教育総務部長 PTA連合会中学校部会長 PTA連合会小学校部会長 自治連合会会長	奈良市学校規模適正化基本方針(提言)
				大宇陀区小学校再編検討懇話会	学校代表 保護者代表 学識経験者 行政代表 地域代表	地域協議会代表 小中学校長 連合自治会長代表 小学校PTA会長 小学校PTA会長 民生児童委員協議会会長 社会教育委員 市議会議員 副市長 大宇陀区長 教育委員	宇陀市大宇陀区小学校の再編検討について(答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
257	奈良県	大淀町	12～18学級程度		<p>○適正規模について</p> <p>1・児童生徒の学習活動面から、1学級20名以上が望ましい。</p> <p>2・教員数及び学校運営面から、1学年2学級から3学級、全校2学級から18学級程度が望ましい。</p> <p>3・小学校児童数は300名から600名程度、中学校生徒数は400名から700名程度とする。</p> <p>○望ましい学校規模</p> <p>1・小学校 平成14年度、町内5小学校の合計児童数は1250名余りであり、今後も1200名前後を推移するものとする。したがって、町内小学校を3校に統廃合を進め、児童数400名前後の学校規模で教育環境の整備を図ることが望ましい。</p> <p>2・中学校 平成14年度の生徒数は750名余りだが、平成20年度の見込み生徒数は600名前後となり以降600前後を推移すると見込まれる。このような状況から考えて、今後も町内1中学校を維持する。</p>		
258	和歌山県	和歌山市	12～24学級程度	9～24学級程度	<p>○基本事項</p> <p>①現状では、適正規模である学校も多く(小学校30校、中学校17校)、学校ごとに地域との関わりや歴史的背景があることから、市全域にわたる学校の再編成を早急に実施する状況ではない。</p> <p>②しかしながら、小規模である学校、特に1学年1学級以下である学校については、適正規模化を始める時期にきている。</p> <p>③また、少子化のため今後も児童・生徒数の減少が予想されることから、今は適正規模であっても、近い将来に小規模化する学校も考えられる。そのため、全ての学校について将来の見直しを持つことが大切であり、学校関係者はもとより保護者や地域住民の問題意識を高めていく必要がある。</p>	<p>○統合対象</p> <p>①市中心部の小規模校(ここでは、市中心部を伏虎、西和、城東中学校区とする) 伏虎中学校区では、全ての学校で小規模化が進む見込みである。小学校同士を統合しても、統合校が再び小規模化する可能性や、中学校小規模化の課題が解決できない。そのため、小学校と中学校を併せるとともに小中一貫教育を導入し適正規模化と教育充実の両面を目指すという方法が考えられる。</p> <p>②市周辺部の小規模校 ・伏虎、西和、城東中学校区を除くと、全校で12学級未満の小学校は平成21年度11校でそのうち1学年1学級の小学校は山口、雑賀崎、加太、東山東、湊の5校である。また、平成27年度推計では、鳴滝、福見西、直川の3校が1学年1学級になる見込みである。 ・このうち、特に小規模化が著しいのは、加太小学校と雑賀崎小学校である。加太小学校については、遠隔地であること、加太中学校も小規模化が著しいこと、両校が隣接していることなどを考え合わせると、小中一貫教育や校区外からの通学を認める特別認定制度を導入して特色ある学校づくりを進めるという方法が考えられる。</p> <p>③大規模校 ・平成21年度、25学級以上の学校は雑賀、宮、宮前、真志の4小学校で、平成27年度推計では、宮前小学校だけになると予想される。 ・また、少子化が進行する中で、今後も児童数、学級数の減少が予想されることから、当面、早急な適正規模化の検討は必要ない。 ・真志中学校生徒数の増加については、生徒数の推移を注視する必要があるが、当面は教室の増設等に対応することが考えられる。</p>	
259	和歌山県	新宮市			<p>○小中学校の再編整備計画 小中学校の適正規模から外れる学校は、熊野川小中学校と高田小中学校であるが、共に小中連携を強化して運営されている。これらの学校は歴史も古く、地域コミュニティ形成の根幹を成しており、校区を分割して統合することは避け、例えば高田については、恵まれた自然環境を生かし、よききめ細かな特色ある教育を行い、またそれらを必要とし希望する児童・生徒も、校区を超えて通学できる学校として残す方向で検討した。また、三輪崎、佐野・木ノ川・峰伏地区に所在する三輪崎小学校と光洋中学校は、児童・生徒数も微増しており、光洋中学校においては、二学期制をモデル的に実施すると共に、地域と連携して学校を運営する「地域運営学校」の指定を受け、「学校運営協議会」を設置した。また、光洋中学校と三輪崎小学校は、小中一貫校の指定を受け、モデル的に同制度を実施していることから、今回の再編整備対象外とした。旧市内においては、中学校を1校に統合することも検討したが、1校に統合すると適正規模以上となることが予測され、多様な中学生の教育の充実や指導が難しくなることから、緑丘中学校と城南中学校の2校を残すこととした。その上で、光洋中と三輪崎小、熊野川中・小、高田中・小の連携の枠内、旧市内でも小学校2校、中学校2校とし、中学校・小学校の連携を重視し、それぞれの小中連携を目指していく。</p>	<p>○小学校 ・千穂小学校・丹鶴小学校を統合、小中の連携を考慮し、緑丘中学校に近い千穂小学校跡地に新設する。 ・蓬萊小学校・王子小学校を統合、小中の連携を考慮し、城南中学校に近い現・王子小学校を耐震補強し、大規模改修、若しくは新設とする。 ・三輪崎小学校、高田小学校、熊野川小学校の校舎及び高田を除く6小学校の屋内体育館は、昭和56年以降に建築されており、耐震補強の対象外である。</p> <p>○中学校 ・緑丘中学校の屋内体育館は耐震一次診断の結果、耐震補強の必要性はないが、校舎は耐震補強し、改修を行う。 ・城南中学校の屋内体育館は平成18年度に耐震補強するが、校舎は老朽化しており、新設するものとする。 ・熊野川中学校は平成16年度に耐震補強済であり、高田中学校は平成4年に建築されたため耐震補強の対象外である。なお、光洋中学校の校舎と屋内体育館は平成19年度に耐震補強を実施する予定である。</p>	
260	和歌山県	海南市		12学級	<p>○望ましい小学校数 クラス替えができ、児童の健やかな成長や今後の児童数の推移から考えると2校(現在7校)が適当と考えられるが、地形や地域性から考えると3校が望ましいと現時点で考える。</p> <p>○望ましい中学校数 適正規模から考え、子どもたちの教育環境を考えると中学校は1校が望ましい。</p> <p>○小学校と中学校の関係 ・現状では、1小学校から1中学校に入学するのが1校、6小学校から1中学校へ入学するのが1校である。(現在2校) ・子どもの入学について、大きく環境が変わることから細かな配慮が望まれる。</p>	<p>○具体的な配置案 望ましい中学校数は1校であるので、下津第一中学校と下津第二中学校を統合し、適切な場所に配置する。ただし、通学等の安全面や施設面について十分な配慮が必要である。</p>	
261	和歌山県	田辺市			<p>○小学校について 田辺市の児童数は減少し、平成27年度には複式学級編制を有する学校が14校に増えることが予想され、学校の小規模化がますます進行している。このような現状と、本市での地域性(1市4町村が平成17年度に合併し、近畿で最も面積の大きな市)、児童に与える教育的効果など様々な角度から議論してきた。そして、児童数により5つのレベルに分け、利点と課題を明確にしながら、更に検討を重ねてきた。その結果、本市にあった小学校の適正規模については、レベル3(1学年25人程度の6学年で150人程度)が最も適当である。</p> <p>○中学校について 本市における中学校の学校規模としては、クラス替えが可能であり、且つ、ある程度の学級規模(25人)を確保する規模(150人程度)が適当であるとの結論に達した。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○東部地区3小学校の適正規模化について 1・3小学校第一、旭ヶ丘、北野を統合し、新しい小学校を新設する。ただし、校舎は当分の間、大淀北野小学校を改修して使用する。 (5年を目途に、新しい小学校の建設を検討する。) 2・発足時期は平成17年4月1日を予定する。			大淀町東部地区小学校・幼稚園・保育所統合同題検討委員会	教育関係者 行政関係者 意見を有する者		大淀町立幼稚園・学校適正規模についての提言書
通学距離は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条第1項の規定を準用し、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とする。 また、通学区域は和歌山市立学校通学区域協議会の通学区域の設定基準に基づくとする。 和歌山市の周辺地域では地理的条件により通学距離の定義を超えるケースもありうるが、徒歩通学の原則、通学による時間的・経済的な負担、児童・生徒の安全面を考慮しても、適正な通学距離の定義においては、基本的に法令等に準拠することが適当と考える。				和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会	学識経験を有する者 保護者 学校関係者 地域関係者 その他教育委員会が適当と認める者		和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について(答申)
				新宮市教育環境整備計画審議会	学識経験者 市議会議員 区長会代表 学校長 経済界関係者 地域代表者		新宮市教育環境整備計画審議会 答申
	○配当される教員数は学級数で決まることから、授業指導での免許外教科指導(指導する教科の免許を持たない教員による授業)、部活動の指導等の問題を考えると1学年4学級、学校全体で12学級が望ましい規模となる。また学校行事等を考えると個数学級の方が運営しやすいという意見もあった。	これまで徒歩により通学を行ってきたが、統合した場合、距離が長くなることや、少人数での通学を行うなど問題もありスクールバス(幼稚園児の利用等についても研究)等細かな配慮が望まれる。		下津町学校適正配置審議会	学識経験を有する者 町民団体の代表する者 町議会議員 保護者 学校関係者 公募者		旧下津町における将来の学校のあり方【答申】
○小学生の通学距離に関する検討委員会提言 ・小学校(徒歩) 2km程度(30分程度) ・小学校(自転車) 6km程度(30分程度) ・小学校(バス) 20km程度(40分程度)	旧田辺市以外の旧4町村では、「1小学校・1中学校」に統合することが提言された。			田辺市立小中学校あり方検討委員会			田辺市立小中学校の適正規模・適正規模配置に関する(提言書)

番号	都道府県名	市区町村	Ⅰ 学校の適正規模		Ⅱ 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
262	和歌山県	串本町			<p>○小学校について 中期的構想としては、大島小学校については平成10年度に統合したばかりなので当分は児童数の推移を見守ることとし、串本地区に4校、古座地区に2校とする。</p> <p>○中学校について 一学級30人程度と考えている。中期的構想としては、串本西中学校は平成18年度に統合したばかりであること、また潮岬中学校は平成18年度に新校舎が建設されることもあり、当面は現状のままで今後の生徒数の推移を見守ることとし、串本地区に3校、古座地区に1校とする。</p> <p>長期的構想については、串本地区1校、古座地区1校が望ましいと考えるが、市町村合併のことや過疎化・少子化を見通すと生徒数の推移を見守りながら今後検討していくべきである。</p>	<p>具体的には、次の内容による統合を推進する。</p> <p>○小学校 1下記3校は平成20年度に統合する。 和深小学校（平成20年度児童数 41人） 田並小学校（平成20年度児童数 31人） 有田小学校（平成20年度児童数 25人） 2下記4校は5年を目処に統合をする。 鑄雷小学校（平成23年度児童数 29人） 串本小学校（平成23年度児童数 188人） 出島小学校（平成23年度児童数 34人） 橋杭小学校（平成23年度児童数 67人） 3下記2校は5年を目処に統合する。 潮岬小学校（平成23年度児童数157人） 大島小学校（平成23年度児童数62人） 養善小学校（平成23年度児童数 12人） 西向小学校（平成23年度児童数 65人） 4下記2校は5年を目処に統合する。 古座小学校（平成23年度児童数 51人） 田原小学校（平成23年度児童数 24人）</p> <p>○中学校 1下記2校は5年を目処に統合する。 串本西中学校（平成23年度生徒数 54人） 潮岬中学校（平成23年度生徒数 66人） 串本中学校（平成23年度生徒数 188人） 大島中学校（平成23年度生徒数 34人） 2下記2校及び古座中学校の生徒は5年を目処に統合する。 西向中学校（平成23年度生徒数 59人） 田原中学校（平成23年度生徒数 8人） 古座中学校（平成23年度串本町在住の生徒 36人）</p>	
263	和歌山県	紀の川市	12～18学級	9～18学級程度	<p>○適正規模 1・小学校 1学年2～3学級、全校で12～18学級が望ましい。 2・中学校 1学年3～6学級、全校で9～18学級程度が望ましい。</p>		
264	和歌山県	橋本市	12～18学級	9～12学級	<p>○適正な学校規模 1・小学校 小学校の場合は、学年2から3学級編制ができる規模が望ましい。(1学級の児童数は、20～25名が望ましい)。学校全体では、12～18学級である。 2・中学校 学年3から4学級編制ができる規模が望ましい。(1学級の生徒数は25～30名程度が望ましい)。学校全体では、9～12学級である。</p>	<p>1・小学校 複式学級の場合、単学年の児童が5名未満になると、間接指導の際の共同学習が成立しがたいと思われる。また、学年単学級の場合、児童の人数が10名をきる場合には、実態把握を行い改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、必要性があるなら改善方法の検討・協議を進める必要がある。</p> <p>2・中学校 中学校の場合、今後単学級になる場合、実態把握を行い改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、必要性があるなら改善方法の検討・協議を進める必要がある。</p>	
265	鳥取県	鳥取市			<p>○基本方針 1. 宮ノ下・岩倉小学校区について 保護者及び地域住民の意向を勘案し、合理的で安全な通学を確保するために、宮ノ下小学校区(国府中学校区)の一部である鳥取市国府町新通り及び分上の通学区域を、平成21年4月1日から岩倉小学校区(東中学校区)へ編入する。 2. 明徳小学校区について 適正規模による学校教育の保障と地域の活性化について、現状ではマンション等の建築に伴う居住人口の増加がみられ、今後の児童数は増加が予測される。また、鳥取市中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受けて進捗していくことから、明徳小学校の個別の見直しに留めるべきではない。 従って、中心市街地全体における学校配置及び校区の設定という視点から、「後期校区再編計画」の審議において総合的に検討することが望ましい。 3. 城北小学校区について 千代川左岸の城北小学校区については、合理的で安全な通学を図る必要がある。しかし、該当地域における一部自治会構成の変更が予測され、さらに詳細な調査検討が必要である。従って、「後期校区再編計画」で継続審議することが望ましい。</p>		
266	鳥取県	琴浦町			<p>○基本事項 小学校における教育活動を円滑かつ効果的に進めるため、①小規模校の解消を図る適正規模、②適正規模を確保するための適正配置、③教育内容や教育活動の一層の充実の3点が、次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るために、早急に取り組むべき内容であるとの共通理解の下に、審議を進めた。</p>	<p>○最終目標年次の平成32年度までに1学年2学級以上の学級が編成できるように、東伯・赤碓の各中学校区に1校を適正な位置に配置することとする。</p> <p>○東伯中学校区 現在の東伯小学校の施設を活用し、東伯、古布庄の2校を統合して1校とし、現在の八橋小学校と浦安小学校との3校とする。 ○学校の適正規模を確保する観点から、現在の浦安小学校の施設を活用し、浦安、東伯、古布庄の3校を統合して1校とし、現在の八橋小学校との2校についても審議を行ったが、施設面や安全性、利便性の面で問題があり、施設整備を行うなどしてこれらの問題が解決できれば、この2校案についても検討すべきであるとした。</p> <p>○赤碓中学校区 現在の成美小学校の施設を活用し、以西、安田、成美の3校を統合して1校とし、現在の赤碓小学校との2校とする。</p> <p>○統合の第一段階 統合に当たっては、児童が在学中に二度の統合を経験することのないよう配慮する必要がある。そのため、この第一段階の統合時期については平成24年度を目途にできる限り速やかにを行い、複式学級や過小規模校の解消を図ることが必要である。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				串本町教育環境整備審議会			串本町教育環境の整備についての答申
				紀の川市教育委員会			紀の川市学校適正規模・適正配置基本方針
小学生の場合、最長3km程度(徒歩で50～60分程度でいける距離)、中学生の場合は、自転車通学を容認するならば、通学距離が6km程度まで伸びるのではないだろうか。		統廃合により、通学条件の悪化が生じる場合には、現在も実施しているようにバス・タクシー通学やその交通費補助を行う必要がある。日照時間や教育活動に対応した季節的・一時的なバス・タクシー利用と補助も考えられる。		橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会	有識者 市議会議員 地域住民代表 保護者代表 学校関係者	大学教員 元橋本市教育協議会委員 市議会文教厚生委員長 青少年健全育成代表者 会顧問 健全育成会議会長 区長 連合自治会長 幼稚園・小・中学校PTA代表 小・中学校長	橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会提言
				鳥取市校区審議会(第9期)			緊急を要する鳥取市立小・中学校の校区再編について(答申)
	○校区の分割について 統廃に当たっては、現在の学校単位で検討を進めてきた。校区を分割することは従来の地区公民館単位での活動等にも変更の必要性が生じるなど、その影響が大きく、校区を分割しての再編成は行わない。	統廃合を行うに当たっては、PTAや地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなど関係機関が連携して登下校時における児童の安全確保を図る必要がある。特に遠距離での通学となる児童への配慮は十分行い、安全かつ効率的な移動が可能となるよう、路線バスの増便やスクールバス等の運行支援を行うなどして、児童や保護者の負担としない通学体系を整備していく必要がある。		琴浦町小中学校適正規模・配置審議会			琴浦町立小学校の適正規模及び適正配置について(答申)

			Ⅰ 学校の適正規模		Ⅱ 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
267	鳥取県	伯耆町			<p>○基本事項 限度を超えた少数数ではなく、ある程度の学級規模を維持し多くの先生方が考える「教育効果を高める上で適切な学級規模」だけを考えると、今後、大きく児童生徒数が減少する中で、先生方の意見を実現するためには、学校統合を断行し、小学校を1または2校にし、中学校を1校にするしか方策が残されていない。</p> <p>急激な学校配置の変化を望む声は少なく、「教育活動が著しく制約される状況」になれば学校統合も視野に入れて考えるという声を、統合を是とする派に加えたとしても、小学校の統合については現状維持と統合の回答は極めて拮抗している。</p> <p>中学校においては、現状維持の声がさらに強く、「教育活動が著しく制約される状況」になったとしても、統合を是とする回答は4割強に過ぎない。以上のことを勘案し、以下の提言をする。</p> <p>提言1 「小中一貫教育」を伯耆町学校教育の軸とした上で、岸本中学校と溝口中学校を小中一貫教育の基幹校と位置づけ、それぞれ岸本小学校(仮称)と溝口小学校(仮称)との小中一貫教育を推進する。</p> <p>提言2 ・八郷小学校は、岸本小学校(仮称)の分校とする。 ・二部小学校と日光小学校は、溝口小学校(仮称)の分校とする。 ・それぞれ小学校5年生からは、全児童が本校で学習するものとする。 ・小学校の統合にあたっては、岸本地域と溝口地域に、新しい岸本小学校(仮称)と溝口小学校(仮称)を創るという姿勢を基本とする。</p> <p>提言3 『提言1』『提言2』については、平成25年4月を最終目標として具現化すること。</p>	<p>○小中学校の存続の可否について今後の児童生徒数の減少だけを考えると、小学校2校、中学校1校の配置が最善と思われる。しかし、我々は、小学校については地域の人の思いに配慮し、一部分校化ではありますが全ての小学校を存続させ、また、中学校については通学距離も配慮し全ての中学校を存続させた上で、小中一貫教育を推進するよう提言した。このことは、対象となる全ての学校の耐震補強を実施し、将来的にも全ての学校を存続させることに繋がる。併せて、一時的に耐震補強というかなりの財政的負担を強いることにもなる。</p>	<p>○耐震化等補強・改修計画 岸本小学校・体育館については、本年度内に改築工事に着手すること。 ・岸本中学校との小中一貫教育の実施にあたり、校舎については、八郷小学校との統合も勘案し、早期に耐震補強や改築に着手すること。 八郷小学校・早期に、対象施設の耐震補強・改修に着手すること。二部小学校・期に、対象施設の耐震補強・改修に着手すること。 溝口小学校・溝口中学校との小中一貫教育の実施にあたり、二部小学校、日光小学校との統合も勘案し、小中一貫校を新設すること。 溝口中学校・溝口小学校との小中一貫教育の実施にあたり、小中一貫校を新設すること。</p>
268	鳥取県	江府町			<p>○江尾小を母体とした統合について 1・統合後者は、江尾小の施設とすることが望ましい。 2・平成21年4月1日を目前に、統合する。</p>		
269	鳥取県	大山町			<p>○基本方針 ・小学校においては、児童同士のさまざまな関わり合いを設定するうえで複式学級であることが望ましい。また、1学級の児童数は20～30人程度が適当であると考えられる。 ・赤松分校を廃止し本校に統合すること、当面、大山小学校、大山西小学校の2校を維持することが望ましい。</p>	<p>○小学校の場合 ①ある一定以上の児童数が確保されるなら、その地域や学校の特性を生かした教育活動が十分に可能であると考えられる。特に、大山地区の小学校においては、当面、児童数は現状維持で推移する見通しである上、地域の人的・物的な資源を十分生かした活動が積極的に展開されてきている。また、通学に係る体力的・時間的な負担を考えた場合、遠距離通学をすることは低学年には負担となる場合もある。こうしたことを総合的に考慮し、現時点では、大山小学校、大山西小学校は、当面、現状のとおりとすることが適当である。 ②赤松分校については、今後も児童数は現状維持で推移するものの、1学年1人、2人という学年が相当数あり、複式学級の現状を考慮する必要がある。本校児童との交流活動、分校内での統制活動には一定の評価はできるが、同年齢の児童の人間関係づくりの場として十分ではなく、また、学校施設として環境が十分ではないこともあり、交通手段の確保が十分に保たれるようになった現在にあっては、分校を廃止し本校に統合することが適当である。 ③今後、現在予測できない状況(出生数の低下による児童数の減少など)が生じる場合は、大山小学校、大山西小学校の2小学校を1校に統合することも視野に入れて、適切な時期に再度、小学校のあり方について検討をする必要がある。</p> <p>○中学校の場合 生徒数が相当数確保されることにより、一定以上の教育レベルの維持が可能となることから、先の答申では、今後の生徒数の推移から推定すると、しかるべき時期に3中学校を統合し1中学校とするのが望ましいという結論を待た。</p>	
270	鳥取県	雲南市	6学級以上	6学級以上	<p>○基本事項 ・現在、12学級から18学級までの学校は、小学校2校、中学校1校で、ほとんどの学校がこれに満たない。また、小学校では9校18学級が複式学級となっており、学年に児童が皆無である学校は3校あり、3つの学年で生じている。5年後の平成25年には、7校が30人以下となりそのうち2校が10人以下となる見込みである。また、複式学級は11校26学級に増え、学年に児童が皆無である学校は3校で7つの学年となる見込みである。 ・中学校では、各学年1学級の学校が3校あり、こうした状況は今後も続くものと思われる。 ○複式学級の幼児・児童数を確保するためには、統合再編も視野に入れる必要がある。 ・複式学級を有する学校を「小規模校」とする。 ・全校児童数が15名未満の小学校を、「複式小規模校」とする。</p>	<p>○複式学級の解消 複式学級は、自主学習や集団的な学習姿勢が身に着くと思われることなど評価できるが、お互いのコミュニケーションを深め子ども同士で多様な考え方に触れる中で、お互いの思考を深め、新しい考えを作りだしたりする能力を養うためには、一定規模の人数が必要であるという視点から複式学級の解消が望ましい。 ○木次中学校、三刀屋中学校は統合せず、それぞれの場所で早期に整備する方向が望ましい。</p>	<p>旧耐震設計基準で建設された学校施設は78棟中33棟あり、全体の42.3%を占めている。これらの施設は、現在老朽化や耐震性を把握するために耐力調査や耐震診断を実施しているが、経年と共に修繕等の経費も増加傾向にある。このようなことから、適正規模適正配置に向けた取り組みに合わせて学校施設の整備計画を考えていく必要がある。</p>
271	鳥取県	奥出雲町	地域の実情に応じた最小限の規模	地域の実情に応じた最小限の規模	<p>○小規模校の現状 奥出雲町内の小学校は全校が小規模校となり、現在、11小学校中6校に複式学級があり、平成26年には8校となる見込みである。少人数学級、とりわけ「一人学級」、「一人学年」といった極小規模の学校では、男女比率の偏りや異性のない学級が生じ、心身の発達に望ましい教育環境を保障することができない。 ○適正規模について 奥出雲町は、中山間地域で集落が点在するため、国が示す適正規模に合わせることは不可能であり、地域の実情に応じた最小限の規模を確保している必要がある。</p>	<p>○複式学級がある小学校を「小規模校」とし、全校児童数が15名以下の小学校を「極小規模校」とする。 ○極小規模の小学校について 以下の点を踏まえ、学校再編整備をする。 ①通学距離、通学路の安全等の地理的条件 ②学校の地域的意義、歴史的経過 ③老朽化の進行・耐震補強工事の有無等の施設状況 ④良好な教育の質を担保するための財政状況 ○小規模校について 今後の児童数の減少や社会情勢の変化などにより、望ましい教育環境を確保するための、学校の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>建築後52年経過している小学校校舎をはじめ、平成26年には4校5棟が50年以上となり、電気配線等の老化が進み、危険度が增大している。また、幼・小・中学校22校中11校23棟が昭和56年以前の旧耐震基準で設計施工され、うち17棟が何らかの補強工事が必要である。</p>

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				伯耆町学校教育検討会	町民及び学識経験者 公共的団体の代表者 町の職員		伯耆町学校教育検討会 答申
	○その他統合整備に関わる事項 新しい学校に相応しい施設とするため、既存施設に年次的な整備を講じられたい。特に、駐車場確保については、早急に検討されたい。	通学方法は、本委員会の最大の論点となった。子どもの安全を第一に思う親の気持ちとして、PTAからはスクールバス導入の強い思いがあったが、委員会では財政支出の抑制を優先した。今後、路線バスの運行にあたっては、是非保護者のこの思いを十分に組み入れたものとされたい。		小学校統合検討委員会			江府町小学校統合整備について答申
				大山町教育審議会			大山町教育審議会第2次答申
	○望ましい学級規模 小学校：1学級20～25人、6学級以上(1学年1学級以上)。 中学校：1学級20～30人、6学級以上(1学年2学級以上)。			雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置検討委員会			雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置について(答申)
				奥出雲町学校再編基本計画検討委員会	学識経験者 町議会 小学校 中学校 幼稚園 保育所 保護者代表 地域代表		奥出雲町学校再編基本計画検討委員会 答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
272	鳥取県	八頭町			<p>○規模と適正配置について</p> <p>1・小学校 ①本町の小学校の8校中6校は、全学年が単学級となる6学級以下の学校となり、さらに全ての学校において規模が縮小していくことが推測される。 ②規模については複式解消を基本とし、配置については地理的要因からやむを得ないところもあるが、出来る限り徒歩通学が可能となることを基本とした。</p> <p>2・中学校 現状においては、地理的要因によりスクールバスや公共交通機関等を利用して通学しており、中学校再編を行うとさらに通学距離や時間が長くなる地域が生じるため、スクールバスの運行や公共交通機関の利用などを考慮し検討を行った。</p> <p>○、小学校の配置と学区区</p> <p>1・小学校の具体的再編案 ①郡家西小学校を現中央中学校に転入する。一部通学区の見直しを行い船岡小学校と安部小学校に編入する。 ②郡家東小学校は一部通学区の見直しを行い、郡家西小学校に編入する。 ③船岡小学校と単小学校を統合する。郡家西小学校の一部を編入する。施設は現船岡小学校を利用する。 ④大江小学校に学校選択制を導入し、他の地域からの通学可能なコミュニティスクールとして継続させる。ただし児童数の下限を18人とし、これを下回れば船岡小学校に編入する。 ⑤丹比小学校と八東小学校の一部を統合する。施設は現丹比小学校を利用する。 ⑥安部小学校と八東小学校を統合する。郡家西小学校の一部を編入する。施設は現安部小学校を利用する。</p> <p>2・中学校の具体的再編案 ①中央中学校は廃止のうえ、施設及び敷地を郡家西小学校に転用する。 ②船岡中学校は廃止とする。 ③八東中学校は廃止とする。 ④統合中学校を現単小学校付近に新設し、併せて集プールの活用を図る。</p>		
273	鳥根県	津和野町			<p>○学校再編の方法</p> <p>1・津和野小、木部小、日原小、青原小の4校を存続校とする。 2・畑迫小を津和野小に統合する。 3・左野小及び須川小を日原小に統合する。 4・木部中を津和野中に統合する。</p>		<p>○学校再編の基準</p> <p>1・小中学校ともに、全校児童数が16人以下の学校は隣接する小中学校に統合する。</p>
274	鳥根県	益田市			<p>○計画期間今回の学校再編は、計画期間を10年としている。</p> <p>○学級編成・小学校複式学級解消。その上で1学級におけるある程度の児童数(20～30人)確保を目指している。・中学校1学年複数クラスの確保を目指している。</p>		<p>○二条、小野、中西の西部地区は中心部との統合も考えられるが、この地域に学校を残すということで小学校と中学校を各1校配置することとしている。また、中学校の1学年複数クラス配置が人的に厳しいため、小中一貫教育により学校運営を活性化することも視野に入れている。</p> <p>○学校再編後の益田市の小中学校は、次のとおりとする。 小学校を19校から9校とする。 中学校を12校から8校とする。</p> <p>○この再編計画における統合校の多数は、児童生徒数に対する規模は満たされているが、再編の対象とならない学校施設も含め多くの学校は、老朽化が進んでいることから、耐震化対策を含めた改修が必要である。</p>
275	鳥根県	松江市			<p>○秋鹿地区小学校の統合について</p> <p>1・統合の方向性 ①児童数の減少、既存校舎の状況等から中島小を秋鹿小へ統合する。 ②小学校の統合に伴い、現在休園中(平成10年4月から)の中島幼稚園は閉園する。</p> <p>2・統合時期 平成23年4月1日とする。</p> <p>○古江地区小学校の統合について</p> <p>1・統合の方向性 ①児童数の減少、既存校舎の状況等から長江小を古江小へ統合する。 ②小学校の統合に伴い、現在休園中(平成10年4月から)の長江幼稚園は閉園する。</p> <p>2・統合時期 平成23年4月1日とする。</p>		
276	鳥根県	江津市			<p>○小学校の再編 学校規模の適正化に向けて、当面は複式学級の解消を図り、現在の10校を7校にする再編が望ましい。 1・平成15年に松平中が江津中へ統合した経緯があり、松平小は同中学校区の渡津小か畑田小への統合が望ましい。 2・平成14年に跡市中と青山中が統合し青陵中として開校しており、跡市小及び有福温泉小は、同中学校区の川波小か津宮小への統合が望ましい。 ただし、子ども達の精神的な負担や地域の実状、意向など十分考慮して、第1段階で跡市小と有福温泉小を統合し、第2段階で川波小か津宮小へ統合する適正化の在り方も検討する。</p> <p>○中学校の再編 合併前に旧江津市においては、5校を3校に再編し、また旧松江町においても1校に統合整備を行っており、現段階では再編の必要はないものとする。</p>		
277	鳥根県	浜田市			<p>○学校統合計画</p> <p>1・浜田東部 新築の校舎を建設し、上府小、国府小、有福小を統合して新設校を開校する。新設校舎の位置は、現国府小の校地とする。</p> <p>2・浜田中部 後野小、佐野小を岩見小へ統合する。</p> <p>3・旭 木田小を今市小へ、市木小を和田小へそれぞれ統合する。</p> <p>4・三隈 井野小、井野小室谷分校を三隈小へ統合する。</p> <p>○学校統合の目標時期</p> <p>1・浜田東部 地域説明、基本計画策定、実施設計、校舎建設の期間等を考え合わせ、平成27年4月1日を統合・開校目標とする。</p> <p>2・浜田中部、旭、三隈 地域説明、学習指導方法変更の移行期間、耐震補強工事の必要性等を考え合わせ、平成25年4月1日の統合を目指す。</p>		

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料	
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分		
	<p>○再編実施時期について 学校再編は、平成30年度までにも段階的に進めていけばよいと考えているが、課題処理対策や住民感情に配慮することも重要であり、目標年次を平成30年度とする。</p> <p>○大江小学校のコミュニティスクール化 他校と谷筋が異なる大江小学校の地理的要因、また地域を上げての教育的取り組みなどに配慮すると共に、八頭町の小学校においては画一的な様態ではなく、多様なあり方を旨とする観点から大江小学校については、文部科学省が推進している「コミュニティスクール」として存続させる。そのため、「学校運営協議会」の設立や地区公民館との一体運用による社会教育との有機的連携及び財政負担の軽減化、他地域からも通学可能とする学校選択制などの導入を条件とする。また、この条件の下でコミュニティスクールを導入したとしても児童数が18人を下回った場合は、単独小学校としての存続は教育上の観点から望ましくなく、船岡小学校への編入を行うこととする。</p>			八頭町学校適正配置審議会	学識経験者 住民代表 小中学校PTA関係者 小中学校長の代表		八頭町学校適正配置審議会 最終答申	
				津和野町教育委員会			津和野町学校再編実施計画	
			<p>○通学上の基準路線バス、スクールバス等の通学手段により、概ね30分以内の通学時間を旨とする。</p> <p>○通学方法児童の体面を考慮するとともに、既存の公共交通の利用にも配慮している。</p>			益田市立学校整備計画審議会	益田市立小中学校再編計画	
			<p>○秋鹿地区小学校の統合 中島小学校区から秋鹿小への交通手段は、スクールバスを運行する。</p> <p>○古江地区小学校の統合 中江小学校区から古江小への交通手段は、スクールバスを運行する。なお、対象者は長江小学校区の児童とする。</p>			秋鹿振興協議会合同会議 古江振興協議会合同会議	秋鹿地区小学校の統合について 古江地区小学校の統合について	
	教育委員会において、学校整備計画を策定し、関係地域との協議成立後は、早期に開校されることを期待する。		学校再編により、遠距離通学(4km以上)になる児童の通学方法については、既存の公共交通機関やスクールバス利用も十分検討する中で、より効率的、効果的な通学方法を計画し、通学に苦痛与えない対応が望ましい。			江津市学校整備検討委員会	文化協会会長 小学校校長会会長 PTA連合会会長 連合婦人会会長 公民館長 大学教員	江津市学校整備検討委員会 答申書
				浜田市教育委員会			浜田市学校統合計画	

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
278	岡山県	井原市			<p>○基本事項 市内16小学校では在籍12名から376名の学校まで多様な形態による学級編制になっている。全学年を通して複数年級のある学校は1校のみである。残り15校中11校は全学年が1学級ずつかそれ以下の小規模校であり、そのうち4校が複式授業を実施している。なかでも芳井町の川根、明治、共和の3校については、学区内の就学前幼児数も極めて少なく、学校存続の危機にあるといえる。これら3校の学区は山間部でかつ広域であり、児童の通学距離が10キロを超える地区もある。少子化が教育に及ぼす影響を考慮し、適正な学校規模を求めて学校の再編を考える時期きている。</p> <p>中学校においては、少子化によって、学校で選択できる部活動の種類が減少したり、チームの構成人数が不足したりするという状況や、教職員の専門教科で、それぞれに十分な人数が配置できにくいといった問題も生じている。近い将来には、中学校の再編についても対応が必要と考えられる。</p>	<p>○学校の再編 ①適正な学級経営のためには、1学級の人数が30人程度で各学年複数クラスを妥当な線として、学校の再編を検討する。 ②再編が必要な地域から逐次検討を進める。 ア 川根・明治・共和の3小学校については、地域のニーズを踏まえつつ早急な対応を進める。 イ 他の小規模校については、就学前幼児数の推移を見極めながら対応する。 ③地域の子育て支援のあり方や、学童保育体制を検討し、条件整備を進める。 ○学区の弾力化 類型としては、全面自由型、境界型、距離型の3種類が考えられるが、小学校においては学区を守る方針を原則とし、中学校区においては距離型の導入について検討する。</p>	<p>○学校施設について 近時の防災意識の高まりとともに、災害時における地域の避難場所としての重要性が増している。しかし、その多くは昭和40年代から50年代にかけて建築されたものであり、老朽化とともに耐震性が確認できていない施設も存在するなど、早急な対応を迫られている。</p>
279	岡山県	真庭市			<p>○小学校について ①規模校の改善 ②複式学級の解消 ③1学年2学級以上3学級以下の標準規模校を目標 これら3点を目標とし、「3期の計画に沿って推進する」ことを整備指針とした。 ○中学校について 「合併前の旧町村単位にほぼ配置できているが、小規模校については学区民の意向を十分に聴きながら他校との統合等を視野に入れて検討する。」こととした。</p>	<p>学級数が5学級以下の小学校、2学級以下の中学校については、原則として、適正配置を進める過程で統廃合を検討すべきである。 特に、児童生徒数が「0」の学年や自分以外には同級生がいない学年が生じている種小規模の学校については、早期に他の学校への統合を進められたい。</p>	<p>施設の老朽化は安全上の問題が生じる可能性が高いため、学校の適正配置を進める上では、施設の建築年についても考慮しなければならない。また、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、前震化を図り安全性を確保することも急務である。 従って、小規模の都合いが比較的低い学校でも、統合時期を早めることも考えなくてはならない。逆に、小規模化の度合いが高い学校でも、建築年によっては、統合時期を遅らすことも考えなくてはならない。このため、今後の学校施設の整備については、学校の適正配置の進捗状況と照らし合わせながら、整備を進めることが重要である。</p>
280	広島県	尾道市	12学級以上	6学級以上	<p>○適正な学級人数 学級人数は、20～30人程度が最も望ましく、適正である。 ○学年の適正な学級数 学年の適正な学級数は、複数年級である。 ○今後の尾道市内の小・中学校の児童生徒数の予測を見ると、例えば、小学校においては、現在ある20校のうち、児童数の減少によって、12学級以上に達しない学校が相当数となる。一方で、周辺地域では若い世代の人口増により児童数が増加し、大規模化する小学校が出ることが予測される。 適正な学年の学級数の問題は、今後の児童生徒数の増減により、各小・中学校の在り方に直結することから、この問題の調整が極めて重要である。したがって、本審議会の結論として、現段階では、「学年の適正な学級数は、複数年級である」という意見集約をみた。</p>		
281	広島県	三原市	12学級以上	6学級以上	<p>○適正配置によって実現を目指す学校のあり方 地域の実態や特色を十分考慮に入れた上で、次の5項目が実現できることが必要である。 ①1クラスは30人程度、1学年は2クラス以上を基準にする。 集団活動を要する授業の実施なども考慮すると、1クラス30人程度、1学年2クラス以上の基準を下回らない程度の規模が、一人ひとりの児童生徒にも目が行き届き、子ども達が集団としての活動ができる数値と言える。 ②児童生徒の通学時間は、30分程度を目安にする。 ③複式学級の解消をはじめとした中長期的な適正配置実施計画の策定を目指す。 ④人間力の育成をより可能にする学校・学級規模を目指す。 ⑤よりよい教育環境・教育条件となるようにする。</p>	<p>○最良の教育環境を整備することに照らした場合、短期的には複式学級の解消に努めると共に、適正規模の学校・学級編成を実現できるよう中長期計画を策定し、実施することが望ましい。 ○計画策定の際は、長期的展望に立ち、複式学級を編成することのないように配慮すべきである。 ○小学校に関しては、原則として、中学校区内での適正配置を念頭に置くべきである。</p>	
282	広島県	三次市			<p>○小学校平成21年度の小学校の規模を全校児童数及び学級数(平均、最多、最少)で見ると、27学校で全校児童数の合計3,084人(平均114.2人、最多654人、最少11人)、普通学級数156学級(平均5.8学級、最多24学級、最少3学級)であり、普通学級数の平均が6学級以下となっている。さらに詳細に見ると、1学年2学級以上の学校が3校のみであり、残る24校は1学年1学級以下の学校であり、このうち複式学級の編成をしている学校が12校(うち完全複式8校)という現状で、いわゆる小規模校(学級数11学級以下)が全体の9割を占めている。 ○中学校学校規模を同様にみると、平成21年度は、12学校で全校生徒数の合計1,506人(平均125.5人、最多364人、最少42人)、普通学級数56学級(平均4.7学級、最多11学級、最少3学級)であり、12校全てが小規模な学校に分類され、うち8校が1学年1学級の学校である。 ○児童・生徒数の減少傾向も周辺部の学校において顕著に見られ、周辺部の小学校全てが小規模な学校に分類され、複式学級の編成をしている小学校が12校、そのうち8校が全学年複式(完全複式)となっている。</p>	<p>○前提各地域において学校規模適正化の議論をスタートしていく時機に関する2つの目安を参考としながら、画一的な統廃合案を提示するのではなく、児童・生徒数の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に対してできるだけ早く、かつ丁寧な情報提供をしていきたいと思います。その上で、行政、保護者、地域住民が、学校の適正配置について共通の理解を深めながら、それぞれがお互いに関心を出し合う中で、保護者や地域住民の意思を最大限に尊重しながら、それぞれの納得性が高い議論形成を行い、各地域における結論を出される必要がある。 ○学校規模適正化の議論をスタートする時機地域ごとの弾力的な運用を前提とした上で、子どもたちにとって望ましい教育環境や校の公平負担の観点、複式学級解消に向けた国の動向等も考慮して、適正化の検討をスタートしていく時機の目安を、小学校においては「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点で、もしくは更に「小規模化が進んで2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれかと考える。</p>	
283	広島県	北広島町	6学級以上	6学級以上	<p>本町は、小学校、中学校とも小規模校が多く、特に、小学校においては、全17小学校のうち、10校が複式学級であることなどを踏まえると、教育関係法令で適切とされる規模は、本町の実態においては、ふさわしくないと判断した。 ○小学校 教育目標を達成するため、教職員の適正な配置、教育内容と指導の充実、施設設備の整備等の教育条件、教育環境を整備するために、複式学級より単級学級の編成が望ましいと考える。本町では、複式学級が解消できる規模として、1学級あたり20～30人を適正な規模とし、1学年1学級(学校あたり6学級)を確保していくことが望まれる。しかしながら、少子化の状況や地理的条件などにより、1学級20～30人の規模確保が難しい場合もあることから、一部の地域では、「1学級10人程度」の規模をめやすとする。ただし、「1学級10人程度」の規模となる学校においても、同年齢の集団活動の機会をできるだけ確保できるよう、近隣地域の学校との連携により、共同授業の実施、合同行事の開催等を検討するなどの配慮が望まれる。 ○中学校 規模については、現状は、千代田中学校が1学年あたり複数年級を編成し、芸北中学校、大朝中学校、豊平中学校については1学年1学級(平成19年度)である。本町では、小学校を単一学級か複数年級の1学級で過ごすことから、中学校では、クラス替えにより様々な体験の機会や多様な人間関係の形成を進め、「生きる力」の育成を図るため、クラス替えが可能な1学年複数年級(学校あたり6学級)の確保が適正規模と考える。1学級あたりの人数は20～30人が適正と考える。</p>	<p>○小学校 短期的には、隣接する2～3校の統合・廃止を検討するなどし、複式学級の解消をめやす。中・長期的には、中学校との連携や、小中一貫教育を見据え、通学条件などを整備し、1地域1小学校(6学級以上)について検討する必要がある。 ○中学校 望ましい規模を確保するには、統合・廃止が必要であるものの、現状において、1地域1中学校の配置であり、適正規模の確保を優先するより、当面は、地域の拠点機能としての役割を果たしながら、学校・保護者・地域が連携し、活力ある中学校づくりに取り組むことが重要であると考える。</p>	<p>学校施設については、昭和40年代、50年代など、建築基準法による新耐震基準制度の導入前に建てられた学校も多くあり、対象となる全学校において、耐震補強を実施し、早急に安全性を確保すべきである。 また、学校校舎は、施設を利用するすべての人が安全・快適に過ごせる空間であることが望ましいことから、今後、バリアフリー化等を計画的に進めていく必要がある。 なお、「学校の統合・廃止」については、施設の老朽度も検討指標とすべきである。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
		再編により学区が拡大する学校については、児童の登下校時刻に配慮して、保育車輛(スクールバス)と民間の路線バスの併用による新たな公共交通体系を整備する。		第三期井原市教育審議会			合併後の井原市の教育のあり方について(第三期井原市教育審議会答申)
	○通学区域について 適正配置が進めば、通学区域も拡大するため、保護者や地域と密接な連携が不可欠であり、現在不都合が生じている区域は見直しが必要である。 また、中学校については、同じ小学校の卒業生が別々の中学校に通学することがないように通学区域がつけられることが望ましい。	遠距離通学を余儀なくされる児童・生徒については、スクールバス等の通学手段の確保が必要になるが、学校での放課後の取り組みに制約が生じることがないよう配慮が必要である。 なお、冬期の積雪・降雪等の自然状況等への対策とともに、通学に著しく時間を要することのないよう無理のない通学区域を設定されたい。		真庭市学校整備推進委員会	地域代表者 公共的団体の代表者 町の職員		真庭市立小・中学校の適正配置について 【答申】
○小学校・中学校の適正配置に関すること 現在の通学区域制度を尊重しながら、適正規模が確保された小・中学校の適正配置を前提とする通学区域の見直しが望まれる。	○通学区域制度を尊重しながら、通学区域を越えて就学できる学校選択制度(通学区域の弾力化)の導入を併せて、小・中学校においては、特色ある学校づくりに努め、保護者や児童生徒から信頼され、選択される学校をめざしていくものとする。			尾道市立学校通学区域審議会			尾道市立小・中学校の適正配置および通学区域について 答申
小学生は徒歩で30分以内、中学生は徒歩或いは自転車で30分以内が適当と考える。これは、現状の配置での通学時間・通学方法と大差ないと言える。 今後、適正配置によって、学校統廃合という行政措置によりこの基準を大幅に超える場合には、スクールバスの運行もしくは公共交通機関の利用等を検討されたい。				三原市立学校適正配置検討懇話会	学識経験者 学校関係者 保護者代表 関係団体代表		三原市における小中学校適正配置について 報告書
		児童が学校間を移動する際のスクールバスの運行を始めとして、物的な支援についても検討していかなければなりません。		三次市学校規模適正化検討委員会	学識経験者 保護者代表 学校関係者 自治組織代表 その他教育長が必要と認める者		三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について(答申)
		児童の通学の負担を軽減するため、スクールバス、デマンドバスの運行や通学補助など適切な措置をとることや、雪対策など、地域の自然条件、地理条件を踏まえた安全、防犯対策の充実が必要である。		北広島町義務教育振興プラン策定検討委員会	学識経験のある者 地域協議会代表 小・中学校PTA代表 保育所保護者代表 小・中学校校長代表		北広島町の義務教育振興計画にかかる短期的・中長期的な基本的事項について【答申】

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
284	広島県	神石高原町			<p>○統合方針</p> <p>1・平成21年度：二幸小を三和小・神石小へ統合。 現在、全学年複式学級であり、三和小・神石小へ統合する。(吸収統合)</p> <p>2・平成22年度：豊松中を油木中へ統合。 平成20年度に、1年生の生徒数が一桁人数となる見込みである。更に平成22年度では、1年、3年が一桁人数となる見込みであり、統合する。(対等統合)</p> <p>3・平成23年度 ①三和小学校は新校舎建設。 校舎の老朽化に伴い、新校舎を早期に建設する。平成23年度完成を目標。 ②高蓋小、末見小を三和小に統合。 両校共に複式学級となる見込みであり、三和小の新校舎完成に合わせ統合する。 4・平成25年度：豊松小を油木小に統合。 平成25年度から複式学級となる見込みである。(対等統合)</p>	<p>○望ましい教育環境、適正学校規模を確保する時期</p> <p>1・小学校 児童・生徒数が減少し、複式学級になると見込まれる時。 2・中学校 児童・生徒数が減少し、学級の生徒数が一桁人数になると見込まれる時。</p>	
285	広島県	安芸高田市			<p>○望まれる学校規模</p> <p>1・クラス替えが可能な1学年で複式学級が確保できる規模が望まれる。 2・1学級あたりの人数は、1学級20名から30名程度が望まれる。 3・ただし、小学校12学級、中学校6学級を下回った場合においても、単独この基準をあてはめるだけでなく、地域別の事情と全体的な観点と比較考量しながら、慎重かつ現実的に対応していく必要がある。</p>		
286	広島県	竹原市			<p>○教育システム改革の目的</p> <p>児童生徒のための学校教育改革として、大きく2つの教育システムの改革を行う。</p> <p>1・学校選択制の採用。 2・小中学校の一貫教育システムの構築。</p> <p>○教育システム改革の具体</p> <p>1・忠海ブロック 忠海中に忠海東小、忠海西小を併合し、基本的に1つの学校において9年間の小中一貫教育を行う。</p> <p>2・竹原ブロック ブロック内のそれぞれの小学校(大乗小、竹原小、竹原西小、中道小)は、単独で存在する。しかしながら、このブロックの保護者、児童生徒は、竹原中との小中一貫の教育システムにおける教育活動を享受する。</p> <p>3・吉名ブロック 吉名中か吉名小のどちらか一方の学校に統合し、9年間の小中一貫教育を行う。</p> <p>4・賀茂川ブロック ブロック内のそれぞれの小学校(東野小、荏野小、仁賀小)は、単独で存在する。しかしながら、このブロックの保護者、児童生徒は、賀茂川中との小中一貫の教育システムにおける教育活動を享受する。</p>		
287	広島県	東広島市	12～18学級	6～18学級	<p>○望ましい学校規模</p> <p>1・小学校 クラス替えが可能な1学年複式学級が確保できる12学級から18学級(1学年あたり2～3学級)を適正規模とする。</p> <p>2・中学校 クラス替えが可能で、教育活動において生徒の多様な希望に応えることができる6学級から18学級(1学年あたり2～6学級)を適正規模と考える。</p> <p>3・ただし、小学校12学級、中学校6学級を下回った場合においても、ある程度の規模が確保できれば、学校教育本来の機能を発揮していく事は十分可能であると考えます。</p>	<p>○学校適正配置の方法</p> <p>1・小学校では、概ね11学級以下、中学校では概ね5学級以下の小規模な学校の統合が考えられる。 2・ただし、統合により通学距離や時間が著しく長くなることが懸念される場合等は、硬直的に望ましい規模(1学年2学級)を維持しようとせず、1学年1学級以上を目安としていくことも必要である。</p>	
288	広島県	大竹市			<p>○充実方策の骨子</p> <p>1・大竹地域が一体となった教育体制の充実を進める。 2・山間部及び島しょ部の小・中学生の教育環境を充実すると共に、市内の教育環境の格差を是正するため、同地域の複式学校見直し校を含むを全て解消する。 ①廃止が望ましい学校 小学校5校：栗谷小、松ヶ原小、木野小、穂仁原小、阿多田小。 中学校1校：栗谷中。 3・廃止が望ましい学校の一部は、自然・文化体験センター等としての活用を検討する。 4・複式解消後は、沿岸部の小学校3校、中学校3校に統合する。</p> <p>○将来の配置について</p> <p>1・小方小及び小方中は、大願寺山に移転・新設することが望ましい。それ以外の学校は、基本的に現在地を適地とする。 2・玖波中は、教員の適正配置の観点等から、将来、小方中との統合を検討する事が望ましい。</p> <p>○統廃合の時期</p> <p>統廃合は、原則として平成15年度当初を目途に行う。</p>		
289	広島県	江田島市			<p>○統合審議対象校</p> <p>1・前回答申(平成17年12月)では、高田小学校、柿浦小学校、飛渡瀬小学校については「児童数の推移を見ながら5年以内に再度検討する必要がある」としている。 2・このことのほか、平成26年度までの児童数の推移からも、今後、複式学級ができる可能性がある小学校として高田小学校、柿浦小学校、飛渡瀬小学校が該当しており、審議対象校とした。 3・三高中学校については、前回答申では「隣接する能美中学校の新校舎建設の時期を目途に能美中学校と統合する」としており、再度審議対象校とすることとした。</p> <p>○具体的方針</p> <p>1・高田小学校：平成25年度に中町小に統合する。 2・柿浦小学校：複式学級が2学級となる時点を目途に大古小に統合する。 3・飛渡瀬小学校：平成24年度に江田島小に統合する。 4・三高中学校：能美中の新校舎建設の時期を目途に能美中に統合する。</p>	<p>○統合対象校</p> <p>1・小学校 複式学級が2つ以上の小学校。 2・中学校 3学級以下の少人数の中学校。</p>	<p>統合先となっている学校には、施設設備の老朽化が目立つものがある。新築、増築、耐震補強など計画的に進めていくことが課題である。特に、能美中学校校舎の建設については早急な対応が望まれる。</p>

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○統合方針(今後の検討校) ①神石小学校 平成26年度から複式学級となる見込みであるが、通学所要時間を考慮し、また、今後の道路整備等を踏まえ検討する。 ②神石中学校 平成22年度から1年生が一桁人数となる見込みであるが、通学所要時間を考慮し、また、今後の道路整備等も踏まえ検討する。	小・中学校の適正規模化に伴い、児童生徒の通学区域が広がり、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響を考え、スクールバス(15路線)、路線バス等の併用による輸送体験を整備確保する。		神石高原町教育委員会			神石高原町立小中学校適正配置方針
		通学区域は弾力的に検討されるべきであり、遠距離通学の場合には、必要に応じてスクールバスの運行等の交通手段も検討すべきである。		安芸高田市学校規模適正化委員会	保護者代表 学校関係者 地域代表 学識経験等を有する者 その他教育長が必要と認める者	小学校保護者会 中学校保護者会 小中学校長 地域振興連絡協議会 地域運営協議会連絡会 地域振興連合会 大学教員 市商工会 広島北部農業協同組合	安芸高田市の学校規模について(答申)
				竹原市立学校教育システム検討委員会	学識経験者 学校関係者 行政関係者		竹原市立小中学校における「通学区の弾力化」及び「小中一貫教育」の在り方について(答申)
	○小規模特認校制度校について 本市では、現在6校に小規模特認制度が導入されており、地域の支援のもと特色ある魅力ある学校づくりを実施している。 学校の適正配置の検討を行う際には、小規模特認校についても検討対象とするが、その地域性に十分配慮し、地域住民の理解のもとに統廃合を検討していく必要がある。	遠距離通学になる場合には、路線バス、鉄道等の通学手段の確保も重要な課題であり、必要に応じてスクールバスの導入も検討すべきである。		東広島市学校適正配置検討委員会	学識経験者 PTA関係者 学校長 市民団体等関係者 行政関係者 その他教育長が必要と認める者	大学教員 PTA連合会顧問 小・中学校PTA会長 区長連合会会長 民生委員児童委員協議会会長 小中学校校長会会長 市教育委員会学校教育部長	東広島市学校適正配置検討報告書
	○望ましい統合パターン(沿岸部の小学校3校、中学校3校) 1・小学校 ①木野小を大竹小に統合。 ②栗谷、種仁原小、阿多田小を小方小に統合。 ③松ヶ原小を玖波小に統合。 2・中学校 ①大竹中、玖波中は存続。 ②栗谷中を小方中に統合。	1・スクールバス 山間部で、現在、スクールバスが運行されている地域については、一層の充実を図ると共に、運行されていない地域については、新たに専用のスクールバスを創設する必要がある。 2・スクールポート 島しょ部については、小・中学生の通学に十分配慮した連絡船の充実を行う必要がある。		大竹市小・中学校充実検討委員会	学識経験者 PTA関係者 学校長 市民団体等関係者	大学教員 専門学校校長 元校長 商工会議所会頭 社団法人青年会議所理事 専務 野球解説者 自治会連合会会長 人権擁護委員協議会幹事 社会福祉協議会評議委員 大竹ベンチャークラブ 小中学校保護者	大竹市 小・中学校充実のための提言
		統合により遠距離通学となる児童生徒については、今まで同様、路線バスの通学定期補助やスクールバスの運行などを市で措置する必要がある。		江田島市学校統廃合検討委員会	学識経験者 PTA関係者 学校長 市民団体等関係者 自治会代表 教育委員 行政関係	PTA連合会会長・副会長 小中学校町会長 自治会連合会会長 教育委員長・委員 総務部長 土木建築部長 福祉保健部長 元中学校長	江田島市立小中学校の統廃合について(第2次答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
290	広島県	世羅町	12学級	6学級	<p>○統合の基本的な考え方 1・小中学校の連携教育がより推進しやすくなる形として、各中学校区に小学校1校となるよう統合することが望ましい。 2・しかしながら、現在の財政状況を考慮すると、新設校を建設することは困難なため、既設の校舎を活用する統合形態とする。 ① 甲山小学校単独校とする甲山中学校区の5校を1校に統合すると、1学年2学級編制となる学年ができる。だが、現在5校いずれも校舎の構造が1学年1学級の設計であり、5校合わせた統合は困難である。従って、甲山小を単独校とする。 ② 中央小学校(宇津戸小、中央小、伊尾小、東小、の4校を統合) 甲山小を除く他の4校は、既存の学校規模や耐震構造から見ると、統合小の位置としては宇津戸小や東小も考えられるが、地域的に中心的な位置であり、4校の中では最も児童数の多い中央小が望ましい。 ③ 大田小学校(大田小、大見小、西太田小、津久志小、の4校を統合) 例えば、世羅中学校区を2校に統合すると、数年後には再度複式学級を持つ学校ができる。それを防ぐためにも、現段階で中学校区内を1校に統合することが望ましく、校舎の構造上から考えて学校施設としては大田小が望ましい。</p>	<p>○適正配置・規模の具体的方策1・1学級あたりの人数は、21人～30人で、1学年2学級が望ましい。2・複式学級にならない規模以上で、地域実態を配慮しながら適正に学校配置することが望ましい。</p>	
291	広島県	庄原市			<p>○再編計画 1・小規模校(児童30人以下)の再配置について 平成20年3月を以て、6校を一斉に再配置する。 ① 上谷小、本小を高小へ統合。 ② 高雨小を高小へ統合。 ③ 水後小を山内小へ統合。 ④ 実留小を板橋小へ統合。 ⑤ 田川小を川北小へ統合。 2・拠点校の決定については3校、当分の間凍結する。 3・小学校再編計画の実施にあたっては、合併後生じる状況をも考慮し、推進する。</p>	<p>児童数30人以下を、目途とする。</p>	
292	山口県	下関市	12～18学級	12～18学級	<p>各学校の学級数に目を向ければ、小学校においては平成18年5月1日現在、全学年でクラス替えができない11学級以下の学校が33校(61.1%)となっており、本市と人口規模、面積において類似する中核市の比率(49.2%)と比較しても小さい規模の学校が多いことを表している。 小学校の学級数において特に注視したいのは、平成18年5月1日現在、旧豊浦郡部を中心に11校の学校が複式学級(複数の学年が1学級を編制して教育活動を含む学級)となっている現状であり、6年後の平成24年度にも、新たに複式学級の基準に該当する学校が出てくることが見込まれる点である。 一方、中学校の学級数についても、11学級以下の学校が23校中14校(60.9%)と、小学校と同様に小さい規模の学校が多くなっており、類似する中核市の比率(59.4%)とほぼ同じ程度である。 このような学校の小規模化の傾向は他の中核市よりも進んでおり、人口規模の割に面積が広大であることが関係しているものとも考えられる。 ○適正規模・適正配置にあたっては、次の2つが基本的な手法となる。 ① 通学区域の変更 ② 学校の統廃合</p>	<p>○将来的にも学校の小規模化が避けられない状況の中で、適正規模・適正配置の具体的な方策を検討することにあたっては、平成18年度を基準として、6年後の平成24年度に適正規模の範囲外と見込まれる学校を検討対象校として検討を行うこととした。 ○下関市の地域特性及び小・中学校の指定関係を踏まえ、次のとおり旧下関市中心部、旧下関市周辺部、旧豊浦郡部と3つのブロックに分けて検討を行うこととした。 ① 旧下関市中心部 隣接校同士を統廃合し全ての検討対象校で適正規模の確保を図ることが望ましい。 ② 旧下関市周辺部 小学校では隣接校同士の統廃合により複式学級の解消を優先することが望ましい。 中学校では隣接校同士の統廃合により全学年で単学級の解消を優先することが望ましい。 ③ 旧豊浦郡部 小学校では隣接校同士を統廃合し複式学級を解消することが望ましい。 中学校では隣接校同士を統廃合し全学年で単学級を解消することが望ましい。</p>	
293	山口県	山口市	12～18学級	9～18学級	<p>○小学校の適正な規模 全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには12学級以上が望ましく、各施設の使用や少人数指導等に支障をきたさず学校行事や諸活動にも活気があり、児童の指導も行き届きやすい18学級までが望ましいと思われる。 ○中学校の適正な規模 小学校とほぼ共通するが、中学校においては教科に専門性があることから、学習指導面において各教科の免許所有教員の配置と、5教科における教員が2名程度配置され、クラス替えも可能となる9学級以上が望ましい。そして、多くの友達と交流でき、生徒活動・学校行事等に活気があり、部活動の種類も多く自分にあった部活動が選択でき、学校運営面からも18学級までが望ましいと思われる。また、生活指導や進路指導等にも対応しやすく、山口市における現在の実学級人数もほぼ同じ人数となっている「35人学級」が望ましいと考えられる。 ○適正規模以下 適正規模以下であっても、努力や工夫で補える最低規模を一定規模として考えることとした。 小学校の一定規模としては、複式学級とならない6学級以上と考え、中学校については教職員配置基準より、各教科の免許所有教員が配置される7学級以上が望ましいと考える。ただし、学級人数は小中学校ともグループ学習等が可能となる1学級10人以上が望まれる。</p>		
294	山口県	岩国市	12～18学級	9～18学級	<p>○適正化を図るに当たり、各学校における児童生徒数の推移や施設整備(大規模改修又は改築)の時期及び社会情勢の変化等により検討を行うこととし、学校規模別に次のように分類する。 ・小学校5学級以下、中学校3学級以下の場合 適正化を推進する。 ・小学校6～11学級、中学校4～8学級の場合 適正化を検討する。 ・小学校12～18学級、中学校9～18学級の場合 適正規模 ・小学校9学級以上、中学校9学級以上の場合 当分の間、状況を見守るが、必要に応じて適正化を検討する。 ○学校の統合 将来においても適正な学校規模の基準を満たすことが見込めない場合は、統合を検討するものとする。 ① 統合の対象は、隣接する学校間とし、その方法は、対象校間どちらかの学校への編入又は新たな学校の設置とする。 ② 学校の設置場所等については、次の事項を考慮する。 (ア) 周辺公共施設(保育園、総合支所、出張所等)の設置状況 (イ) 小学校と中学校の通学区域の整合性 (ウ) 学校施設の整備状況 ③ 統合により新たに遠距離通学となる場合は、子どもたちの負担軽減や安全・安心を確保するため、通学路となる施設(道路・橋等)の整備やスクールバスの導入等を検討する。 ④ 学校施設については、特別支援学級の充実や放課後児童教室の設置状況も含め、総合的に整備する。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・層書き	3 委員の身分	
最長徒歩通学距離は、3kmとする。	近未来的には、甲山中学校区の小学校は、1校への統廃も視野に入れるべきである。	1・遠距離通学対策として、中途で打ち切ることなく通学バスを運行する。2・巡回コース路線や各バス停留所の位置等の検討は、今後、学校・保護者と教育委員会が協議し決定する。3・通学バスの運行は、業者委託とする。	旧町単位の考え方が依然としてあるが、町合併して4年が経過した現在は、旧町という拘りは払拭すべきである。学校統廃は、小中連携という視点で考えることが大切である。	世羅町立小学校統廃検討委員会	学識経験者 地域代表 保護者代表 学校関係者	学識経験者 小学校区地域代表 保育所保護者会代表 小学校PTA代表 小学校長	世羅町立小学校の統廃の基本的な考え方とそれに基づく具体的な方策について 答申
	市町村合併により状況が変わる場合は、合併後調整する。	通学が遠距離(概ね4km以上)となる児童の通学手段については、該当校の校長及び関係者と日課表を基に協議し、スクールバス等の手段及びルート、運行時刻を決定する。この場合、保育所園児の通所或いは地域生活バス等との一体的な利用を図るため関係課等と協議し決定する。		庄原市教育委員会			小学校再編計画
下関市では「下関市立小・中学校児童生徒遠距離通学援助費交付要綱」に基づき、片道4km以上の児童、片道6km以上の生徒を対象として通学援助費をその保護者に交付している。広大な市域という下関市の地理的条件により、現在すでに適正な通学距離の定義を超える学校も実在するが、児童・生徒に通学の負担をかけることはできる限り避けるべきであり、児童・生徒の安全面を考慮しても、適正な通学距離の定義においては、基本的に法令等に準拠することが適当である。 【小学校】おおむね4km以内 【中学校】おおむね6km以内	○適正規模を検討する上での前提条件として1学級あたりの児童・生徒数は次のとおりとする。 【小学校】1学級あたり40人 【中学校】1学級あたり35人 ○適正規模の定義を次のとおりとする。 【小学校】12学級から18学級 ただし19学級から24学級については許容範囲とする 【中学校】12学級から18学級 ただし19学級から24学級については許容範囲とする			下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	学識経験者 小・中学校の教職員 校長 教員 PTAの代表者 自治会の代表者 一般市民(公算による)		下関市立学校の適正規模・適正配置について 答申
○小学校 徒歩での通学となるため1時間以内が望ましく、体力や安全面から、概ね3km以内とする。 ○中学校 自転車での通学を想定し、現在と同じく概ね6km以内が適切と考える。		統廃合により、遠距離通学となった場合の交通機関(バス)での通学所要時間は、自宅からバス停までの間の所要時間とともに児童と生徒の体力差にも配慮することが必要と考える。 したがって、通学距離の限度については、安全性の確保と時間的・体力的に路線バスを原則とし、所要時間は1時間以内が適切と考えられるため、小学生では概ね15km、中学生では20km程度までが限度と考えられる。		山口市立学校適正規模適正配置検討委員会	学識経験者 学校関係者 保護者代表		山口市立学校適正規模適正配置に関する提言書
学校配置に伴う通学距離の設定については、小学校で徒歩の場合、おおむね3km以内とし、中学校で徒歩(自転車を含む。)の場合、おおむね6km以内とする。	○1学年当たりの学級数 小学校: 2~3学級 中学校: 3~6学級	遠距離通学となる場合は、児童生徒の心身に与える影響を考慮し、安全で安心した通学が確保できるよう、スクールバス等の運行や公共交通機関の利用による通学方法を探ることとし、小中学校ともおおむね15km以内とする。 また、通学時間については、小中学校ともおおむね45分以内とする。					岩国市立学校 適正規模適正配置に関する基本方針

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
295	山口県	山陽小野田市	12～18学級	9～18学級	<p>○学校規模 山陽小野田市の学校のうち、全学年1学級の学校は、小学校で高泊小学校、厚陽小学校、津布田小学校の3校、中学校で厚陽中学校の1校となっている。 また、平成18年度から平成23年度までの学級数の推移は、普通学級の予測で小学校は7学級の減少、中学校は2学級の減少となっている。</p> <p>○学校の適正規模 ①1学級の学級人数について 小学校・中学校とも「35人以下」が、適正であるとする。委員である現場の先生の意見によれば、1学級20人程度いけば学級運営に支障はないとのことであった。「35人以下」としたのは、1学級の人数を30人とした場合に、31人になると15人と16人となり、20人程度ではなくなるため、1人増えて36人となり2学級に分かれても18人となる1学級35人を、現在行われている中学校35人学級化支援事業をも考慮して採用した。 ②1学年の適正な学級数 ・小学校 クラス替えができ、発展的な学習が可能な「2学級以上3学級以下」と考える。 ・中学校 教科に必要な教員数の確保と発展的な学習が可能な「3学級以上6学級以下」と考える。</p>	<p>○適正配置の方法 学校の適正配置の方法については、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられる。適正配置を実施するに当たっては、まず隣接校との通学区域の変更について検討し、これによつては適正規模の確保が困難である場合に、学校の統廃合をも視野に入れて検討することを望む。 ○学校の取り扱いについて ①過小規模校(普通学級:5学級以下の小・中学校)5年間継続した場合は、短期的な視点で適正配置を行う。 ②小規模校(普通学級:6学級～11学級の小学校、6学級～8学級の中学校) 中・長期的な視点で、過小規模校に移行する時期などを捉え、適正配置を行う。 ③適正規模校(普通学級:12学級～18学級の小学校、9学級～18学級の中学校) 中・長期的に過小規模校と見込まれる限り、その状態を維持する。 ④大規模校(普通学級:19学級以上の小・中学校) 中・長期的な視点で、大規模校となることが見込まれるときは、短・中期的な視点で、適正配置を行う。</p>	
296	山口県	周南市	12～18学級	9～18学級	<p>○学校規模からみた課題 ①今後5年間の将来推計を踏まえると、過大規模校は存在せず、大規模校も小中学校あわせて4校となる見込みであり、基本的には過大規模校・大規模校の問題は発生しないと考えられる。 ②複式学級編制を導入している過小規模校は、現在IH185.1現在小学校11校、中学校1校の合計12校ある。その大部分が山村地域に位置し、自然環境に恵まれ、学校の創意工夫と地域や地域の協力の下に地域に根ざした教育が実践されてきたが、小学校で5学級以下、中学校で2学級以下という状況であり、豊かな人間性や社会性を育むためには、一定以上の規模が望まれる。また、教科担任制である中学校では、全教科に専門の教員を配置できないという問題がある。 ③過小規模校のうち、現在、複式学級編制になっていない3から5学級の中学校が4校あり、②の場合と同様に、全教科に専門の教員を配置できないという問題がある。 ④今後も児童生徒数、学級数が減少傾向にあることを踏まえると、6から11学級の小規模校(小学校校、中学校校)においても、過小規模校と類似の問題点が潜んでいる。</p> <p>○適正配置方針 1. 過去10年間で、小学校4校、中学校2校が廃校となり、現在、小学校は13校中5校が複式学級となっている。 2. 市教委は、平成19年度から平成28年度までの10年間を期間とする市内小中学校の適正配置方針を定める。 3. 学校の適正規模は、1学年1学級以上とする。 ①小学校:1学年1～3学級、1校あたり6～18学級。 ②中学校:1学年1～3学級、1校あたり3～9学級。 4. 過小規模校の解消 小学校は、13校中5校が複式学級校となっており、5校中2校が完全複式学級となっている。過小規模校の解消を図っていくことが必要である。</p>	<p>○学校の適正規模を基に過小規模校を小学校5学級以下、中学校2学級以下、小規模校を小学校6から11学級、中学校3から8学級と定義する。 ①過小規模校については、原則として廃校し、近隣の学校へ統合する。 ②小規模校については、校舎の改築時期等を捉えて、近隣の学校と合わせて適正配置について検討することとし、当該校を含めた近隣の教員で、通学区域の変更や統廃合に取り組み。 ③適正配置に組み込む優先順位は、過小規模校、小規模校の順とし、現在、複式学級編制をとっている学校の適正配置に優先して取り組む。 ○再配置の対象校 ①小規模校(小学校5学級以下、中学校2学級以下)計13校。 ②小規模校(小学校6から11学級、中学校3から8学級)計17校。</p>	
297	山口県	長門市	6～18学級	3～9学級	<p>○適正配置の進め方 1. 学校の適正配置は、統廃合により進める。 2. 小学校は、完全複式学級校となつて、その状態が3年以上継続すると見込まれる場合(完全複式学級に移行後、それに近い状態が続く場合も含む)とする。 3. 中学校は、全校生徒数25人未満となり、その状態が3年以上継続すると見込まれる場合とする。 4. 新耐震基準を満たさない学校施設を有する学校で、上記2. 3に該当する学校は統廃合する。 5. 新耐震基準を満たす学校であっても、上記2. 3に該当する学校は統廃合の対象とする。</p>	<p>平成18年度で、市内小中学校の校舎・体育館の内6割が改修の検討が必要となる建築後20年を経過している。また、新耐震基準施行以前に建築された校舎・屋内運動場の棟数は、全体の59%を占めている。 平成15年から17年度にかけ実施した一次耐震診断では、耐震性が十分でないとの結果となっており、耐震化計画を策定し早期耐震化を図る必要がある。</p>	
298	山口県	田布施町			<p>○基本的な考え方 1. 複式学級を回避する。 2. 将来にわたる学校の適正規模を確保する 平成25年度において町内小学校の全てが適正な規模を下回る小規模校となる。しかも、町内5校各6学年のうち、2学級維持できる学年は6つのみで、ほとんどが1学年1学級となる見込みである。1学年50人～60人程度の2学級以上の編制を目指す必要があると思われる。 3. 二分割の方向性 旧町村の枠組みで設置されている学校区を全て取り払い、何らかの区分線を基に町を二分割することが理想と考えられる。 しかしながら、現在の5つの学校区を生かすことを視野に入れると、城南東田布施を含む「北部地区」、麻郷と麻里府を含む「南部地区」を基本とし、位置的に町の中央部から南西部に位置する西田布施については分割するという方向性が望ましい。</p>	<p>1. 南部地区 麻郷小と麻里府小は、町小学校耐震化推進計画によると、校舎棟を改築、屋内運動場も改修により耐震化を図るべき、との結果が出ている。そのため、できるだけ早くに町内2校体制を踏まえて南部地区の適地、南部小学校の新築を進めることが重要である。現段階では、第1段階として麻郷小と麻里府小の統合が適当であると考えられる。 2. 北部地区 北部小の建設時期が特定できない現状では、城南小の全施設及び田布施西小の管理教室棟以外の施設は、耐震化に対応する耐震補強工事を平行して実施する必要がある。</p>	
299	山口県	周防大島町			<p>○統合の流れ 第1段階として、町内の小規模中学校を統合し、第2段階として一層の教育効果を求めて再度統合を行い将来の本町の中学校の姿を整えることとする。 1. 第1段階 平成21年4月に、情島中を除く他の8中学校を4中学校に統合する。 2. 第2段階 各学年が100人を超える平成29年に全中学校を1校に統合し、9学級、生徒数280人となる新中学校の開校を目指す。 ○統合の時期 1. 浦野中、沖浦中、油田中、日良居中、を平成21年3月31日に閉校する。 2. 平成21年4月1日に、新しく久賀中、大島中、東和中、安下庄中として開校する。(位置は、現在地とする)。 3. 平成29年4月に5中学校を1校に統合し、新中学校を開校する。</p>	<p>耐震強度が非常に低い東中の校舎を改築する。</p>	

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○通学区域変更 通学区域の変更にあたっては、1つの中学校区に、複数の小学校区を設定することが望ましい。 ○分校の扱いについて 検討過程において、普通学級だけを見てきたが、山陽小野田市では特殊教育の集合体として松原分校がある。この取り扱いについては、別途他の方法により検討する必要がある。</p>	<p>通学区域の変更にあたっては、遠距離通学になる場合スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。</p>		山陽小野田市立学校適正規模適正配置検討委員会			山陽小野田市立学校の適正規模適正配置のあり方について(答申)
		<p>通学距離・通学時間を考慮し、状況に応じてスクールバス等による通学手段の確保のための通学支援策を講ずる。</p>		周南市学校再配置計画策定協議会	<p>学識経験者 学校関係者 幼稚園、保育園関係者 PTA地域代表者 公募</p>		周南市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について(答申)
	<p>○適正配置方針 1・統廃合する小学校 ①大畑小を深川小又は向陽小に統合。 ②伊上小を油谷小に統合。 2・統廃合する中学校 ①通中を仙崎中に統合。 ②徳山中を深川中に統合。 ③向津具中を葦海中に統合。 2・統廃合の対象とする学校 通小、徳山小、神田小。</p>			長門市教育委員会			長門市立小中学校適正配置方針
	<p>○2校への統合の手順 1・段階的な移行 北部小及び南部小共に仮称の2校の設置を最終的な目標としつつ、既存の施設を有効活用しながら統合を進めていくべきである。 2・南部小について 麻郷小と麻里府小の2校の統合を前提にする。新たな位置に小学校を建設することが適当と考えられ、建設を優先すべきである。 3・北部小について 城南小、東田布施小、田布施西小を対象とした者が、北部小になる。いずれかの学校を活用しようとした場合、いずれの学校も位置に偏りが出るため、新たな学校の建設が必要である。 ○町内2校体制への移行 北部小の建築時期については、先行する南部小の建設時期が定まらない中で、建設時期を特定することは困難であるため、「将来的」ということを結論とする。</p>			田布施町小学校適正配置検討委員会	<p>学校関係者 保護者代表 住民代表 有識者</p>	<p>小中学校長 小中学校PTA会長 小中PTA連合会会長 自治会連絡協議会会長 行政改革推進委員会委員長 町設置審議会委員 元小中PTA連合会長</p>	田布施町における小学校適正配置について(将来構想)
	<p>○小学校の統合について 統合を保護者が望む小学校については、先行して統合を進める。小学校の最終的な統合構想については、平成29年以降、旧町ごとに1校ないし2校程度を原則とする。平成19年度中に、周防大島町小学校統合方針を作成する。</p>	<p>統合された学校からの通学は、基本的にスクールバス通学とする。 自由校区からの通学は、スクールバスと公共バス等の併用とする。</p>		周防大島町教育委員会			周防大島町中学校統合方針

			Ⅰ 学校の適正規模		Ⅱ 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
300	徳島県	鳴門市	クラス替えのできる複数学級があることが望ましい		○再編の方針等 ①学校(園)の適正規模の考え方については、「基本計画」でも示されているように、一定の人数(1学級に20人～30人)があることや、学級数もクラス替えのできる複数学級あることが望ましいと考えた。また、適正配置については、旧の町という枠組みを1つの地域性ととらえ、旧の町には1つ以上の小学校があることや、1つの中学校区に2つ以上の小学校があることが望ましいと考えた。 なお、幼稚園の配置については、幼・小の連携を図る観点から、これまでと同様に小学校との併設を基本と考えた。 ②学校の統合に対する考え方として、当検討委員会は、対象となる学校をすべて対等の統合として考えている。	○地域の実情に即し、段階的な再編計画とするため、短期、中期を「鳴門市教育振興計画」の自途としている平成27年度までとし、長期については、将来さらに検討すべき再編の姿を示すものとする。 【小学校の再編計画】 ○短期平成20年度～ ①複式学級があり、再編が急がれる学校(園) 瀬戸・島田・北灘東・北灘西・川崎小学校(幼稚園) (北灘東小学校については、平成20年度に複式学級となる見込み) ②校区の見直しにより適正規模化を目指す学校(園) 里浦・大津西小学校(幼稚園) ○中期平成24年度～ ①小規模化が進んでいる中学校の再編 北灘中学校 ②新しい学校づくりという視点に立って再編する学校(園) 撫養・黒崎・桑島小学校(幼稚園) ③新たに複式学級の学年が生じた学校(園)の再編を検討 ○長期平成28年度～ ①瀬戸・北灘町の広域的な再編 ②大津町の広域的な再編 【中学校の再編計画】 ①第一中学校、第二中学校、大津中学校は現状で存続する。 ②鳴門中学校は現状で存続する。 (ただし、将来的には校区の小学校との関連に立った新しい形を検討する。)	
301	徳島県	吉野川市			○適正規模について 平成19年3月末に、中校小を種野小に統合し、小学校14校、中学校5校となった。 平成22年度末をもって、美郷中を山川中へ統合する。		市内には、幼稚園・小中学校合わせて77棟の建物があるが、耐震化率は42%にとどまっている。 建築後かなりの年数を経過した施設や耐震補強が必要な施設もあり、耐震診断結果に基づき、早急且つ計画的に耐震化に取り組み必要がある。
302	香川県	高松市	12～24学級	12～24学級	○小中学校の適正規模 40人学級を想定し、小学校は1学年2～4学級、中学校は1学年4～8学級とし、小中学校とも12～24学級と定めている。(但し、障害児学級を除く。以下同) また、この中で学校の適正規模を踏まえ、通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)や地域の状況等を考慮しながら、校舎等の改築に併せて適正配置等に取り組んでいく必要があるとしている。	○学校統合 ①日新小学校・二番丁小学校・四番丁小学校 隣接するこれら3校を統合した場合、児童数812名・普通学級数22クラスの適正規模校となる。 また、これら学校の校舎等は、昭和30年頃から建設され、およそ50年を経過するものもあり、老朽化が進み改築時期を迎えている。 このような状況を考慮し、3校を統合して、校舎等の改築に併せて学校規模の適正化を図ることを提言する。 ②松島小学校・築地小学校・新塩屋小学校 隣接するこれら3校を統合した場合、児童数680名・普通学級数20クラスの適正規模校となる。 また、これら学校の校舎等は昭和28年頃から建設され、50年を経過したものもあり、老朽化が進み改築時期を迎えている。このような状況を考慮し、3校を統合して、校舎等の改築に併せて学校規模の適正化を図ることを提言する。 ③光洋中学校・城内中学校 隣接するこれら2校を統合した場合、生徒数424名・普通学級数12クラスの適正規模校となる。 また、これら学校の校舎等は、昭和31年頃から建設され、およそ50年を経過し、老朽化が進み改築時期を迎えている。 このような状況を考慮し、2校を統合して、校舎等の改築に併せて学校規模の適正化を図ることを提言する。	左記項目「2 統合の対象とする学校規模」について含まれている。
303	香川県	坂出市	12～18学級	12～18学級	○基本方針 小中学校は、12学級以上18学級以下を望ましい学校規模とする。小規模(11学級以下)および過小規模(5学級以下)の学校は、通学距離を考慮するとともに、耐震化事業の緊急度および少子化の進行に応じて、段階的に望ましい規模となるよう学校の再編を図るものとする。	○再編の基準 ①学校規模の観点 11学級以下の小・中学校(小規模校・過小規模校)は、再編の対象とする。(1)小学校前期(概ね5年以内)：中央小・西部小・瀬戸小・松山小・王越小(将来構想)東部小・金山小・若黒小・楳石小・小松小・林田小・西庄小・西庄小・加茂小・府中(2)中学校前期(概ね5年以内)：坂出中・瀬戸中後期(概ね10年以内)：坂出中・東部中(将来構想)若黒中・楳石中	坂出市公共施設耐震対策庁内委員会を設置し、市全体の公共施設の耐震化を図るための検討を行い、昨年12月に「坂出市公共施設耐震化計画」を策定したところである。小・中学校の施設を含め、平成27年度までに耐震化工事を完了する計画であり、平成20年度をもってすべての小・中学校の屋内運動場の耐震化が完了する予定としている。なお、残る校舎の耐震化については、検討委員会としても直接、学校現場を視察して確認したが、築後50年前後に連立改築時期が迫っている学校(中央小学校・西部小学校・東部小学校の一部)、また、それに準じて老朽化が著しい学校(林田小学校・白峰中学校の一部)が存在しており、安全面に大きな不安を感じることから、できる限り早期での建替えや維持修繕工事等の早急な対応をすべきである。※「5 その他の基準及び方針」に補足事項あり。
304	香川県	丸亀市	12～18学級	12～18学級	○学級人数 学級の人数は20～30人が望ましい。 ○学級数 学級数は12～18学級が望ましい。 ・小学校各学年：2～3学級 ・中学校各学年：4～6学級		
305	香川県	観音寺市	12学級以上	9学級以上	○小学校 クラス替えが可能な各学年2学級以上、12学級以上を望ましい学校規模とする。 ○中学校 主要5教科で複数の教員が配置可能な9学級以上を望ましい学校規模とする。 ○ただし、この基準を下回るすべての学校をただちに統合すべきというのではなく、地域の実態その他の事情を考慮しながら、学校再編を進めていく必要があると考える。	○観音寺市立幼・小・中学校の再編整備の具体的方策について 【小学校】 ・前期(概ね5年以内) ①観音寺南小と観音寺東小の統合。 ②粟井小と豊田小の統合。(粟井小と柘田小の統合意見あり) ③大野原小と萩原小と紀伊小の統合 ・将来構想：高室小の児童数の推移を考慮しつつ、観音寺東の統合小との統合を検討する。 【中学校】 ・当面、現状の枠組みを維持する。三豊中学校区の動向、将来的に豊浜中が過小規模となる可能性がありそのとぎには対応が必要となる。	

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				鳴門市教育振興計画実施計画検討委員会			鳴門市教育振興計画実施計画に関する素案【答申】
				吉野川市教育振興計画審議会	市民の代表 学識経験者 学校教育関係者	大学教員 PTA連合会人権委員長 文化協会理事長 副市長 婦人団体連合会会長 体育協会会長 民生・児童委員協議会会長 老人会連合会会長	吉野川市教育振興計画策定について 答申
①日新小学校・二番丁小学校・四番丁小学校 (統合後の最遠通学距離は、約2.7km) ②松島小学校・築地小学校・新塩屋町小学校 (統合後の最遠通学距離は、約2.0km)				高松市小中学校適正配置等審議会	学識経験者 学校教育の関係者 前条各号に掲げる事項と関係を有する団体の代表者 教育委員会において必要と認める者		高松市中心部小中学校の適正配置等について(答申)
通学距離は、小学校にあっては3km以内を目安とし、中学校にあっては5km以内を目安とする。	○校舎の耐震化に係る緊急度の観点①昭和30年代の建築で、築後50年前後の校舎は早い段階で、建替えまたは大規模改造等の対応を行う。 ②上記以外の耐震化未了の校舎は、計画的年次的「建替え」の対象校を行う。③校舎等の「建替え」の対象校は、学校統合を行う学校または将来にわたり校地として残る学校とし、その他の学校は耐震化工事等を施行するものとする。	統合に当たって通学距離が一定以上なる場合には、スクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる。なお、保護者負担が重ならないよう十分に配慮する。		坂出市学校再編整備検討委員会	学識経験者小・中学校長および幼稚園長の代表者 保護者の代表者 市民の代表者		坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方ならびに再編整備(統廃合)の具体的方策について(答申)
通学距離は、小中学校とも徒歩通学の場合は2km以内が妥当である。中学校の自転車通学の場合は6km以内が妥当である。		適正規模化に伴い、通学区域が広がることが考えられる。通学距離や通学時間が児童生徒の心身に与える負担や教育活動への影響、また、通学経路の変更による通学上の安全対策に十分配慮する。また、スクールバスなどの公共交通機関の利用も検討する。		丸亀市立学校適正配置等検討委員会			丸亀市立学校の適正配置等について(答申)
○小学校 低学年の児童が1時間程度で歩ける2.5kmを目安とし、それを超える場合は必要に応じて通学支援策を考慮する。 ○中学校 通学距離は、自転車通学を考慮し6kmを目安とする。				観音寺市立学校再編計画検討委員会			観音寺市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方並びに再編整備の具体的方策について(答申)

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
306	香川県	小豆町			<p>○学校規模の適正化について(小学校)</p> <p>1・池田小は、児童数、通学距離及び地域性から考えて、統廃合の検討から除外する。</p> <p>2・内海地区の小学校は、「町立学校等施設適正配置基本方針及び実施計画」で、第1段階で福田小の統合を行い、第2段階で統合校舎を整備し、1小学校に統合する方向性が示されている。</p> <p>この方向性を尊重し、再度統廃合の検討を行う。</p> <p>3・平成21年度において、内海地区の小学校は全ての学校が1学年1学級であり、全学年で6学級である。統合して1小学校とした場合の全体学級数は、平成21年度は17学級であるが、平成25年度には13学級となる見込みであり、香川県教委が指針で示す12学級程度となる。</p> <p>○学校規模の適正化について(中学校)</p> <p>池田中は、平成26年度には、生徒数90人、3学級となる。適正な学校規模を確保することが重要であり、内海中と統合する方向で検討を行う必要がある。</p>	<p>○小学校について</p> <p>統廃合については、平成21年4月の福田小と安田小の統合後の星城、安田、苗羽の3小学校を統合すべきである。</p> <p>○中学校について</p> <p>池田中と内海中の統合を進めるべきである。</p>	<p>○小学校について</p> <p>1・池田小は、本答申では統合検討対象から除外し、平成21年度に耐震補強工事を実施すべきである。</p> <p>2・安田小学校舎は、早急に2次診断を行い、その結果を踏まえて、平成22年度までに耐震補強工事を実施すべきである。</p> <p>○中学校について</p> <p>池田中学校の耐震化については、耐震補強工事を実施せずに、早期に統合することが望ましい。しかし、IS値が0.3以下であるため、生徒の安全を確保することを最優先に考えると、危険な状態を長期間放置することは避けるべきである。</p>
307	香川県	土庄町			<p>○段階的な再編について</p> <p>再編は複式学級が出現した学校区と土庄学区または瀨崎学区を再編対象とし、次の年度を目標として段階的に進める。</p> <p>1・平成17年度</p> <p>①土庄小を中心とした学校区(土庄・戸形)</p> <p>②瀨崎小を中心とした学校区(瀨崎・大部)</p> <p>2・平成20年度</p> <p>瀨崎小を中心とした学校区(瀨崎・大部・北浦)</p> <p>3・四濠小に複式学級が出現する頃豊島地区及びその他地区の2小学校区を視野に検討する。</p>		
308	愛媛県	今治市	12学級以上24学級以下	6学級以上18学級以下	<p>○適正規模</p> <p>①小学校における学級数 12学級以上24学級以下を適正な規模とする。(1学年2学級以上4学級以下)</p> <p>②中学校における学級数 6学級以上18学級以下を適正な規模とする。(1学年2学級以上6学級以下)</p> <p>以上の基準により、適正規模を下回る見込みの小中学校を小規模校、上回る見込みの小中学校を大規模校として見直しを行うこととした。</p> <p>○適正配置の観点から「陸地部」については旧町村区域を越えない統廃合、「島嶼部」については島域を越えない統廃合を適正とすることとした。</p> <p>○統廃合の検討を行わない小規模小学校 伯方小学校(伯方地区)・・・伯方島内に1校 岡村小学校(関前地区)・・・岡村島、大下島、小大下島の3島に1校</p> <p>○統廃合の検討を行わない小規模中学校 朝倉中学校(朝倉地区)・・・旧朝倉村に1校 玉川中学校(玉川地区)・・・旧玉川町に1校 菊間中学校(菊間地区)・・・旧菊間町に1校 伯方中学校(伯方地区)・・・伯方島内に1校 関前中学校(関前地区)・・・岡村島、大下島、小大下島の3島に1校</p>	<p>○小学校</p> <p>統廃合の検討を進める小学校 【朝倉地区】上朝小学校 下朝小学校 【玉川地区】鴨岡小学校 九和小学校 【菊間地区】亀岡小学校 菊間小学校 【大島地区】吉海小学校 宮窪小学校 【大三島地区】上浦小学校 大三島小学校 【旧今治地区】今治小学校 美須賀小学校 日吉小学校 城東小学校</p> <p>○中学校</p> <p>統廃合の検討を進める中学校 【大島地区】吉海中学校 宮窪中学校 【大三島地区】上浦中学校 大三島中学校 【旧今治地区】美須賀中学校</p>	
309	愛媛県	愛南町			<p>○望ましい小学校の規模 150人(25人×6学年)～300人(50人×6学年)程度</p> <p>○望ましい中学校の規模 150人(50人×3学年)～363人(121人×3学年)程度</p> <p>○しかし、地勢・交通等の諸条件から上記の規模の実現は困難であり、教育効果をあげるための最低限の条件を考慮すると、適正規模は小学校はおおむね60人(1学年当たりおおむね10人)、中学校においてもおおむね60人(1学年当たりおおむね20人)とするのが妥当である。</p>	<p>○愛南町学校統廃合推進計画</p> <p>通学手段及び通学の安全性の確保をはじめ、通学に係る適切な支援措置がとられることを前提に、次のとおり統廃合を推進する。</p> <p>(1)平成19年度 城辺中学校と借部中学校を統合し、借部中学校の生徒は城辺中学校へ通学する。</p> <p>(2)平成20年度 ①家串小学校と魚神山小学校を統合し、魚神山小学校の児童は家串小学校へ通学する。 ②船越小学校と西浦小学校を統合し、西浦小学校の児童は船越小学校へ通学する。 ③御荘中学校と中浦中学校を統合し、中浦中学校の生徒は御荘中学校へ通学する。</p> <p>(3)平成21年度 ①緑小学校と借部小学校及び瀧倉小学校の3校を統合し、借部小学校の児童と瀧倉小学校の児童は緑小学校へ通学する。 ②城辺小学校と深浦小学校を統合し、深浦小学校の児童は城辺小学校へ通学する。 ③西海中学校と福浦中学校を統合し、福浦中学校の生徒は西海中学校へ通学する。</p> <p>(4)平成22年度 平城小学校と赤水小学校及び菊川小学校の3校を統合し、赤水小学校の児童と菊川小学校の児童は平城小学校へ通学する。</p> <p>(5)篠山小中学校については、篠山小中学校組合と協議検討していく。</p> <p>(6)平成23年度以降も統合の成果を評価しながら、地域の出生数、人口推計等をみながら統廃合の必要性について、継続的に検討していく。</p>	
310	愛媛県	内子町			<p>○括弧統廃合の具体的方策</p> <p>1・小学校について</p> <p>既に極端な少人数学級を編成している学校が3校あり、今後解消できる児童数の増加が見込めないことから、統廃合すべきである。</p> <p>2・中学校について</p> <p>統廃合も通学区域の変更も提案しないこととし、数年後に改めて検討を行う。</p> <p>3・具体的統廃合案</p> <p>①内子小と石畳小を統合し、石畳小の児童は内子小へ通学する。</p> <p>②天神小学校と御蔵小学校を統合し、御蔵小学校の児童は天神小学校へ通学する。</p> <p>③小田小学校と参川小学校及び田渡小学校を統合し、参川小学校と田渡小学校の児童は小田小学校へ通学する。</p> <p>なお、小田小学校の校舎等建物は、老朽化が著しいことから、改築等を含めた耐震化計画と連携を図った形で統廃合とする。</p>	<p>4件の統廃合の実施時期については、今後の地域での話し合いによるものであるが、児童数等、一定の学校規模を確保するほうが教育的に適切で、かつ格差のない教育環境を児童に提供できるものであることを考えると、なるべく早い時期での統廃合を行うべきである。ただ、児童数の推移状況、統廃合への一定の準備期間の必要性などを考慮しなければならない。さらに、極小規模校である学校に、今後想定外の児童数の増加が生じた場合、また地域での理解が得られない場合には、統廃合の延期ないし中止することもあり得る。</p>	

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○小学校について 統合小学校の建設場所は、現在の学校敷地以外の候補地の選定を行い、建設すべきである。候補地については、通学距離や地域住民の感情を考慮すると、3小学校の中心部、又はその周辺地区で選定することが望ましい。			小豆町学校再編整備検討委員会	議会代表 住民代表 保護者代表 学校代表	町議会議長・副議長 町議会教民委員長 町議会総務委員長 町議会建設経済委員長 幼稚園・小学校・中学校 PTA代表 小中学校校長 幼稚園園長 こどもセンター保育所所長	小豆町学校再編整備検討委員会 答申書
	○豊島地区について 豊島地区は、離島のため土庄町立小学校再編協議会の審議対象から外し別途協議した。今後小中併設又は中学校区の再編等について保護者・地域と協議する。			土庄町立小学校再編協議会			土庄町立小学校再編に関する答申書
		学校の統合が行われた場合、児童生徒の通学距離が延びることが想定されるので、子どもの健康管理、通学方法の安全維持等に留意し、遠距離通学となる児童・生徒については、スクールバス等の通学支援を検討する。 また、中学校については、通学距離、部活動等による特段の事情がある場合は、中学校長の許可を得て自転車、公共交通機関での通学を検討し、子どもたちの日常生活に影響が生じないように配慮する。		今治市通学区調整審議会	公共的団体役職員 学識経験者		今治市の小中学校における学校規模学校配置のありかたについて 答申
				愛南町学校統廃合検討委員会	学識経験者 行政関係者 学校関係者 保護者代表		愛南町学校統廃合に関する答申
	(1)内子小学校と石畳小学校との統廃合 平成26年3月末までに行うものとする。 (2)天神小学校と御蔵小学校との統廃合 平成26年3月末までに行うものとする。 (3)小田小学校と参川小学校及び田渡小学校との統廃合 平成26年3月末までに行うものとする。 ただし、校舎等の施設整備計画と併せたものとする。			内子町教育改革懇談会			内子町立幼稚園、小・中学校の統廃合について(答申)

番号	都道府県名	市区町村	I 学校の適正規模		II 統合の基準		
			1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
311	愛媛県	新居浜市	18学級程度	9~12学級	<p>○小学校の適切な配置 (①短期、②中期、③長期、的視点。中長期については、「その他の基準及び方針」に記載)</p> <p>1・川西地区①短期的：適正規模に近づける視点で、大規模校の金子小(1学年4~5学級から、惣開小(1学年2学級)、金栄小(1学年2学級)、新居浜小(1学年1~2学級)、宮西小(1学年2学級)、泉川小(1学年3学級)へ児童を誘導するため、通学区域の境界を変更する。</p> <p>2・川東地区①短期的：小規模校である、浮島小(1学年1学級)を小規模特認校とし、特色ある学校づくりを推進する。大島小は、多喜浜小との統合を進める。</p> <p>3・上部地区①短期的：通学調整区域の周知を行い、中萩小から小規模校への児童の異動を促す。</p> <p>○中学校の適切な配置 短期的：中学校選択制の状況を注視する。中萩中から大生院中への選択者が増加することを期待する。中期的：中学校選択制の状況を注視する。各校とも現状では横ばいの状況が継続の予定。長期的：船木中・泉川中の生徒数の状況により統合について検討する。</p>	<p>○小学校について1学年3学級が適当である。</p> <p>○中学校について1学年3~4学級が適当である。</p>	
312	愛媛県	大洲市			<p>○具体的な進め方 1・統廃合は地域社会に配慮する ①旧市町村単位に、小・中学校をそれぞれ校は残す。 ②将来、社会情勢等が変化した場合は、再度統廃合を検討する。</p> <p>2・統廃合は「小学校」を対象とする ①中学校は既に統廃合実施済みのため、対象としない。 ②対象小学校に付随している幼稚園の統廃合も定める。</p> <p>3・統廃合は中学校区を単位とする ①中学校への入学を考慮して、当該校区内で行う。 ②校区の見直しは行わない。 ○学校の適正規模を考慮する 1・10年先を見据えた規模とする。 2・複式学級を解消する。</p>	<p>○小学校の適正規模 市内の小規模校は、学校教育法に規定されている適正規模の12学級以上の編成を目指すのではなく、最小限として「複式学級」編制の発生を防ぐことを目的とし、そのために必要な児童数を設定する。 ○望ましい学校規模 「複式学級」編制が発生しない規模を基本として、1学年「20人程度」を下限とし、小学校の規模は「120人程度」を下限とする。</p>	<p>学校校舎及び屋内運動場等の耐震診断等を実施し、耐震化対策を進める。</p>
313	愛媛県	宇和島市			<p>○基本的確認事項 1・小学校について ①複式学級解消を重点として協議すること。ただし、島嶼部の小学校については、児童の段階で県生活を強いることは、精神発達上、好ましくないと判断するため、協議の対象から除外する。 ②小学校については、対象校が極めて小規模校であるため、通学区域の一部変更によって学校規模を調整することは不可能であるので、統廃合を前提に協議する。</p> <p>2・中学校について ①旧宇和島地区4中学校を2校にすることを重点として協議する。 ②耐震基準を満たしている現城南中学校及び城北中学校の校舎を利用することを前提として協議する。</p> <p>○小学校の統廃合案 1・吉田地区 吉田小学校に、奥南小学校、立間小学校、喜佐方小学校、玉津小学校の4校を名目統合し、何年後に実質統合を実施する方向性を示したうえで、複式学級出現率の高い奥南小学校、立間小学校、喜佐方小学校・玉津小学校の順に実質統合を進め、吉田地区の小学校を1校にする。</p> <p>2・三間地区 3校を統合すると適正規模の学校になるものの、現三間小学校の校舎では全学級を収容することはできない。将来、児童数が減少し統廃合の必要性が生じた場合は、3校を1校に統合する方向で審議する。 →残る2地区については、「その他の基準及び方針」に記載。</p>		<p>拠点校となる校舎の耐震化のための補強・改築工事もしくは新築等学校施設の整備が十分に行われること。</p>
314	高知県	四万十町			<p>○四万十町における適正規模の範囲 ①小学校の場合 ・1学級：10人以上 ・1学年：1学級以上 ・1学校：6学級の人以上 ②中学校の場合 ・1学級：20人以上 ・1学年：1学級以上 ・1学校：3学級の人以上</p> <p>○適正規模の方針 四万十町における適正規模(1学級20人~)の確保。</p> <p>○適正配置の方針 中学校の地域性は、「通学時間がおおむね1時間」となる旧3町村(窪川・大正・十和)を基本とし、この地域単位で「四万十町」における適正規模を目指す。</p> <p>○全体的な取組 対象校：H24推計で「四万十町」において望ましい規模とならないすべての小中学校。 目標：すべての小中学校を「四万十町」における適正規模の範囲の学校とする。 ①中学校は、以下の理由により、小学校より優先的に取り組む。 ・中学校の教育活動に支障を生じさせない。 ・仲間と一緒に様々な活動ができる教育環境面に配慮する。 ・一定規模の集団で様々な課題を仲間と一緒に協力し対応することにより、大人への自覚を持たせる。 ②小学校は、地域のシンボル、コミュニティの拠点であることを考慮して対応。 ・地域内で望ましい規模の学校配置が望めない場合、地域性等を十分に考慮して対応する。</p>	<p>○中学校の「適正配置の方針」 ①窪川中については、窪川地域の拠点校として、「現状のとおり」とする。よって「四万十町」における適正規模の学校配置を実現するため、興津中を窪川地域の拠点校である「窪川中へ統合」する。 ②大正中については、大正地域の拠点校として「現状のとおり」とする。よって「四万十町」における適正規模の学校配置を実現するために、北ノ川中を大正地域の拠点校である「大正中へ統合」する。 ③十川中の学校位置を十和地域の拠点校とし、十川中及び昭和中を「地域の拠点校へ統合」する。 ④仁井田小の学校位置を仁井田地域の拠点校とし、仁井田小及び野野小を「地域の拠点校へ統合」する。 ⑤七里小の学校位置を松葉川地域の拠点校とし、七里小及び米奥小を「地域の拠点校へ統合」する。 ⑥東又小を東又地域の拠点校とし、現時点及び今後においても最低限の教職員配置基準の規模が望めない志和小を地域の拠点校である「東又小へ早急に統合」する。 ⑦窪川小を窪川地域の拠点校とする。そして丸山小、若井川小、口神ノ川小及び川口小を地域の拠点校である「窪川小へ統合」する。なお、現時点及び今後においても最低限の教職員配置基準の規模が望めない若井川小については、他の3校にさきかぎで、「早急に統合」を進める。 ⑧北ノ川小を四万十中部地域の拠点校とする。そして現時点及び将来的にも最低限の教職員配置基準の規模が望めない家地川小を地域の拠点校である「北ノ川小へ早急に統合」する。 ⑨田野々小を大正地域の拠点校とし、大奈路小を地域の拠点校である「田野々小へ統合」する。</p>	

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○小学校1・川西地区②中期的：金子小等の児童数の推移を再検討し、必要であれば増築等の方策を実施する。若宮小の児童数の推移を見て、1学年1学級であれば、惣開小との統合を検討実施する。③長期的：宮西小、新居浜小の児童数の推移を再確認し、施設的に1校で適正規模校であれば、新居浜小へ統合する。施設的に難しい場合は、校舎改修時に増築し統合を検討する。②・川東地区②中期的：浮島小の児童数の推移を見て、1学年1学級であれば高津・垣生小と統合を検討実施する。合わせて、高津小、垣生小、神郷小の児童数の状況により通学区域の変更を検討実施する。③長期的：垣生小の児童数により、高津・神郷2校体制について検討実施する。③・上部地区②中期的：児童数の状況により、通学区域の変更を検討する。○中学校別子小・中学校は、小規模校特認校制度を導入しているが希望者がいない。位置的にも他の学校との統合は不可能。中学校校舎を寄附化し、児童生徒を受け入れる等の方策を検討する事が必要。</p>		<p>大生院小・中学校は、各学年とも2学級が継続する。隣接する中教小・中学校は大規模校であり距離が離れ、特に小学校では統合することは難しい。大生院小・中学校は学校敷地が隣接しているため、小中一貫校も視野に入れ検討することが必要。</p>	<p>学校の適正規模・適正配置検討プロジェクトチーム</p>	<p>教育委員会事務局 校長会教頭会</p>	<p>学校教育課課長 指導主幹 社会教育課副課長 体育文化課係長 学校給食課課長 小学校校長会代表 中学校校長会代表</p>	<p>学校の適正規模・適正配置検討プロジェクト検討報告書</p>
	<p>○統廃合の実施時期及び実施内容 4年の期間で、実施する。 1・第1期実施：平成22年4月 ①柳沢小及び田処小を新谷小へ統合する。 ②柳沢小及び田処小は、廃校とする。 2・第2期実施：平成23年4月 ①白滝小、紫小、大和小、豊茂小、出海小、喜多灘小を、長浜小へ統合する。 ②長浜小以外の各小学校は、廃校とする。 3・第3期実施：平成24年4月 ①大成小及び蔵川小を官田小へ統合する。 ②大成小及び蔵川小を官田小は廃校とする。 ③三善小を栗津小へ統合する。 ④三善小は、廃校とする。 4・第4期実施：平成25年4月 ①南久米小を大洲小へ統合する。 ②南久米小は、廃校とする。 ③正山小、大谷小、予子林小を、中野小へ統合する。 ④正山小、大谷小、予子林は、廃校とする。</p>			<p>大洲市教育委員会</p>			<p>大洲市小学校統廃合計画</p>
	<p>3・津島地区 ①清満小学校に御積小学校を統合する。 ②岩松小学校に北灘小学校と南部小学校の2校を統合する。 ③下灘小学校に菅根小学校、浦知小学校、由良小学校、由良小学校須下分校、由良小学校平井分校の3小学校2分校を統合する。 ④畑地小学校については、公営住宅畑地団地への入居者いかに、児童数の増加も予想されるため、今後の状況を見ることとする。 4・旧宇和島地区 ①鶴島小学校に石成小学校と小池小学校の2校を統合する。 ②番城小学校に三浦小学校を統合する。 ③遊子小学校、蔦淵小学校、結出小学校の3校を統合する。</p>						
	<p>○早急に対応する取り組み 対象：平成24年度までに養護教諭・学校事務職員配置基準に満たない規模の小学校。 目標：養護教諭、学校事務職員が配置される規模の小学校へ移行(全校児童が20人以上の学校へ移行)。 方法：原則近隣の学校との統廃合を検討。 実施時期：平成20年度から保護者や地域の合意形成に努め、3年以内を目処に適正配置を実施。 ○配慮事項 ①小規模特認校については、試行期間中の実施を保留。(試行期間終了後も「望ましい規模」が望めない場合は、近隣の学校へ統合する) ②地域の拠点となる小学校である場合は、「全体的な取り組み」の中で検討。</p>			<p>四万十町学校適正配置審議会</p>	<p>保護者代表 学校関係者 学識経験者</p>		<p>四万十町立小中学校適正配置計画</p>

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について	
315	高知県	大豊町			○再編成について 1・平成21年度から小学校及び中学校各1校に再編成することが望ましい。 特に、中学校においては、部活動について団体競技等に制約が出ており、早急な再編成が必要である。 2・ただし、検討が必要な諸問題が先送りされているので、これらの課題についても必要に応じて逐次、検討していく。			
316	高知県	土佐清水市			○学校規模適正化に関する事 今後の児童生徒数の減少及び学校経営の面から、「統合」は必然である。 1・平成22年を目途に小学校は3校(下ノ加江・清水・三崎)、中学校は1校(清水)に統合する。 2・将来的には、小学校も1校(清水)に統合する。 3・小学校1校、中学校1校に統合する際には、新校舎を設置する。その際、清水小は現在位置に、清水中は災害時に対応できる立地条件を満たした移転地に設置する。 4・統合の際には、各地域の教育力が生かされた特色ある学校づくりを推進する。			
317	福岡県	福岡市	12～24学級	12～24学級	○小学校と中学校の学校規模の関係福岡市では、原則として、1つの中学校区に2校以上の小学校を設置してきており、その割合も8割を超えていることから、小学校の規模が中学校の規模に与える影響は大きい。そのため、「適正な学校規模」を考える上では、最も標準的な中学校ブロックである、2つの小学校から1つの中学校に進学するケースを標準として、小学校と中学校で同じ基準を設定することが望ましい。○検討の優先順位①小規模校の中でも全学年が1学級以下でクラス替えができない学校は、人間性・社会性の育成、教育効果、学校運営などの面で最も課題が大きい。そのため、全学年が1学級以下の学校については最優先に取り組む必要がある。②将来にわたって31学級以上の状態が継続する大規模校は、最優先に取り組む必要がある。	○適正化すべき小規模校の範囲 ①人間性・社会性の育成の面からは、新たな人間関係を構築するために、全ての学年でクラス替えができるように、小学校 12学級(各学年2学級)以上 中学校6学級(各学年2学級)以上の規模が必要である。 ②学習効果の面からは、クラブ活動や部活動、選択授業などで、児童生徒に十分な選択肢が用意できるように、小学校 12学級(各学年2学級)以上 中学校9学級(各学年3学級)以上の規模が必要である。 ③小学校の教員配置の面からは、同学年の複数の教員による協力・支援体制が確保でき、円滑な学年経営・学級経営ができるように、12学級(各学年2学級)以上の規模が必要である。 ④中学校の教員配置の面では、円滑な学年経営・学級経営ができることに加えて、5教科に複数の教員、実技系教科に正規の教員を配置できるように、9学級(各学年3学級)以上の規模が必要である。 ⑤これらの視点を総合的に勘案し、適正化すべき小規模校の範囲を次のように設定する。小学校 11学級以下、中学校 8学級以下 ○適正化すべき大規模校の範囲 ①国の見解「昭和39年「これからの学校施設づくり」では、12～24学級を、教育課題が生じる可能性が少くない適正な学校規模としており、5学級以下については学校の統合を31学級以上については学校の分離を促進するものとしている。 ②国庫補助における施設整備の運用基準でも、この見解に基づき補助対象を設定しており、小学校・中学校ともに30学級(小:各学年5学級、中:各学年10学級)を超える規模では、国庫補助による施設整備を行うことができない。 ③これらの視点を総合的に勘案し、適正化すべき大規模校の範囲を次のように設定する。小学校31学級以上、中学校11学級以上		
318	福岡県	宮若市	12学級以上	9学級以上	○学校の適正規模 ①小学校 クラス替えが可能である1学年2学級以上を適正規模とする。 ②中学校 クラス替えや学校行事、部活動等、望ましい教育活動が実施できる1学年3学級以上を適正規模とする。	○小学校の整備方針 子どもたちの健やかな成長と活力のある学校生活を保障するために、クラス替えが可能である1学年2学級以上で、児童数が480人から720人となる学校規模となる再編整備を進める。 ①宮田地区の小学校 複式学級等はないが、笠松小学校が全学年1学級でありクラス替えなどは出来ず、児童の交友関係の固定化等幅広い見地からの児童の育成に対して困難が生じる可能性がある。 また、他の小学校についても全学年2学級以上の学校は、宮田南小学校だけである。このため、今後はクラス替え並びに学校行事に支障を来さないような学校運営に向けた再編整備が必要である。 ②若宮地区の小学校 複式学級の解消が急務となる。 特に、若宮南小学校は学級編成は複式学級で編成され、全学年で2学級である。また、山口小学校についても現在5学級という状況である。 ○中学校の整備方針 学校の小規模化に伴い、現在、市内の中学校におけるすべての教科の教職員が配置されなくなるなどの教科教員の不足が生じ、確かな学力を培うための指導体制に支障が生じている。学校の小規模化に伴い、部活動等に専門的な知識や技能を有する教職員が制限されるとともに、部活動数も限られ生徒たちの学ぶ機会を減少させてしまう。これらの現状を踏まえ、教育委員会では中学校の適正規模として、1学年3学級から5学級で生徒数が360人から600人が適正規模と考えている。 以上のことから、再編整備案として現在の4中学校を2中学校に再編整備することが望ましい。		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
		定時及び朝夕の部活動の登下校については、できる限りの利便に努め、支障の無いような運行体制を目指す。	義務教育9年間を1つのスパンと捉え、特に小中学校の交流学習の頻度を上げ、一貫した学習ができるよう授業力の向上、改善を行い活発な連携教育が展開できる学校づくりを目指す。	大豊町政諮問会議			保育所及び学校の再編成に関する諮問について
				清水の教育新生プラン検討委員会			清水の教育新生プラン検討委員会 最終報告書
○通学距離に関する基準福岡市では、子どもの身体的な負担や、登下校の際の安全性などを考慮し、小学校の通学距離を概ね2km以内、中学校の通学距離を概ね3km以内としている。	○適正化すべき範囲に含まれない学校①9～11学級の中学校の場合部活動や選択教科の実施状況は全市平均と同等の水準であり、教育効果や学校運営の面において、特に支障があるとは言えないが、許容範囲であると判断できる。②25～30学級の小中学校の場合学級数に応じた特別教室・多目的教室及び普通教室を確実に整備するとともに、運動場や体育館の面積を拡大するなど、学校が教育効果を発揮できるように、必要な教育環境整備に努める必要がある。	福岡市が基準とする通学距離を超える場合に、バス等の通学費用の助成を行う。また、山間部やへき地では、公共交通機関での通学が困難な場合も考えられるため、スクールバスの導入など通学手段のあり方について併せて検討する必要がある。なお、通学費用の助成やスクールバスの運用には多額の費用が必要となるため、財源の確保は重要な課題である。		福岡市学校規模適正化検討委員会	市議会代表 民間代表 地域代表 保護者代表 学識経験者 学校代表		福岡市立小学校・中学校の学校規模適正化に関する提言
				宮若市学校教育等検討委員会			宮若市学校等整備方針ー未来を担う子どもたちのためのこれからの学校づくりに向けた提案ー

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
319	福岡県	筑後市	12～18学級		<p>○適正な1クラスの児童数 20人から30人</p> <p>○学校全体の児童数 240人から540人</p> <p>○筑後市における適正な学校数 8校から9校</p> <p>○再編を必要とする学校 学校再編を必要とする小学校は、筑後市立小学校の学校再編基本構想で決定している「適正な1クラスの児童数及び学校全体の児童数」、つまり1クラスの児童数は20人から30人、学校全体の児童数は240人から540人であるという方針に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>①平成24年度に「適正な1クラスの児童数及び学校全体の児童数」が基本構想を下回ると推計される小学校(6校) 古川小学校 水洗小学校 下妻小学校 古島小学校 二川小学校 西年田小学校</p> <p>②平成24年度に「適正な1クラスの児童数及び学校全体の児童数」が基本構想を上回ると推計される小学校(1校) 羽犬塚小学校</p>	<p>○再編を必要とする学校 下妻小学校、古島小学校及び二川小学校の統合 下妻小学校と古島小学校の両校で統合を行ったとしても「適正な1クラスの児童数と学校全体の児童数」に及ばないため、隣接する二川小学校を含めた3校を統合することが適当であると考えられる。</p> <p>○将来統合の検討が必要な小学校 ①古川小学校と水洗小学校 水洗小学校区内では、平成23年度開通予定の九州新幹線が小戸駅等の大型のインフラ整備が進み、地域開発等も考えられる。また、隣接する古川小学校区内もその影響を受けると推測されるため、現時点では将来の児童数を推計することが困難な状況にある。このような両校の地理的条件や地域開発等を勘案しながら、今後の児童数の推移を見守る必要がある。</p> <p>②西年田小学校 平成20年度は262名10クラスとなり基本構想のほぼ「適正な1クラスの児童数と学校全体の児童数」と推計されますが、平成24年度の推計では175名6クラスとなり、急速に小規模化が進行すると予想される。 隣接している同じ筑後北中学校区内の松原小学校と統合した場合、平成24年度は561名17クラスと推計され、両校を統合した場合は、大規模校となりすぎ基本構想からはずれするため、現時点では、今後の両校の児童数の推移を見守る必要がある。</p> <p>③羽犬塚小学校 平成24年度の推計では、688名20クラスとなり、基本構想の「適正な1クラスの児童数と学校全体の児童数」を上回る。 しかし、筑後北小学校区と隣接する羽犬塚小学校区の北部地区に新たに特別許可区域に設定することにより一定の児童数の減少が見込まれ、今後の児童数の推移を見守る必要がある。</p>	
320	福岡県	嘉麻市			<p>○基本事項 1学級の適正人数は一概に何人とは言えないが、ある程度の集団による学習や活動が展開できる学級規模が望ましく、小規模化している嘉穂地区各小学校の現状及び児童数推定によると今後さらに複式学級が増えることをはじめ小学校の小規模化が進行していくことが見込まれており、嘉穂地区の小学校は統合することが望ましいと判断する。 平成17年5月25日に嘉穂町文教施設総合計画審議会から答申された内容では、嘉穂地区6小学校を1校に統合することを基本方針とされていたが、嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会では、次の理由により統合小学校と牛隈小学校の2校制とする。とする。</p> <p>○牛隈小学校について ・住宅整備等の影響もあり将来的に一定の児童数が見込まれる。 ・現状では複式学級にならない。 ・稲築地区や唯井地区と隣接しており今後の嘉麻市全体の校区再編で考えるべきである。</p> <p>○審議結果 嘉穂地区小学校は、統合小学校(大隈小学校、宮野小学校、足白小学校、千手小学校及び泉河内小学校の5小学校)と牛隈小学校の2校制とする。</p>		
321	福岡県	香春町			<p>○将来の香春を担う子どもたちの社会性の形成と健全な育成のために適切な教育サービスを提供するという観点からも、小学校、中学校については、近い将来、統合等により新体制へ移行することが、重要であると考えられる。</p> <p>・小学校 平成21年度から3校の新体制とする。将来的には2校が望ましい。</p> <p>・中学校 平成20年度から1校の新中学校とする。</p>		
322	福岡県	岡垣町			<p>○少子化による校区再編成の是非①住宅地への人口増により、長い期間においては少子化が進むものの、今後10年間は一時的に増加後、緩やかな減少傾向が続くものと予想される。②山田小、岡垣東中は一度児童生徒数が増えた後に減少傾向となるが、他の学校は今後減少傾向となり、特に吉木、海老津は減少傾向が顕著に表れると想定される。③内浦小学校についても減少傾向となり、戸切小学校に近い児童数への減少が予想される。しかし、戸切小学校も含めて、複式学級への移行は無いと想定される。○現在の児童生徒の通学及び地域との関わりを要するものは是非コミュニティバス等通学の利便性を図ったとしても、校区の再編制による児童生徒の通学時間の格差がさらに大きくなり、費用的な負担も増すことになる。建替え時の場所として吉木小学校、山田小学校及び岡垣中学校を想定しているが、建設場所については建設経費などと合わせ、検証すべき事項であると考えられる。</p>	<p>○山田小、岡垣東中の2中学校の統合について①生徒数の推移から判断すると、近々の課題とは言い難い。②交通事情、岡垣東中学校の生徒数の推移等から考えると、現行の場所へ将来は岡垣東中学校との統合も見据えて、建替等することが望ましいと考えられる。○内浦小学校と吉木小学校平成27年度までの建替等が想定される。その時期までに統合して吉木小学校を建替等することを検証すべきと考えられる。○戸切小学校について平成32年度までの建替等が想定されるが、内浦小学校と吉木小学校の建替等の時期まで、山田小学校への統合を検証すべきと考えられる。○2中学校を統合し、確保されている用地に新設することは是非当面は2中学校とし、東中学校の改革時期に両校の生徒数が800人程度となることと予想されるため、その時期までに統合を検証すべきと考えられる。</p>	平成22年度までの課題として、岡垣中学校の建替等が想定される。
323	福岡県	筑後市	12～18学級		<p>○本市の基本方針 1・1クラス20人から30人前後が適正であると判断する。 2・学校全体の児童数は、1学年2学級から3学級の240人から540人が適正であると判断する。 3・適正な小学校数は、総合的に判断すると、8校から9校が適正である。 4・基本方針の児童数に満たない小学校や、今後複式学級となると予想される小学校については、隣接する小学校または近隣の小学校との統合の検討を行う。</p> <p>○東上小学校について 廃校とする。校区は、友枝小に統合する。</p> <p>○西友枝小学校について 廃校とする。校区は、友枝小に統合する。</p>	<p>○統合計画 下妻小、古島小及び二川小を統合する。 これらの小学校は、数年以内複式学級となることは避けられず、3校による統合が適当である。</p> <p>○将来統合の検討が必要な小学校 1・古川小と水洗小。 2・西年田小。 3・羽犬塚小。</p>	
324	福岡県	上毛町			<p>○東上小学校について 廃校とする。校区は、友枝小に統合する。</p> <p>○西友枝小学校について 廃校とする。校区は、友枝小に統合する。</p>		
325	福岡県	前原市			<p>○過大規模解消 1・分離新設小学校建設位置は、潤北地区とする。 2・前原小及び波多江小の過大規模解消に伴う分離新設小の通学区域は、志登、潤北、潤南、浦志東、泊一、泊二、泊三の行政区とする。</p>		
326	福岡県	直方市			<p>○答申の結論 小規模校が複数存在する直方第一中学校区、直方第三中学校区、植木中学校区については、それぞれ1つの小学校(1学級の児童数30名前後、16学級程度)に再編することが望ましい。</p>		
327	福岡県	嘉麻市			<p>○統合対象校 嘉穂地区小学校の統合対象校は、大隈小、宮野小、足白小、千手小及び泉河内小の5小学校とする。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
○適正な通学距離 おおむね3キロメートル以内。		○下妻小学校、古島小学校及び二川小学校の統合 この3校の統合により通学距離がおおむね3キロメートル以上となる地域については、「適正な通学距離」の考え方によりスクールバス等の運行を行う必要がある。		筑後市立小学校再編審議会			筑後市立小学校再編整備計画答申書
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、小学校の設置基準はおおむね4km以内となっている。一方、小学校低学年児童が4kmの通学ができるかという議論では、防犯及び交通安全上難しいという議論やアンケート結果ではスクールバス運行が絶対条件である地域も多く他小学校区に統合校が設置された場合はスクールバスが必要であるという結論に達した。 ○審議結果 通学する児童のために全額公費負担によるスクールバス運行を行うこと。	○小学校統合の候補地の選定 小学校統合の候補地については、夢サイト周辺のA候補地又は大隈小学校地の活用が適切であると考えられる。ただし、大隈小学校敷地の活用については、大隈小学校敷地のみでは狭小であることから現存の周辺公共施設の敷地にも影響を及ぼすこととなるため、本審議会として結論付けるのは難しく行政の判断に委ねることとする。	① スクールバス送迎に関する乗車時間は25分以内を基本とすること。 ② スクールバス実施については運営委員会を設置し検討すること。 ③ 子どもの体力が低下しないように、ある程度の距離は徒歩で通学させる工夫をすること。 ④ 運転者と別に運行補助員を配置すること。 ⑤ 保護者送迎用の駐車場や待合室を設置すること。 ⑥ 徒歩通学児童の安全確保のため通学路の整備を行うこと。 ⑦ 通学安全対策のため市バス利用者についても全額公費負担とすること。		嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会	嘉穂地区の各小学校区内の関係行政区の区長又は当該行政区の推薦する者 嘉穂地区の各小学校PTAを代表する者		嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について(答申)
				香春町行政改革推進委員会			行政改革の推進について(最終答申)
				岡垣町行政改革推進委員会			岡垣町行政改革推進プログラム(答申)
概ね3km以内。				筑後市立小学校再編審議会			筑後市立小学校再編基本構想 筑後市立小学校再編整備計画(答申書)
				上毛町教育委員会			東上小学校関係資料 西友枝小関係資料
	1・分離新設小の開校と併せて、校区公民館も同時に開館できるように計画を進める。 2・地域の児童や住民を守るという観点に立って、地域の防災センター的役割を果たすような分離新設小の建設計画を立てること。			前原市学校教育審議会			答申書—前原小学校及び波多江小学校の過大規模解消に伴う分離新設小学校の建設位置並びにその小学校の通学区域の設定について—
				直方市立学校通学区区域審議会	学識経験者 市議会議員 地域関係者 PTA	市議会議員 小・中学校校長会 公民館連絡協議会 自治区連合会 社会教育委員協議会 PTA連合会	答申書
	○統合小の位置について 位置は、夢サイト周辺のA候補地又は大隈小学校地を対象とした評価及び調査を行い決定する。	通学対策として、通学する児童のために全額公費負担によるスクールバス運行を行う。		嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会	学識経験者 地域関係者 PTA	大学教授 PTA母親委員代表者 小・中学校長	嘉穂地区小学校統合に関する答申

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				大牟田市立学校通学区区域審議会			学校規模等の在り方について(協議報告)
		スクールバスは、通学距離が4km以上の子どもに対し運行する。		川崎町教育問題検討委員会	学識経験者 町議会議員 区長 小中学校校長		川崎町教育問題検討委員会 答申
小学校では、徒歩で30分以内に学校があることが望ましい。	○大規模校について 平成21年度現在、小学校で25学級以上、中学校で19学級以上の大規模校となっている学校は、鶴島小学校の1校である。しかしながら、平成23年度には24学級と基準内に収まり、以後、24学級を維持する見込みである。そこで、今後の児童数の推移に注視しながらも、規模が大きくなることによる課題軽減策を講じていくことが望ましい。	子どもの通学にかかる精神的・身体的負担を軽減し、子どもたちが安心して通学できるよう、学校適正配置の取組により遠距離通学となる子どもに対しては、スクールバスやスクールタクシー等の通学手段を確保する必要がある。		佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会	学識経験者 市民 保護者 学校等の関係者		佐賀市立小・中学校の適正配置等について 答申
	1・統廃にあたって、一部新たな学校を建設し、一部既存の施設を活用する。 2・小中一貫教育の研究を進め、その導入を図る。 3・スクールバスの導入を図り、通学対策を総合的に講じる。 4・多久市の特色を活かした学習ができるような創意工夫をする。 5・跡地や跡施設は、地域活性化に繋がる活用を検討する。	スクールバスが効果的に活用できるよう、「ふれあいバス」の活用も考慮し、それぞれの地域や保護者の実情に応じて行う。		多久市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会	学識経験者 関係団体代表 教職員	短大学長 多久市助役 寺住職 社会福祉法人常務理事 前PTA連合会会長 元小・中学校PTA会長 元多久市囃子委員会会長 地域婦人連絡協議会会長 公民館館長 PTA連合会会長 小学校長 中学校教務主任	多久市の小・中学校における学校適正規模・適正配置の在り方について
	○西海地区における1町1中学校について 西海南中は、平成21年度から1学年1学級となり、望ましい学校規模とは言えない。そこで、旧町域を越えた通学区変更も視野に入れながら、西海町においても1町1中学校を実現することが望ましい。 ○複式学級の解消について 平成20年度現在、複式学級が設置されている小学校は、西海町・西海西小、大瀬戸町・多良小、松島小、雪浦小、の4校である。平成25年度には、西彼町の白似田も複式になる。これらの小学校は、スクールポート・バスを利用することで、瀬戸小に統合し、大瀬戸町では、1小1中の実現を図り、複式学級の解消を図ることが望ましい。 ○江島、平島小・中学校の在り方について 江島中及び平島小中学校については、保護者や地域から要望がない限り現状では存続が望ましい。		○大島・崎戸地区における小・中・高一貫教育について ①一貫教育を目指すために、早急に大島中及び崎戸中を統合し、大崎中(仮称)を設置し、大崎高校との中・高一貫教育ができるよう、環境整備を図る。 ②第二段階としては、大崎地区の3小学校を統合し、質の高い教育に特化した小・中・高一貫教育の実現を期待する。	西海市学校適正配置基本計画策定委員会	学校代表 PTA代表 行政区域代表 学識経験者	小・中学校長 地区PTA代表 行政区域代表 元町教育長 元県教育庁参事監	西海市立小・中学校適正配置基本計画 答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
333	熊本県	水俣市			<p>○市街地における校区と中学校について校区の問題については、以前から市街地における複雑さが指摘され、従来からの検討課題とされてきた。しかし、現在に至るまで見直されることが無かったために、非常に複雑な校区編成となっている。例えば、市街地における校区は、小さな水路等で分けられていたり、道路を挟んで右と左に子どもたちが行き交い、異なる学校に登下校するなどの場所もある。しかも、市街地には小学校2校、中学校3校が、比較的狭い範囲の中に位置している。そのために中学校の学校規模は、他市町村と比較しても小さく、このままでは将来、近隣に規模の小さなつづつ中学校が存在することが予想される。</p> <p>○再編成における方針</p> <p>①校区編成は、原則として行政区単位とし、河川や道路などわかりやすいものとする。</p> <p>②原則的に、小中高と段階をおって実社会に近づいていくように、いくつかの小学校が集まって中学校となるか、又は同じ小学校から同じ中学校へと校区の変更なく進学できるように配慮を行う。</p> <p>③再編成により学校及び校区が変更になった地域で、通学距離等に著しい変更が生じた場合には、通学バスの利用を検討する。</p> <p>④既存の校舎を活用することとし、学校の位置、施設・設備、安全性などを比較し、現状において比較検討のうえ、最良の学習環境と考えられる校舎を利用する。</p> <p>⑤再編成をした後、児童生徒数の著しい減少等があった場合には、再検討するものとする。</p> <p>⑥校舎・校地の跡地利用については、地域と連携を図りながら利活用を考えていくものとする。</p>	<p>○小学校の再編成</p> <p>1再編成後：水俣第一小学校 現状に対応する校区：第一小学校の一部、深川小学校(校区変更含む)</p> <p>2再編成後：水俣第二小学校 現状に対応する校区：第二小学校、第一小学校の一部(校区変更含む)</p> <p>3再編成後：水東小学校 現状に対応する校区：水東小学校(校区変更)</p> <p>4再編成後：袋小学校 現状に対応する校区：袋小学校(校区変更)</p> <p>5再編成後：湯出小学校 現状に対応する校区：湯出小学校(校区変更)</p> <p>6再編成後：葛渡小学校 現状に対応する校区：葛渡小学校、石坂川小学校(校区変更含む)</p> <p>7再編成後：久木野小学校 現状に対応する校区：久木野小学校(校区変更)</p> <p>○中学校の再編成</p> <p>1再編成後：北部中学校 現状に対応する校区：第一中学校の一部、第三中学校の一部、湯出中学校(校区変更含む)</p> <p>2再編成後：西部中学校 現状に対応する校区：第一中学校の一部、第二中学校、第三中学校の一部(校区変更含む)</p> <p>3再編成後：南部中学校 現状に対応する校区：袋中学校(校区変更)</p> <p>4再編成後：東部中学校 現状に対応する校区：葛渡中学校、久木野中学校(校区変更含む)</p>	
334	熊本県	荒尾市	12～24学級	12～24学級	<p>○適正化の前提条件</p> <p>本審議会は、次の4点を適正化の前提条件として議論を行った。</p> <p>①学校規模の適正化は、市域全体を対象に行う。</p> <p>②適正化の前提となる1学級の規模は、熊本県の現在の学級編制基準である小学校1、2年生を35人とし、その他は40人とする。</p> <p>③適正化により通学距離が長くなる場合は、スクールバス等向からの手段を講じる。</p> <p>④学校選択制については、学校規模適正化を審議する上では考慮しない。</p> <p>○審議会が考える望ましい学校規模</p> <p>小中学校共に、クラス替えができる規模とし、12学級から24学級を適正規模とする。</p> <p>○適正化に向けた具体的な方策</p> <p>①複式学級の回避</p> <p>第四小学校は、現在の予測では平成18年度の入学予定者が8人、19年度の入学予定者が9人で、19年度には1、2年生で複式学級となる見込みである。荒尾市は、良好な地理的条件下にあり、複式学級化は是非とも避けたい。</p> <p>②児童生徒数100人以下の学校の回避</p> <p>適正規模を12学級から24学級という基準を採用すれば、当然、11学級以下は適正化の対象となるが、とりわけ、全校の児童生徒数が100人を切った場合、学校の全体行事にも支障が出てくる。1学年の人数も平均すれば16人以下の人数となり、これは色々な経験を積むための生活集団としてあまりに小規模である。</p>	<p>○小学校</p> <p>小学校は6校を適当とする。</p> <p>小規模校を解消し、長い期間にわたって適正規模を維持する学校を作るためには、通学区域の変更だけでは小規模校問題を解決できないため、本審議会は現在12校ある小学校を統合し、6校とする結論を出した。</p> <p>・学校統合についての基本的な枠組みについて</p> <p>①第二小学校と第三小学校は共に建替えが必要な老朽校舎であり、第三小学校は全年単学級の小規模校であること、かつ、両校は極めて近い位置にあることから、建替え時に統合し適正規模化を図ること。</p> <p>②第四小学校、平井小学校、緑ヶ丘小学校を統合し1校とする。特に第四小学校は近々複式学級化が懸念されることから、早急に対応すること。</p> <p>③府本小学校、八幡小学校を統合し1校とする。</p> <p>④有明小学校、清里小学校、松山小学校を統合し1校とする。</p> <p>○中学校</p> <p>中学校は2校を適当とする。</p> <p>①第二中学校、第三中学校、第五中学校は、中学校の規模としてはあまりに小規模であり、部活動等に支障をきたしている。特に、第五中学校は平成18年度から全年1学年となり、早急な対応を要する。</p> <p>②現在5校ある中学校を、2校に統合した場合は750人規模の学校となり、中学校としては活力のある学校が形成される。</p> <p>③10年後、20年後の生徒数が減少していくことを考えると、適正規模化を図るために統合を繰り返すより、当初から2校とし学校施設を充実して教育環境の向上を図るほうが適切である。</p>	<p>現在、八幡小学校を建設しているが、このほかに第二小学校、第三小学校、松山小学校と建替えが必要な学校が3校存在している。また、体育館を含め耐震化が必要な学校施設もある。現在の国、地方を通じての厳しい財政状況を考えると、学校改築に際しては学校の適正化を図りつつ実施すべきである。</p>
335	熊本県	上天草市			<p>○学校規模適正化の基本的考え方</p> <p>本市の地理的条件、歴史的な背景等を考慮し、まず複式学級を回避することを念頭に置き、現在16校ある小学校と1分校を「6小学校」に、また、9校ある中学校を「4中学校」に統合する。</p>	<p>①姫戸小学校と牟田小学校の統合</p> <p>牟田小学校は現在複式学級を有しており、姫戸小学校においても小規模校化が進んでいることから、2校を統合する。</p> <p>・牟田小学校と姫戸小学校を統合し、1小学校区とする。</p> <p>・統合の時期は平成22年4月1日とする。</p> <p>・統合後の学校の位置は、現在の姫戸小学校とする。</p> <p>②今津小学校と種合小学校の統合</p> <p>種合小学校は現在複式学級を有していることから、今津小学校と統合する。</p> <p>・種合小学校と今津小学校を統合し、1小学校区とする。</p> <p>・統合の時期は平成22年4月1日とする。</p> <p>・統合後の学校の位置は、現在の今津小学校とする。</p> <p>③上小学校と上北小学校の統合</p> <p>上北小学校は小規模校化が進み、複式学級化が懸念されることから、上小学校と統合する。また、湯島小学校については通学方法等解決しなければならぬ問題がありますが、湯島中学校の統合に合わせて、平成25年度に統合する方向で検討する。</p> <p>・上小学校と上北小学校を統合し、1小学校区とする。</p> <p>・統合の時期は平成23年4月1日とする。</p> <p>・統合後の学校の位置は、現在の湯島小学校とする。</p> <p>④龍ヶ岳中学校と大道中学校の統合</p> <p>龍ヶ岳中学校、大道中学校ともに小規模校化が進んでいることから、2校を統合する。</p> <p>・龍ヶ岳中学校と大道中学校を統合し、1中学校区とする。</p> <p>・統合の時期は平成23年4月1日とする。</p> <p>・統合後の学校の位置は、現在の龍ヶ岳中学校とする。</p> <p>⑤彰高戸小学校と種島小学校の統合</p> <p>高戸小学校、種島小学校ともに小規模校化が進み、高戸小学校は、現在複式学級を有しており、種島小学校も複式学級化が懸念されることから、2校を統合する。</p> <p>・高戸小学校と種島小学校を統合し、1小学校区とする。</p> <p>・統合の時期は平成23年4月1日とする。</p> <p>・統合後の学校の位置は、現在の高戸小学校とする。(以下、省略。)</p>	

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				水俣市小中学校再編成審議会	市議会 自治会長会 PTA連絡協議会 小中学校校長会 地域婦人会連絡協議会 老人クラブ連合会 市私立幼稚園協会 水俣市保育園協会		水俣市小中学校再編成実施計画
	<p>○通学区域の変更について(小学校)</p> <p>①東屋形二丁目から東屋形四丁目は、現在は中央小学校校区であるが、これを第一小学校校区に変更し、中央小学校の将来的な児童増加を抑制する。</p> <p>②調整区域については、現在の通学者の状況を考慮し、調整区域ではなく校区として設定し直した方が良い地区については、変更校を指定校とする等の方策を採ること。特に、現在、中央小学校校区である、向陽台区・大東区については、緑ヶ丘小学校校区に変更する。</p> <p>○2中学校の通学区域の設定については、次のとおりとする。</p> <p>①現在の、第一小学校、第二小学校、第三小学校、有明小学校、清里小学校、桜山小学校の校区を1中学校の校区とする。</p> <p>②現在の、第四小学校、平井小学校、府本小学校、八幡小学校、緑ヶ丘小学校、中央小学校の校区を1中学校の校区とする。</p>			荒尾市学校規模適正化審議会			荒尾市学校規模適正化審議会答申
<p>①姫戸小学校と牟田小学校の統合 学校間の距離が5.5kmと遠距離になるため、スクールバスの運行について検討する。</p> <p>②今津小学校と樋合小学校の統合 学校間の距離が8.5kmと遠距離になるため、スクールバスの運行について検討する。</p> <p>③上小学校と上北小学校の統合 学校間の距離は約3kmだが通学区域の一部に4kmを超える地域があるため、スクールバスの運行について検討する。</p> <p>④龍ヶ岳中学校と大道中学校の統合 一部の地域において通学距離が6kmを超えるため、スクールバスの運行、路線バスの利用等について検討する。</p> <p>⑤彰高戸小学校と徳島小学校の統合 一部の地域において通学距離が4kmを超えるため、スクールバスの運行について検討する。 (以下、省略。)</p>	<p>○基本計画の期間 市の財政状況や今後の学級編成基準、児童・生徒数の動向等を踏まえ、平成20年度から28年度までの9年間とし、段階的に推進する。</p>			上天草市公立学校規模適正化審議会			上天草市公立学校規模適正化について

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
336	熊本県	山鹿市	12～24学級	12～24学級	<p>○小・中学校の適正な規模について</p> <p>①学校教育法施行規則第十七条に規定する適正規模及び、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担率に関する法律施行令第4条第2項の規定による統合後の適正規模を適用し、小・中学校ともに12～24学級を基準とする。</p> <p>ただし、地理的な状況やその歴史的な背景も踏まえた地域性を考慮した枠組みも考えていく必要がある。</p> <p>②1学級あたりの児童生徒数は、小学校1・2年生については、県の基準となる35人学級、その他の学年は40人学級とするが、国や県の動向を把握していく必要がある。</p>	<p>○具体的な枠組みについて(第1次前期計画)</p> <p>①複式学級を有する川辺小学校と建築年度の古い山鹿小学校との再編を検討する。</p> <p>②複式学級を有する岳間小学校と広見小学校、岩野小学校との再編を検討する。</p> <p>③複式学級を有する山内小学校と千田小学校、米野小学校及び米田小学校との再編を検討する。</p> <p>○第1次後期計画</p> <p>複式学級の解消のために、上記学校の再編を優先とし第1次前期計画とし、さらに小規模校の解消のために下記学校を第1次後期計画として進める。</p> <p>①複式学級の編制される見込みの平小城小学校と三岳小学校との再編を検討する。</p> <p>②内田小学校、六郷小学校及び城北小学校との再編を検討する。</p> <p>③福田小学校、中富小学校及び来民小学校との再編を検討する。</p> <p>○第2次計画の考え方について</p> <p>①小学校について</p> <p>第1次計画終了時点で、小規模校及び未再編の学校を含んだところでの枠組みの検討を行うことが必要であり、山鹿地区においては、3～4校程度に再編の検討を行うものとする。</p> <p>②中学校について</p> <p>第1次計画の小学校の進捗状況及び社会情勢の変化を踏まえて検討を行う必要がある。</p>	<p>小学校(20校)、中学校(6校)のうち、大規模な老朽化・耐震補強工事が必要とされる建物は、小学校校舎23棟と屋内体育館7棟、中学校校舎17棟と屋内体育館3棟があり、全体の60%を占める状況にある。これらの対象建物は、昭和30年代から50年代にかけての児童生徒数の多い時期に集中的に建設されており、毎年の補修等の費用も増加の傾向にある。</p> <p>このようなことから、学校規模の適正化にむけての取り組みと併せて、施設整備計画を立てていく必要がある。</p>
337	熊本県	津奈木町			<p>○提言</p> <p>1・津奈木町立の義務教育機関は、津奈木小及び津奈木中の一小一中とし、津奈木小に赤崎小、平国小を集約する。</p> <p>2・再編成を平成20年度から行い、最終目標を平成24年4月1日に設定する。</p> <p>3・遠距離通学児童・生徒については、スクールバスで通学の便宜を図る。</p>	<p>○統廃合の具体的な方策及び時期</p> <p>1・学校の適正規模</p> <p>①本町では、「1小学校」、「1中学校」が人口規模の面から見て適正規模と思われる。</p> <p>②赤崎、平国小を津奈木小に統合することで、適正規模及び複式学級の解消に繋がる。</p> <p>2・統廃合の具体的な方策</p> <p>①第1に、完全複式学級となっている赤崎小を津奈木小に統合する。</p> <p>②第2に、平国小を津奈木小に統合する。</p>	
338	熊本県	天草市	6学級以上		<p>○統廃合推進計画</p> <p>1・小学校42校を17校にする。中学校17校を、13校にする。</p> <p>2・計59校を30校へ統合することを目指す。</p> <p>○適正化に向けた計画期間</p> <p>1・前期(平成22年度～25年度)と後期(平成26年度～28年度)とする。</p> <p>2・計画期間を定めるが、財政状況や社会状況の変化、更には地域の理解を得て進める必要があることから、計画の変更もあり得ることを念頭に置く。</p>	<p>○小学校について</p> <p>複式学級の解消を最優先課題とし、各学校が6学級以上の学校規模となるように統廃合により適正化を図る。</p> <p>○中学校について</p> <p>小規模で地理的・歴史的な面や生活検討の関係が深い地区について適正化を図る。</p>	
339	大分県	別府市	12～18学級	12～18学級	<p>○検討の基本的考え</p> <p>①教育の質を確保する児童生徒が一定規模の同年齢の集団の中で学習や生活を通して多様な意見に触れ互いに切磋琢磨することで社会性を育て、教育効果の向上を図る。</p> <p>②標準学校規模の基準を12学級～18学級とする市内小学校の学校規模が標準学校規模となるように学校適正化を図り児童にとってより望ましい教育環境を整備する。</p> <p>③わかりやすい通学区域再編に配慮する通学区域再編については、児童生徒の通学の安全確保、通学距離、通学区域のわかりやすさ等を考慮して、主にJR線路、主要道路、流川通りや富士見通り等で区分けを検討する。</p> <p>○実施時期</p> <p>①現在、鶴見小学校校区の荏園町の緑丘小学校への校区編入、鶴見中学校校区の新別府町の朝日中学校への校区編入の早期実現をめざす。なお、平成21年2月13日に荏園町自治会より鶴見小学校校区から緑丘小学校校区への通学区域変更の要望書が提出されていることから、なるべく早い時期の実現をめざす。</p> <p>②平成24年度統合校の開校を目途に、西小学校と青山小学校の統合をめざす。平成27年度統合校の開校を目途に、浜脇中学校と山の手中学校の統合をめざす。</p>	<p>○旧市街地について</p> <p>【小学校】</p> <p>・西小学校と青山小学校を統合し、統合校の位置は、現青山小学校の校地とすることが望ましい。西小学校は現在全校189名で6学級である。平成27年までの児童数の推移を見ても大きな変化はなく、依然、小規模校のままである。将来的に児童数減少が予想される別府中央小学校と南立石小学校の学校適正化を図るため、青山小学校校区の田の港町と中央町を別府中央小学校校区に変更し、山の手町の一部を南立石小学校校区に変更することが望ましい。</p> <p>【中学校】</p> <p>・浜脇中学校と山の手中学校を統合し、統合校の位置は現西小学校の校地とすることが望ましい。浜脇中学校と山の手中学校の、平成33年までの生徒数の推移を見ると生徒数の増加の傾向は見られず、依然、小規模校のままである。そこで、両中学校を統合し、統合校の校地を現西小学校の校地とすることが望ましいと考える。</p> <p>○西部地区と中部地区について</p> <p>【小学校】</p> <p>・南立石小学校校区の再編が望ましい。南立石小学校の小規模校化を解消するために青山小学校校区の山の手町の一部を南立石小学校校区として、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考える。通学区域再編を実施した場合、平成27年度予想で南立石小学校は、児童数423名、学級数14の標準学校規模の小学校となる。</p> <p>・鶴見小学校校区と緑丘小学校校区の再編が望ましい。鶴見小学校の大規模校化を防ぎ、緑丘小学校の小規模校化を解消するために、鶴見小学校校区の荏園町の一部を緑丘小学校校区に再編し、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考える。通学区域再編を実施した場合、平成27年度予想で鶴見小学校は、児童数502名、学級数18となり、緑丘小学校は、児童数329名、学級数12の標準学校規模の小学校となる。(続きは、「5 その他の基準及び方針」に掲載。)</p>	
340	大分県	国東市	12～18学級	12～18学級	<p>○適正規模を検討する根拠・適正規模に関する考え方</p> <p>当審議会では、学校規模の定義を国東市に当てはめ独自に下記のとおり分類を行い検討した。</p> <p>①極小規模校 学級数2、児童数10人前後。</p> <p>②過小規模校 学級数3～5、児童数30～60人。</p> <p>③小規模校 学級数6～11、児童数60人以上。</p> <p>④適正規模校 学級数12～18、児童数240人以上。</p>	<p>○小学校</p> <p>①小学校全校児童数50名を割り込む学校については統合の検討を開始し、複式学級の解消を図るものとする。</p> <p>②小学校全校児童数30名程度の学校については、児童間の切磋琢磨が出来る教育環境が困難となるため、積極的に統合を図るものとする。</p> <p>○中学校</p> <p>平成21年4月1日に、国東町内の4校が統合し、「国東中学校」として開校予定である。これにより、各校に1校の中学校が配置されることになり、学校間の距離、地域事情を踏まえてほぼ適正な配置になったと判断される。</p>	<p>教育施設では多くの施設で耐震基準を満たしておらず、老朽化とともに教育施設の整備が求められている。</p>
341	大分県	佐伯市	6学級以上	3学級以上	<p>○佐伯市立学校の適正規模の考え方</p> <p>「小学校は複式によらない最小人数での6学級以上、中学校は3学級以上」を基準とするともに、今後10年を見通して統廃合を含めた適正化を推進する。</p> <p>○適正化の方向</p> <p>①第1段階</p> <p>平成23年度に統合が決定している小野市小学校と重岡小学校を除き、「2複式(複式学級が2学級)のある学校又はそれに準じる規模の学校」を適正化の対象校とし、平成23年度までに統合する方向で検討する。</p> <p>②第2段階</p> <p>平成23年度時点で「複式学級のある学校又はそれに準じる規模の学校」を適正化の対象校に設定し、平成28年度までの統合を視野に入れて検討する。</p> <p>③離島の学校について</p> <p>離島という特殊条件を考慮しながら慎重に検討する。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	<p>○計画期間について 通小規模校や小規模校の解消のためには、長期的計画による再編が必要であり、財政的な面を考慮しなければならない。そのためには、合併特例債などを有効に利用できる期間内での着手が望ましい。 その期間内を1次計画とし、平成20年度から平成26年度までの7か年とする。また7か年を前期(平成20年度から23年度)、後期(平成24年度から26年度)とし、それ以降を2次計画期間として位置付け、取り組む必要がある。</p>			山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会			山鹿市立小・中学校規模適正化について(提言)
	<p>○統廃合の実施時期 赤崎小を平成22年度までに、平国小を完全複式学級となる平成24年度までに統合することが望ましい。</p>			津奈木町教育委員会	町議会代表 地区代表 小学校PTA会長 小学校長 教育委員会関係者		津奈木町立小学校統廃合実施計画(こどもたちの未来のために)
	<p>○校区設定について 1・小学校は、現行の中学校区域を基本とする。 2・中学校は、旧町の区域内を基本とする。なお、地域の実情に応じてその区域を越えることができるものとして検討する。</p>	<p>小学校で概ね4km、中学校で概ね6kmを超える遠距離通学になる場合はスクールバス等の通学手段を確保する。 また、御所浦地区は、スクール船での通学とする。</p>	<p>小中一貫教育については、学校の立地状況を踏まえながら一部導入を図ることとし、学校選択制度等については今後の検討課題とする。</p>	天草市教育委員会			天草市学校規模適正化(学校統廃合)推進計画～子どもたちのために～よりよい教育環境を目指して～
	<p>【中学校】 ・鶴見台小学校校区の再編が望ましい。鶴見台中学校校区の新別府町を朝日中学校校区へ再編することで、鶴見台中学校の大規模校化を解消できると考える。新別府町の生徒は、現在、鶴見台中学校へ通学しているが、朝日中学校へ通学することで多少通学距離は長くなるが、本来、新別府町は朝日小学校校区であることから、朝日中学校校区に再編することが望ましいと考える。 ○北部地区について ・小学校、中学校ともに現在の校区のままが望ましい。龍川駅のリニューアル等により利便性が高まり、定住人口の増加が見込まれることから現在の校区のままでその推移を見守りたい。</p>			別府市学校適正化検討委員会	学識経験者 市民代表 市議会議員 学校関係者		別府市学校適正化に向けての答申
				国東市学校教育審議会	学識経験者 住民代表 学校関係者 保護者		国東市長期学校教育環境整備について(答申)
							長期総合教育計画

			I 学校の適正規模		II 統合の基準		
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について	2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
342	大分県	日田市			<p>○学校規模について</p> <p>大分県教育委員会の方針として、基本的な生活習慣や学習習慣の早期定着を図り、生徒指導上の対応や基礎学力の向上を目的とし、小学校1、2年生において30人学級編成を行っている。</p> <p>また、平成16年1月の「日田市立小中学校適正規模検討委員会」の報告書を踏まえ、1クラスの規模としての構成人数は20人から30人程度が望ましいと考える。</p> <p>○複式学級の解消について</p> <p>児童の発達段階に応じた学習活動ができるように、過小規模校における児童の社会性の育成や指導体制の充実、地域性やこれまでの統廃合の経緯などを多面的に考慮し、最低1学年1クラス以上を構成できる学校が望ましい学校規模と考える。</p>	<p>○小学校について</p> <p>平成20年5月1日現在の学校基本調査の結果、学級数が5以下の複式学級編成を行っている過小規模校で、その状況が将来的に継続すると見込まれる学校は、早期に統廃合に取り組む必要がある。</p> <p>○学校規模の適正化の推進</p> <p>適正化の対象となる小学校は複式学級編成を行っている過小規模校の13校とする。</p> <p>これらの学校については、その状況が平成26年度まで継続すると見込まれることから、早期に複式学級の解消に向けて、学校統廃合に取り組む必要がある。</p> <p>併せて、小中学校間のよりスムーズな接続を図るため、小中一貫教育制を検討する必要がある。</p> <p>○適正化に取り組む必要がある小学校について</p> <p>【大分地区】 静修小学校、夜明小学校が統合することが望ましい。 【前津江地区】 ①大野小学校、赤石小学校(曾家分校を含む)、出野小学校が統合することが望ましい。 ②柚木小学校をうきは市(姫治小学校)へ委託することが望ましい。 【中津江・上津江地区】 中津江小学校、上津江小学校が統合することが望ましい。 【大山地区】 大山小学校、鎌手小学校、都築小学校が統合することが望ましい。 【大瀬地区】 ①馬原小学校、台小学校、丸山小学校、桜竹小学校が統合することが望ましい。 ②五馬市小学校、出口小学校、塚田小学校が統合することが望ましい。</p>	
343	大分県	由布市			<p>○学校規模適正化へ向けた考え方</p> <p>平成19年5月1日学校基本調査の結果、5月1日現在における学級数が5以下の、複式学級編成を行っている過小規模校で、その状況が将来的に継続すると見込まれる学校は、早期に適正規模化に取り組む必要がある。</p>	<p>1・学校規模の適正化の推進にあたっては、複式学級を有する学校を対象校とし、今後の児童数の推移や地域性を考慮して統廃合を行う。</p> <p>2・現在、複式学級を有する過小規模校は9校である。その中でも、4学級以下で児童数の少ない学校である7校については、その状況が平成24年度まで継続すると見込まれることから、早期に学校統廃合に取り組む必要がある。</p> <p>3・特に平成19年度当初全校児童数が10人以下と見込まれる4校については、早急に統合することが望ましい。</p>	
344	鹿児島県	鹿屋市	12~18学級	12~18学級	<p>○学校規模の考え方</p> <p>①一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的かつ合理性があると考え、本市における学校の適正規模も、国の基準に基づき12~18学級とすることを原則とする。</p> <p>②地域の実情に応じて弾力的な運用も必要であり、小・中学校各学年1学級以上とすることも可能であると考える。</p> <p>○適正配置の方法</p> <p>学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般的に隣接する学校との通学区域の見直しによる調整も考えられるが、本市においては多くの学校が小規模であり、通学区域の調整のみによって将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、統廃合を軸として考えるのが妥当である。</p>	<p>○基本方針</p> <p>平成19年6月に定めた「学校規模適正化(学校再編)に関する暫定基本方針」を基本的には踏襲し、これを「基本方針」とする。</p> <p>①対象学校 小学校、中学校別に検討するものとする。</p> <p>②施設設置 既存の学校施設、設備を最大限活用し、新設での新築は行わないものとする。</p> <p>③学校規模 ・国の基準(一学年、小学校2学級以上3学級以下・中学校4学級以上6学級以下)を原則とする。 ・地域の実情に応じて必要がある場合には、小・中学校各学年1学級以上とすることができるものとする。</p>	
345	鹿児島県	垂水市			<p>○統廃合に向けた方針</p> <p>本検討委員会としては、教育環境の整備、複式学級の解消、適正規模の確保を図るためには学校統廃合は必要であるとして、委員全員が賛成ではないものの、次の3点が望ましいという結論に達した。</p> <p>①中学校については市内全中学校を1校に統合する。 ②牛根地区の小学校3校については1校に統合する。 ③新城小学校、枝原小学校についても統合を検討する。</p>		
346	鹿児島県	曾於市	18~24学級	12~18学級	<p>○学校規模</p> <p>①小学校18学級から24学級(1学年3~4学級)が小学校の適正な規模であり、少なくとも各学年において複式学級を確保できる12学級(1学年2学級)以上の規模が必要である。</p> <p>②中学校12学級から18学級(1学年4~6学級)が中学校の適正な規模であり、少なくとも各学年において複式学級を確保できる6学級(1学年2学級)以上の規模が必要である。</p> <p>○計画の期間計画期間を、第1次計画期間と第2次計画期間に区分とする。</p> <p>①第1次計画期間は、末吉地域、財部地域の中学校を対象とし、期間を平成22年度から平成23年度までの2か年とする。</p> <p>②第2次計画期間は、市内全域の小学校を対象とし、具体的な期間については平成25年度からとし、第1次計画の進捗状況により決定とする。</p> <p>○計画の内容・第1次計画第1次計画は、次の内容で学校適正化を進める。</p> <p>①末吉地域、財部地域の中学校をそれぞれ1校に再編する。</p> <p>②統合校の位置は、末吉地域にあつては末吉中学校、財部地域にあつては財部中学校とする。</p> <p>③再編の形態は、末吉地域にあつては末吉中学校、財部地域にあつては財部中学校に吸収統合とする。</p> <p>④財部地域の統合校を置くこととなる財部中学校の施設整備を実施する。</p> <p>⑤統合の時期は、平成24年4月1日とする。 ・第2次計画第1次計画の進捗状況を把握・精査し、第2次計画において具体的に示す。</p>		
347	鹿児島県	南さつま市	12~18学級	6~9学級	<p>○再編の基本方針</p> <p>1・中学校は、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のために、再編を早急に推進された。</p> <p>2・小規模小学校についても、望ましい学習環境を確保するために、中学校と同様に再編を推進された。</p> <p>3・再編しても望ましい規模が見込めない中学校は、小学校との施設一体型の小中一貫教育校を開設することにより、小・中の教員が同一校の職員として兼務する体制を作り、免許外教科担任や中1ギャップの解消等を図る。</p>	<p>○小学校について</p> <p>1学級の児童数は21~30名程度、1学年の学級数はクラス替えが可能で2学級以上が望ましい。</p> <p>○中学校について</p> <p>1学級の生徒数は30名程度、1学年の学級数は教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる3学級以上が望ましい。</p>	
348	鹿児島県	大和村			<p>○基本方針</p> <p>1・村内の5中学校を1校に統合する。(新たな校舎建設は行わず、現在の大和中の校舎を使用する)。</p> <p>2・小学校5校は各校残す。</p> <p>3・湯湾釜分校を本校の大和小に平成23年4月1日に統合する。</p>		

		Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統廃合に関する検討組織について			V 参考資料
4 統廃後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
	○中学校について 大分県の方針(大分県教育委員会における市町村立小・中学校の学級編制及び教職員配当基準)により、中学校については複式学級を編制しないことや、通学区域の拡大で通学時間や距離が長くなるなどの理由により、生徒の体力・精神面での過重な負担を考慮し、本委員会では中学校の統廃合は対象としない。 しかしながら、全校生徒数がさらに減少し、学校生活すべてにおいて、支障をきたすと判断される場合は、教育委員会が関係者と協議し統廃合の検討を行うこととする。			日田市立小中学校教育環境整備検討委員会	市民の代表者 学識経験者 統廃合校の代表者 学校教育関係者 市の職員、その他		日田市立小中学校における教育環境整備についての答申書
				由布市教育問題検討委員会	市民の代表 学識経験者 学校教育関係者 教育委員会が必要と認める者	大学教授 元教育長 市議会議員 自治委員会会長 PTA連合会会長 PTA会長代表 前小規模校PTA会長代表 幼稚園PTA会長代表 小・中学校長 学校教諭代表 へき地校長代表	由布市立小学校における適正規模について 答申I
国の基準に基づき、徒歩で片道小学校4km、中学校6km以内を基本とし、この基準を超える児童生徒については、スクールバス等の通学手段を考慮するものとする。	○統廃の視点 学校の統廃にあたっては、ともしれば統廃する学校規模等により「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起る懸念があることから、このことが児童生徒に与える影響に配慮する必要がある。 ○学校区について ①小学校は、現行の中学校区域内を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、中学校区域を超えることもできるものとする。 ②中学校は、隣接する現行の中学校区域を基本とする。ただし、地域の実情、地理的及び地形的条件に応じて、隣接する中学校区域を超えることもできるものとする。			鹿屋市教育委員会			鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針
				垂水市立学校規模適正化検討委員会			学校規模適正化について(答申)
○通学に係る基準 ・小学校義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)第4条第1項第2号に「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること」と規定してある。曾於市において、小学生についてはおおむねこの法令の基準内である。 ・中学校 ① 徒歩: 通学距離が片道3km未満 ② 自転車: 片道3km以上7km未満(部活の生徒は学校長の認めた距離) ③ 大隈中学校通学バス: 片道7km以上 ④ 末吉中学校通学バス: 光神小学校区からの通学者で乗車を希望する生徒(現在7km以上の生徒が利用) ⑤ その他公共交通機関: 岩北、岩南小学校区からの通学者で路線バスを利用するため定期乗車券を購入した生徒に対し補助金を交付(5km以上)	○通学範囲の拡大について(中学校) 中学生にあっては、末吉中学校が「通学距離が2km以上7km未満は自転車通学、7km以上は通学バス(光神小学校のみ)」、財部中学校が「通学距離が2km以上は自転車通学」、大隈中学校が「通学距離が3km以上7km未満は自転車通学、7km以上は通学バス」と通学方法の基準を定めており、今回の再編(第1次計画)に当たっては、この基準が一つの目安になると思われる。 しかしながら、急激な児童生徒数の減少、道路交通状況、不審者対策などを考えた場合、見直しの時期にすることも事実であり、財源的なものも考慮に入れながら全般的な見直し又は弾力化を図っていく必要がある。	現在本市においては、末吉中学校(光神地域のみ)及び大隈中学校において通学バスを導入しており、前者が自主運行(運転委託)方式で、後者が委託運行方式で運行している。また、財部地域の小学校においては、財部小学校が3路線、財部北小学校、財部南小学校がそれぞれ1路線で委託運行方式により通学バスを導入している。再編後は、校区の立地条件や運行経路にもよりますが、通学バスの運行路線数がかかり増加することが予想される。 なお、財部地域の小学生に係る通学バスについては、現段階で市内他の地域との均衡という問題がある。今後、小学校の再編や市全体を視野に入れた中で、運行の廃止やふれあいバス、おもいやりタクシーとの共同運行など早急に検討していく必要がある。		曾於市学校規模適正化検討委員会	学識経験者 住民代表 学校関係者 保護者		曾於市学校規模適正化計画
		学校再編では、スクールバスによる通学が可能な範囲(概ね、小学校30分以内、中学校45分以内)で検討されたい。	小中一貫教育を推進するにあたっては、小学校の高学年における教科担任制の導入や、「特区申請」による6・3制の教育体制の改善など、より効果的な推進を図りたい。	新しい学校づくり検討委員会	学識経験者 地域住民代表 保護者代表 学校関係者 その他教育委員会が必要と認める者		「新しい学校づくり検討委員会」最終報告
				大和村立学校統廃合検討審議会	議会の代表 学校の代表 PTAの代表 各校区の代表 その他教育委員会が必要と認める者	校区代表 村議会議員 学校長 PTA代表 推進本部推薦者	学校統廃合検討審議会答申

			I 学校の適正規模		II 統合の基準			
番号	都道府県名	市区町村	1 小学校	2 中学校	1 統廃合の基本的考え方について		2 統合の対象とする学校規模について	3 校舎の老朽化について
349	鹿児島県	阿久根市			<p>○適正配置を進めるための基準及び学校統廃合の案</p> <p>1・整理統合の基準を勘案し、今後6年間の児童生徒数の推移で予想すると、以下の学校で統廃合が考えられる。</p> <p>①大川中及び鶴川内中。</p> <p>②尾崎小及び田代小。</p> <p>2・上記の学校については、概ね以下の計画により統廃合する。</p> <p>①大川中を阿久根中へ、鶴川内中を阿久根中と三笠中へ平成19年度に統合する。</p> <p>②尾崎小を山下小へ、田代小を鶴川内小へは、以後検討する。</p>		<p>○整理統合の基準</p> <p>地域の実態を十分考慮に入れた上で、次の項目を整理統合の基準とする。</p> <p>①小学校は、複式学級の状態が2年以上継続と想定される場合。</p> <p>②中学校は、6学級を下回る状態が2年以上継続と想定される場合。</p>	
350	鹿児島県	さつま町		9学級以上	<p>○学校の適正規模</p> <p>1・小学校について</p> <p>①1学年15人から20人程度を超えることが望ましい。</p> <p>②分校は、平成19年度から3年間休校が続いており、再開校の見通しもないことから、本校への統合を進める必要がある。</p> <p>2・中学校について</p> <p>①将来を見据えると1町1中が望ましいが、保護者の理解や地理的条件から通学手段の確保が困難であることを考慮すると、当面は1町2中が適当と考える。</p> <p>②教員配置や多様な教育活動が図られる観点から、1学年3学級以上が望ましい。</p>		<p>○小学校の高学年</p> <p>1学年10人未満になり、完全複式学級の状況になることが見込まれる段階で、再編を視野に入れた検討を始める。</p>	
351	鹿児島県	喜界町	12学級	9学級以上	<p>○小学校の適正規模</p> <p>1・複式学級編成や極端な少人数クラスを解消する学校規模を目指して再編を進める必要がある。</p> <p>2・教育の効果的な教育環境を考えると、1学年2学級規模の学校が望ましい。</p> <p>○中学校の適正規模</p> <p>以下の点を踏まえ、1学年3学級以上の学校が望ましい。</p> <p>1・集団生活をする中で、社会性、協調性、向上心を育むことができる規模。</p> <p>2・部活動などにおいて生徒自身が挑戦したり選択することができる規模。</p> <p>3・教育効果を上げることが可能な教職員数を確保できる規模。</p> <p>4・全教科に免許所有教員の配置が可能となる規模。</p> <p>5・教科ごとの教職員間の研修体制の充実や、日常の教材・教具作成等の負担軽減が可能となる規模。</p>			
352	沖縄県	那覇市	12～24学級	12～24学級	<p>○望ましい学校規模(学校の適正規模)</p> <p>①小学校</p> <p>1学年2～4学級。</p> <p>②中学校</p> <p>1学年4～8学級</p> <p>(学校全体では小・中学校とも12～24学級)。</p> <p>○加えて、本市では市立中学校の全17校が適正規模であるのに対して、小学校の35校においては適正規模外の小規模校と大規模校・過大規模校がそれぞれ数校混在している。</p>			
353	沖縄県	うるま市			<p>○学校適正化に向けて</p> <p>①島しょ地域における学校の望ましい適正規模を実現していく段階的の方策として、複式学級を解消した教育環境を早急に整備することが重要である。</p> <p>②学校の統廃合による教育施設の有効利用としては、地域の意見を反映した跡地利用策が優先されるように要望する。</p> <p>③学校の適正配置に伴う通学区域の具体的な対応策など、特に幼児児童生徒の安全確保や教育施設の整備充実を図ることに關し、適切な措置を地域の意向を踏まえ、実施されるよう切望する。</p> <p>○学校の統廃合について</p> <p>①統合方法</p> <p>既存の学校施設を活用することを基本とし、校舎等の老朽化の状況、児童・生徒の状況、今日的な教育への対応などの点から、新築、改築が適当であると判断される場合は新築等を視野に入れる。</p> <p>②統合の進め方</p> <p>地域住民の理解と協力を得られるよう十分調整する。</p> <p>③配慮事項</p> <p>学校規模、通学時間、通学距離、通学安全等を総合的に配慮する。</p>		<p>○複式学級の解消</p> <p>・島しょ地域における学校適正化に向けて児童生徒数の一定基準を確保し、複式学級の解消を図るため、統廃合やその他の方策の検討が必要である。</p> <p>○小規模校及び大規模校対策</p> <p>小規模校及び大規模校の問題点を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的、効率的な学校経営を行うために、地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の見直し、弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。</p>	
354	沖縄県	名護市			<p>○複式学級の課題解消について</p> <p>1・二見以北の久志小、三原小、嘉陽小、天仁屋小の4校を統合し、新たに小学校を新設する。</p> <p>2・源河小については、真喜屋小との統合も視野に入れて、複式学級の解消を検討する。</p> <p>3・瀬喜田小は、例えば小規模特認校などの制度を活用し、市街地から少人数学級を規模する児童の受け入れを行い単式学級の確保を検討する。</p> <p>4・中山分校は、本校への統合を具体的に検討する。</p>			

4 統合後の通学距離について	5 その他の基準及び方針	Ⅲ 学校規模適正化関連項目		Ⅳ 統合に関する検討組織について			Ⅴ 参考資料
		1 通学費の補助やスクールバスの運行の有無等について	2 小中一貫校(小中連携)を導入する予定について	1 検討組織の設置	2 構成員・肩書き	3 委員の身分	
				阿久根市学校規模適正化協議会	市の職員 教育委員会委員 学識経験者 その他教育委員会が必要と認める者	市副市長 市教育委員長	阿久根市学校規模適正化提言
				さつま町立学校適正規模等検討委員会	学識経験者 学校関係者 町立学校PTA代表 地域代表	校長退職者 小・中学校長 PTA連合会会長 中学校PTA 公民館長 地区代表 女性団体代表	さつま町立小・中学校の規模等の適正化について
	○小学校 2～3校に再編する。 ○中学校 1～2校に再編する。			喜界町立幼稚園・学校規模適正化検討委員会	議会代表 学校代表 PTA代表 各校区の代表 その他教育委員会が必要と認める者		喜界町立幼稚園・学校規模適正化検討委員会 答申書
原則として学校を中心に小学校は半径1km以内、中学校は半径2km以内として設定している。				那覇市立学校適正規模等審議会	学識経験者 学校関係者 市内関係団体 市民		那覇市立学校における通学区域制度について(答申)
				うるま市教育振興推進委員会			うるま市学校適正化について 答申書
1・二見以北の久志小、三原小、嘉陽小、天仁屋小の4校を統合する際、将来複式学級にならないよう例えば小規模特認校等の制度を活用し特色ある学校を構築する。				名護市立学校通学区域等審議会	意見を有する者 学校関係者 地域代表	市教育研究所所長 PTA会長 小中学校校長 図書館協議会 子ども会育成連絡協議会 区長 都市計画コンサルタント	「複式学級の課題解消について」及び「通学区域制度の弾力的運用について」(答申)

全国市区町村教育委員会における小中学校の適正規模や適正配置等に関する政策動向
—学校統廃合答申類の分析

平成 24 (2012) 年 2 月

発行者 国立教育政策研究所

住所 〒100-8951

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

電話 03-6733-6833 (代)

印刷 株式会社進英プリント
